

平成 18 年 第 1 回

宿毛市議会定例会會議録

平成18年3月8日開会
平成18年3月23日閉会

宿毛市議会事務局

平成18年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成18年3月 8日 水曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
出席要求による出席者	4
開 会 (午前10時02分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	6
○日程第2 会期の決定	6
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第73号まで	15
(提案理由の説明)	
市 長	15
(議案第63号及び議案案第65号から議案第70号まで)	
質疑・討論・表決	20
散 会 (午前11時44分)	

第 2 日 (平成18年3月 9日 木曜日) 休会

第 3 日 (平成18年3月10日 金曜日) 休会

第 4 日 (平成18年3月11日 土曜日) 休会

第 5 日 (平成18年3月12日 日曜日) 休会

第 6 日 (平成18年3月13日 月曜日)

議事日程	23
本日の会議に付した事件	23
出席議員	23
欠席議員	23
事務局職員出席者	23

出席要求による出席者	2 3
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 一般質問	2 5
1 中平富宏議員	2 5
市 長	2 7
教 育 長	2 9
中平富宏議員	3 0
市 長	3 2
都市建設課長	3 3
教 育 長	3 3
中平富宏議員	3 4
市 長	3 6
都市建設課長	3 7
教 育 長	3 7
中平富宏議員	3 7
市 長	3 8
中平富宏議員	3 8
2 浅木 敏議員	3 8
市 長	4 2
浅木 敏議員	4 5
市 長	4 8
浅木 敏議員	4 9
市 長	5 0
総務課長	5 0
農林課長	5 0
土木課長	5 1
税務課長	5 2
福祉事務所長	5 2
浅木 敏議員	5 3
浅木 敏議員	5 3
3 菊地 徹議員	5 3
市 長	5 7
商工観光課長	6 3
教 育 長	6 3
菊地 徹議員	6 4
市 長	6 6
菊地 徹議員	6 7

4 岡崎 求議員	6 7
市 長	7 0
岡崎 求議員	7 3
市 長	7 5
教育次長兼学校教育課長	7 7
教 育 長	7 8
岡崎 求議員	7 8
延 会 (午後 4時38分)	

第 7日 (平成18年3月14日 火曜日)

議事日程	7 9
本日の会議に付した事件	7 9
出席議員	7 9
欠席議員	7 9
事務局職員出席者	7 9
出席要求による出席者	7 9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	8 1
1 有田都子議員	8 1
市 長	8 5
教 育 長	8 7
有田都子議員	8 7
市 長	9 0
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 0
教 育 長	9 1
有田都子議員	9 1
2 沖本年男議員	9 1
市 長	9 8
沖本年男議員	1 0 2
市 長	1 0 5
総務課長	1 0 8
教 育 長	1 0 8
沖本年男議員	1 0 8
3 寺田公一議員	1 0 9
市 長	1 1 1
保健介護課長	1 1 2
教 育 長	1 1 4

寺田公一議員	115
市長	117
保健介護課長	118
教育長	118
教育次長	119
寺田公一議員	119
教育長	119
寺田公一議員	120
教育長	120
寺田公一議員	120
4 中川 貢議員	120
市長	122
中川 貢議員	124
市長	127
中川 貢議員	128
○日程追加 議案第74号	128
(提案理由の説明)	
市長	128
散会(午後 3時48分)	

第8日(平成18年3月15日 水曜日)	
議事日程	131
本日の会議に付した事件	131
出席議員	131
欠席議員	131
事務局職員出席者	131
出席要求による出席者	131
開議(午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案	
第71号から議案第74号まで	133
質疑	133
1 浦尻和伸議員	133
都市建設課長	133
農林課長	134
水産課長	134
教育次長兼学校教育課長	136
浦尻和伸議員	137

都市建設課長	137
浦尻和伸議員	137
2 沖本年男議員	138
商工観光課長	140
環境課長	142
総務課長	142
企画広報課長	143
農林課長	143
土木課長	145
都市建設課長	145
水道課長	146
沖本年男議員	146
企画広報課長	147
土木課長	147
都市建設課長	147
沖本年男議員	148
土木課長	148
3 田中徳武議員	149
福祉事務所長	150
土木課長	151
商工観光課長	151
都市建設課長	153
田中徳武議員	153
委員会付託省略（議案第1号から議案第25号まで）	154
委員会付託（議案第26号から議案第62号まで及び議案第64号並びに 議案第71号から議案第74号まで）	154
散 会（午後 1時56分）	
陳情文書表	155
議案付託表	156

第 9日（平成18年3月16日 木曜日） 休会

第10日（平成18年3月17日 金曜日） 休会

第11日（平成18年3月18日 土曜日） 休会

第12日（平成18年3月19日 日曜日） 休会

-----	-----	-----
第13日（平成18年3月20日 月曜日）	休会	
-----	-----	-----
第14日（平成18年3月21日 火曜日）	休会	
-----	-----	-----
第15日（平成18年3月22日 水曜日）	休会	
-----	-----	-----
第16日（平成18年3月23日 木曜日）		
議事日程		159
本日の会議に付した事件		159
出席議員		159
欠席議員		160
事務局職員出席者		160
出席要求による出席者		160
開議（午前10時35分）		
○日程第1 議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに 議案第71号から議案第74号まで		162
(議案第1号から議案第25号まで)		
討論・表決		162
(議案第26号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第 71号から議案第74号まで)		
委員長報告		
総務常任委員長		162
教育民生常任委員長		164
産業建設常任委員長		167
質疑・討論・表決		167
○日程第2 陳情第34号外6件		
(陳情第36号及び陳情第39号から陳情第43号まで)		
委員長報告		
総務常任委員長		168
教育民生常任委員長		169
産業建設常任委員長		169
質疑・討論・表決		170
(陳情第41号)		
質疑・討論・表決		170
(陳情第34号)		
継続審査		170

○日程第3 委員会調査について.....	170
継続調査.....	170
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで.....	171
質疑・討論・表決.....	171
○日程追加 議案第75号から議案第77号まで.....	171
(議案第75号)	
質疑・討論・表決.....	172
(議案第76号)	
(提案理由の説明)	
中平富宏議員.....	172
質疑・討論・表決.....	173
(議案第77号)	
(提案理由の説明)	
西村六男君.....	173
質　　疑	
宮本有二君.....	174
西村六男君.....	175
宮本有二君.....	177
西村六男君.....	178
宮本有二君.....	178
西村六男君.....	179
宮本有二君.....	179
討　　論	
佐田忠孝君(反対)	180
菊地　徹君(賛成)	180
宮本有二君(反対)	181
沖本年男君(反対)	183
表　　決.....	184
(閉会あいさつ)	
市　　長.....	184
閉　　会(午後　4時01分)	
委員会審査報告書.....	187
陳情審査報告書.....	192
閉会中の継続調査申出書.....	195
意見書案第1号.....	200
意見書案第2号.....	202
意見書案第3号.....	203

付 錄

一般質問通告書	付- 1
議決結果一覧表	付- 3
議 案	付- 3
陳 情	付- 8

平成18年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成18年3月8日 水曜日）
午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第73号まで

議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議案第 2号 平成17年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成17年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第 8号 平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成17年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成17年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第12号 平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成18年度宿毛市一般会計予算について

議案第14号 平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について

議案第15号 平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第16号 平成18年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第17号 平成18年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第18号 平成18年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第19号 平成18年度宿毛市老人保健特別会計予算について

議案第20号 平成18年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 平成18年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 平成18年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第25号 平成18年度宿毛市水道事業会計予算について

- 議案第26号 宿毛市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第27号 宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第28号 宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第29号 宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定について
- 議案第30号 宿毛市国民宿舎施設整備等基金条例の制定について
- 議案第31号 宿毛市しあわせ長寿祝金支給条例の制定について
- 議案第32号 宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について
- 議案第33号 宿毛市課設置条例の全部を改正する条例について
- 議案第34号 宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宿毛市延滞金徴収条例の全部を改正する条例について
- 議案第41号 宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宿毛市少年補導センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 宿毛市公衆便所条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 宿毛市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 宿毛市下水道審議会条例の一部を改正する条例について

- 議案第52号 宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 宿毛市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 宿毛市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 宿毛市簡易水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 宿毛市民交通傷害保障条例を廃止する条例について
- 議案第58号 宿毛市同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 議案第59号 宿毛市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について
- 議案第60号 宿毛市しあわせ年金支給条例を廃止する条例について
- 議案第61号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について
- 議案第62号 高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第63号 幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について
- 議案第64号 こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について
- 議案第65号 高知西部環境施設組合の解散について
- 議案第66号 高知西部環境施設組合の解散に伴う事務の承継について
- 議案第67号 高知西部環境施設組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第68号 四万十市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を四万十市の住民の使用に供させることについて
- 議案第69号 大月町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を大月町の住民の使用に供させることについて
- 議案第70号 三原村立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を三原村の住民の使用に供させることについて
- 議案第71号 土佐清水市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を土佐清水市の住民の使用に供させることについて
- 議案第72号 黒潮町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を黒潮町の住民の使用に供させることについて
- 議案第73号 市道路線の認定について
-

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第73号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次長 兼庶務係長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画広報課長 小松宣男君
総務課長 岡本公文君
市民課長 松岡繁喜君
税務課長 松田雅俊君
会計課長 夕部政明君
保健介護課長 西本寿彦君
環境課長 谷本秀世君
人権推進課長 美濃部勇君
農林課長 小島正樹君
水産課長 間和海君

商工觀光課長	谷 本 実 君
土木課長	茨 木 隆 君
都市建設課長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	岡 添 吉 見 君
水道課長兼 下水道課長	江 口 日出男 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	嶋 統 一 君
教育次長兼 学校教育課長	西 尾 諭 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高 木 一 成 君
学校給食 センター所長	近 藤 勝 喜 君
千寿園長	尾 崎 重 幸 君

----- · · ----- · · -----

午前10時02分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより平成18年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西村六男君及び岡崎 求君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月6日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の課設置条例の変更を初め73議案等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から3月23日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月23日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員派遣について、報告いたします。

去る1月25日、第28回四国西南地城市議会議長懇談会定期総会が大洲市で、2月2日及び3日、高知県市議会議長会研修が岡山県玉野

市、広島県竹原市で、2月16日、広域行政圏市議会協議会第37回総会が東京都で、2月21日、四国西南地域道路整備促進協議会要望活動が高松市で、2月27日、幡多3市議長懇談会が土佐清水市で、それぞれ開催され、副議長が出席のため派遣されました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を3月9日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成18年第1回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

新年度予算案並びに各議案のご審議をお願いを申し上げるに当たりまして、市政運営に対する基本方針並びに主要施策について、所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、初めに行政改革について申し上げます。

長引く景気低迷を脱して、都会の方では景気の上昇がうかがえる状況にありますが、都会の景気は、なかなか田舎まで届いてきません。加えて、国の三位一体改革の推進等によりまして、地方における財政事情は大変厳しい局面を迎えております。本市におきましても、歳入の減少が進む財政状況の中、歳出の大幅な削減が求められておりまして、今後、少ない財源をいかに効果的、効率的に配分し、市民サービスの向上に努めていくかが喫緊の課題となっております。

このように、大変厳しい状況の中、昨年末、行政改革大綱の見直しを行いました。この内容につきましては、事業の休止や見直しを初め、補助金、負担金の見直し等、事務事業全般にわたる整理、合理化を図るとともに、市役所組織の見直し、民間の技術やノウハウを積極的に活用するための指定管理者制度の導入、定員管理、給与水準の適正化、自主財源の確保及び人材育成など、今後取り組むべき諸課題を盛り込んだ平成18年度を初年度とする新たな行政改革大綱でございます。

行政改革大綱策定に当たりましては、広く市民の皆様よりご意見をいただくため、宿毛市行政改革推進委員会の一部委員を公募という形をとらせていただきました。委員の皆様には、ご熱心にご審議をいただき、貴重なご提言をいただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

国は、地方公共団体における行政改革のための新たな指針を定め、地方公共団体に対して、一層の行政改革推進に向けた取り組みを求めております。このたびの行政改革大綱策定に当たりましては、これまでの実施計画にかえて、具体的な数値目標を定めた集中改革プランについても、あわせて策定し、各地区への回覧文書を通じて、市民の皆様へ公表を行ったところであります。

今後は、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、行政改革大綱及び集中改革プランの着実な実施に努めてまいりたいと考えております。

財政の状況について申し上げます。

平成16年度から実施された三位一体改革は、平成18年度におきましても、児童扶養手当国庫負担金の一般財源化などの措置がなされることとなっておりまして、国からの配分方法によつては、さらに厳しい財政運営を強いられることになると予測をしております。

また、昨年実施されました国勢調査で、本市

の人口は前回調査に比べて約1,500人減少いたしました。この国勢調査人口は、本市の歳入の約3割を占める地方交付税の算出基礎となっておりまして、平成18年度の普通交付税は、この人口減の影響等により、減額されるものと想定しております。

さらに、平成17年度に策定いたしました財政シミュレーションでは、平成21年度までは、基金の取り崩し等によって収支が保たれることとなっていましたが、シミュレーションの初年度である平成18年度予算においても、市税や地方交付税、国庫支出金等の歳入の減少が、予想した以上に大きくなっています。

一方、歳出につきましては、高齢化等による扶助費、起債の償還金、団塊世代の職員の退職金などの義務的経費の増加が避けられない状況にあります。このため、平成18年度の予算では、集中改革プランの実現に向けた予算編成を目標とし、歳入の確保はもとより、事業の見直し等による徹底した歳出の抑制を基本として、編成作業を行いました。

また、大変厳しい財政状況を踏まえ、市職員に対しても、人事院勧告に伴う給与構造の改革と、あわせて給料の一率3パーセントカットをお願いしています。職員の生活の根幹にかかわる給与カットを、市独自で実施することにつきましては、大変異例なことでありますが、本市の極めて厳しい財政状況を見据え、それに対応するための痛みを、職員が率先して市民の皆様と分かち合うことが求められていると考え、決断いたしました。

その結果、一般会計当初予算額は、前年度比4パーセント減の99億719万3,000円となりました。今後も本市の財政運営は、非常に厳しい状況が想定されますが、市民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災対策について申し上げます。

昨年9月に襲来した台風14号では、住宅の裏山が崩壊したことによる人的被害の発生や、水防活動に携わっていた消防団員が重傷を負うなど、大変残念な事故が発生いたしました。

また、2年続けて洪水による道路の冠水や、住宅の浸水被害が発生するなど、改めて自然災害の脅威を感じたところであります。

さらに、近い将来、必ず発生するといわれております南海地震によって、本市においても、大きな被害が予測されており、これまで津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断事業などを実施するとともに、津波ハザードマップの全戸への配布や、防災講演会などを通じて、防災意識の普及、啓発に努めてまいりました。

また、大地震発生時に重要な役割を担うであろう自主防災組織につきましては、沿岸部を初めとして、市内各地域での組織化が進んでおり、現在、27組織が設立されております。組織化された自主防災組織の多くが、みずから防災訓練や学習会などを計画し、積極的に防災対策に取り組んでいただいております。

平成18年度においても、市内全域での組織化に向けて、積極的に取り組んでまいります。

津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断事業、自主防災組織が行う資機材等の整備に対する助成につきましても、平成17年度に引き続き実施するとともに、平成18年度は、1人でも多くの市民の皆様に、南海地震に関する学習の機会を提供するため、地区別の防災講演会を実施してまいります。

また、消防団につきましても、大変厳しい財政状況ではありますが、資機材の整備や耐震性防火水槽の設置等、引き続き、その充実に努めてまいります。

交通運輸体系の整備について、申し上げます。

昨年3月2日に発生した宿毛駅での特急列車

事故におきましては、利用者の皆様に大変ご不便をおかけいたしました。また、復旧に当たりましては、関係機関を初め、多くの皆様にご協力をいただきました。

この事故によりまして、市民の皆様の郷土愛と、人を思いやる温かい心を強く感じるとともに、当地域にとって、鉄道がいかに必要であるかを再認識させられました。

同時に、土佐くろしお鉄道に対して、安全輸送の確保については当然のこと、市民に親しまれる鉄道会社として、経営改善に取り組むよう、強く求めております。

しかしながら、利用者の減少などにより、経営環境は非常に厳しい現状にありますので、土佐くろしお鉄道、中村宿毛線を守るネットワーク会議等の民間組織と一体となって、利用者の増加に向けた取り組みを行ってまいります。

市民の皆様におかれましても、より一層のご利用をお願いいたします。

宿毛佐伯航路につきましては、株式会社宿毛フェリーによる再開以来、会社の経営努力により、旅客や車両については、当初の輸送目標を上回る見込みとなっておりますが、燃料費の高騰や、他航路との競合など、本航路を取り巻く環境は依然として厳しい状況に変わりはありません。

本航路は、当地域と九州を結ぶ海の国道として重要な航路でありますので、経営の安定が図られるように、今後も利用促進を初め、本航路の維持、存続に対する取り組みを積極的に行ってまいります。

宿毛湾港の整備につきましては、湾内の静穏度を保つために、平成17年度より第1防波堤300メートルの整備工事が進められておりまして、現在、延長約170メートルに当たるケーソン12函の据えつけが完了しております。

今後も、港湾機能のさらなる充実のために、

第1防波堤の早期完成に向けて、引き続き、関係機関に強く要請してまいります。

宿毛湾港の利活用につきましては、引き続き、国・県などの関係機関と連携を図りながら、ポートセールスを行うとともに、地球深部探査船「ちきゅう」関連の科学船や、豪華客船の寄港につきましても、積極的に働きかけを行ってまいります。

中村宿毛道路につきましては、中村・間インター間は、平成19年度完成に向けて順調に工事が進んでおります。平田・宿毛インター間につきましては、平成18年度も引き続き用地買収を進めることとなっておりまして、中村・宿毛間の早期完成に向けて、努力をしてまいります。

高速道路につきましても、四国横断自動車道の予定路線区間であります宿毛・内海間の整備方針が早期に決定されるよう、積極的に取り組んでまいります。

農林業について申し上げます。

水産業とあわせて、宿毛市の基幹産業であります農林業につきましては、従事者数の減少や、高齢化、担い手の不足、国内外の産地間競争の激化、農産物、木材価格の低迷等、農林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、農業の担い手の育成確保につきましては、平成17年度に設立した宿毛市担い手育成総合支援協議会に対する支援をしてまいります。

水稻を中心とする水田農業につきましては、平成16年度から、宿毛市地域水田農業推進協議会が取り組んでいる米以外の作物の産地づくりや、農業者、農業者団体が主体的判断で、需要に応じた米生産に取り組むシステムの構築に対して、引き続き支援を行うとともに、耕作放棄地の増加防止のため、農作業受委託も推進し

てまいります。

施設園芸につきましては、レンタルハウス整備事業を活用し、振興を図ってまいります。

農村の振興につきましては、平成17年度から中山間地域等直接支払い制度を導入して取り組んでおり、農用地の荒廃防止と、農村が持つ水源涵養などの多面的機能の維持に努めてまいります。

また、市内の団体が、平成17年度より取り組んでおります水稻等の減農薬栽培研究や、地域特産品の開発に対しても、引き続き支援を行ってまいります。

畜産業につきましては、BSEに対する検査処理体制、及び幡多地区畜産振興協議会が開催する幡多地区総合畜産共進会への支援等を行ってまいります。

林業につきましては、水源涵養、国土の保全、地球温暖化防止等の森林が有する多面的機能の持続的発揮と、地域林業の活性化を図るため、高知県緊急間伐総合支援事業を活用し、間伐等の森林整備を推進してまいります。

また、平成18年度から、高知県間伐等森林整備促進対策事業を導入し、林業生産の適地において、将来にわたって安定的に木材を供給できる一団の森林を形成し、宿毛市森林組合による計画的な森林経営の展開を促進するため、効率的な基盤整備等の支援を図ってまいります。

水産業について申し上げます。

先ほど申し上げましたが、本市の基幹産業であります水産業は、輸入水産物の増加による魚価の低迷、資源の減少と相まって、燃料価格の高騰により、水産業を取り巻く環境も、一段と厳しい状況でございます。

県下では、平成10年から取り組んでまいりました7漁協構想の実現が、事実上不可能となり、加えて漁協経営の悪化や、金融機関との取引状況の変化に伴い、上部団体の経営悪化が顕

在化したことから、高知県においては、平成19年度末をめどにした県1漁協構想実現に向けた取り組みを始めております。

本市におきましては、平成17年度、消費者に新鮮で安心・安全な水産物を提供し、あわせて魚価の安定と組合員の所得向上を目指した高度衛生管理型の産地拠点流通市場、すくも湾中央市場が開設されました。

また、すくも湾漁協では、魚価水準の向上と、漁業経営の安定化に向けて、県外大手仲買業者の参入や、新規消費地市場の開拓に努めるなど、漁協の命運をかけた事業展開を、模索をしております。

平成18年度は、宿毛湾の特性を生かしたカツオ活餌の畜養事業による近海カツオ船の誘致や、市場経営の健全化、及び漁港の活性化に向けた取り組みを支援してまいります。

一方、全国初の防波堤側面での藻場造成事業を国・県の協力を得て推進しているところでありますが、藻場の持つ海水浄化作用を生かして、宿毛湾の漁獲物を環境に優しい水産物として、新たな付加価値をつくり出せるのではないかと考えており、今後の沿岸漁業振興や、資源保護の観点から、大きな期待を寄せております。

また、種苗放流による水産資源の増殖、保護事業の推進はもとより、海の森づくりや、アオリイカ産卵礁設置の研究事業に対しても、支援してまいります。

漁港漁村の整備事業につきましては、継続中の田ノ浦及び沖の島漁港の計画的な事業推進と、新規に内外ノ浦漁港の防波堤整備を進め、漁村の安全と漁港機能の充実を図ってまいります。

商工業について申し上げます。

本市の商工業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあります。特に、中心市街地におきましては、商店街の空洞化が深刻な問題となっております。

このため、平成18年度も引き続き、商工業者への預託融資を実施するとともに、現在、展開中であります「宿毛の蔵 東洋城」を中心市街地活性化に向けた新たな拠点と位置づけ、宿毛TMOまちづくり支援機構と、関係機関、関係団体とのさらなる連携強化を図り、空き店舗対策を初め、商店街の再構築に向けた対策を推進してまいります。

さらに、特産品販売の分野においては、既存特産物の普及、宣伝に努めてまいりますとともに、平成17年度末、市民グループにより、開発製造された芋焼酎につきましても、インターネット等によるピーアールや、各種イベントにおける物産展参加等、積極的に支援を行ってまいります。

観光について申し上げます。

本市の観光につきましては、広域観光を視野に、他市町村との連携を図りながら、「ダルマ夕日」等の主要な観光資源の利活用はもとより、有為な人材を多数輩出した歴史や、出井の甌穴を生かした観光ルートのピーアールに積極的に取り組んでまいります。

さらに、すばらしい景観美を有する県内唯一の有人離島であります沖の島、鵜来島を広く県内外にアピールするため、地区並びに関係団体との連携を強化し、平成18年度においては、全国離島サミットへの参加や、離島体験ツアー等、各種イベントの開催により、観光客の誘致に努めてまいります。

また、市民祭「すくもまつり」を初めとする各種既存イベントにつきましても、関係団体等と協働し、市民や本市を訪れた方が、憩いと潤いを実感できる魅力あるイベントとなるよう、再構築してまいります。

教育について申し上げます。

高知県において、取り組んできました「土佐の教育改革」は、平成18年度が最終年度とな

りました。本市におきましても、これまで進めてきた教育改革を生かしながら、開かれた学校づくりなどの推進により、学校や保護者、地域との積極的な連携など、地域ぐるみで子どもを育んでいく取り組みも、着実に広がっております。

これからも、こうした取り組みを浸透、定着させるとともに、子どもたちの基礎学力の向上はもとより、体力の向上についても、積極的に取り組んでまいります。

しかしながら、子どもたちを取り巻く社会の環境は、大人社会のモラルの低下、不審者情報の多発など、極めて憂慮すべき状況が続いています。

こうした状況を踏まえて、「対処」から「予防」、「量」から「質」への発想の転換や、市民との協働を積極的に進めながら、21世紀を中心豊かに生き抜いていける子どもを育てる教育の確立を目指してまいります。今後も、学習指導要領のねらいである生きる力を培い、確かな学力と豊かな心を身につけた、たくましい子どもの育成に取り組んでまいります。

学校の統合につきましては、児童・生徒数の状況を踏まえる中、行政改革大綱に沿って、保護者や関係者の皆様と協議を進めてまいります。

施設整備につきましては、篠山小中学校改築、大島小学校屋根改修、咸陽、大島小学校の耐震2次診断を実施してまいります。

また、野球場並びに陸上競技場に練習用夜間照明を整備し、日中に活動できない方々が、夜間にスポーツに親しむことができるよう、取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の拠点施設であります宿毛文教センターを、より一層、有効に活用し、文化豊かな地域社会の創造に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、地域住民の

自主的な運営による、だれでも手軽にスポーツが楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の設立の促進に、一層努めてまいります。

また、陸上競技場や野球場等の運動施設の有効活用につきましては、各種団体と連携を図り、さまざまなスポーツ大会の誘致や開催に努めてまいります。

次に、人権について申し上げます。

本市におきましては、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の制定を初め、人権教育のための国連10年宿毛市行動計画、「すくも男女共同参画プラン」の策定を行うとともに、人権問題講演会の開催等、さまざまな取り組みを行いながら、人権意識の向上に努めております。

しかしながら、いまだに私たちの社会には、同和問題を初め、女性、子ども、障害者など、さまざまな人権問題が存在しております。

これらの課題を解決していくためには、家庭、地域、職場、学校等、あらゆる場において、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、ともに生きる社会づくりに取り組んでいくことが肝要であると考えております。

今後も、教育及び啓発に関する施策を積極的に推進するとともに、人権問題に対する正しい認識と理解を深め、真に人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

地域情報化について申し上げます。

国は、2010年の日本社会において、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」が、ネットワークに簡単につながり、安心・安全に暮らせる社会の実現を目指す、U-Japan政策を進めており、あらゆる分野で情報化が進展しております。

本市におきましても、ホームページやケーブルテレビの行政チャンネル、広報「すくも」等

を活用して、行政情報の提供や、市のピーアールに努めています。

また、ケーブルテレビ局におきましても、地域に密着した情報を、幅広く伝達いたしております。

平成18年度におきましても、さまざまな情報媒体を活用して、地域情報化の推進に取り組むとともに、広報「すくも」につきましては、引き続き、有料広告の掲載を実施するとともに、一人でも多くの市民の皆様に読んでいただけるよう、内容はもとより、紙面の構成についても、専門家のアドバイスをいただきながら、その充実に努めてまいります。

一方、平成17年度に地域間の情報通信格差是正と、災害時の通信手段の確保を図るため、移動通信鉄塔施設整備事業により、橋上町北部で携帯電話用アンテナの整備を行い、市内の携帯電話の利用可能な地域を拡大することができました。今後も、こうした事業とあわせて、民間事業者による通信エリアの拡大事業を活用し、情報通信格差是正に努めてまいります。

福祉について申し上げます。

急速に進む少子高齢社会、地域住民相互の社会的なつながりの希薄化や、家庭環境の変化、児童虐待等の社会問題が顕著になっております。

このような状況にあって、だれもが住みなれた地域で、安全で安心して生活できる地域社会を築いていくためには、一人ひとりが社会を構成する一員であることを認識し、より身近な地域で、人に優しい、支え合い、助け合い、ともに生きることのできる地域福祉の仕組みをつくる必要があると考えております。平成17年度に引き続き、地域福祉計画策定に向けて、地域の皆様と協働して取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、次世代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つために、平成17年度に策定しました次世代育成支援行動計画

に基づき、子育て支援や虐待等の問題について、地域を初め、児童相談所、学校等の関係機関と連携を緊密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

乳幼児医療費の助成につきましては、これまで入院医療費の全額助成を3歳未満としておりましたが、少子化対策、子育て支援の観点から、制度の見直しを図り、保護者の所得にかかわらず、全額助成対象を就学前までに引き上げ、だれもが安心して子育てができるよう、制度の充実を図ってまいります。

保育所につきましては、年々、園児が減少し、小規模保育所がふえている状況であり、行政改革大綱の中でも、小学校区に1園を基本に、統廃合に向けて取り組むこととしております。

今後も、保育サービスの充実に努めるとともに、統廃合について、保護者や関係地域の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防の視点に立って、高齢者が住みなれた地域で、安心して、生きがいを持って生活できるよう、サービスの充実に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。

市民が健康で、明るい毎日が送れるまちづくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象にした各種健康診査、予防接種、食生活改善、母子保健など、さまざまな保健事業を推進しております。

健康診査につきましては、本来、疾患の早期発見、早期治療を目的として、自分の健康は自分で守るという自覚のもとに、自発的に受診し、その費用について、応分の負担をするものであることを踏まえ、平成18年度より自己負担額の見直しを行うこといたしました。

また、介護保険法の改正により、平成18年度から65歳以上の方を対象に、はつらつ健診、

介護予防健診ですが、これが始まります。

この健診は、寝たきりなどの原因となる生活機能低下を早期に発見し、速やかに介護予防事業につなげていくことを目的に行われるもので、介護予防事業との連携により、一次予防の充実に努めてまいります。

介護保険事業につきましても、予防重視型システムへの転換を目指した改正がなされ、要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化する観点から、地域支援事業を実施し、それに伴う地域包括支援センターを設置いたします。

また、要介護状態になっても悪化しないための取り組みとして、状態の維持、改善の可能性が高いとの認定を受けた方を対象とした新予防給付が新たに実施されます。

平成18年度は、平成20年度までの第3期介護保険事業計画に基づき、介護保険料基準額を月額4,890円に改定するとともに、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定するため、これまでの5段階方式から、6段階方式に見直しを行うなど、適正な介護保険サービスの提供と、介護給付費の確保に努めます。

また、保健・福祉・医療・介護の連携を一層強化し、高齢者を初め、すべての市民が健康で豊かに生活できる、活力あるまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。

生活環境について、申し上げます。

今日の環境問題は、廃棄物など、身近な問題から、地球環境問題など、広範囲にわたっております。中でも、地球温暖化防止につきましては、行政、事業者、市民が一体となって、省エネ、省資源に取り組むことが必要となっております。

このため、本市におきましては、市役所が先頭に立って、職員及び職員の家庭からの認識の

もと、まず市庁舎内で、ことし1月に宿毛市環境保全率先行動計画を策定し、印刷物の両面化や、用紙の裏面使用による紙の減量化を初め、冷暖房の調整による消費電力の節減、ごみの減量や水使用料の節減等に努めております。

循環型社会構築のためには、発生を抑制するリデュース、再使用を促進するリユース、再び利用するリサイクルの3つを基本として、「もったいない」を合言葉に、ごみの分別の徹底と、減量化に努めることが肝要であります。

分別や水切りといったごみの減量化は、ごみ処理経費の削減にもつながりますので、市民の皆様の絶大なるご協力をお願い申し上げます。

環境美化活動につきましては、住民意識の高まりの中、「花街道みんなできれいにする事業」、不法投棄防止、市民総参加による清掃活動など、地域の皆様のご協力をいただく中で、一層の推進を図り、「環境を整え、花や緑を育て、住みよいまち」の実現に努めてまいります。

墓地公園事業につきましては、墓地需要の高まりの中、58区画の造成工事を行い、市民の要望に対応してまいります。

し尿処理場につきましては、平成17年度に引き続き、抜本的な改修工事を行い、平成18年度完成を目指すとともに、継続して、安定的な操業に努めてまいります。

都市計画について申し上げます。

主な都市計画事業といしましては、宿毛駅東地区土地区画整理事業、都市計画道路片島線及び宿毛市総合運動公園等の都市基盤施設の整備がございます。

宿毛駅東地区土地区画整理事業につきましては、既に市道桜町藻津線沿いに、新たな店舗も建設されていることから、財政状況の厳しい中ではありますが、都市計画道路やライフライン等の整備を、宿毛駅前地区と一体的に実施し、早期完成に向けて、取り組んでまいります。

大島、片島地区から県道片島港線及び市街地への主要幹線道路として整備しております都市計画道路片島線につきましては、交通緩和を図るため、平成18年度に一部供用開始を行うとともに、平成19年度の全線供用開始に向け、事業の推進に努めてまいります。

宿毛市総合運動公園の施設整備につきましては、スポーツ大会の開催による地域振興の拠点施設として、また市民の皆様が、生涯スポーツや憩いの場として広く活用ができるよう、取り組んでまいります。

土木事業について、申し上げます。

市道につきましては、社会情勢の変化とともに、交通量は増大し、路面等道路施設の老朽化も激しく、維持修繕箇所も年々増加しております。こうした箇所の修繕や工事につきましては、緊急性等を十分に把握し、計画的に整備してまいります。

また、高知県立幡多けんみん病院周辺のアクセス道が、台風や集中豪雨のときには、再三にわたり冠水し、救急車両が通行不能な事態となり、この解消が喫緊の課題となっております。

このため、国土交通省では、国道56号の宿毛工業高校前の冠水する区間の嵩上げ工事を、平成17年度から実施しており、本市でも市道平田1号線の冠水する区間の嵩上げ工事を、平成18年度から実施してまいります。

地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できますよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

下水道事業について申し上げます。

下水道事業は、市民の生活環境をより快適にし、公共水域等の環境保全を図るために実施していることは、ご承知のとおりであります。

平成18年度は、沖新田、高砂、与市明の一部、駅前町2丁目などの約13ヘクタールを供

用開始いたします。これによって、供用開始区域が、全体で約135ヘクタール、対象戸数が2,080戸となります。

管渠の整備につきましては、与市明の一部、長田町、区画整理地区を行い、供用開始区域の拡張を図ってまいります。

平成14年度に事業認可を受けました68ヘクタール、全体では166ヘクタールでございますが、この68ヘクタールの管渠整備は、平成19年度にすべて完了する予定でございます。

下水道の整備された地域の皆様には、下水道に加入していただくことになりますので、広報「すくも」や、パンフレットの配布等による広報活動に努めてまいります。

また、排水設備の接続の相談窓口を、下水道課だけではなく、宿毛市排水設備工事指定業者でも対応できるようにしておりますので、対象地域の皆様の加入促進について、積極的に取り組んでまいります。

以上、平成18年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考えを申し上げましたが、職員はもとより、市民の皆様にも、一定のご負担をいただかなければならないような、極めて厳しい財政状況の中、南海地震対策や、地域振興のための各種事業等、今後さらに推進していくなければならない課題も山積みしております。これら課題の解決のためには、市民の皆様を初め、議員の皆様のご理解とご協力は不可欠であります。この上は、本市の置かれている現状を積極的にお知らせし、ともにこの厳しい状況を乗り越えていただきたいと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、所信の一端といたします。

ありがとうございます。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、市長の「行政

方針の表明」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第73号まで」の73議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案を申し上げました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

現教育委員の松田典夫氏が、3月31日をもって任期が満了となりますので、引き続き松田氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、平成17年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で2億7,995万3,000円を増額しようとするものでございます。

歳出で増額しようとする主なものは、総務費の職員退職手当4億8,943万円、民生費の生活保護扶助費2,121万4,000円、衛生費の老人保健特別会計繰出金751万6,000円、商工費の国民宿舎運営事業特別会計繰出金1億2,014万円などでございます。

一方、減額をするものとしましては、民生費の身体障害者福祉費1,138万8,000円、介護保険費2,381万円。衛生費の幡西衛生処理組合分担金5,271万4,000円、農林水産業費の林業振興費1,011万6,000円、土木費の土地区画整理事業費1,970万8,000円、災害復旧費の、現年度農業施設災害復旧費1,804万8,000円、現年度土木施設災害復旧費2,500万8,000円などでございます。

この財源の主なものは、増額するものとしましては、市税2,313万6,000円、地方交付税918万6,000円、財政調整基金繰

入金3億7,092万4,000円などでございます。

一方、減額するものとしましては、国庫支出金1,012万3,000円、県支出金6,306万円、諸収入1,842万1,000円、市債3,020万円などを計上しております。

議案第3号から議案第6号まで、議案第8号、議案第9号、議案第11号及び議案第12号の8議案は、平成17年度の各特別会計補正予算でございます。いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正しております。

議案第7号は、平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。総額で1億1,001万9,000円を増額しております。

内容につきましては、老人医療給付費が予想以上に増加したことに伴う増額でございます。

この財源といたしましては、支払基金交付金及び国、県支出金等を計上しております。

議案第10号は、平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算でございます。総額で8,598万円を増額しております。

主な内容は、平成18年4月1日より、国民宿舎の管理運営を、指定管理者である民間企業に行わせることから、この機会に国民宿舎「椰子」の運営に係る宿毛市観光開発公社のすべての債務を精算するときであると判断し、一般会計からその全額を繰り入れることといたしました。

なお、債務のうち、6,250万円の借入金につきましては、平成18年4月1日より、新たに国民宿舎の運営を行う指定管理者から、年間施設使用料として900万円をいただくことになっておりまして、そのうちの500万円を、13年間にわたって、市の一般会計に繰り入れを行い、財政調整基金に積み立てることとしております。

議案第13号は、平成18年度宿毛市一般会

計予算でございます。総額で99億719万3,000円を計上しております。

財政状況や予算編成につきましては、行政方針の中で申し上げましたので、省略させていただきますが、平成2年度以来の100億円を下回る緊縮予算となっております。

歳入の主なものを申し上げます。

市税22億825万7,000円、地方譲与税2億8,468万8,000円、地方消費税交付金2億5,019万4,000円、地方交付税37億2,000万円、使用料及び手数料1億4,663万9,000円、国庫支出金8億118万3,000円、県支出金5億3,308万円、繰入金2億8,894万4,000円、市債9億7,380万円などでございます。

一方、歳出の中で経常経費を除く主なものは、総務費のフェリー運航経費支援事業補助金2,000万円、木造住宅耐震改修事業費補助金300万円、高知県議会議員選挙費780万円。

民生費では、社会福祉協議会補助金2,694万6,000円、乳幼児医療費扶助3,290万円、児童手当扶助1億6,550万円、私立保育所運営補助金6,180万円、児童館運営業務委託料2,117万1,000円。

衛生費では、浄化槽設置整備事業補助金1,800万円、墓地公園造成工事費920万円、し尿処理費1億2,421万2,000円。

農林水産業費のレンタルハウス整備事業費補助金623万1,000円、県営湛水防除事業負担金2,283万8,000円、森林整備地域活動支援交付金1,268万8,000円、緊急間伐総合支援事業費補助金3,319万3,000円、水産業総合支援事業費補助金558万3,000円、県営漁港事業負担金1,966万円。

商工費の中心市街地活性化事業補助金95万円、大島桜公園用地購入費6,720万5,0

00円。

土木費の県営事業負担金1億6,378万5,000円、市道維持補修工事費1,600万円、地方道整備事業費1億9,811万2,000円、土地区画整理事業費1億3,010万円、総合運動公園遊歩道整備工事費4,302万円、街路事業費9,794万9,000円、唐河谷川河川環境整備工事費1,000万円。

消防費の耐震性貯水槽新設工事費2,120万円、小型動力ポンプ付積載車購入費2,20万円。

教育費の小学校二次耐震診断業務等委託料1,500万円、大島小学校屋根新設工事費1,000万円、東中学校グラウンドフェンス設置工事費850万円、野球場及び陸上競技場夜間照明整備工事費491万5,000円、組合立篠山小中学校建設工事分担金1億867万4,000円。

災害復旧費の現年度農業施設災害復旧費2,463万3,000円、現年度土木施設災害復旧費5,744万3,000円などを計上しております。

議案第14号は、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算でございます。

総額で9,580万円を計上しております。

主なものは、沖の島地区水道事業統合のための認可設計業務の委託料として、700万円等を計上しております。

議案第15号から議案第24号までの10議案は、平成18年度各特別会計予算でございます。総額で88億3,216万1,000円を計上しております。

議案第25号は、平成18年度宿毛市水道事業会計予算でございます。

総額で6億9,726万7,000円を計上しております。主な内容は、老朽化した配水管の敷設がえに伴う事業費1億4,135万円等

を計上しております。

議案第26号は、宿毛市国民保護協議会条例の制定でございます。

平成16年6月18日に公布されました「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」でございますが、この規定により、市町村は都道府県の国民保護計画に基づき、市町村国民保護計画を策定しなければならないこととなっております。

また、計画策定に当たっては、市町村国民保護協議会を設置して諮詢しなければならないことになっておりますので、宿毛市国民保護協議会条例を制定しようとするものでございます。

議案第27号は、宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例の制定でございます。

国民保護法の規定により、航空機や弾道ミサイルによる攻撃を初めとする武力攻撃事態及び原子力発電施設や石油コンビナートへの攻撃などの緊急対処事態において対策本部を設置する必要があるため、宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例を制定しようとするものでございます。

議案第28号は、宿毛市移動通信施設の設置及び管理に関する条例の制定でございます。

平成16年度より整備しております携帯電話用通信施設が完成しましたので、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

議案第29号は、宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定でございます。

本市の大変厳しい財政状況を踏まえ、職員の給料を3パーセントカットすることについて、必要な条例を制定しようとするものでございます。

議案第30号は、宿毛市国民宿舎施設整備等

基金条例の制定でございます。

本年4月1日より、国民宿舎の管理運営を指定管理者に行わせることになっておりますが、大規模な施設の修繕等につきましては、宿毛市が行うこととなっておりますので、その財源に充てるため、基金を設置しようとするものでございます。

議案第31号及び議案第60号は、「宿毛市しあわせ長寿祝金支給条例」の制定及び「宿毛市しあわせ年金支給条例」の廃止でございます。

市民の長寿を祝福するとともに、敬老思想の高揚を目的として、これまで市内に住所を有する87歳以上の方全員に支給しておりました「しあわせ年金」制度を廃止し、本市に引き続き1年以上住所を有する方で、新たに87歳に達した方及び100歳以上の方に対し「しあわせ長寿祝金」を支給するため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第32号は、宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定でございます。

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、高知県知事の権限に属する事務のうち、「個人墓地の経営の許可」に関する事務が、本年4月1日より宿毛市に権限委譲されることとなったため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第33号、議案第35号、議案第42号、議案第48号、議案第51号、議案第54号及び議案第55号は、宿毛市の組織・機構の見直しに伴う改正でございます。

改正の主な内容につきましては、農林課、水産課、土木課及び都市建設課の事業部門を「建設課」に、振興部門を産業振興課に再編しようとするものでございます。また、水道課と下水道課を統合して「上下水道課」に、企画広報課を「企画課」に名称変更するとともに、離島振興係を新設し、定期船に関する事務も行うこと

としております。

議案第34号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

平成17年の人事院勧告に基づく給与構造改革に伴い、昇給期間の短縮等の措置が号給調整に改正されたことによりまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第36号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

人事院勧告に基づく給与構造改革に伴い、給料表の水準を平均で4.8パーセント引き下げるのこと、勤務実績を給与へ反映させること等が主な改正の内容でございます。

議案第37号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、本年4月1日より施行されることに伴い、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第50号及び議案第52号の5議案は、宿毛市延滞金徴収条例の全部改正に伴う改正でございます。

これまで、各所管によって督促手数料等の徴収に関する取り扱いが異なっていたことから、宿毛市延滞金徴収条例を「宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例」として全部改正し、各課の取り扱いを統一しようとするものでございます。

議案第41号は、宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

宿毛市教職員住宅として管理している44戸のうち、母島地区の13戸を除き、本年4月から空き家となります。また、これらの住宅は、老朽化が著しく入居できる状態ではないために、普通財産へ移管して有効活用を図ろうとするものでございます。

議案第43号は、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

若い世代に対する生活支援を行い、少子化傾向に歯どめをかけるための施策として、これまで3歳未満児までであった入院医療費の全額助成を、本年4月1日より6歳児までに拡充しようとするものでございます。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、施設入所者についても福祉医療費の助成対象となることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第44号は、宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

平成17年6月に開会いたしました市議会定例会において、宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例をご議決いただき、本年4月1日から施行することとなっていましたが、現在、デイケアセンターで実施している事業のうち、在宅介護支援センター運営事業が廃止となりまして、本年4月1日より新たに設置される「地域包括支援センター」に事業が移行することから、全部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第45号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、保険料の段階をこれまでの5段階から6段階へ見直すとともに、介護保険料基準額を月額4,890円に改定しようとするものでございます。

議案第46号は、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現在、10キログラム以下は30円となって

おります宿毛市環境管理センターの使用料を、幡多クリーンセンターと同額の40円に改正しようとするものでございます。

議案第47号は、宿毛市公衆便所条例の一部を改正する条例でございます。

松田川親水公園整備事業として宿毛大橋上流の右岸側に整備しております公衆便所が、今月中旬に完成することに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第49号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現在、高齢者等の単身者が市営住宅に入居する場合、面積要件が29平方メートルとなっているために、該当する住宅は、「与市明団地」及び「萩原団地」に限定をされております。

また、萩原団地については、大雨のときによくどき浸水することから、新たな入居は停止しておりますが、現在では単身者の入居希望に十分こたえることができない状況であるということから、面積要件を29平方メートルから35平方メートルに改正し、単身者が入居可能な市営住宅を確保しようとするものでございます。

議案第53号及び議案第56号は、宿毛市水道事業の設置等に関する条例及び宿毛市簡易水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現在、田ノ浦地区は、宿毛上水道と小筑紫簡易水道の配水管が連結されておりまして、宿毛上水道から給水を行っております。

今後、「すくも湾漁協」の市場が本格稼働することから、水需要がさらに増大するものと予想されるため、小筑紫簡易水道からの給水も可能とするよう、条例の一部を改正するものでございます。

議案第57号は、宿毛市民交通傷害保障条例を廃止する条例でございます。

市民交通傷害保険制度につきましては、昭和50年から実施しているものでございますが、現在は、民間の損害保険や生命保険がより充実した内容となっていること等から、年々加入者が減少しておりますので、平成18年度より事業を中止しようとするものでございます。

議案第58号は、宿毛市同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例でございます。

同和小口資金の貸し付けは、同和地区内に住所を有する生活困窮者に対して貸し付けを行い、生活の安定と自立更正を図ることを目的とした制度ですが、平成13年度以降は、貸し付けの実績はなく、また、同様の貸付制度が社会福祉協議会に存在すること等から、制度の廃止を行うものであります。

議案第59号は、宿毛市特別児童福祉手当条例を廃止する条例でございます。

障害児福祉の増進を目的として、障害児の保護者に対し、児童1人につき月額1,000円を支給しているものでありますが、助成額が小額であり、加えて他の支援制度の充実が図られていることから、平成18年度より事業を中止しようとするものでございます。

議案第61号、議案第62号、議案第63号及び議案第65号から議案第67号までの6議案は、幡多広域町村圏事務組合と高知西部環境施設組合が、平成18年4月1日に統合し、幡多広域町村圏事務組合となることに伴う規約の一部改正及び財産処分等について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第64号は、こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約でございます。

内容につきましては、平成18年1月1日に中土佐町が、同年3月1日に香南市と香美市が市町村合併により誕生したことに伴い、規約の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議

決を求めるものでございます。

議案第68号から議案第72号までの5議案は、広域入所に係る公立保育所の使用に関する協定書の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

これまで、幡多地域の10カ市町村で、「幡多郡内の公立保育所の使用に関する協定書」を締結し、園児の広域入所を行っておりましたが、大正町及び十和村が高岡郡窪川町と合併することにより、協定を継続することが困難となりましたことから、現在、広域入所協定を締結している四万十市、土佐清水市、大方町、佐賀町、大月町及び三原村と、それぞれ個別に協定書を締結しようとするものでございます。

議案第73号は、市道路線の認定でございます。

都市計画街路事業で整備しておりました街路片島線が、一部区間を除き本年4月から通行可能となることから、起点から終点までの延長780メートルを市道として認定しようとするものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時24分 休憩

----- · · ----- · · -----

午前11時41分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となつております「議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで」の7議案を先議いたします。

これより「議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで」の7議案について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで」の7議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで」の7議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで」の7議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで」の7議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第63号及び議案第65号から議案第70号まで」の7議案は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により、3月9日及び10日は休会

いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、3月9日及び10日は休会することに
決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月9日から3月12日までの4日間休会し、

3月13日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時44分 散会

平成18年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成18年3月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次兼庶務係長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画広報課長 小松宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長	高木一成君
兼宿毛文教センター所長	近藤勝喜君
学校給食センター所長	千寿園長尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時01分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、一般質問をいたします。

おはようございます。

本日は、宿毛工業高校の生徒会の皆さんが傍聴に来ております。これから宿毛市の担い手となる若者たちが、こうやって行政、そして議会に関心を持っていただくこと、まことにうれしく思います。

では、早速一般質問に入ります。

まず、初めにリサイクル、3Rへの取り組みについてお聞きいたします。

先日、私たち自民クラブは、3Rについて、名古屋市リサイクル推進センターを訪れ、政務調査をしてまいりました。

3Rとは、昨年12月の広報「すくも」にも載っておりましたが、ごみを元から減らすこと、発生抑制のリデュース、できるだけ手を加えないで、そのまま何度も使うこと、再使用のリユース、手を加え、再び原材料として使用すること、再生利用のリサイクルのことです。

この名古屋市リサイクル推進センターは、16年6月に私の行った資源ごみの回収についての一般質問の中で、先進地として紹介した施設であります。

このセンターは、名古屋市リサイクル推進公社によって管理運営がなされており、循環型社会の実現のため、ごみの減量に関する情報提供や、普及活動を通じて、市民のごみ減量意識を高めるとともに、3R行動の促進を図っております。

その活動の一部を紹介すると、発生抑制、リデュースへの取り組みとして、レジ袋の削減をしております。これは、参加店で買い物をするときに、マイバッグなどを持参してレジ袋、紙袋を断るとシールがもらえ、シールを40枚集めると、100円の買い物券として利用できるというものです。

この取り組みにより、1日約3万枚のレジ袋が断られているそうです。

また、リサイクルへの取り組みの1つとして、粗大ごみとして排出されたごみのうち、再使用可能な家具の修理をし、展示販売を行っております。

そのほかに、民間の団体によるスーパーの店頭や駐車場など、50カ所以上の場所で資源ごみを集める活動に対する支援や、フリーマーケットの開催助成など、多くの活動を行っております。

このような分別、リサイクルを中心とした取り組みにより、名古屋市はピークであった平成10年度と比べて、ごみの量は4分の3に、資源回収量は2倍以上に、そして埋立量は半分以下になっております。

宿毛市は、昨年12月にごみの処理費用が市の財政を圧迫している現状から、ごみ減量化への協力を市民の皆さんにお願いし、ことし1月には宿毛市役所においても、ごみ減量化作戦と題し、率先してこれに取り組んでいるとの記事が、広報「すくも」に掲載されました。

また、先日の行政方針の中で、庁舎内でことし1月に宿毛市環境保全率先行動計画を策定し、ごみの減量などに努めているとの表明もありました。

しかし、庁内のごみ減量化作戦も、各課によってかなりの温度差があるように感じられます。

例えば、重要書類はシュレッダーへかけますが、それ以外の紙はリサイクルできるはずです。

各課には、リサイクルする紙を入れる箱があるので、ごみ箱には紙が入っていないはずです。しかし、課によっては、丸められた紙がごみ箱に入っているのをよく見ます。

聞くところによると、数値目標の設定もなく、現在は庁舎内から出るごみの量も把握できていないと聞きました。ごみ減量化作戦とまで題して取り組むからには、庁舎から出るごみの量を把握した上で、目標数値を上げて取り組むべきだと考えますが、この環境保全率先行動計画の詳しい内容とあわせて、市長のお考えをお聞きいたします。

続いて、西地区の道路の冠水についてお聞きいたします。

今議会に提案されました18年度当初予算の中に、大雨のときに、幡多けんみん病院が道路の冠水のため孤立するという異常事態を打破するための道路改良の予算が計上されております。

これは、山田・平田地区の浸水という大きな問題の中で、ライフラインの確保に向けた一歩であり、その効果には大変期待をしております。けんみん病院に行く道がなくなった昨年9月の台風14号の雨で、県道宿毛城辺線、通称農免道路及び市道片島西町線、宿毛球場入り口から豊上建設前が、冠水のため4時間以上通行どめになっております。

この日、唯一の迂回路として利用していたのは、宿毛球場前の道であります。しかし、迂回路の途中の西町遊水地の水があふれ、西町に入る道が数センチの冠水をしており、無理をして車は通行していましたが、大変危険な状態がありました。

また、池島を抜ける道も、大雨のときには至るところでがけが崩落しており、実際にその日も東から池島本部落へ入る道は、がけが崩れて通行どめになっております。

これ、反対です、申しわけありません。この

赤い線が農免道路から脇本に続く道です。愛媛県に続く道です。それで、このピンクに塗っているところが、いつも冠水する場所なんですが、それでこのブルーのところが、迂回路として通常使っている道です。

それで、今回言っているのは、この迂回路の中で、この西町に入る部分が冠水すると、それから池島の本部落に入るところ、東側からの道ががけ崩れのため、前回、通行どめになっております。これ、大変危険な状態です。言葉の中でわかつていただきたいと思います、よろしくお願ひいたします。

このように、西地区のライフラインも、いつ切れてもおかしくない状態になっております。この冠水場所から西地域には、1, 285世帯、3, 516名の市民が生活しております。

3, 516名の生命を守るためにも、冠水問題を克服する必要があります。

16年度も数回の冠水があり、私は、16年9月の一般質問で、県土木の与市明川河川改修、下水道課の雨水ポンプとそれに絡む排水路、農林課の冠水防除ポンプ、それに都市建設課の駅周辺土地区画整理事業の中の、排水及び駅前ポンプについて、質問をいたしました。

土地区画整理事業によって、道より低かった田んぼが道と同じ高さになり、遊水力を失った土地は、以前に増して雨水を一気に川へと流すはずです。

当時、私は駅周辺の水路を松田川へ流れるよう、計画変更をすべきとの提案をいたしました。現在もそう思っております。

駅東地区の水路が、19年度の完成に向けて、これ予定では18年度の完成でしたが、着々と工事が進行している今、将来的に与市明川に流す予定になっていた駅前の排水は、現在、どのような計画になっているのか。また、昭和45年から始まり、17年度より休止している与市

明川河川改修事業及び、ポンプにすると毎秒60トン、金額にして100億円かかるといわれている片島中学校前の河口の計画が、現在どのようにになっておられるのか、市長にお聞きいたします。

最後に、小中学校耐震改修について、お聞きいたします。

私は、前回の一般質問で、咸陽小学校に対する第一次耐震診断の結果をもとに、耐震改修の必要性について、質問をいたしました。

今回、当初予算の中に二次耐震診断業務等委託料1,500万円が計上されております。この対象は、咸陽小学校と大島小学校の2校であり、この2校ともに二次耐震診断の結果は、補強が必要と予想されます。早急に耐震改修に向けて取り組む必要がありますが、二次耐震診断後の計画はどのように考えておられるのか。そして、この2校以外の学校の二次耐震診断の、これから計画はどうなっておられるのか、教育長のお考えをお聞きいたします。

また、2校で1,500万と高額ですが、その内容についてもお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

中平議員の一般質問にお答えをいたします。

リサイクルへの取り組みでございます。中平議員から、先ほど、リサイクル関係の先進の名古屋市を訪問された、いろいろな取り組みを紹介をしていただきました。

こういう取り組みにつきましては、ぜひ、当市としてもやらなきやいけない時代になっているというふうに、私自身も認識をしておるわけでございまして、先ほどの環境保全率先行動計画というものについてのご質問でございました。

一応、ことしの1月に策定いたしました環境保全率先行動計画でございますが、今日、地球

規模での環境保全対策が強く求められております。当市においても、環境保全の創造とか、環境循環型社会の構築、地球環境保全の推進を図るために、行政、事業者、市民、すべての人々が日常生活とか、社会経済活動におきまして、自主的に環境に配慮した取り組みを実践することが重要であるというふうに、私自身も考えております。

このために、行政みずから事業者、消費者として、率先して物品を初めまして、庁舎の維持管理、その他行政事務の執行に際しまして、環境保全に対する取り組みを進める必要があるということで、その具体化のために、目標を設定した計画を策定したところでございます。

この行動計画でございますが、温室効果ガスを代表する、いわゆる環境負荷を削減することを目的にしているわけでございます。計画が、今年4月、いわゆる18年度からというふうなことでの計画でございましたが、こういう計画につきましては、策定した段階でも、すぐに取り組まなきやいけないということが大切だと、私自身は思っておりますし、1月からの行動ということにしたわけでございます。

計画の目標でございますが、環境負荷の削減を22年度末までに、平成18年度を基準といたしまして、公用車で消費する燃料の抑制を10パーセント、それから電気エネルギー利用の抑制を15パーセント、それから庁舎内における節水としまして10パーセント、それから用紙類の使用の削減を15パーセントと、抑制目標として掲げておるわけでございます。

そのほかに、環境負荷の少ない製品とか、原材料等の購入、これはグリーン調達をするようにしております。それから、廃棄物の減量及びリサイクルの推進ということでございます。

現在、市庁舎では、この行動計画のもとに、環境保全活動追跡チェックリストというものを

作成しまして、朝の点灯は8時20分から、それから昼休みの消灯などを、11項目による日々の取り組みを行っているところでございますが、昼休みの消灯につきましては、これ、市民の方々が窓口に来られたところで消灯するというわけにいきませんので、こういった窓口については、消灯はできないという状況もございます。

それから、温室効果ガスの数値目標の達成の検証でございますが、排出量の算定表によりまして、請求書や各種使用簿の使用料で把握するようしております。

市役所の排出するごみの大部分は紙製品。先ほど、中平議員のご指摘でもございました。量の削減としまして、用紙の両面使用であるとか、必要枚数をできるだけ少なくするということに取り組んでおります。

そういうことで、削減に努めますとともに、不要となった紙類ですが、今まで、先ほどご指摘もございました、丸めてポイ捨てるんじやないかということもございましたので、これは職員の意識の問題もございますが、焼却ごみとして、そういった形で排出していくものを、これをリサイクルにできるだけしていくということで、減量化を図っているということでございます。

それから、市役所のリサイクルの徹底を図るために、市役所ごみ減量作戦と申しますと、そういった形での焼却ごみの減量に努めております。

このような活動を、広く市民の皆様にも周知をして、ごみの減量化とリサイクルの徹底を図って、そういったことがごみ処理経費の削減につながるというふうに思っておりますので、ぜひ市役所の職員、また家族、そして、それから市民の皆様方にこういった協力を願いたいというふうに思っているわけでございます。

それから、与市明川の河川改修でございます。この問題につきましては、中平議員ご指摘のとおりでございまして、まずこの西地区の問題、そして山田の方の中筋川の関係の国道の冠水。そのために、けんみん病院へ、冠水したときに救急車も行けないというふうな状況が出ているわけでございまして、この、いわゆる道路の確保ということが、宿毛市にとって喫緊の課題ということでございます。

つい先日は、今、宿毛工業の生徒さんがこちらに見えておられますけれども、その前で工事をしていると思います。幡多けんみん病院に、今、周りが冠水しますと、本当に救急車も行けない状況でございまして、ここの国道、いわゆる国の方で工業高校の前を少しやっていただいて、あと平田1号線を市の方で嵩上げ工事を18年度やっていかなきやいけないと、そういうふうな状況でございます。

本当に、中平議員のおっしゃいました西地区的関係、与市明川の河川改修の関係でございます。昨年とか、近年でございますが、もう台風集中豪雨時には、西地区の幹線道であります県道、宿毛城辺線や市道片島西町線が冠水して、通行不可能な事態となってます。

それで、迂回路として、通行できる西町の道路、先ほど中平議員から地図で示されました、ここも昨年の台風14号では、一部の区域が冠水したということは把握して、私自身も現場に行ってきたところではございます。

本当に、これが緊急かつ重要な課題ということは、十分に認識しておるわけでございますが、貝塚、錦、小深浦、それから西町、4地区の冠水区域の河口ですが、雨水をためる遊水地が、あのとおり片島中学校の前にございます。主な排水は、潮位に大きく左右される樋門がそこにはついておるわけでございます。

台風とか、集中豪雨が満潮時に重なる場合に

なりますと、樋門が開かず冠水しまして、通行止めの箇所が多くなるということも承知をしているわけでございます。

冠水対策でございますけれども、1点目の県管理でございます、高知県の管理であります与市明川の河川改修。これ、区間延長が2, 424メートルとして事業が行われまして、護岸整備はおおむね完了しております。

それから、河口処理、それから錦川付近の築堤、新田橋と新貝塚橋の間にある旧橋梁付近の処理を残しまして、17年度より事業が中止となつておるわけでございます。

この河川改修工事が休止されまして、河口処理が進まないと、豪雨時に通行が確保できないというふうな状況でございますので、ことし1月、県の河川整備課、それから宿毛土木事務所とか、関係する機関の方々が、本市の方へ来ていただきまして、冠水対策について協議を行いました。

協議の中でも、一番問題となつておるのは、やはり河口の処理でございます。現時点では、河川改修は休止のままであるので、市としましては、現状を踏まえた中で、新たに改修計画の見直しを行つていただくよう要請をしておるわけでございます。

その時の話の中で、河口の問題について、どういう形が一番ベターなのか。それから、先ほど申しました錦川とか、そういったところを高く築堤して、果たして今度は内水排除ができるかどうかとか、そういった問題もかなり突っ込んだ話し合いをしました。

ポンプ場の設置ということも、今、非常に、5トンぐらいのポンプしかございませんので、そこのポンプを、例えば、中平議員、先ほど60トン、100億というふうなお話をございましたが、この間も現場で話してました折には、30トンくらいの、30億で、いわゆる満潮時

の対応ができればいいのじゃないかなとか、そういうふうな話し合いをしております。

2点目の宿毛駅東地区土地区画整理事業区域への排水につきましては、通常の降雨時は、自然流下で与市明川へ流れるように、排水路を整備しております。

市街地の雨水を排水する宿毛ポンプ場の排水能力に余裕がございます。そういうことで、土地区画整理事業区域と、宿毛ポンプ場間の排水路を整備しまして、洪水時には区域内の雨水は、ポンプを稼働すると与市明川の方でなくして、宿毛ポンプ場へ流入しまして、松田川へ放流され、与市明川の負担を軽減しているという状況にございます。

平成7年度事業が完了した宿毛駅前地区の土地区画整理事業区域の排水は、現在、与市明川に流れております。この区域につきましては、公共下水道で駅前ポンプ場も計画されておりますので、見直し後の与市明河川改修計画と調整を図りながら、進めていきたいというふうに思っております。

市長の方からは、以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） おはようございます。

2番、中平議員のご質問にお答えをしたいと思います。

耐震診断後の計画は、どのように考えられるのかとのご質問でございますが、平成15年から17年までの3カ年間で実施をいたしました小中学校校舎11校の一次耐震診断結果につきましては、一部の校舎部分を除き、二次耐震診断、もしくは三次耐震診断の実施をお勧めしますとの診断の報告を受けました。

この一次耐震診断後の計画につきましては、平成18年度は、咸陽小学校と大島小学校の2校につきまして、二次耐震診断業務委託を実施をしたいと考えております。

また、この2校以外の学校の二次耐震診断の計画についてのご質問ですが、市長とも十分協議をいたしまして、今後も、順次、二次耐震診断に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、2校で1, 500万円の内容についてですが、咸陽小学校、大島小学校とも、二次耐震診断の結果について、補強が必要であるという判定結果が出ましたときには、補強計画の検討作成を行い、補強工事に向けた実施設計図面の作成を考えています。

そして、翌年度には、補強工事が行えるよう、市長と十分協議してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

まず、リサイクル3Rについてですが、目標設定のところで、市長がガソリンやら電気やら水道やら用紙に対しては、目標数値、10パーセントないし15パーセントの削減に向けた数値があるよというお話を、今、答弁でいただきました。

ただ、リサイクル、廃棄物へのリサイクルに対しては、推進していくということで、目標値のご説明がなかったように聞いたわけですが、私は、計画を立てたなら、必ず目標は必要だと思います。全体の量をきちんと把握し、数値にしたデータを皆さんに開示すべきだと思っております。

ここで、もう1つの例を紹介いたしますと、横浜市では、平成22年度における全市のごみ排出量を、13年度に対し30パーセント削減する目標達成に向けた減量、リサイクル行動をしております。

昨年4月、ごみ分別収集品目の拡大を全市で

展開したことなどにより、17年12月の時点で、33.2パーセントの削減に、既に成功しております。

その結果、9月には市内の2つの焼却工場を、1つは休止、1つは廃止することを決め、改修費など1, 100億円の節減に成功しております。

これを宿毛市に置きかえますと、財政規模が約130倍ですので、宿毛市の財政に置きかえて8億5, 000万円の節減になるようになります。

ちなみに、横浜市役所は、市役所ごみゼロと題し、取り組みをしており、17年度の途中結果で、庁舎におけるごみ廃棄量18.4トン、これごみの量が18.4トンに対して、資源化量、資源としてリサイクルなどをした量が224.7トンであり、資源化率92.4パーセントとなっております。

横浜市役所では、重さでの比較ではありますが、ごみとして7.6パーセントしか捨てていないという数値が出ております。これは、インターネットでホームページを開くと、大々的に載ってますので、皆さんよろしかったら一度、横浜市のホームページも見ていただきたいと思います。

宿毛市役所も、きちんと目標を立てて、その成果が目に見えるような形にすることができるならば、職員みんなが、もっと頑張れるのではないかと、そういうふうに思っております。

また、本市における紙類の月1回、雨天のときは集めないという収集を代表する資源ごみ収集日の少なさは、本市の市民のリサイクルに対する熱を奪う、そういった恐れがあると、私は思っております。

まず、収集日をふやすべきだと考えます。

例えば、収集場所については、皆さんに行きやすい、そういった便利のよいところに、数力

所の設置でよいと考えております。

そして、自治会、子ども会、老人クラブ、婦人会、PTAなどで、資源ごみを集める活動をしていただくよう、努力をすべきだと考えております。

民間団体などの立ち上げ、育成のためには、各団体に対して、3Rについての説明会、出前講座などの開催が必要になってくると考えます。これは、まさしく今、本市が進めている自主防災組織の立ち上げと同じような形で、立ち上げていく必要があると考えております。

このような活動を通じて、市民の環境に対する意識も高まり、不法投棄も減少すると、私は考えておりますので、市長のお考えを、再度お聞きいたします。

続いて、道路の冠水についての再質問ですが、1月に、本市において県と突っ込んだお話し合いをされたということで、そういう活動をずっとしていることは、私も重々知っているわけです。

与市明川の河川改修事業については、自民党宿毛市支部も、平成13年度より、毎年、県の方に要望事項として上げております。先ほどもお話があったように、市長もみずから、県、国に対して、幾度となく要望、陳情を繰り返していただいているのも承知しております。しかし、現実は、いまだに浸水もしますし、はつきりとした計画も、まだ立っておりません。

河川改修は、喫緊の課題でありますので、お互いに力をあわせて取り組み、一日でも早く改修すべきだと考えますが、せめてそれまでに、ライフラインの確保だけでもする必要があると、私、思っております。

これ以上、冠水しないためにも、先ほど、答弁の中にもありましたが、新しくこれから開発していくこうという地域、そういった地域の排水の整備をし、道路を改良する必要があると考え

ますが、その点について、市長のお考えを再度お聞きいたします。

それと、あわせて駅前ポンプについて、今後の見直しをかけていくというお話、先ほど答弁でいただいたんですが、16年9月の私の一般質問に対して、市長みずから、駅前ポンプ計画の見直しを含めて、真剣に、早く取り組まないといけないと思っている。そして、担当課長より、駅周辺から区画整理をしているあたりについては、計画では、与市明川に流す予定になっているが、協議し、松田川へ流す計画も検討しないといけないと思っていると、答弁をいただいております。

これは、まさしく現在、与市明川に流れる予定として排水路が整備されている地域のことだと思いますが、このことについて、協議をされておられるのなら、どういった協議内容だったのか、ここで示していただきたいと思います。

次に、耐震改修についての再質問ですが、これから取り組みについて、教育長の方からご説明をいただきました。1,500万円の内容については、耐震補強が必要であれば、実施計画まで行うという、そういった答弁だったと思いますが、これ、教育長も十分わかっていると思いますが、これ、耐震補強必要ですよね。間違いない。

それで、実施設計まで行っていただけるというふうに、そういうふうに理解いたしました。それで、その後の行動なんですが、19年度には2校ともに耐震補強工事をしていかなければならぬと思っております。そういった方向に向けて、どういうふうに考えておられるのか、再度、しつこいようですが、お伺いするとともに、2校以外に一次診断の結果、補強は必要とされている学校が、先ほど11校と言いましたので、2校抜けたわけで9校なんですが、小学校5校、そして中学校4校の9校あります。

一日でも早く、全校の耐震化が必要だと考えますが、この9校に対して、これからどういうふうな計画でやられるのか、きっちりした方向性を示す必要があると思いますので、その点について、再度お伺いをします。

現在、補強工事費は2分の1が国、そして残り2分の1が市の負担であります。今まで、県の補助金がなかったわけですが、18年度から6分の1を補助する制度ができると、私は聞いております。これを利用すれば、市の負担が3分の1に減るわけですが、この制度を利用して、今、私が話したような形で、どんどんやっていく、そういうおつもりはないのか、再度教育長にお伺いするとともに、2校の補強工事費用がわかっておられれば、どのぐらいの金額になるのかお示し願いたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

ごみの関係でございます。横浜市の例をとっていただいて、宿毛市に換算すれば8億という数字が出ました。今のところ、8億という数字までは、宿毛市ではごみ処理経費にはかかっていないわけでございますが、そういったことで、これはぜひ、取り組まなきやいけない課題でございまして、いわゆる、本当ならごみゼロぐらいにしたいというふうな気持ちに、私は今、なっているわけでございまして、リサイクルにしましても、ほとんどの資源ごみが今、溶融炉へ運ばれて、そこで燃やされていると。

したがって、溶融炉で燃やされている分のエネルギーと申しますか、これはお金を溶融炉で燃やしているといったような感じすらしているわけでございまして、ご指摘のように、このリサイクル資源ごみを集めるということが大切なこと。そしてまた、生ごみをできるだけ絞って、絞って燃やせるごみを少なくするということが

大切なことじゃないかと思っております。

先ほど、その数値目標を立てるべきではないかということがございます。この数値目標についても、これからきちんとした立て方をして、実行可能ななものでやっていかなければいけないとは思っておりますが、役人の世界、ともすれば数値だけを上げることに追われまして、実行行為が伴わない場合が、今まで非常にございました。この関係もございまして、先ほど申し上げましたように、まず文書での計画を立てたら、まず実行するということから、1月から始めました。

4月にかけての当初の実行予定でございましたけど、1月からやっておりまして、数値目標までは、まだその分が至っておりません。これから、今までのごみの量というものを検索しまして、今後、どうしていくかということを、きちんと確定させるようにいたします。

そしてまた、3Rのリデュース、リユース、リサイクルということで市民への啓蒙活動としての出前講座というのも、してみてはどうかということでございます。こういったいろんな機会をとらえて、市民の方々に、皆さんのご理解いただくための努力は、これからしていきたいというふうに思っております。

それから、非常にリサイクルごみを収集するのに、月に1回だというふうなことでございます。これは、実は収集、言いわけになるかもしれませんのが、収集体制が今、生ごみを週に2日やっておりまして、缶が週1回、そして粗大ごみと申しますか、リサイクル、紙類が月に1回というふうなことでございます。

この部分が、今、4つの地域に分けておりまして、結局、1月4週ということでございますので、これで1回ずつ、生ごみ等の収集の隙間をぬってやっている状況でございます。

この面につきましては、体制が非常に伴わな

いというところがございますが、せっかくのご提言でございます。できるだけ体制を整備しまして、できるものから当たっていきたいというふうには思っております。

また、どうしても紙類ですから、雨に濡れたら、これは非常に重くなつて、リサイクルにもいかない部分がございます。そういう体制で、集める場所についてどうするかというふうなことも、予算的なものも伴いますし、その地域の方々のご意見も聞きながら、やっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そういうものについても、議員ご提案の出前講座のときに、そういうことをまた、話もさせていただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、冠水に対するライフラインの確保でございます。通行止めが頻繁に、長時間にわたることが多くなれば、既設の道路の嵩上げといった工事等の道路改良工事も確保する上で、1つの方法ではないかというふうに考えております。

市といたしましては、現在、休止となっております与市明川の河川改修工事、これを早期に再開していただき、河口周辺の整備を進めていかないと、やはり基本的なライフラインの確保ができないんじゃないかなというふうには思っております。

この妙案というものが、根本的に解決できるという妙案というものが、県それから土木事務所、そして市との会合の中では、なかなか結論的なものが、まだ出てないのが実情でございまして、協議というものをずっと重ねておる状況でございます。

できるだけ、こういった緊急性のあるものについては、早く結論を出さなきやいけないんですが、土木の、いわゆる技術的なものというものが、非常にここで絡んできます。そしてまた、

民家への冠水というものが出てないようにしなきやいけないということから、非常に結論がおくれているということは、まことに申しわけない状況でございます。

駅前ポンプ計画の関係につきましては、今、課長級で協議を重ねておりますので、詳しい協議内容は、ちょっと課長の方から説明をさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、2番、中平議員の再質問にお答えいたします。

16年の9月の一般質問で、駅前のポンプ場のことを聞かれまして、今の与市明川の状況を考えると、駅前のポンプ場の排水は、松田川に流した方がいいんじゃないかと、こういう質問ありまして、基本的に、排水というものは、自然流下で流れるのが基本的でございまして、駅前ポンプ場も、その関係で、自然流下で流れない場合に、ポンプ場を設置するという計画でございますと。

現在、与市明川の河口の問題等、協議しておりますので、その協議の中で、うちのポンプ場をどうするかということを協議しております。

実際に、具体的にどういう話し合いし、やはり、一番与市明川の河口をどうするかという問題が、それによって駅前ポンプ場が必要なのか、自然流下でいくのかということがありますので、そのことを協議しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

まず、2校の補強工事費は幾らかとのご質問であります。咸陽小学校、大島小学校の二次耐震診断を行い、その上で補強が必要であり、どのような補強計画を作成する必要があるのか、現時点では明確になっておりません。

平成18年度の補強工事実施計画で判明してまいりますので、しばらくご猶予をお願いしたいと思います。

また、早いうちに9校の学校を改修すべきではないかとのご質問でございますが、ご承知のとおり、財政的に大変厳しい状況ではあります。学校施設は、児童生徒はもちろんのこと、地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、市長とも十分協議を行い、順次、耐震補強に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

確かに、横浜市のように、宿毛市の財政規模に置きかえて8億5,000万という話をしたんですが、確かに8億5,000万、宿毛市、現在かかっておりません。

しかしながら、公社の委託料やら、運営補助金、そして溶融炉に対する負担金など、もうもちろんものを足すと、ここに出てる数字だけでも4億5,000万。それに加えて、今から払っていかないといけない溶融炉に対する起債等、いろいろかかってきます。

大変大きなお金が、ごみの処理にはかかっております。そういうことを踏まえて、その収集日を、まず1点、収集日をふやすべきではないかという、私の提案に対して、前向きに考えていただけるというふうな答弁であったと、私は理解したんですが、体制的になかなか余裕がない。そういうお話をありました。

だから、私が言っているのは、市民団体をつくって、市民団体によるリサイクル品、といったものの回収をすべきではないかというご提案でございます。

市内大型の店舗もあります。そういった店舗の駐車場等を利用すれば、市民が

大変、リサイクルに対して協力的に行方が行われるような形になるのではないかと、そういう思いもしますので、そういった駐車場での市民によるそういったリサイクル活動、そういった収集活動ができるような形。

これ、よその例をとって挙げますと、集めたごみに対して、たしか横浜市ではキロ3円、名古屋市では、集める団体1団体に対して、年間2万円とかの補助金も出しております。そういった補助金を出したとしても、プライマリを考えると、大変な、宿毛市としては節減になるのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして、3Rを、今言ったような市民団体もそうですが、3Rを進めていくには、それを推進する組織が必要になってきます。それを市役所がするのか、どこがするのかという問題になってくると思うんですが、行政改革大綱の中に、清掃公社の収集業務の一部民間委託を開始すると、書いてあります。

私は、近い将来、一部ではなくて、一般ごみの収集業務は、全業務が民間委託に移行していくと考えております。

そこで、業務が民間にスイッチしていく、そういう流れの中で、公社職員による、といった説明会や出前講座、そしてイベントでの啓発活動などを行う、そういった組織をつくるみてはどうかと考えていますが、市長のお考えをお聞きいたします。

続いて、道路の冠水についてですが、担当課長の方から、自然、駅前のことですが、自然流下ですか、自然流下という考え方の上で、どう言うんですか、自然に水は流れていくから、それで必要性があれば、駅前ポンプ場の設置、それから駅前ポンプ場を設置するすれば、それに対する計画の見直し等検討していくよというような答弁だと、私は受けとめたわけですが、

駅前周辺では、既に大型店舗が次々と建っております。その横には、当然、側溝、溝ができるわけですが、溝はコンクリートによってつくられております。一度できた溝は、もう壊すことはできないと、私は考えているんですが、こういった溝ができる過程の中で、それが先ほど言った自然流下という形なのか、どういう形なのかはわからないですが、指導をしていくべきではないかと、そういうふうに考えております。

農業冠水防除という形で、たしか片島中学校の前のポンプは設置されているはずです。これは、24時間以内に水を排水すれば、農作物は守れますよという、そういった取り決めの中で設置されている、先ほど、市長の答弁にもありました。しかし、5トンですか、そういった能力のポンプが設置されているわけですが、人間がもし、急病にかかるれば、人間の命は24時間、もつかもたないかわからないわけですよね。そういう観点から、ライフラインの確保、これはどうしてもしていかないといけないというふうに思っております。

その中で、現在、河口の改修の計画がまだはっきりせず、一生懸命取り組んでいるけど、まだいつできるかわからないよというときであるから、なおかつ、そういった時期であるからこそ、今、自分たちのできる、これ以上冠水をひどくさせない、そういった取り組みの必要があると思います。

その1つが、現在、開発されている地域のそういった排水だと、私は考えております。その点について、これは市長でも担当課長でもよろしいです。答弁をいただきたいと思います。

次に、耐震改修についての再質問ですが、教育長の方から、前向きな答弁だったと受けとめております。ただ、どういいますか、そしたら来年、二次診断を何校やりますよという、そ

いう話にはならないのかもしれません、先日、平成12年から耐震補強工事に取り組み、既に4校を済ませ、来年1校の耐震補強工事を予定している土佐清水市に出向き、担当者から私と、それから同じ、同会派の数名でお話を聞いてまいりました。

土佐清水市は、初めの1校を除いて、1次耐震診断、2次耐震診断、3次耐震診断、補強計画、実施計画までを1年で行っております。2年目には、補強工事を完了させております。そうすることで、1校が補強工事の年に、もう1校の耐震1次診断から実施設計までを済ませ、毎年1校の耐震補強工事が完了するというやり方で、毎年1校ずつ、補強工事を完了させております。

補強工事費用についてですが、先ほど、市の負担が2分の1と私が言いましたが、市の負担2分の1のうち、25パーセントが一般財源、残り75パーセントが起債で、その2分の1が交付税として入ってきます。

県の補助が使えて、2校合わせてもし9,000万円の補強工事だと仮定すると、まず、国が4,500万円、そして県から1,500万円の補助金が受けられます。残り3,000万円のうち、2,250万円が起債で、その返済に対しても、2分の1の交付税措置があります。すなわち、宿毛市は初めに750万円の財源が必要、その後、1,125万円と、その利子に対して返済をすることになります。

要するに、1,875万円と、若干の利子で9,000万円の耐震補強工事ができ、これ、咸陽と大島小学校でいうと、咸陽小学校273名と大島小学校186名、合わせて459名の命を守ることができます。

こういったことを考えたときに、残り9校の補強工事も、その19年度の新たに、今回上がっている咸陽、そして大島の補強工事を19年

度にし、そして同じ19年度に、新たにその9校のうちの2校を、2次耐震診断から実施設計までを済ませ、20年度には、また新たに耐震補強工事が2校できる、そういった形を、ぜひとっていただきたいと、そういうふうに私は思っておりますが、これに対して、答える範囲で構いません、教育長のお考えを述べていただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再々質問にお答えいたします。

ごみ処理の関係、民間団体、市民団体の方々を活用せよというふうなこと。そしてまた、清掃公社関係が、すべて民間へ移るんではないかということでの啓蒙という2点じゃないかと思いますが、おっしゃるとおり、市民団体の方々に、いろいろなご協力を願わなきやいけないということは、もうこれはもう申すまでもないことでございまして、そういうのが、組織化されれば、非常に行政としても助かる。

今、そういったごみと言いますか、資源ごみを集めた方々に、少しの報酬と申しますか、それに対価を支払って、そういった形をとればうまくいくんじゃないかということでございます。

それも、部内では一応、検討も実はしております、資源となるものを、いわゆるリサイクルして、その製品が売られるということもございます。そういうものに対しては、報酬を与えた形での対価を与えてのごみ回収というふうなものも必要になってくるんじゃないかな。

こういったことを申してはないんですけども、昔、我々小さいころには、鉄くずを拾って、鉄の業者さんに持つて行って、少しのお小遣い稼ぎをしたとか、そういうふうなものもございますし、瓶も、昔は幾らかで引き取ってくれたとか、そういうふうなことを、私も小さいころの体験で覚えております。

そういった形ができるように、ぜひ、努力もしてまいりたいなというふうに思っています。

ごみ問題は、とにかく都会は特に深刻でございます。まだまだこの田舎の方は、ごみの意識というものが、まだまだちょっと低いんじやないかなという気は、私はしております。

今から、この自然の豊かなところでございますので、今からこのごみ問題については、きちんとした取り組みをしていかないと、後々やはり、ごみ問題で非常な負担がかかってくるというふうなこと、今でもかかるわけでございますので、この取り組みについては、ぜひしてまいりたい。

そしてまた、清掃公社関係での、これがすべて民間にいくんじゃないかと。今、ごみの収集も、事業系ごみについては、民間の方々がされております。こういった民間でできるものについては、民間の方々にしていただくという基本姿勢を持っているわけでございまして、今、清掃公社が稼働はしております。そういう形で、清掃公社の方々は、ごみに関する専門的な知識も持っていると思います。

中平議員がご提案されましたような啓発、啓蒙行動をしていったらどうか。組織をつくっていったらどうかというお話もございました。できるものからは、取り組んではまいりたいと思っておりますので、そのところをご理解願いたいと思います。

それから、駅前ポンプ場の関係につきましては、どうしてもやっぱり必要な、最小限のものは、冠水対策ですね。これについてはやっていかなきやいけない。それについて、駅前ポンプ場関係をどうするかということについて、先ほど申しました課長レベルでの、事務レベルで打ち合わせをしておりますので、少しこの面については、課長の方から答えさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 2番、中平議員の再々質問にお答えいたします。

開発区域の排水整備ということで、都市計画区域につきましては、3,000平米以上は開発行為の申請が要ります。

その中で、既存の河川、水路等が排水能力のない場合、調整池をつけろとか、いう指導をしておりまして、一例としまして、駅東の土地区画整理事業につきましては、15.3ヘクタールにありますと、それを与市明川に流す場合に、宅地造成すると、流出係数が多くなって、ふだんの水が余計に上がりますので、調整池を設けと、県の指導もありましたけれども、先ほど、市長も言われましたように、宿毛ポンプ場に余力がありますので、ポンプをかけたときは、向こうへ流れ、松田川へ流れるように、調整しておりますと。

一定以上の面積ある分につきましては、調整池を設けるように指導しまして、流出係数を抑えた形で、現状の形が変わらんような指導は、うちを経由しまして、県とあわせて指導していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

中平議員がおっしゃるような形でやるのが、理想かと、こうも思いますけれども、一応、先ほど申し上げましたように、18年度に咸陽、大島の2次診断、補強計画、実施設計、そして19年度に耐震補強工事という形で取り組み、その段階で、一応、隨時同じような形で、いろんな条件を考えながら、取り組んでいきたいと、こういうように考えておりますが、とにかく中平議員のいうような形でやりますと、この財政面の面でも考えていかなければなりませんので、市長と協議もしながら、現段階は、今申し上げたような状況でございますけれども、検討をさ

せていただきたいと、このように思っております。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

まず、リサイクルについてですが、市長の方から、市民団体に対する取り組みについても、検討をされているという答弁もいただきました。そういった中で、市長も申されましたごみに対する意識が低いのではないか。私も同じように思っております。

近年、ごみの量がふえている背景には、溶融炉だから、何を入れても構わないと、そういう考え方のもと、分別せずにごみを出す習慣化が、そういった習慣、そういった習慣化が進んでいるのではないかと、そういうふうに思っております。

リサイクルすることも大切ですが、まず、ごみをつくらない。そして、ごみを出さない、そういう意識を、市民の皆さんのが持っていただくことが大切だと思います。

そういった意識を持っていただくためにも、この3Rについての取り組みが、どうしても必要になってきます。そういった取り組みをするためには、どうしても組織が必要になってきます。

そういったことを踏まえて、最後に、しつこいようですが、そういった組織立ち上げに向けて取り組んでいただけるのか、市長に再度、質問をいたします。

道路冠水については、課長の方から説明をいただきました。そういった話の中で、全力で皆さんのが取り組んでいただいているということは、十分、きょう、わかったわけですが、どうしても、これは一日も早く改善しないといけない、解決しないといけない問題でありますので、全力で、自分たちもそうですが、全力で取り組ま

ないといけないと思います。

これについては、再答弁を求めません。

そして、耐震改修についてですが、現在、非常に財政的に厳しい状況ではありますが、一日でも早く、市内全校の学校の耐震化、そういうものが必要だと考えております。

その中で、忘れてはいけないことが、学校の統廃合、そういったことが予想されているという理由で、小筑紫小学校、そして栄喜小学校、田ノ浦小学校の3校が、1次耐震診断すら行われておりません。

この学校の統廃合については、後日、同僚議員も質問いたしますので、ここであえて教育長から答弁は求めませんが、南海地震はあした襲ってくるかもしれません。そういった中で、早く統廃合に対する方向性を出さない限りは、いつまでたっても、子どもたちが危険な状態の学校に通学しているということを忘れないで、取り組んでいただきたいということをお願いして、この点についても再答弁は求めません。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再質問、その組織化の問題、啓発活動の組織化の問題でございますが、これは、できるだけのことはしていきたいと、先ほど申し上げました。

どういった組織を立ち上げて、どういった形でやっていくのか、中平議員もいろいろなところで勉強されてきております。そういう提言、それからそういった知識が多分にあると思います。

どうすれば、私自身が今ここで、想像というものがちょっと、まだできてないものでございますから、組織を立ち上げると迫られてはおりますが、すぐ、じゃあこういう組織を立て上げますというのが、ちょっと今、ここに出てこないもんですから。

中平議員から、また、こういった、具体的に

こうやつたらどうかというふうなことも教えていただきながら、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

そのごみ処理体制の関係の組織でございますので、いろいろな、行政として形がどうあるのが一番いいのか、とにかく目的は市民の皆様に、ごみに差があるのを啓蒙・啓発ということが一番。そして、ごみに対する意識の高揚というものをしていただきかなきやいけないということでございますので、どういう形のものが、一番効果的なものか、そういうものについては、十分、前向きに取り組んでいかなきやいけない、このように思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、先ほど、市民の皆さんごみに対する意識が低いという発言をいたしましたが、私以上に意識の高い市民の方々もたくさんおられると思います。

たしか、市の方でボランティア団体、そういったものの公募をしていたと思います。そういったところに、ぜひ意識の高い市民の方々が公募をしていただいて、その中から、ごみに対するそういう活動ができる市民団体を立ち上げていただきたいということを、この場を借りてお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、一般質問をいたします。

春の日差しを受け、万物が生き生きとし、心躍るはずのこの季節ではありますが、今、この質問席に立つ私には、昨年3月2日の土佐くろしお鉄道宿毛駅での事故を思い起こし、心が痛みます。

関係者の皆さんのご努力で、駅舎を含め、全面改修、回復いたしましたが、失った労働者の命はかえりません。1周期を迎えたが、そ

の後の情報を入手するたび、防げる事故だった。防がなくてはならない事故だった、守らなくてはならない命だった、との思いが募ります。

政治にかかわる者の1人として、命が大切にされる社会づくり、そういうことに取り組む決意を新たにして、一般質問通告に従い、まず市長の政治姿勢をお尋ねいたします。

まず、行政改革大綱についてでございます。

政府は、三位一体改革の名のもとに、国からの県や市町村への交付金、負担金、補助金等を大幅に減らしたため、地方自治体の財政運営は大変困難になっております。政府は、国の財政も困難だからと言いつつも、軍事費や大型公共事業など、むだと浪費を続けています。今年度末で、国と地方を合わせた長期債務の残高は、770兆円になる見通しになっているにもかかわらず、2,300億円もの思いやり予算を含め、年間6,000億を超えるアメリカ軍の駐留経費を負担しています。

加えて、沖縄の米海兵隊7,000人が移転するグアム島の基地建設費、数千億から1兆円といわれますが、この幾らかを日本政府が負担しなくてはならないというような報道もあります。

海外の米軍基地費用まで日本の税金で払う、こうした根拠などはどこにもないわけあります。

政府総務省は、昨年の3月に、地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針を発表し、自治体に平成17年度から5年間の集中改革プランの策定を求め、職員削減、業務の民間委託と民営化、福祉や暮らしのための施策の切り捨てをさせようとしています。

宿毛市でも、昨年12月に行革大綱と集中改革プランが発表されました。その中身の大部分は、宿毛市民の暮らしを支えてきた補助金、給付金等を切る一方、手数料、利用料の引き上げ

など、市民負担をふやすものとなっております。

この中身を知った市民からは、多くの問題点が指摘されていますが、私の持ち時間の関係もありますので、その中の幾つかについて、質問いたします。

まず、1番目に、東部と小筑紫町の支所の廃止を含め、4カ所の統廃合が提起されていますが、車を運転できない人には大変な負担になるのではないか。こうしたことから、関係地域住民の理解と納得が得られない場合には、統廃合するべきではないのではないか。

2番目に、小筑紫町内の小学校を1校に統合。宿毛と橋上の中学校も統合するとなっている。学校は、大規模、小規模ともに、メリットとデメリットがあります。地元の理解を得る中で、となっているのに、プランでは、平成21年統合となっているのはなぜでしょうか。

3番目に、保育園を1小学校区1園を基本に、平成21年に統合となっているが、地元の理解を得てとなっていないのはなぜなのか。

4番目に、森林整備地域活動支援交付金が、19年度廃止となっているが、宿毛市の森林の現状から見て、県とも協議し、継続すべきではないか。

5番目に、石原、小三原、舟ノ川、この地区的医療機関送迎事業を19年度廃止となっているが、車の運転ができない人は、通院困難となるが、どう対処していくのか。

6番目に、固定資産税、市民税の前納報償金を20年度廃止としている。この制度の廃止は、税の収納率低下、徴収費用の増加となるのではないか。

7番目に、すくも夢いっぱい会への補助金を20年度見直しとなっているが、雇用の場確保、宿毛の特産品開発、その他宿毛市の経済的発展にもつながることも考慮し、支援を継続すべきではないか。

8番目に、レンタルハウス整備事業を19年度見直しとなっているが、施設園芸農家の経営を圧迫する内容になるのではないか。

9番目に、鳥獣被害緊急対策事業を見直しとなっているが、これほど被害の多い宿毛市では、さらに対策を強化する必要があるのではないか。

10番目に、草刈り、清掃など、市道管理事業の補助金を見直し、廃止となっている。市道の管理は市の責任であり、今後の対策をどうされるのか。

11番目に、現在、7団体へ出している少年・婦人消防隊への補助金、年額5万6,000円を19年度廃止としている。防災意識の高揚、将来の消防団員の担い手、教育的効果から見て、廃止すべきではないのではないか。

12番目に、学校給食センターの配達業務は民間委託となっているが、調理業務まで、平成21年度から民間委託の計画をしている。多数の子どもの命にかかわる重要な給食を民間委託するのは問題がある。事故が発生したときの責任はどうなるのか。

13番目に、現在、1通300円の住民票や印鑑証明などの手数料を350円にするとしているが、こうした特殊な書類代金を値上げすることには問題があるのではないか。

14番目に、公共施設使用料の減免を縮小する方向で、減免規定の細目の明確化のために見直しをするとしているが、児童や生徒の負担増になる見直しは避けるべきではないか。

以上、14項目について提起し、市長のお考えをお尋ねいたします。

次、2番目に、国民保護法について。

この議会には、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法に関する2件の条例案が提出されております。私は、この法律の内容と本質を明らかにし、この条例案の撤回を求めて、市長に質問いたしま

す。

2004年の6月14日、有事法制を具体化する関連10案件が国会で強行採決されました。これから日本の将来にとって、極めて重要な法案であったにもかかわらず、わずか2カ月の審議で採決されたのであります。

その中の1つが国民保護法であり、9月17日に施行され、12月には本土上陸や、本土空襲、核攻撃の場合の全住民の県外避難まで踏み込んだ、地方自治体の国民保護計画のための基本指針が明らかにされました。

しかし、その内容は、世界の平和にも貢献する日本国憲法から見て、何のための有事法制か、国民の根源的な疑問は解かれておりません。

2003年の6月に採決が強行された武力攻撃事態法という有事とは、現実に攻撃があったときだけではなく、日本政府が攻撃の恐れや、攻撃されると予想すれば、直ちに戦争体制に突入する、そういうことを意味しております。

日本がアメリカに追随して海外派兵をひた走る中、公海中にいる自衛隊の艦船に攻撃を受ければ、それを有事として戦争体制に突っ込んでいく、こういうことになります。

有事法制のような戦時立法は、国民を戦争の惨禍から守るのではなく、まさに戦争をするための法律であります。この有事法制は、憲法に規定する平和主義や、基本的人権の擁護とも大きく矛盾すると思いますが、市長のお考えをお聞きします。

国民保護法は、有事のときに国民を保護するというよりも、政府の戦争政策に国民をむりやり協力させる内容となっています。自治体に対しては、政府がつくったモデルに沿って、2年がかりで国民保護計画を立てさせ、自衛隊は幹部を派遣し、防衛と安全の教育を進める。自治体は、実働訓練も積み上げ、自警団など、救援避難の誘導を行うように支援する。つまり、平

時から臨戦体制の社会をつくる、いわゆる銃後をかためるための後方体制づくりの法制度ともいえます。

また、国立病院機構などの独立行政法人、国際空港やNTTなどの特殊法人、NHKや日本郵政公社などの認可法人と、電力やガス、民間輸送機関まで160の機関が指定公共機関にされています。

こうした指定公共機関の労働者が動員される可能性があることを、政府も認めています。

さらに、物資の収用と保管命令や、土地と家屋の使用などが、所有者の同意がなくても実施できるとしている。これは、戦時中の徵用令や徵發令と同じことではないか。

こうしたことから見て、この法律は国民保護法となっているが、実質は戦前の国家総動員法と同じようなものといえます。

自治体は、住民の命と安全と財産を守るのが本務であり、災害対策基本法に基づき、南海地震などの自然災害に万全の備えをすることこそ大切であります。

戦争への準備ともいえる国民保護法を具体化することは、直ちにやめていただきたい。

また、この国民保護法には、市が国民保護計画を作成しなかったからとして、国が強制できる規定はありません。また、計画の作成期限ではなく、基本指針等は法令ではないので、計画の不作成は、法令違反には当たりません。

市民に、この国民保護法の内容をよく知らせるなど、説明責任を果たした上で条例制定が必要かどうかを判断してはどうでしょうか。

こうしたことから、この議会で、この国民保護法関連の宿毛市国民保護協議会の条例と、宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例制定の2議案の撤回を求め、市長のお考えをお尋ねいたします。

3番目に、地元木材の利用促進についてであ

ります。

今、日本の森林、林業の現状は、材価の低迷の中でますます疲弊しています。その原因の多くが、外材の際限ない輸入の拡大にあります。

昭和35年に木材の輸入が自由化されましたが、当初は、高度経済成長政策による需要の拡大の中で、一定の材価を維持していましたが、外材輸入量が拡大するにつれ、国産材の価格が下がってきました。木材の生産コストを下げるために、林業関係者は公的支援も受けながら、大型林業機械を導入し、生産性の向上に努めてきました。それでも、木材価格は下がり続け、材の価格がまだ堅調であった昭和55年ごろに比べて、3分の1程度にまで下落してしまいました。

また、木材の自給率も20パーセントを割り込んでしまいました。

このため、森林所有者は経営困難となり、林業労働者も労働条件が大きく後退しています。宿毛市も、全面積の84パーセントが森林であり、そのうちの65パーセントはスギ・ヒノキなどの人工林であります。この森林資源を有効に生かし、林業の活性化につなげるために、私は次のことを提案し、市長のお考えをお尋ねいたします。

まず、外材の輸入抑制を、県や国に働きかけていただきたい。特に今日、木材界を中心に戸題になっているのは、違法伐採された材の輸入問題であります。

違法伐採とは、それぞれの国の法律に違反して行われる伐採であります。過去には、森林伐採に余り制限を加えていなかった国でも、砂漠化防止、国土保全の面から法整備をして、森林の伐採を制限するようになってきました。

ところが、先進国の商社が高値での買いつけを続けるため、違法な伐採が続けられています。

例えば、インドネシアでは約50パーセント

が違法伐採であり、ロシアでは、N G O等の調査によると、20パーセントが違法伐採といわれています。

2月17日にフィリピンのレイテ島で大規模な地すべりが発生し、多くの住民が犠牲になりました。その直後に、地元の州知事は、違法伐採が地すべりを引き起こした可能性を指摘していました。

今、我が国に流入している違法伐採材は、約1,800万立方メートルと見られ、全輸入材の約2割にもなっています。これは、国産材の年間供給量にも匹敵するものであります。

こうしたことから、違法伐採された外材の流入をさせない対策を講じるよう、関係機関への働きかけを求めます。

2番目に、宿毛市の発注する公共施設の工事に地元の木材を使用する施策を進めるために、施設の木造化指針をつくれないか。

3番目に、木質バイオマス等による製材建築工事に伴う廃材利用計画等、木材の有効活用の取り組みを考えたらどうか。

4番目に、木材生産コストを抑え、安心できる木材生産体制をつくるための施策として、林道、作業道など、道路網の整備や林業機械、施設等への助成策の拡充、間伐作業のさらなる推進のために、木材搬出への助成が必要なのではないか。

5番目に、宿毛市として、森林林業が果たしている大きな役割について、もっと広く広報活動を進める必要がありはしないか。

以上5点について、市長のお考えをお聞きします。

最後に、生活保護行政の改善について、お尋ねいたします。

今、小泉内閣のもとで所得格差は拡大し、生活に困窮する人々が年々ふえつつあります。このため、生活保護制度は、今日の社会における

生活困難の最後の受け皿となるものであり、安心の土台ともいわれております。

この制度は、憲法25条を基本法とするものであり、国がすべての責任を持つべきものであります。

しかし、現実には生活保護関係費のうち、地方自治体が4分の1を負担しております。政府は、この国庫負担割合を引き下げ、自治体負担をふやそうとしております。市長は、今後とも自治体負担がふやされないよう努めていただきたいと思います。

政府は近年、生活保護世帯が増加傾向にあることに対して、これを抑制しようとしておりますが、O E C D諸国の保護率、人口当たり4ないし10パーセントから見ると、日本の生活保護受給水準は低いといえます。それにもかかわらず、全国的に生活保護の申請権を押さえ込むような事件も多発しております。

こうしたことから、宿毛市におきましては、申請権を侵害することのないようにし、すべての面で生活保護法を遵守した対応を求めます。

また、生活保護申請にかかる文書は即受理し、公文書として適正に取り扱うよう、求めます。

法で定められている各種扶助は、対象者に親切に説明し、適切に支払いをするよう求めます。

生活保護費の支払いに当たっては、内訳の明細を明確にするよう求めます。

本人が自己の個人情報公開の請求をしたときには、宿毛市個人情報保護条例に基づき、情報を開示するよう求めます。

以上のことについて、市長の考え方をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、最初に行政改革でございます。行政方

針の中でも触れましたように、平成18年度を初年度とする、新たな行政改革大綱を、昨年末に策定しまして、事務事業の整理、合理化を初めとしまして、府内組織の再編、指定管理者制度の導入、定員管理、給与水準の適正化、自主財源の確保及び人材育成など、今後、取り組むべき諸課題を明らかにしまして、具体的な数値目標を定めた集中改革プランをも策定しまして、市民の皆様へ公表を行ったとこです。

策定に当たりましては、これ、長引く景気低迷とか、国の制度改革によりまして、歳入の確保が非常に困難となっている状況にあります。そういうことから、いかに財源を確保して、必要な事業に重点投資していくか、より効果的、効率的な財政運営を推進することによって、市民サービスを低下させないようにするか、ということを基本としまして、取り組んだところでございます。

その結果、事業の廃止とか縮小とか、市民の皆様に一定のご負担をお願いしなければならない事業もあります。

集中改革プランの、先ほどご質問のありました個別部分でございますが、それぞれ廃止、料金アップとなっている部分もありますが、先ほど申しました今議会冒頭に行政方針の表明の中でも触れましたように、交付税の削減等によりまして、今後におきましても、財政状況は、先ほども申しました、本当に厳しい状況になることが、これは予測をされております。

このようなことから、職員の給料、これ一律3パーセントをカットをしなくてはならないところまで来ている状況でございます。この厳しい状況の中で、市民の皆様にも一定のご協力をいただき、この局面を脱しなければならないと考えております。

このプラン策定に当たりましては、数値目標等を定めた5カ年の計画となっております。そ

の計画に沿って、取り組むことが基本でございますが、中には早まるもの、遅くなるものも出てくるかもしれませんし、また、議員ご指摘のように、施設の統廃合のように、地区住民の方々のご理解を得なければ実施できないようなものも、これは当然ございます。

また、各種事業を推進する中で、見直しをしていかなければならないものも出てくるかもしれません。こういったことが、それぞれの項目でいろいろあると思います。

議員ご指摘の中には、説明もして、理解も得られたものもございます。ご理解を賜らなきやいけないというふうなことでございます。

今後、この大綱、それからプランに掲げている各項目を実施していくに当たっては、本当に改革、広報活動とか、説明会の開催とか、改革の推進に積極的に取り組んでいかなければいけないということで、市民の皆様、議員の皆様にも、ぜひご理解、ご協力を賜りたいと、このように考えております。

それから、次に、国民保護法でございますが、大変難しいご質問でございます。憲法で9条があり、戦争放棄ということがうたわれております。その中で、この保護法が戦争に向かっていくんじゃないかというふうなことをおっしゃられておりますが、当然、国会での審議のお話でございますので、憲法判断というものもなされているんではないかというふうなことを、まず思っております。

私自身も、この戦争放棄の9条は守られていくべきであろうかというふうに、自分自身も思っておりますし、戦争というものを起こしてはならないという気持ちでいっぱいです。

今議会におきましては、宿毛市国民保護協議会条例、並びに宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例、この2つの国民保護法関連条例を提案させていただいておる

わけでございます。

この条例案につきましては、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体、財産の保護並びに国民生活等に及ぼす影響を最小にすることを目的とした武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これがいわゆる国民保護法でございますが、これが平成16年6月18日に交付されまして、同法の規定に基づき、策定を義務づけられておるものでございます。

武力攻撃等の有事や、テロなどの発生には、この法律に基づきまして、市町村は国民保護対策本部、それから緊急対処事態対策本部を設置しなければならないというふうになっております。

また、県の国民保護計画に基づきまして、これは市の方でございますが、国民保護計画を国民保護協議会へ諮問をして、作成しなければならないというふうになっておるわけでございます。

現在の状況でございますが、高知県の国民保護計画が作成されておりまして、6月には公表される予定となっております。本市としましても、県の計画を受けまして、平成18年度に宿毛市国民保護計画を作成しなければならないという立場にございます。

浅木議員からのご指摘もいただきましたが、有事やテロが発生しないように願い、努力することは、だれしも同様だというふうに思っております。そうした気持ちにかかわらず、武力攻撃事態等に至った場合におきましては、法律のもとに、きちんとした対応が必要になりますので、こうした観点から、国民保護法などの有事法制の枠組みが決められたものではないかなというふうに受けとめてはおります。

市民の皆さんの生命、身体及び財産を守ることが、市の責務でございます。そういうしたこと

から、自然災害と武力攻撃という、災害という、災害の質は違うと思いますが、やはり守ることについては、市の責務というものが働くのではないかでしょうか。

市といたしましては、この法律に定められた手続に従いまして、進めていかなければならぬ立場にあろうかというふうに考えております。

次に、地元木材の利用促進についてでございますが、現在、国内の木材需要量の約8割が外材に依存しておるわけでございます。林産業の低迷の大きな要因となっております外材の輸入抑制と、密伐採の流通対策でございますが、これは、国や県と協議して、対策をということでございますけれども、この輸入抑制につきましては、貿易立国の我が国でございます。これは、WTOの世界貿易機関に従った貿易をしなきやいけない。ルールが国際ルールとしてございます。そういうことが基本としておりますので、セーフガードの発令というのは、非常に難しいんではないかと思いますが、国とか県とか、そういういった関係機関と協議をしていかなきやいけないというふうに思っております。

それから、密伐採の流通対策で、どれくらい密伐採が行われて、国内に出回っているのかというのが、実情というものを我々、把握できませんし、できておりませんので、ちょっとお答えができませんけど、こういった関係につきましても、やはり国や県の機関と協議しながら、やっていかなきや、対策にあたらなきやいけないのかなというふうに思っております。

それから、宿毛市が発注する公共事業における地元材の利用促進でございます。

平成16年の10月に、高知県が制定しました高知県産材利用推進方針に基づきまして、17年6月21日に、幡多地区県産材利用地域推進会議を設置をしておりまして、地元材の利用推進に努めておるというふうなところではござ

います。

宿毛市におきましても、15年度に橋上に完成しました市営住宅11戸につきましては、木造建築しております。また、平成16年度に完成しました千寿園につきましても、多くの木材を使用した形にしております。

今後におきましても、公共事業における地元材の利用推進を、庁内でも検討をしてまいりたいというふうに思います。

建物ばかりでなくて、道路ガードであるとか、そういうものができる可能性のあるところについては、検討もしてまいりたいなというふうには思っております。

公共事業以外での木材使用の推進には、県の事業でございますが、県産材の需要拡大とか、木材住宅推進に関する各種の助成、補助事業、環境面からも、注目を浴びております木質バイオマスに関する補助事業等を活用しまして、県関係機関と一体となって、木材使用の推進に努めていかなければならぬというふうに思っております。

それから、安心できる木材生産対策につきましては、18年度当初予算に計上しておりますけれども、高知県間伐等整備促進対策事業を活用しまして、これは別名「森の工場」という形でございますが、林業生産の適地におきまして、多くの所有者にまたがった、森林をまとめて団地化をして、意欲ある事業体による計画的な森林経営の展開を促進するために、路網の整備、高性能林業機械の導入ということに対して支援をして、木材の安定供給、それから生産性の向上、安定的な雇用を目指見たいというふうに思っております。

また、間伐につきましては、引き続き、高知県緊急間伐総合支援事業を活用しまして、森林整備を推進してまいりたいというふうに思っております。

森林が果たしている大切な役割の周知不足ということがございますが、四万十森林管理所、それから森林組合、県、宿毛市等で組織しております宿毛市木材需要拡大推進協議会におきまして、毎年、市内小学校等におけるシイタケのコマうちなどの森林教室を開催しまして、森林の持つ重要性についての理解と関心に努めております。

今後とも、関係機関と協力して、さらに普及啓発というものにも努めていかなければならぬというふうに思っております。

それから、生活保護でございますが、生活保護につきましては、まず1つは、生活保護の申請権についてでございます。これ、申請者に対して相談内容を聞き取りをして、生活保護法について説明した後に、申請の意思がある方には、申請書を渡しております。

こういった法律に基づいて、きちんとした取り扱いをしておるつもりでございます。市民の方々から、苦情が来ているということは余り聞いておりません。申請部分については、生活保護、本当に個人の秘密も守らなきやいけないということもございまして、いろいろな場所場所での取り扱いにつきましては、適正に対処をしておるつもりでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時01分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君の質問を継続いたします。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

行政改革大綱について、市長、先ほど私、全体的なものを話しましたが、個別にも提起したわけです。それに対して、市長の方から、見直しはあるということと、地域の人の合意を得てやるという包括的な話はあったけど、個別の回答はないわけですね。

個別にそれぞれ聞いてあるわけですので、個別に答えてもらいたいと思います。

なお、特にあと、議題にあとの人気が残ってやる部分については、かまわんと思いますが、全体としてそれぞれの支所の問題についても、これからどうなるのか。これらは合意を得てやるということで間違いないということでええんですかね。そういうふうにとらえておきたいと思います。

それから、森林整備地域活動支援交付金ですね。こういったものについても、実際にはやつていかないかんというふうに提起してあるわけですが、これについても、具体的には回答がなかったと。

具体的に回答できるものについては、この件について、全体として回答をいただきたいと思います。

それから、国民保護法ですね。これについて、先ほど市長は、自然災害について、これまで災害対策についての会議も立ち上げておるということ、それと同じような考え方でとらえているというふうに聞こえたんですが、これは、基本的には全く違うものであるといえます。

なぜかと言うと、災害対策については、それぞれの自治体の責任で実行していく。必要なときには、例えば自衛隊の出動を必要とするときやったら、知事の方から要請をして出てきてもらうということになるわけですが、この国民保護法、有事立法との関係では、そこの地元の意向とは別に、政府、自衛隊、こういうものの意向の方が優先する。軍事優先ということになっ

ているわけです。

そういった面から見ると、国民を保護するのか、戦争をするためにその政策を実行する部隊となっていくのか、それへ国民は協力さされるだけじゃないかという面で、全く災害関係とは違うということがありますので、そのところは災害とどう違うのか、どうとらえているのかということを明らかにしていただきたいと思います。

それと、もう1つは、保護法の中で、国会答弁の中でも、すぐに日本が侵略されるとは思っていないというふうな答弁もあったわけです。そういったものから見ると、まずこういうふうな保護法に基づく各種戦争推進部隊とも言えるような協議会を立ち上げて、好戦気分をつくっていくと。戦争をやろうと、そういうふうな気分をつくりていくのが、1つの役割にもなるわけです。

大きな意味でいうと、軍事態勢づくり、こういったものになっていく。そういった面から、やはりこれは国民を守るというよりも、国民を戦争に巻き込んでいく法律だというふうになると思います。

なお、市長自身も憲法9条は大事にせないかんと。平和は大事にせないかんというお話をいただきましたので、その市長の気持ちはわかりますが、上から押しつけられてこういったものをやらないかんということにはなるんかもわからんですが、根本的には、国民、市民に対して、非常な、必要でない負担をかけるということになってくるんじゃないかと思うんで、そこら当たりについて、わかれればもっと明確な答えをいただきたいと思います。

それから、地元木材の利用促進については、それぞれ、橋上の住宅問題、それから千寿園の問題、極力そういうふうに地元材を使ってやっているということですが、今後の学校、建築、そ

ういったものについても努力していただけるものと思います。

なお、違法伐採の問題については、市長も話しておりましたが、把握しきれてないというふうな部分もあるかと思いますが、私の方では、およそ1,800万立方ぐらい、密伐採の材が入ってきよるというふうに聞いてます。これを、どのようにして明確に把握するか、これはまた政府等の方でもチェックしてもらわなければいけないかと思うわけです。

今後、こういうことを認めさせない、商業活動の、商社が商業活動の1つとして、木材を輸入してくるわけで、公正な仕事をしていく。密伐採でも何でも買いつけて、日本へとつて帰る。こういうふうな企業道徳を忘れたようなやり方に対しては、厳しく対処していかないかんではないかと思いますので、今後、県、国と協議しながら、対策を立てていただきたいと思います。

それから、生活保護の関係で、1番の問題につきましては、権利を侵害するような、そんなことにはならん運営をするということですので、今後、そういうふうになっていくんだろうと思いますが、2番目の問題以降、詳しい回答はないわけです。生活保護申請にかかる文書は、即受理し、公文書として適正に取り扱うことを求めるということで、内容は担当の方から聞いて、説明はしてきましたが、申請書を出したら、それはまず市の方で受け付けをする。受け付けたら、その時点で公文書として取り扱いをしてもらいたいということです。

公文書である限り、規定に基づいて公文書管理をしていかないかんと思うわけです。もし途中で棄却すれば、これは公文書破棄ということになろうかもと思うんですね。そういうことはならんように、公文書としての取り扱いをしていただきたい。

そして、回答等せないかんものについては、期限が定まっているものはあるわけですので、そういったものについては、期限内に本人に対して文書できちっと答える。申請書には、そういう思いがありますので、そういうふうな取り扱いをしてもらいたいと思います。

それから、法で認められている各種扶助は、対象者に親切に説明し、適切に支払いをするように求めますという部分につきましては、生活保護については、毎月受け取るもの以外に、例えば引っ越しや移転の費用も出るし、それからまた、病院へ行けば通院の費用も出る。こういうふうになっているわけです。そういったものに対して、本人が十分わからん人も、初めての人がおるかもわからんですね。そういう人には、こういう制度がありますということをきちっと教えてあげて、その人は支払いを受けるように、親切にしていただきたいということです。

それから、4番目の生活保護費の支給に当たっては、内訳の明細を明確にするように求めますということで、その月にもらう総額だけを渡されても、それがどういうふうな中身になっているのか。それぞれ月によって変動する場合もありますので、内訳明細というものを、本人にわかるようにしていただきたい。

私たちが職場で賃金を受け取ったころも、月々、それぞれ支払いに変化がありました。全部内訳を入れてくれてあるので、いちいち担当者に聞かなくても、ほとんどのものが疑問もなしにわかったわけです。

そういう面で、こういった内訳を明確にしてもらいたい。

特に、こういった総額で渡された場合、もうべき金がもらえてないんじゃないかという、不安になることもあるわけですね。なぜ少ないのよと、本人が理解できないと。聞きに行っても、担当者から十分な説明もらえん。文書で報

告を求めて、それにも答えてくれん。そういうケースもあるようです。

そういう面から、本人の誤解を生まないよう、はっきりした説明というものをしていただきたい、このように思うわけです。

それから、最後の部分についても、これは生活保護だけではないですが、5番目の問題についてもですね。これは条例に基づく請求ですので、個人情報公開の請求、条例に基づくもので、請求があれば、16条の方にこういうふうに処理するというふうになっていますわね。

そういう面で、あなたの請求したものは、条例から見てだめですよという場合は、だめだという通知をせないかん。そしてまた、公開するのであれば、公開しますという文書での通知ということになっているわけ。

ある場合には、本人に取り下げを求めるというようなことも聞いたわけです。これは、条例の趣旨からもおかしいと思うんで、そういう取り扱いはしないようにしていただきたい。

そういう面について、まず聞いておきたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

行革の個別に答えよということでございました。

全般にわたって、個別の事項がございましたが、全般にわたってその取り扱いについて、皆様のご了解も得なきやいけない。これから説明しなきやいけない、そういうものもござりますということでの、包括的な説明を、この個別の事項に、全体にわたることを、先ほど説明させていただいたというふうに、私自身は認識しまして、答弁をしたわけでございます。

それから、国民保護法の件でございますが、ここで、国会ではございませんで、法律論とい

うのは、ちょっと私自身、ここでできませんが。

先ほど、自然災害と同じとらえ方をしているというふうに言われました。これは先ほど、私の答弁、今、見ましたら、自然災害とこういったものについての、外からの脅威に関する災害というものは、本質的には違うものでございますがということでありまして、その災害を受けたという結果においては、やっぱり市民を守らなきやいけないという意味で申し上げているつもりでございます。

自然災害と、そういう国民保護条例に基づくとか、その保護法に基づく災害というものは、本質的に違うというふうに、私はまずもつて話したつもりでございます。

それから、市民の負担がどうなるのかというのは、これちょっと、はっきりまだわからない部分がございまして。保護法そのものが適用されるということは、ないにこしたことはないことでございます。私自身も、戦争については、これは絶対、起こしてはならないし、起こされてもならない。戦争については、反対ということで、この市民、国民の皆さんには、それは全部反対じゃないかと思っております。

したがって、市民の負担がどうなるかということにつきましては、ちょっとここで、今、はっきりこうなりますということについては、お答えができない状況でございまして、今のところは、国民保護法に基づく義務化された条例に、2つ提案をさせていただいているところでございます。

それから、生活保護全般にわたって、先ほど一応、お答え申し上げまして、浅木議員がいろんな、個別の問題を、先ほど、再質問の中でおっしゃいました。おっしゃられました。

これは、私自身も、すべてにわたって、担当の方で、適正に扱っておりまして、その受けられる方には、法律に基づいたり、規則に基づい

たりして、適切に市民の方ですから、扱っているつもりでございまして、個々の問題におきましても、浅木議員が今おっしゃられたことにつきましても、職員として、適切に説明責任も果たしながら、扱っているつもりでございます。

最後の方で、情報公開のお話もございました。情報公開の対応につきましては、請求があれば、これは個人情報の関連もございまして、他人に話してはならないことは出せませんし、本人からの本人に対する請求でありますから、これはきちんとした対応をして、ましてや取り下げをしなさいというふうなことというふうなことは、言ってないというふうに思います。

開かれた形での、適切な形での行政をしているつもりでございます。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

行革大綱について、私は個別に回答をもらいたいということやったわけですが、市長の方から、総括的な回答しかできんということです。

しかし、今度、これが出てきたことによって、地域の人は心配しているわけですね。それに対して、こういう、例えば一例を挙げれば、草刈り清掃、市道のですね。こういった問題について、補助金が出よったけに、今まできれいになつとったけど、やってもらえよったけど、こういうものが出んなつたら、道が荒れるんじやないか、そういう補助を受けて、やりよったのが、やまつたら市道はどうなるんだという、率直なきもちですのでね。

これに対して、何らかの形で代替方法があつてやるといふんなら、それでええと思いますが、市の市道の管理については、基本的に市の方に責任があるわけです。市道で何か、構造物の瑕疵によって事故が発生した場合は、場合によつ

たら、補償問題にまで、これまでの例から見ても、なつたことも聞いたことあるわけですね。

道路上の問題については、それぞれ道路管理者に責任がありますので、そういうことも含めて、かまわん範囲で、個別に回答をいただきたいと。

それから、生活保護の関係で、いちいちここで、議会であれこれ取り上げなくとも、それぞれ職員の方で、法に基づいてきっちりやってくれよったら、私も取り上げていかんわけですが、ある人について、所定の支払い額が支払われてなかつたということがあります、県の指導課の方にも行きまして、話もしたわけです。

そしたら、ある一定額が不足しているということを、指導課の方からも聞きました。その不足している中身については、例えば、県の方ではわからなくても、収入充当額いう計算の仕方があります。こういったものは、除外されたものがあって、減額になっているという場合もあるわけですね。

そういう場合には、こういうことで減額になっておりますよということを、本人に文書できちつと知らせさえすれば、問題はないと思うわけですね。

それを、本人が求めて、なかなか文書での説明をしてくれないと。所定のもらえる額に足りないということで、話が前へ進まんと、いうことになるわけ。

それぞれの福祉事務所、やり方は違うかもわからんですが、ある福祉事務所の方で聞いてみると、そういうものについては、文書でわかるように、当然、収入充当額等については、明確にしていると、いうふうに聞きました。

そこら当たりも含めて、ケースワーカーの方で、明確な説明をせんことによって、トラブルが起こつてきよるんじやないかと思うわけですね。

きちんとした仕事をしつたら、文書で報告してもええじやないですか。文書で知らせても、そこら当たりを、宿毛の福祉事務所でもやってもらいたいということで、取り上げているわけです。

その食い違いについても、必ずしも福祉事務所が間違っているのかということを、私は言うつもりはありません。それぞれ、どこでどうなっているのか明確にして、理解と納得を得て、市民の合意が得られるような市政運営というものを進めてもらいたい、こう思うわけです。

以上、再質問を一たん終了します。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

行革の個別でございます。先ほど申し上げましたように、その集中改革プランにつきましては、個別部分については、それぞれ廃止とか料金アップとか、そういったものが個々にございますということで、説明したとおりでございますが、個々に一つずつの形でのお答えにつきましては、後で担当の方からも申し上げさせたいと思います。

総括的には、私申し上げましたように、やはり各種事業等の行革を推進する上では、どうしてもプランでございますから、プランが、いわゆる実施可能な計画にならなきやいけないということで、あくまでもプランであって、これは市民の合意なしにプランを推し進めるということには、なかなかまいりません。

そういう形での進め方を、相対的にしていかなきやいけないということは、ご理解を願いたいと思います。

先ほど申しましたように、この計画どおりにできない部分もあるかもしれません、行政改革の実を上げるために、こういったプランを立てて、これを実行していかなきやいけない。

それには、市民の皆様に、これから説明して、ご理解願わなきやいけない部分もございますということございます。

それから、生活保護関係でございますが、一応、私としては、明確に、浅木議員が今おっしゃったことにつきましては、担当の方では説明をしているとは思いますが、なお、具体的な事例等がございますので、これにつきましては、福祉事務所長の方から説明もさせていただきたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） 総務課長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

集中改革プランの個別でございますが、それぞれ14項目にわたって、冒頭、ご指摘もいたしましたが、施設等の統廃合につきましては、市長も答弁の中で申されましたように、どうしても地区住民の方々の理解を必要とする部分もございますので、この施設等の統廃合につきましては、市長の答弁のとおりでございます。

それから、そのほかの個々の部分につきましては、それぞれ、また担当の方からご説明もしていただきます。

その中で、少年・婦人消防隊への補助金というのがございました。この部分につきましても、市長の答弁の中に、今後、見直しもしていかなければならない部分もあるという答弁でしたが、議員もご指摘のように、今後の南海地震等、いろんな部分で、それらも踏まえて、教育的な見地からという質問でございましたが、そういう部分も含めて、今後、検討の中に上がってくるかもしれません。

今は、市長も申しましたように、集中改革プランに沿っていくのが原則でございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 農林課長。

○農林課長（小島正樹君） 農林課長、1番、

浅木議員の再質問にお答えいたします。

まず、担当としております1点目の森林整備地域活動支援交付金の廃止について、平成19年度に廃止ということの内容ですが、この事業につきましては、対象森林につきましては、30ヘクタール以上のまとまっている団地についての方が対象になっておりまして、現実的には、宿毛市では、高知県森林整備公社と、それから1企業体が、2つの団体が対象になっております。

この事業につきましては、平成14年度から平成18年度までの5年間を対象としておりまして、森林所有者の現況の調査とか、歩道等の整備とか、そういう事業が該当になります。

一応、協定が5年間ということで、平成18年度にこの制度が終了する関係で、その時点での廃止となっております。

ほかの事業も一緒ですが、農林事業の場合は、通常、単年度事業、または目標年度を設定しまして、例えば3年の事業、5年の事業というふうに制度ありますので、そういう意味で、平成18年度限りで終了しますので、この事業については廃止したいと考えております。

それから、2点目のすくも夢いっぱい会補助金の見直しについてでございますが、この事業につきましても、平成17年度から平成19年度までの3カ年で、民間の方々が水稻等の減農薬栽培や、地域の特産物の開発することを目的としまして、助成をしておりましたが、一応、3カ年で成果を出していくだけまして、その後の展開につきましては、再度、民間の方々の力によりまして、事業を継続していただくことになっております。

それと、3点目のレンタルハウス整備事業の見直しにつきましては、この事業につきましては、高知県の施設園芸の緊急課題ということで、今の事業につきましては、平成13年度から平

成18年度までの事業となっておりまして、平成19年度には制度の見直しを、そのときにつくることになっております。

したがいまして、このときの見直しですので、廃止ということではありません。一応、見直しを検討したいと考えております。

それから、鳥獣被害緊急対策事業の見直しにつきましては、この事業につきましては、平成12年度から平成17年度となっておりまして、このプランにおきましては、18年度で見直しとなっていましたが、県の制度が1年延期になりました、18年度は、今までどおり事業を実施する予定です。

19年度以降につきましては、被害の状況によりまして、県の見直しもあると思いますし、その時点において、再度、検討したいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（菱田征夫君）　土木課長。

○土木課長（茨木　隆君）　土木課長、1番、浅木議員の再質問にお答えいたします。

集中改革プランの件で、先ほどの市道の補助金の件が出ましたが、現在、土木課では、728路線の市道の維持管理を行ってます。市内全域の道路施設の老朽化が進んでおり、維持管理費を伴う修繕箇所が、年々増加しているいうのはご承知していただいているとは思うがでけんと、市道管理に係るこの維持管理費は、市単独経費でやってます。

ですから、この今後の厳しい財政状況の中で、市道管理をしていくためには、事業の見直しを行い、市民の皆さんの協力を得る中で対応していかないと、維持管理ができない状況となってます。

本来、幹線市道を除く以外の市道は、地域の皆さんのが日常生活を利用している道路でありますから、排水溝の清掃や、道路の草刈り等は、もう地元にお願いし、地元で対応できない舗装

の修繕、排水溝の壊れたときの修繕というものに、市単独費をもって市の方が対応していきたいたいと。修繕等はもう、限られた予算の中で、できるだけ多く実施していくためには、どうしても見直し計画の中であげらせてもらうて、ご理解いただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 税務課長。

○税務課長（松田雅俊君） 税務課長、1番、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

前納報償金の廃止についてでございます。

この制度の趣旨を若干、前段でお話をさせていただきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

この制度は、昭和25年に大体、全国的に創設されたものであります。戦後の不安定な社会経済情勢の中で、市町村も窮屈をしておりまして、地方自治の確立のために、歳入の確保をいかにするかということで、根幹の税である市民税と、固定資産税の早期確保と。それから、納税者の意識の高揚、それから、徴収事務の簡素化と、納期前に納付されたことに対する金利面などを考慮しまして、条例による委任事項として、創設をされております。

しかし、この報償金制度も、既に50年というものを超えておりまして、納税意欲の高揚、それから啓発による納税の徹底は、一応、所期の目的を達成しておるんではないかということで、むしろ近年は、市民税に普通徴収と特別徴収の2種類がございます。

我々給与、サラリーマンは給与から天引きをされることが、これ源泉徴収と申しますが、これから普通徴収は、市の納税通知書によって納めていただく。

この市民税も、普通徴収にしか、前納報償の制度がございませんということでございます。また、税も、ご存じのように、固定資産税、市

民税だけではありません。むろん、国保税等もございます。その中で、この2例しかないというようなことで、不公平感など、現状に非常にそぐわない状況となってきておるということをございまして、我々いたしました、集中改革プランの廃止目標年次であります20年を待たずに、私としては、19年に廃止をしたいというふうに考えております。

あくまでも改革プランは、目標年次が20年でございますけれども、目標年次でございますので、20年までというとらえ方をしておりますので、私としては、19年に廃止をしたいということを考えております。

そこで、ご質問のように、じゃあ、この前納報償金を廃止することによって、収納率の低下を招かないか。収納率の低下を招くことによって、いわゆる徴収経費がかかるのではないかというお尋ねだろうと思いますが、本来、市税の納税をしていただいている多くの方につきましては、税本来の趣旨を十分にご理解をいただき、納税していただいている方であります。

前納報償金があるから、ないから納税をしないということではないと、私は確信をいたしております。

以上のようなことからも、本制度を廃止しても、前納される方が、期別の納期に変わることはあっても、滞納の増加につながらないのではないかというふうに考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひをいたします。

○副議長（菱田征夫君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 1番、浅木議員の再質問にお答えいたします。

生活保護費の扶助費の内訳明細についてでございますが、当福祉事務所としましては、国が定める生活保護法施行細則、準則に基づきまして、保護開始時に生活保護決定通知書、保護費の変更があった場合には、生活保護変更通知書

及び一次扶助決定通知書にて、被保護者に通知をいたしております。

それ以上の内訳につきましては、原則生活保護法では、被保護者本人から求めによる場合であっても、認められないことになっておりますが、昨年の個人情報保護条例の施行に伴いまして、被保護者本人がどうしても知りたいということであれば、直接面接し、意思確認した後、所内会議等を開き、内容につき検討した結果、被保護者本人に口頭で説明することにいたしております。

なお、この件につきましては、県福祉指導課にも、取り扱いについての確認をいたしております。

また、当福祉事務所の生活保護の運営につきましては、毎年、県福祉指導課の事務監査を受けておりまし、今年度は国の会計実地検査も受けましたが、改善を必要とするような指摘事項も受けておりませんので、今後も生活保護法の目的を十分に踏まえ、生活保護の適用については、地域の均衡を失すことのないように、適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 全体を、全部詰めるということではないので、私は、この行政改革大綱について、それぞれ、皆持っている疑問について、ここで聞かせてもらったわけですので、それを今、回答をいただきましたので、それともとにして、また話し合ってみたいと思います。

それから、生活保護について、今、お話をいただきました。確かに福祉事務所の方から、1回は通知が来るわけですね。けど、個人の場合、それを失ったりすることもあるわけです。何年もするうちには。3年前に出しどったいうても。その場合には、あのコピーが欲しいというと

きには、渡しても、本人が言うようやつたらおかしくないんじやないかと思うんですね。

それをきちっとやらないから、自分がもらっている金がどんなになっているの。総額は、現金が封筒に書いてあるとおり入ってますので、これは間違いないけど、中身がわからないということになるんで。本人が求めれば、それは元の記録をコピーして、渡しても、それほど秘密にせないかんもんではないと思う。1回出した書類でありますのでね。

そういう面で、親切な対応というのを、本人から誤解を生まないような対応というものを、考えてもらいたいということあります。そういう面で取り扱ってもらえばええと思います。

それで再質問を終わります。

向こうから答弁があれば、待ちます。

○副議長（菱田征夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

—————・—————・—————

午後 2時12分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） いろいろな問題を提起しまして、ある一定の方向が出たものもありますが、まだ問題提起して検討してもらうような中身もありますので、今後に期待しまして、きょうの発言は終わります。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、通告に従いまして、一般質問を行います。

1番目の質問は、宿毛市の活性化についてであります。

1点目は、宿毛湾港を活用した活性化策についてでありますが、中西市長は、18年度の行政方針の中で、宿毛湾港の整備について、第1

防波堤の早期完成を目指す中で、国、県などの関係機関に連携をとりながら、ポートセールスを行うとともに、「ちきゅう」関連の科学船や、豪華客船の寄港を積極的に働きかけていくと表明されておりますが、ことし1年間の豪華客船等の寄港予定と、今後のポートセールス計画について、お尋ねします。

次に、海外との友好都市、もしくは姉妹都市交流についてであります。

この件については、昨年9月の定例会でも提案しました。2月20日に開かれた第4回桜立祭には、宿毛市出身の大江 卓が取り持つ縁で、中国大使館からソン・ビキョウ参事官と、チョウ・リン二等書記官が来市し、懇親会の席上、宿毛と中国との不思議な接点について、言及がありました。

聞くところによれば、中国大使館の外交官が四国へ来たのは初めてとのことであり、この機会を何とか生かして、中国の港湾都市と宿毛湾港を活用した人と物の交流を促進すべきではないかと考えます。

中国と日本との国家間の外交は厳しい状況下にありますが、民間外交、民間交流は、政治の枠を超えて発展させることは可能であり、また有益だと思います。宿毛の地場産品であるブンタン、コナツ、ポンカンなどのかんきつ類や、木材等を海外へ輸出できるルートができれば、地域の活性化にもつながると思いますが、市長の見解をお聞きいたします。

2点目は、ウォーキングの促進についてであります。

いまや健康ブームの世の中で、予防医学の上からも、健康によいとされるウォーキングが注目しております。

本市でも、朝に夕に、また夜間でも多くの市民が歩いています。高齢化が進む中で、ウォーキングは最も手軽なスポーツとして、人気が上

昇しております。

全国組織である日本ウォーキング協会がなかった高知県も、おくればせながら、ようやく1月に全国42番目に発足しました。日本ウォーキング協会が認定する全国大会は、年間約250カ所といわれており、近隣では3月11日、12日の2日間、愛南町で行われたトレッキング・ザ・空海・あいなんには、約500人ほどの参加があったと聞いております。

また、土佐清水市では、3月25、26日に第1回花へんろ足摺温泉ツーデーマーチが開催される予定と聞いております。

こちらは、参加費用、大人2,000円、高校生以下1,000円となっており、愛南町の無料とは異なり、何人の参加申し込みがあるかはわかりませんが、いずれもツーデー、すなわち2日間にわたって行われるウォーキング大会であります。

本市も、日本ウォーキング協会へ加入し、ウォーキング大会を開催したらどうかと提案いたします。

難しい状況であれば、せめて1日のワンデーウォーキングのコースを、愛好家や関係団体の希望や意見も聞きながら実施すれば、費用もかけず、交流人口の拡大にもつながるのではないかと思います。市長のご見解を伺います。

2番目に、観光行政についてお尋ねします。

最初に、一昨日、宿毛で四万十・南予地域づくり連携フォーラムが開かれ、四国西南地域の観光振興と、活性化に向けた取り組みが話し合われましたが、この四国西南地域における観光振興について、市長としての所見をお伺いしたいと思います。

まずは、今年で6回目を迎えた宿毛湾ダルマ夕日及び宿毛の四季フォトコンテストの内容について、募集状況並びに審査委員の選任状況についてお聞きします。

1点目は、本市独自の観光戦略についてであります。

近年、豪華客船の寄港がふえ、また、入り込み客や旅行者の来訪に備えて、市内観光のガイド役の必要性はますます高まってきていると思います。市独自の観光ガイドを早急に養成すべきではないかと思いますが、市長のお考えを聞きます。

次に、市内観光マップの作成についてであります。

今年1月に入港した地球深部探査船「ちきゅう」の一般公開が、1月21、22日の2日間にわたり実施され、9,700人余りの人が訪れました。

その中には、宿毛へ初めて訪れた県内外の方たちが、市内のタウン情報が少ないために、食事や買い物等に不便を感じていた人がいたことは事実であります。

市街地の活性化を図るために、食事どころや飲食店、各種の専門店等を入れたタウン情報のチラシや、パンフレットなどを作成したらどうかと提案いたします。

3つ目の提案は、観光特使制度の創設について。

県は、昨年度の事業として、高知県にゆかりのある横綱 朝青龍や、漫画家やなせたかしなどの著名人や、県出身の企業幹部などを中心に、91人の方を観光特使として委嘱し、この観光特使は、特別な名刺を配布してもらうもので、高知城や、牧野植物園など、県施設に無料で入場できる制度であります。本市でも、ゆかりのある著名人は少なくないので、この制度を創設する考えはないか、伺います。

2点目は、市内観光コースの整備と、宿毛歴史館の内容充実について。

豪華客船の観光客は、幡多地域の観光オプショナルツアーやの実施に当たり、できるだけ宿

毛市内の観光にも残っていただけるよう、市内の観光コースを総点検し、魅力あるまちづくりを推進すべきであると考えます。

その中で、宿毛歴史館の内容を充実させるため、宿毛の生んだ偉人や、自然、食べ物、特産品などを紹介するビデオを製作し、歴史館への来館者に、またいろいろな形で活用する中で、流動人口の増加につながる方策を講じるべきだと思いますが、どうでしょうか。

また、宿毛の観光コースの拠点となるのが、宿毛歴史館ですが、平成5年の開館時の入館者数は有料、無料を合わせて5,245人で、1日平均の入館者は26.5人であったものが、毎年漸減し続け、平成16年には1,790人で、1日平均5.1人にまで減ってきております。

年間を通して、展示品がほとんど変化がないことも、その一因かもわかりません。歴史館の展示品等の関係者や、他の施設から貸し出しを受けての企画展を開催するなど、内容の充実に努めるべきだと思いますが、市長の所見をお尋ねします。

3点目は、咸陽島公園の整備並びに離島における観光振興について。

咸陽島公園周辺は、昔から市内の保育園児や、小中学生の遠足の場所として親しまれてきた景勝の地であります。夏には海水浴にも利用できる状況になり、大島桜公園とともに、アクセス道路の完成に歩調を合わせて、咸陽島公園の整備を進めるべきであると考えます。

現在の同公園については、家族連れや子どもたち、旅行者がくつろげる施設設備が十分になされていない状況であります。

例えば、ミニキャンプ等ができる炊飯用の水道設備などの施設や、子ども用の遊具類が余りにも少ないと思います。

また、大島桜公園の設備事業として、トイレ

の設備は不可欠であります。

県下で唯一の有人離島である沖の島や鵜来島の観光振興については、沖の島アドベンチャーラン等の事業が実施されておりますが、スポーツ関係団体の合宿トレーニング地として、誘致できないものかお伺いします。

4点目は、産業観光について。

産業観光とは、地域の産業関連資源を、観光の対象として育て、見て感動してもらうということであります。

世界でこの動きが始まったのは、イギリスのアイアンブリッジの保存運動からといわれております。産業革命のゆりかごからと呼ばれたコールブルックデールの渓谷にあるこの鉄橋は、1779年に建設され、当時の産業技術の成果を具現化されたものであります。次第に老朽化が進み、1960年、この橋を取り壊す事態になり、市民を中心に、この地域の人々によって保存運動が始まり、ただ残すだけではなく、歴史や技術・文化の粹として、大勢の人々の見学対象として、橋以外の陶磁器産業の再生など、複合的な観光地として蘇ったわけであります。

こうしてアイアンブリッジは、産業観光の発祥地として、世界中に地域振興のモデルとして、有名になったわけであります。

日本でも、各地で発想の転換によって、地域活性化へ大きな流れをつくっている自治体があります。それぞれの地域が、その土地ならではの魅力を再発見し、自立を目指すのが最近の傾向であります。

香川県の讃岐うどんが、食べ歩きツアーの対象として、全国に幅広く発信し、観光客の増加につなげております。須崎市でも、鍋焼きラーメンが地域ブランドとして大きく成長し、活性化に貢献しております。

2月に政務調査で、大分県豊後高田市や、日田市を視察した感想として、それぞれの市では、

自分たちの地域にどれだけすばらしい商品価値のある資源が眠っているかを自覚する作業から、まちおこしが始まっているということありました。

その地域に暮らす人には、その地域の魅力が見えにくいという側面があり、それをいかに再発見し、再発掘するかが求められております。

観光資源の乏しい本市においても、農林水産の一次産業を生かした産業観光も重要であると考えます。

自然への接し方を知らない世代がふえていく中で、特に子どもたちに自然への憧れを喚起させ、一次産業を生かした産業観光の振興に取り組むためのプランづくりも必要ではないかと思いますが、市長の所見をお伺いします。

3番目の質問は、スクールガードの要請についてであります。

地域ぐるみの学校安全体制推進事業として、子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりを目指すために、スクールガードが導入されることになっております。全国各地の学校で、児童生徒や、教職員が被害者になる痛ましい事件が起きております。

幸い、本市においては、凶悪な事件は発生しておりませんが、登下校時に不審者の出没情報が時折報告されています。地域社会の中で、大人の連帯感意識が希薄化してきており、地域の教育力が低下することにより、子どもたちに対する責務が果たされていないのが現状ではないでしょうか。

次代を担う子どもたちが、健やかに育つためには、大人みずからが社会的規範を守り、子どもたちにとって、手本となると同時に、子どもたちに目を向けることにより、大人たちにいつも見守られているという安心感を与えることが大事であると考えます。

こうした観点から、地域の大人たちが、子ど

もに積極的にかかわることにより、児童生徒の健やかな成長を支援し、さらに犯罪から守るために、学校の内外や通学路のパトロールなどをしていただくスクールガードの養成に早く取り組むべきであると思いますが、教育長の見解を伺い、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員の一般質問にお答えをいたします。

観光関係でのさまざまご提言があったというふうな認識で、お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、宿毛湾港を活用した方策でございます。

今年度の豪華客船の寄港予定でございますが、上半期の情報でございますが、今月3月31日に「にっぽん丸」、これはもう8時に入港しまして、夕方6時ごろに出港されるということです。

それから、4月30日には「富士丸」、5月20日と6月8日に「ぱしふいっくびいなす」が計画をされております。

例年の状況でございますと、下半期にも入港が期待できるのではないかなどというふうな感じで思っております。

平成12年度に一部、岸壁の供用開始をしてから、3月の「にっぽん丸」で21回目の豪華客船の寄港となります。平均しますと、年間に大体4回程度、寄港しているのが実情でございます。

今月号の広報「すくも」でも紹介をいたしました。当市の歓迎ぶりが客船を所有する会社であるとか、乗船客の皆様から、感激をしたというふうな便りをいただいております。宿毛の市民の皆様が、この豪華客船を出迎え、また歓送をするということが、非常に有効な、何と言いますか、観光手段と申しますか、人をおもてなしをする心で、この豪華客船をおもてなしをして

いただいているということが、県外の方に非常に好評を得ておるということでございます。

これからも、行政も市民も一緒になりまして、ぜひこういった行事に協力を願いたいし、また、市民の皆様が楽しんでいただけるような寄港ということにもっていきたいなというふうに思っております。

それから、地球深部探査船「ちきゅう」でございます。独立行政法人海洋研究開発機構でございますが、この間、皆様方が一般公開、そして子どもたちへの公開ということで、非常にたくさんの方が見えて、みんな感激してお帰りになったということでございます。

この研究開発機構の皆さんと話をする中で、これからも研究開発機構が所有する船舶が、まだ多々ございます。そういう船が南洋の方にも行っておりますので、ぜひこういった「ちきゅう」ばかりでなく、同機構が持っている船ですね、そういう船も、ぜひ宿毛湾港に寄港させてほしいというふうな話も聞いております。

そういうことで、湾港の活用、いわゆる船が接岸するということについても、非常に大切なことではないかなというふうに思っております。

利用促進の最も重要な課題でございます。これは、宿毛湾港流通工業団地への企業誘致というものが最終目的でございます。これは、県とも連携をしながら、ポートセールスの強力に推進していくべきやいけない。防波堤が170メートル近くで、岸壁の静穏度が高まっております。そういう形で、工業団地、いわゆる空き地がそのままあるということは、非常にマイナス面でございます。これにつきましては、ぜひ、議員の皆様にも、ここで皆さんと一緒にになってポートセールスにもご協力も願いたいというふうに思います。

それから、先ほどの中国大使館の方がお見え

になった梓立祭でございます。残念ながら、中国大使館の方には、港の方は見ていただけませんでしたが、国民宿舎の「椰子」の方にお泊り願って、宿毛湾港を見ていたいております。

そして、前が咸陽島でございます。この咸陽島の「咸」が中国の方の字と一緒にございますということで、非常に中国とのつながりが宿毛にはあるんじゃないかというふうなご発言もされておりました。

そういうことで、だからすぐに中国との友好港湾都市ができるかといったら、なかなか荷物の関係とか、これからも開発していくかなきやいけない問題が多々あると思います。

現在は、まさに竹内明太郎さんの関係で、小松市との友好関係を、先だっての議会でも私、申し上げました。今、小松市と市会議員の皆様方が交流を図っていただいているし、商工会議所の皆様も、それぞれ民間の外交と申しますか、そういったところでの交流を図っていただいております。

この20日には、商工会議所の方々が、またこの宿毛にもお見えになるということでございます。

先だっては、小松工場の工場長もこちらにも見えまして、港湾の方も視察をしていただいております。こういった形で、何か小松市との交流を、人と物の交流を、もっともっと深めていくて、小松という世界に名だたる企業がございます。そういったものとの交流を深めている中で、ポートセールスができればなというふうな感じも持っております。

9月の議会でもお答えしました。かかわりを持った地域とのつながりというものを、これからも大切にして、宿毛湾港の利活用、それから人や物の交流、流通、そういうものも進めていければいいのかなというふうに思っております。

次に、ウォーキングの推進ということで、ウォーキング協会への加入をすべきではないかという提案でございます。

私、実はこのウォーキング協会たるものは、実は先週まで存じ上げておりませんで、どういった形での協会の定款になっているのかとか、どういった活動をしているのかとか、そういうものを、まだ未調査でございます。

そういうことで、ウォーキングそのものにつきましては、市民の方々も、夕方になってよく歩いておられる。これは水中であろうと陸上であろうと、ウォーキングということは、非常にご本人の健康にとっていいということは承知をしておりますし、皆さんにも、ぜひ介護予防の面等からも、進めていきたいし、ぜひこの運動というものをやっていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

今すぐ、宿毛市も加入したらどうかというご提案でございますが、この協会の中身たるもの、まだ承知していない部分がございますので、少し勉強もさせていただいて、検討もしてみます。

そして、これは協会への加入というものが目的ではなくて、市民の方々が健康になっていたいきたいということでのご提案ということに受けとめております。ウォーキングをすることで、皆さんが健康に非常になるということが一番大切なことじゃないかと思っております。

それから、ウォーキング大会の開催ということでございますが、これまで、公民館事業で行いました山菜ウォーク・イン・奥藤、それから沖の島健康ウォーク等の規模の事業を、適宜、コースの選定ということも考慮しながら、開催をしていきたいなというふうに思っております。

コースの検討につきましては、沖の島は非常にすばらしいところでもございますし、篠山も知る人ぞ知るアケボノツツジの生息地でもございますし、非常に登山の愛好家については、篠

山を全国的に知っている方が非常に多くございます。

こんな、中心にした国立公園区域を始めまして、宿毛湾、松田川沿い、あるいは中筋川とか、豊かな自然とか景観にすぐれたコースの推薦を、機会あるごとに、幅広く、皆さんのお意見を聞きながら参考にしてまいりたいというふうに思っております。

それから、観光行政でございます。先日の四十・南予地域の地域連携フォーラムにも、私も出させていただきました。

この地域全体が、広い広域的な取り組みをしなきやいけない。先ほどの豪華客船の話ではございませんけど、客船が着いたら足摺へ行き、四十へ行きということではございますけど、やはりこれは、宿毛湾港という港があるからこそ、そのコースができるものであって、だから宿毛だけにとどまりなさいというけちな考えは持っておりませんで、ぜひ豪華客船が来て、足摺も見に行って、四十も見に行ってください。そしてまた、宿毛のいいところも、後で申し上げますが、そういったところも散策をしてくださいというのが、基本的にあっていいんじゃないかなと。

そういうことで、この地域、いわゆる四国西南ということで、開発と申しますか、道路がまだまだ不便なところを逆手にとるぐらいなつもりで、この不便な地域が連携して、観光行政に取り組めばいいのじゃないかなというふうなことを思っております。

それから、「ダルマタ日コンテスト」でございます。この状況につきましては、後で商工観光課長の方から説明をさせていただきたいと思います。

それから、次に、項目が多くて、ちょっとお待ちください。

観光ボランティアのガイドの件でございます。

旅行者の方々に対する観光ボランティアガイドの養成でございます。ご指摘のとおり、近年、全国各地で観光ボランティアによるガイド活動が活発になってきております。今度の高知での土佐24万石博につきましても、ボランティア、観光ガイドを募集しております、その方々の手によって、ガイドをされているということでございます。

本市では、例えば、独自の方法とか、ホームページによって、「ダルマタ日」の出現情報とか、桜の開花情報等の提供をしていただいている方々も、存在はしております。

恒常的に対応していただける体制には、まだなってないのが現実でございます。ぜひ、こういった形で観光ボランティアガイドというふうな形で、手を挙げていただければ、本当はありがたいかなと。

先だっても、市民の方々から、いろんな形でのボランティア募集、公募ということをしておりますが、まだまだ、実際にはボランティアをしていただいているんですが、このボランティアの登録ということまでには、なかなかなっていってないのが状況でございますが、ぜひ、できる方々につきましては、このボランティアに登録などをしていただければありがたいかなと。

このボランティアガイドの育成でございますが、これにつきましては、育成するための専門的な知識というものも必要になってまいります。

今後は、先進地の事例も参考にしながら、観光客の皆様におもてなしの心を大切にする取り組みということで、ボランティアの育成を含めた組織づくりを、観光協会等と連携強化をして、取り組んでまいります。

続きまして、市街地の活性化を図ることで、観光客の方々をターゲットにした市内の飲食店とか、専門店が掲載されたタウン情報誌でございます。

先だって、「ちきゅう」が来ましたときに、乗組員の方々が、非常に長い滞在でございまして、市内の飲食店等行っていただいて、いろんな方々のお話も聞いております。

この国体開催時には、宿毛の情報誌「よなよな」というのがありますて、できておりまして、実はこの時には、この情報誌を参考にお配りしたわけでございますが、14年でございますので、ちょっと古くなっています。そういうことで、リアルタイムに、やっぱりこういう情報は出さなきやいけないというふうに思っておりますが、なかなかすぐに、行政の方として、このタウン情報というものを取り組むということには、難しい部分もございますが、予算的な面が非常にあります。

あと、こういったタウン情報誌、非常に各地域では、民間の方々が取り組んでおられます。できましたら、民間の方々にしていただければありがたいかなという気を持っております。

現在では、集落活動支援事業、本町ふれあい夜市の実施主体でございます本町通活性化クラブの皆さんとタイアップをして、中心市街地等の宿泊施設とか、飲食店等の宣伝マップの作成には取り組んでおるわけでございます。

これは、中心市街地ということに限定をされるかと思いますが、できましたら、宿毛市全体でこういったタウンマップというものができ上がれば、非常に皆様に役に立てるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、観光特使制度の導入ということでございます。先だっての議会でも、名誉市民という条例ができております。この名誉市民の設定ということ、そしてそんなご質問がございまして、せっかくの条例でございます、こういったことも取り組んでいかなきやいけないというふうに答弁を申し上げておりますが、特に観光特使というふうなお話でございます。

今、私が考えておりますのは、観光特使というよりも、宿毛大使というふうな感じで、特に観光に限ったことではなくて、いろいろの面で、宿毛のことを情報発信をしていただける方が生まれつつあるんじゃないかなというふうに思っております。

昨年、ここの地へ来ていただきました中尾ミエさん、木原光知子さんも、宿毛のことが非常に気に入ったんで、宿毛の宣传マンになるというふうなことも言ってくれております。

また、こういった方々、そして宿毛出身の世界的、日本的に有名な方、こういった方々を、人間を活用するといったら言葉はおかしいかもしませんが、皆様方にこういったものに、観光というか、宿毛大使というか、名前はまだ、ちょっとはつきりしておりませんが、宿毛をピアールしていただける方々にひとつ任命をして、こういうことをやっていきたいなという考えを持っております。

それから、歴史館でございます。観光コースの整備と歴史館の内容、充実でございます。

歴史館を拠点とした観光コースにつきましては、宿毛が排出した偉人とか、周辺に残存する歴史文化財などを、一つひとつ観光資源としてとらえるということで、観光振興のみならず、歴史文化の継承とか、保護の観点からも、進めていくべきものであろうというふうに思っております。

現在、豪華客船の寄港時に、先ほど、足摺・四万十と申し上げましたが、オプショナルツアード、歴史館の方へご案内をしましたところ、非常に好評だったというふうな話も聞いておりますし、ただいまは、土佐24万石博の影響なのか、歴史館への訪問者が少しずつふえているというふうなことも、担当の者に聞いております。

宿毛のよさというのは、本当は地元の方が一

番、本当は知っていると思うんです。ただ、普通のことが普通にありますて、よそから見れば、本当にすばらしいことなんだけど、宿毛の人は、このよさを満喫しているんじゃないかなというふうに思っておりまして、やはり、例えばその市役所の裏の金比羅さんであるとか、あそこも讃岐の分祠としては、ここだけなようでございます。

そういう歴史的なもの、文化、そして人、そういうものが宿毛にはまだまだたくさんあります。そういうことをずっと生かしていくかなきやいけないというふうに思っております。

また、歴史館を中心としました散策地図であるとか、中心市街地の商業施設の紹介を盛り込んだガイドブックとか、ピーアールビデオの制作を、中心市街地活性化事業の一環として、取り組んでおるところでございます。

これが完成しましたら、いろいろな情報発信ということの手段に使わせていただければ、というふうに思っております。

それから、歴史館の企画等の充実ということでございましょうか。

この企画展につきましても、県内の博物館等から展示資料を借り受けまして、年1回の開催をめどに、実施について、努力した経緯にございます。といいますのも、当市の場合、収蔵品もまだまだ乏しくて、大半を常設展示している状況にございます。これから企画展を開催するにつきましては、宿毛市にゆかりのある方々からや、そのほかの博物館からの貸し出しを受けて、行わなければいけない状況にございます。

ちなみに、平成18年度は、先ほど申し上げました大河ドラマでございます土佐24万石の関係の、NHK功名が辻の放送が、これがクライマックスが11月23から12月22日の1カ月の間に、土佐山内家の宝物資料館とか、安芸市立歴史民族資料館から、関係の展示資料を

借り受けまして、宿毛の歴史館で巡回展を企画しております。

開催時期が近づきましたら、広報等で、またピアールに努めてまいりたいと思っております。

それから、咸陽島公園の公園整備と、離島における観光振興でございます。

咸陽島は、先ほど申し上げました、名前が「咸」の字が中国と一緒にいうふうなことでございまして、非常に陸繫島と申しますか、潮が引いたら島まで渡れる特異な島でございます。

そういうことも、なかなか知られていないのが実情ではないかなと思っております。

咸陽島を中心にしましたキャンプ場、ミニキャンプ場もあるというふうなご提案でもございますし、それについては、インフラ整備と申しますか、観光というふうなことで、人に来ていただきたいということでありや、やはり菊地議員、先ほどおっしゃいました、やはり先にトイレであるとか、道であるとか、観光インフラの整備というものが先になされなきやいけないんですが、なかなかまだ、水道等も含めまして、きちんとしたものがなされていないのが実情ではなかろうかと思います。

これに、観光ということで取り組みますと、こういったところから、まず先にやっていかなきやいけない。

「椰子」もございますし、非常に眺めのいいところということで、宿泊のお客様には、非常に好評を博しております。

先だって、桜の寄贈をいただきました日本花の会の理事長もご案内しましたところ、非常にすばらしい景色であると。そこから宿毛湾港も見ていただきまして、宿毛湾全体を見ていただきました。

そういうことで、咸陽島公園のそのすばらしさというものを、やっぱりきちんとアピール

をしていかなきやいけない。

それからまた、次に、高知県唯一の有人離島でございます沖の島、鵜来島でございます。これにつきましても、先ほど申し上げました、やっぱり観光とか、スポーツ合宿とかいうふうなお話がございますが、まだまだ島のインフラの整備というものが、未成熟であるというふうに、私、思っておりまして、国土交通省の離島振興課にも行きました。

いろいろな制度がございます。そういった有利な制度を、やはり活用した上で、島のインフラを整備していかなきやいけない。その上で、スポーツ合宿、どういうものがあるだろうか。島の人口で、どういった受け入れができるだろうかというふうなことも、るる考えていかなきやいけないというふうに思っております。

今年度、18年度でございますが、こういった形で、全国の離島が集まりますいろんな宣伝をする場所がございまして、毎年、池袋、東京の池袋で開催されておりますアイランダー2006、ことしは2006でございます。これは離島サミットというのがございまして、これに関係者の派遣を予定をしております。

そういったことで、いろいろな宿毛にはいいところが、私自身はたっぷりあるというふうに思ってます。それを、どういうふうに集約した形で、皆様に外に向かってアピールしていくか。この方法がまだ確立をされていないのかなと。これはまあ、行政としてきちんと対応していくかなきやいけないというふうに思っております。

それから、観光行政の最後の方ですが、産業観光ということで、今、いろんなお話をいただきまして、取り組みをしていかなきやいけない。これは、産業観光推進の拠点としましては、うちの方には、浜田の泊り屋という古いものもあります。そして、古いものとしましては、東洋城の酒蔵がございます。

この間、「宿毛の蔵 東洋城」としてオープンしたわけですが、こういったものも、観光産業と申しますか、古いものを生かして、皆さんのが自由に入り出しができる。ただ、今は緒についたばかりでございまして、東洋城の方も、皆さんのが自由に入り出しができるということにはなっておりませんが、これがまた、皆さん、外から来た人たちが、どんどんどんどんフリーに蔵の中に入っていける、そういうものにしていかなきやいけないというふうに思っております。

先ほど申し上げました沖の島であるとか、咸陽島であるとか、篠山、出井の甌穴、そういった、金比羅さん、そういったものが、結構、たくさんございます。そういうものを産業に結びつけていくことが、必要なというふうに思いますし、また、島でとれる、いわゆる宿毛でとれる魚、農産物、そういうのも観光と一緒にくっつけていける要素というものは、かなりあるんじゃないかなというふうに、私は認識しております。

今回は、地元のイモを活用した芋焼酎が3月26日に、観光びらきの日に売り出しがなされる予定になっております。こういった形で、いわゆる、何と申しましょうか、元に戻るというか、イモの栽培につきましても、昔、非常に、やはり貧しかった半農半漁とかいうところ、米ばかりじゃなくて、イモをつくらざるを得なかったというふうなところを、少し逆手にとって、反対にイモを製品に変えていくというふうなこと。芋焼酎と、それからイモのヒガシヤマであるとか、そういったものも、これからできるくるんじゃないかなというふうに思っております。

今後におきましても、宿毛の歴史とか自然、そして地場産品を生かした取り組みを、何と申しますか、関連づけた形で、外に向かって発信をしていく観光にしていかなきやいけないのかなというふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長、
5番議員の一般質問にお答えをいたします。

私の方からは、宿毛湾「ダルマタ日」並びに、宿毛の四季フォトコンテストの、今期の応募状況につきまして、お尋ねをいただきましたので、ご報告を申し上げます。

当該コンテストにつきましては、議員各位を初め、数多くの皆さんのご支援をいただく中で、ことしで第6回目を迎えるに至っております。

特に、その中で、地元のカメラマンの皆様には、県外からのお客さんへの撮影ポイント、並びに宿泊施設等々のご紹介を含め、継続したご支援を、これまで賜っておりまして、この場をお借りいたしまして、大変お世話になっておりますそれら多くの関係者の皆さんに、心からお礼を申し上げたいと存じます。

さて、今期の応募状況でございますが、全国各地から、延べ102名、作品数にいたしまして272点の力作を応募いただいた経緯にございます。

部門別に申します。

まず、「ダルマタ日」部門につきましては、57名、作品数164点。一方、「宿毛の四季」部門におきましては、47名、108点の状況と相なっております。

ちなみに、県外からは、お隣愛媛県はもとより、香川、広島、京都、大阪、兵庫、熊本、神奈川の全国各地からのご出展をいただいた状況にございます。

あわせてお尋ねいただきました審査委員につきましては、当該フォトコンテストにつきましては、名実ともに全国レベルのコンテストということで、審査の徹底を期す意味におきまして、今期は、現在、宇和島在住で、日本の芸術文化をリードいたしております二科展、二科展写真

部の会員の方にお願いをいたしまして、去る3月6日、審査が実施され、それに基づきまして、大賞を含む各賞13点が選出された状況にございます。

それら受賞者の皆さんには、今月26日に開催されます宿毛市観光びらきの席上にお越しをいただきまして、表彰式を挙行させていただく運びといたしております。

また、入賞作品につきましては、3月25日から4月2日、9日間になりますでしょうか、文教センターの方に展示をさせていただきたいと思いますので、ぜひ、議員各位におかれましても、お立ち寄りをいただきたいと存じます。

なお、今期の入賞作品につきましては、今後における観光ポスターはもとより、各種イベント等に最大限、利活用をさせていただく中で、当市の今後の観光促進に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、来期につきましても、全国からより多くの皆さんにご出展をいただけるよう、また宿毛のピーアールに一生懸命努めてまいる所存でございますので、ご質問議員におかれましても、今後ともにおけるご支援をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、5番、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

スクールガードの養成についてでございますが、児童生徒を取り巻く社会環境は、全国で残忍な事件が相次ぎ、大変厳しい状況となっております。宿毛市でも、不審者情報が多数寄せられており、子どもたちの安全確保対策が重要と考えております。

このような状況を踏まえて、現在、県教育委員会と協議中でありますが、国の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の委託を、検討をし

ております。

この事業は、スクールガードリーダーを核として、スクールガードの養成、組織づくりに取り組み、子どもたちの安全確保対策を図るというものでございます。

具体的な事業内容としましては、宿毛市内を3地区として、1人ずつのスクールガードリーダーを配置をいたします。

登下校時の子どもたちの見守りや、学校で巡回警備等に従事するスクールガードの育成研修を行い、組織をつくってまいります。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） この際、15分間休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 3時19分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番菊地 徹君の質問を継続します。

5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問を行います。

先ほど、中西市長並びに嶋教育長から、詳しい答弁をいただきました。それで、大体納得もできましたので、再質問を簡単にやりたいと思いますが。

まず、1点目のウォーキングにつきましては、これから検討されるということで、せっかく自然のすばらしい資源を持っている宿毛市におきましては、いろんな人から、意見なり知恵を拝借しながら、市民が本当に健康のために、気軽に、年に数回程度、そういうハイキングを兼ねたウォーキングコースがきちんと決まれば、皆が集まりやすいんじゃないかと。

そのことによって、入り込み客も、最近ではあちこちから来ておるようでございますので、

ぜひとも早急に取り組んでいただければと思っております。

それから、次に、活性化、宿毛湾港を活用した活性化について、今、2点にわたって質問いたしましたが、この中国大使館との接点というものも、これも非常に不思議なえにしを感じております。こういったことで、すぐに実現できるとは、私自身も思っておりませんけれども、そういう視野も持ちながら、これからこのすばらしい地の利を生かした湾港の活用、ポートセールスとともに推進をしていただきたいと思っております。

小松製作所との交流、そういう形もいい形で進んでおりますし、国内、国外を問わず、このすばらしい港を活用したことが、地域の特性を生かした今後の振興策になると思っております。

それから、観光戦略につきまして、おとついの11日に行われましたこの四万十、南予の連携フォーラム、私も参加しまして、非常に今後の西南地域の観光振興、また産業振興、商業振興、いろんな面を含めて、参考になったわけであります。

そうした中で、私が感じたのは、やはりこれからの観光というものは、従来型の団体バスでホテル間の移動の途中で、有名な観光地を巡っていく観光から、レンタカーとか、自家用を活用した家族ぐるみ、友人同士、少人数の観光に移りつつあると。欧米型の観光スタイルに変わってきているということで、中でもそういう話が出ておりました。

そうした中で、今まで点から点、それを線に結んで、その途中で、まさしく先日のフォーラムで言っておりましたが、シニックバイウェイという取り組みを、北海道で事業として取り組んでおりまして、その全体で、北海道全体で観光客をふやしていこうと。今では、オーストラリアからスキー客が数千人規模で来るよう

なった。

札幌の雪祭り以外にも、北海道の観光客が、冬場でもふえてきていると、そういう話もありまして、四国は四国なり、またこの西南地域ならではの、そういう資源がたくさん眠っています。

そういう意味で、我々は自信を大いに持つて、ほかにはない、そういう資源も発掘しながら、観光産業にも力を入れていきたいというふうに、私自身は思っております。

そして、将来へのビジョンですよね。それを広域の協議会等でも話し合われておりますけれども、宿毛独自の観光ビジョン、そういうものも持っていくということで、観光ガイド、本市独自のボランティアガイド、これもやりたい人が声をかければ、中にはいらっしゃると思うんですよね。歴史と文化をさぐる会でありますとか、もうちょっと幅広げて、観光、宿毛における観光のエキスパートを育てていくとともに、大事な考え方であろうと思いますので、その窓口を、そういう観光ボランティアを育成していくためには、やはりきちんと、行政の方できちんとした窓口をつくって、それで発信をしかなければ、なかなか前に進まないと思いますので、この点についても、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

それから、パンフレットの作成につきましても、各市町村で同じような、自分の市町村の観光パンフをつくっておるということで、広域全体で、旅行者にとって、ひとつの市町村だけのパンフレット、幾つも持ちながら旅行していくというのは、大変不便であるし、わかりにくいという声があるということも、話がありました。

したがって、この西南地域全体、今までありますけれども、情報が非常に、まだまだ不十分であろうと思います。

例えば、宿毛フェリーの再開、対応も十分できてないし、九州から、この宿毛に経由して、この西南地域を観光してもらう。そのための情報発信を、もっともっとしなけりやならないと思いますし、観光パンフにつきましては、愛媛県の南予地方と高知県のこの西南地域、これはもっともっと緊密に連携しながら、共通のパンフを持っていくべきだと思います。

そして、先ほど、答弁の中で、本町の方でTMOを立ち上げて、いろいろ取り組んでおられることも聞きましたけれども、先月、九州大分県に行ったときに、そのときに豊後高田市、また日田市におきましては、こういうチラシですね。非常に簡単なチラシを至るところに、店に置いてまして、これをたどっていくと、どんな店があるかと。中心市街地中心につくってありました。

そういうものを見ながら、手にしながら、観光客が三々五々と散策しながら、ゆっくりと町中を歩いている姿を見て、平日にもかかわらず、かなりのお客さんが、この2月の寒い時期にやってきておるということで、これは参考になるなど。

そういう意味で、宿毛市にもまだ、これから手を加えていけば、さつき話ありましたけれども、酒蔵、泊り屋、それから林邸とか、そういうことも含めて、大事な観光資源というものが、市街地にもあるわけです。

まして、自然、すぐ足を延ばせば自然の資源もあると。しかしながら、情報が発信されてないということで、これは何回も、今まで提案も、またされておりますが、情報発信の市のホームページも、もっと内容を充実させていくと。絶えず更新しながら、最新の詳しい情報を全国に発信していくことも大事であると思いますので、この点についても、取り組みをお願いしたいと思います。

そういうことで、これから地域のブランドづくりということで、芋焼酎、いよいよ3月26日に一斉発売ということになりましたが、これに続いて、すくも独自のブランドづくり、これにも力を入れていきながら、そして一次産業とのタイアップで、観光につなげていけるような、例えばポンカン狩りとか、ブンタン、そういうものがなじむかどうかわかりませんけれども、ほかへ行きますと、イチゴ狩り、みかん狩り、ブルベリーとか、清水でもブルベリーを栽培して、それを観光の目玉の1つにしていくという動きもあります。

そういう一次産業を活用したもの。水産業についても、今まで何回か出ましたが、釣堀を活用して、その釣った魚をその場で、例えば料理して食べさせる。あるいは、処理をして持ち帰りができるような、そういう仕組み、これも必要ではないかと思いますので、この点も、もしお考えあればお聞きしたいと思います。

教育行政のスクールガードについては、これから前向きに取り組んでいただくということで、再質問はありません。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初にウォーキングの件でございます。先ほど申しましたように、非常に市民にとって、健康にとってよいというもの。それから、景観を生かしたハイキング的なもの、そういうもののについては、先ほど申しましたように、今、やっている部分と、それから恒常にできる部分といった、いろんなものを考えながら取り組んでは、まいりたいと思っております。

それから、湾港の活性化につきましても、先ほど申し上げたとおりでございまして、空き地のままではどうしようもございませんし、せっかく岸壁、防波堤が今、できつつありますので、

そういうものの有効活用というものを確実にやっていかなければいけない。

いろんな企業に対するアピールとか、そういうものもしてまいりたいし、また、他市との交流というのもしてまいりたいと思っております。

それから、観光戦略の関係でございます。いろいろいろいろ、菊地議員からたくさんのご提言という形でのものも、質問もいただいております。

幸い、先だっての四万十・南予地域の連携地域づくりフォーラムですか、連携づくりフォーラムですか。これは、国土交通省の方が、非常に力を入れていただいておりまして、裏では国土交通省がてこ入れを、かなりしていただいております。

国土交通省にも、先だっては四国整備局のハード面の方々が、今回、していただいております。もう1つ、四国運輸局というのがございまして、ここには観光の専門家、ソフト面の方の観光の部分を扱っている組織がございます。

先だっても、運輸局の観光課長代理の方、企画の方がお見えになりまして、この地域のことも、いろいろ聞いていっていただいておりまして、まさにこれから、少し不便さでは人に負けないといいますか、ちょっと東京から遠いところではございますけど、そういう自然を生かした観光戦略というもの。

それから、国土交通省の方でも、いわゆる四国を国際観光と申しますか、といったものについても、力を入れていきたいというふうなことも申されておりました。

それぞれの広域の観光にしましても、地域の持つ役割というものが、やっぱりあろうかと思います。その部分もありますし、また、観光で人に来ていただくということは、いくらアピールしても興味のない者には来ていただけません。

やはり、地元の方々が、物心両面ともに豊かに暮らしているぞというふうなものが、まず前提でなきやいけないんじやないかなと、私自身は思っております。

そしてまた、今度の具体的な話でございますけど、芋焼酎の開発にしましても、芋焼酎が、宿毛でつくった芋焼酎はうまいぞということが皆さんにアピールできれば、ここに飲みに来ていただきたいなど。ここから製品ばっかり出さんでなくて、ここに行けば、こういうものが飲める、こういうものが食べられる。

まさに魚がそうでありますし、今、宿毛のブンタン、宿毛のコナツ、そういったものでございまして、魚のブランド化につきましても、まだまだ情報発信がおくれている状況でございます。宿毛湾でとれる魚が、私自身も一番おいしいというふうに思っております。

そういったことにも力を入れていかなきやいけないのかなというふうに思っておりまして、自分なりに努力はしておりますし、いろんな、リタイアされた方々につきましても、ぜひこちらの方に、IターンでもUターンでも構いません、来て住みませんかと。つり三昧をして暮らしますよとか、そういったものにつきましても、今、情報発信をしておりますし、今は時々、宿毛の物を、女性の雑誌へ、少しずつ載せてもらっております。

そういったことで、いろんな方法で宿毛を発信していくことが、大切な観光戦略になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 今の答弁でわかりましたので、以上で終わります。

○副議長（菱田征夫君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

18番岡崎 求君。

○18番（岡崎 求君） 18番、一般質問を行います。

私は残された4時定刻におきましては、25分しかございませんが、なるだけ、同僚議員からの期待があると判断いたしまして、なるだけ早く一般質問を終わりたいと思いますが、そのためには、執行部の答弁等も、簡潔に的を得た答弁を要請をしておきたいと思います。

私が通告いたしました問題につきましては、3点でございます。

通告の次第におきまして、質問を申し上げますけれども、二、三点、一緒の質問になる可能性がございます。十分整理をして、質問したいと思っておりましたけれども、その間、若干、時間がございませんでしたので、大変申しわけございませんけれども、答弁の方を簡潔に、聞く耳の上手な方ばかりだと、そのように思いますので、答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目につきましては、市長の政治姿勢。その中に、集中改革プランについて、通告をいたしておりましたが、先段、浅木議員から10余項目という、それぞれのご質問がございました。

私は、すべてむだだということは考えておりません。公共性の強い団体に対して、その支援するのが補助金の目的でありますから、自立するまでの間は補助対象として頭において、行政の配慮というものがあつてしかるべきだと、このように考えますけれども、今回、このように大変厳しい行財政の中で、すべてをやりなさいということは、私は余り、これに協調することについては若干、遠慮しなければならんではないかと。大変苦しいこの予算編成の中で、各課長、市長含めて大変ご努力されたものと推察いたしまして、その問題につきましては、敬意を

表したいと考えております。

私は、ただ申し上げたいことは、前段申し上げましたように、本当に厳しい、危機的な財政の中で、効率的な運営を図るために、補助金やつておるということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、私は、これを現在、補助をやって、市政のお手伝いをしていただく団体等につきましては、すべての、私は該当するものと思います。

が、しかしこの集中改革プランについては、その補助金が一律カットというような形で私は受けとめまして、こういう一律カットというのは、ちょっと無理があるのではないかと、このように判断をいたしまして、一例を取り上げて質問したいと、このように考えておりますが。

浅木議員の質問の中にも含まれておるわけでございますけれども、どのような答弁があつたか、ちょっと聞き漏らした点があろうと思いますが、その点について、市長にお伺いをしてみたいと思っております。

私の市長に申し上げることは、南海地震等含めて、非常に市民を網羅した形の中で、自主的な防災ということで、大変、市民の力を借りているという状況でございます。ただ、私はその中におきまして、こういう時期に、栄喜の婦人消防隊、例えば少年の消防隊、この問題について、十分内容というもの、その組織の今までやってこられた実績等々踏まえて、お考えになつたのかどうか、その点について疑問を感じましたので、この婦人消防隊の補助金カットということにつきましては、この時期においていかがなものかなと、このように考えておるわけでございます。

この婦人消防隊の、時間がございませんから、まとめて申しますけれども、結成をされたこの経過につきましては、あの栄喜地区で、沿岸地域であり、家も密集しております。だんなはす

べて、沖に夜は出て行くということで、留守を守る婦人消防隊というものが結成されております。

消防活動におきましても、初期的な消火、これを十分活用することによって、大災害から免れるという目的で消防団を含め、地域の皆さん方と協議の結果、婦人消防隊というものができておるわけでございますが、特に消防車、そしてまたポンプ等々の、これは消防協会の方からご寄附をいただいたというように認識しておりますけれども、その整備、管理等々もやらなければならない。

こういう、一朝火災があったときに、やはりすぐに間に合うような、日ごろの訓練もなされておるということでございまして、この婦人消防隊がこれからますます活躍できる1つの組織であるというお考えのもとで、市長の方は、この消防隊の、婦人消防隊の組織というものの考え方方がどういう考え方であるのか、今後、この問題については、ひとつ再考する必要があるというように考えております。

浅木議員の質問の中に、やはり相対的な見直しということが若干触れたように考えますけれども、見直しの1つの組織として受けとめができるような答弁をいただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、2番目に挙げておるのが、宿毛佐伯航路の問題についてでございます。

私は、今回、このような、この問題を取り上げたことにつきましては、若干、調査をさせていただきました。

運航のときに、再開するときには、非常に市、または関係市町村、県含めて、この問題に精力的に取り組んだ経過がございます。企業は企業として、大変な努力をされまして、今の実績につきましては、予定以上の実績を上げておる。

しかし、石油の高騰というものが思わぬ、1

つの事態に見舞われまして、大変な、企業としても問題であろうと、このように推察いたしまして、この佐伯フェリーがもし破綻する、こういうことになりましたら、大変な事態になるとという判断で、私は支援的な問題、そしてまた、今後の支援、そしてまた、経営に対する行政の考え方、そして行政としてやるべきことが、まだあるのではないかと、こういう認識を持って、この問題を取り上げたわけでございます。

運航状況につきましては、資料に基づきますと、かなり実績を上げておりますが、旅客バス、トラック、乗用車、これはそれぞれ目的、計画よりか上がっておりまます。

私は、この計画をクリアして、そしてそれ以上の営業をするということで、企業の大変努力もされたと思うんですけれども、突発的に石油の高騰ということで、大変苦慮されるという判断のもとにおいて、行政として、どうあるべきか、私はこういう形の中で、市長の見解を賜りたいと、このように思っておるところでございます。

しかも、この再開する当時には、安定的、経営の安定のために、経費については、3年間、宿毛市としても2,000万程度の上限とした支給をしたい。こういう形の中で、今回も2,000万の予算要求をしております。

再開に当たっての過去の問題については、詳しくは触れませんけれども、佐伯航路の再開について要する経費というのは、4億を限度とした財政支援を行うと。そのためには、16年度、17年度と、こういう年度を分けた支援策が実行されておるわけでございますが、その今後の問題として、市長はこの石油の高騰による財政的な問題を、どう対応していくのか、こういう点について、具体的にお考えがあるとすれば、お示しを願いたいと思うわけでございます。

この問題につきましては、また市長の答弁に

よって、また再質問する場合があるかもわかりませんが、この佐伯航路についての、私の心配する点、今後、存続するためにはどうしたらいいのか、こういう点について、ご答弁をお願いを申し上げたいと思います。

3番目に、篠山小中学校の改築について、質問を申し上げます。

私が知り得た段階におきましては、概算の事業が、大体9億1,800万という事業内容が、同僚議員が入手されまして、自民クラブといたしましては、今まで論議してなかった問題ということで、検討を重ねてまいりました。

私たちの言い分、考え方等につきましては、教育効果、そしてまた、財政的な今の状況を踏まえて、統合を含めた形の中で再検討をする必要性があるのではないかと。あくまでも反対ということではなくして、実りのある、将来に続けるような方法を論議すべきじゃないかということで、臨時議会も要請をして、臨時議会で質疑討論等々を行った結果、採決の結果、8対8という同数。それで、議長が推進派の同意をされて、9対8という形の中で決定されました。

その市長は、議会意思の決定に基づいて、それを、議会意思の決定を重視していく、こういう発言がございまして、市民の中から、一般質問をとらえ、そしてまた、臨時議会の質疑、討論、この内容については多くの方々から、私たちの申し上げていることについては、かなり共感をよんだ経過がございます。

そういう経過を踏まえて、市長は、今後、愛南町とも協議をして、コンパクトな、十分理解のできるようなものにしたい。最小限のものにしたい、こういう議会にも答弁がございました。

そういう市長の、非常に努力の結果、今回、事業概要が5億円を切ると、こういう形の中で、宿毛市も1億800何ぼというものが、一般財源から捻出をされるように、予算を上程してお

るわけでございますが、そういう努力に対して、私は、私たちの意が通じ、そのような努力の結果でと私は認識いたしまして、評価をしたいと思うわけでございます。

今後の問題については、その答弁に基づいて、私は再度、二、三点申し上げたいと思っておりますので、私の第1回目の質問は、この程度にしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

行政改革大綱、それから集中改革プランにつきましては、従来から申し上げておりますが、国による三位一体改革の推進を始めまして、分権型社会システムの転換が非常に強く求められております。

極めて厳しい本市の財政状況を踏まえまして、昨年末に策定いたしましたことは、ご存じのとおりだと思います。

内容につきましては、先ほど、浅木議員のご質問の中でもお答えもいたしましたが、限られた財源をいかに、効果的、効率的に活用しまして、市民サービスを低下させない、充実させることにつなげていくか、そういうことを基本に、策定をいたしたわけでございます。

先ほど、ご質問がございました各種団体への一律補助金カットということもございます。それぞれ、大変厳しい状況の中で、積極的に皆さんのが活動されておるということは、十分、認識をしておりますが、手数料の見直しなど、市民の皆様にも、一定のご負担をお願いしなきゃならない。極めて厳しい財政状況の中で、あらゆる事務事業につきまして、聖域を設けずに見直しを行ったものでございます。

もちろん、これからさらに充実をしなきゃならない事務事業もございます。

また、これまで以上に支援をしなきゃならぬ

い団体もあるということは、十分認識しておりますつもりでございます。

特に、大規模災害から、市民の皆様の生命、財産を守るためにの施策とか、少子化対策、高齢者福祉の充実、それから教育等につきましては、可能な限りの予算措置をしているつもりでございます。

限られた財源の中で、一定部分を削減することについてのご理解とご協力をいただきまして、この厳しい財政状況を乗り切っていきたいというふうに思っているわけでございます。

ご質問の中にございました婦人消防隊のいきさつ、私もまだ新米でございまして、十分、すべてを承知しているわけではございませんでした。このことを、改めてここで表明をしておきます。

今、岡崎議員の方から、いろんなお話を賜りまして、認識をまた新たにしたところでございます。

この婦人消防隊につきましても、私自身、消防団活動の一環としてとらえて、その中で考えていっていいのかなというふうな気持ちも持っております。

これは、今のご質問の中身を聞く前のことですございました。これから補助金につきましても、メリハリをつけていくことも必要ではなかろうかと。そういった中で、今のご提言を受けて、考慮すべきものもあるんじゃないだろうか。

午前中の答弁で申し上げましたように、いろいろできるもの、できないもの。できるものについては、やっていこうということで、このプランをつくっております。皆様に、これからご理解をいただかなきやいけない。ご了解なしにできないものもございます。そういった、これを強硬に、すべて皆さんの了解なしにやっていくという態度ではございませんということを、またご理解も願いたいと思いますし、ほかの学

校の統合の問題にしましても、これは地元の方々の賛成を押し切ってまでやれるものではございません。それを、やはり皆さんと話し合いながら、この行革、集中プランについては、実施していくべきものというふうに心得ておるつもりでございます。

それから、次に、宿毛佐伯航路でございますか、岡崎議員、先ほどから、一応、当初の計画を上回った形での実績を上げているということでございますが、それにもまして、燃料の高騰が非常にひびいておりますことは、再三、いろんなところでも申し上げているつもりでございます。

計画を上回っておるのに赤字になっているところは、非常に燃料の高騰というのは、ほとんど皆さんが予想もしていなかつたことじやないかなというふうに思っております。

いまのところ、17年度におきましては、大体、7,160万ぐらいが、収支見込が違ったというふうなことでございます。それで、当初計画から4,160万程度の赤字増が見込まれるというふうになっております。

そこで、この計画はクリアしたが、燃料高騰という問題をどうしていくかと申しましても、これは非常に予期せぬ出来事でございまして、このフェリーそのものにつきましては、私自身は以前から申し上げておりますが、これは国道の国道として位置づけるものではないかと。

今、国道は維持管理費用とか、国道をつくっていくとかいうことに対しては、非常にお金が、国からは出ておるわけでございます。この国道としての採択を、先だっても四国整備局の道路部長さんにお会いしたときにも、ぜひ国道ととらえていただきたいというふうに申し入れをしております。

それから、具体的な支援といたしましては、現在は高知県の方では、高知県のこちらの宿毛

湾港の可動橋の使用料と、係船料の2分の1を減免すること。

それから、モーダルシフト事業でございますが、これは利用してくれるトラック業者の方に補助していっている。

それから、大分県でございますが、大分県もやはり、可動橋と岸壁の使用料を2分の1、これを減免してくれております。

当市につきましては、先ほど岡崎議員がおっしゃいました運航経費に対して、2,000万円を3カ年にわたってやっていくというふうなことで、直接支援をしておりますし、また、広報であるとか、ホームページ、それから行政チャネルでの広報活動というのもしておるわけでございます。

これに、佐伯市の方が、実は支援の方がないわけでございまして、佐伯市はご存じのとおり、昨年合併をいたしまして、非常に、九州でも一番広い範囲の市になっております。それで、このフェリー再開時の市長さんがおかわりになります、新しい市長さんでございます。

昨年も、佐伯市へ行って参ったんですが、状況などを説明だけして、一応、帰っておりますが、やはり宿毛市ばかりというよりも、対岸の佐伯市からも一定の支援も願いたいという思いでございまして、この4月から、高知県と大分県、そして佐伯市と宿毛市との、この4者で打ち合わせ会と申しますか、連絡会というものを立ち上げまして、定期的にどういった形で支援していくのが一番いいのかというふうなことを話し合うつもりでございます。

そしてまた、当初の運航の再開のときには、幡多の広域市町村圏事務組合、これからも再開費用としては、一定のご負担をいただいているわけでございます。運航経費については、なかなか出すというふうにはならないかもしれません、一応、地先の宿毛市といたしましては、

この広域の市町村圏組合に対しまして、さらなる支援の検討を提案してまいりたいというふうなことも思っているわけでございます。

ぜひ、この宿毛と佐伯、このフェリーの存続につきましては、行政もさらなる努力をしていかなければいけない。どういった努力ができるかにつきましても、県とも話し合い、またフェリー会社ともいろいろな話し合いをする中で、支援をしていきたいというふうに思っているわけでございます。

それから、次に、篠山小中学校の改築でございます。

篠山小中学校の改築という形で、来年度予算の中に計上させていただいております市の負担金もございます。これにつきましては、いろいろといきさつございまして、昨年の6月の議会から、皆様にも質問していただき、また、議論もしていただきました経緯がございます。

先ほど、岡崎議員がご説明されたとおりでございますが、今回、当初、これは金の問題というよりも、先にまず、この篠山小中学校を中学校統合でなくして、改築という形に、一応、ご提案をさせていただいた経緯もございます。

そういうことで、愛媛県の県境にあって、県を越えての、お互いの、両県の間の学校でございます。

そういうこと、それから地域の実情、愛媛県の愛南町の合併前からのいきさつ、そういうしたもの、もうろろ考えまして、愛南町長といいましたが、改築ということで決断をされたということでございます。

そしてまた、宿毛市議会でもご議論を願いまして、改築でということでなったわけでございます。

そして、その中の議論を生かした形でいかなきやいけない。学生の数の問題であるとか、建築費の問題もございます。そこで、建築費の

問題でございますけれども、17年度に実施設計の予算を計上させていただきまして、実施設計を組んでもらった結果が、当初、9億円ちょっとの予算ということでの実施設計でございましたが、これについては、非常に高価過ぎるというふうなことで、必要最小限のものにしていただきたいということで、愛南町、宿毛市も含めまして、実施設計を請け負った業者さん等と話し合いもしまして、結果的に協議を重ねまして、4億9,000万の建築費ということに落ちつかさせていただきまして、先ほど、3月6日に篠山の小中学校組合議会が開かれまして、この予算提案を行いまして、可決されてきたという経緯でございます。

そういうことでの篠山小中学校改築ということでの、宿毛市としても予算を計上させていただいたいということでございます。

非常に、宿毛市としても財政状況が厳しゅうございます。篠山小中学校の生徒に対して、そういう生徒の数に対して、こういった大きなお金が出るということでございます。宿毛市としても、非常にほかの学校と比べた場合には、篠山の小中学校へつぎ込む経費というのは、莫大なものでございます。

宿毛市としての負担金は1億少しでございますが、小中学校に、もし宿毛市の小中学校にこの1億何がしがあれば、雨漏りもすべて解消できる、そしてまた、耐震診断も、午前中に中平議員からもお話をございました。そういうものも一挙にできるんじゃないかというふうなこともございます。

そういうものもございますが、先ほど申しました篠山小中学校という特異性を持ったところでございます。そのところを、市民の方にも少しご理解を、ぜひ願いたい。そしてまた、宿毛市の中でも、財政は厳しいんでございますが、教育に関する予算は削っていかないというふう

なことで、対応をしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

ぜひ、皆様方のご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 18番岡崎 求君。

○18番（岡崎 求君） 18番、再質問を行います。

1番の市長の政治姿勢の集中改革プランについて質問したわけでございますけれども、私は、前段申しましたように、苦しい財政の中で、市長も大変な予算編成だったなど、このように思って、すべてを私はやれとは言いません。

やっぱり、重要なところについては、市長も答弁がありましたように、市民の皆さんから理解のできる、すべてということになると、理解ができにくいわけですから、その内容に基づいて、今後、対応するように要望を申し上げて、この点については質問はいたしません。

それと、佐伯フェリーの関係につきましては、非常に厳しい1つの経営が強いられるということを、私も考えまして、質問をしたわけでございますが、私は、具体的に申しますと、燃料の高騰が非常に災いをしているということでございます。1カ月におきまして、16円というものが高騰されておりまして、この月平均の燃料が23万6,000リットルというものが焚かれておるんですね。だから、非常に圧迫されている状況であると考えておるわけでございます。

私は、ここで市長に申し上げたいことは、具体的に申しますと、要するに、トラックの台数をふやす手法というものも、財政支援でなくして、経営の支援になるんではないかと、このように考えておるわけでございますが。

もう1つは、実績から見ましても、大変、バス、また流動人口の乗客の増加等々を考えますと、やはり恩恵をこうむっているところ。例え

ば観光を主体とする清水とか中村等、実績の中で、やはり今後、皆さんとともに見守って、助成等を含めて、例えばトラックの問題等も含めて、経営が悪化しないような形で援助していく必要性を、非常に私は考えておるところでございます。

例えば、私、水産業を若干、この間、直面した問題がございます。

立派な市場ができまして、深浦に流れる魚を、高知県ということで知事の思いやりもございまして、組合関係も投資をして、立派な荷捌所ができたわけでございますが、その中に、まき網船団が一同に漁してきますと、大変、量があふれてくるんです。その量たるもの、やっぱり九州方面、えさとかに行く場合には、それをモーダルシフトというような事業に乗せれないか。そういうことによって、九州方面に搬送すれば、水産業、一次産業の育成にもつながってくると。

私は、この3年間の中で、モーダルシフトというものを活用するという考え方もしかりですけれども、前段申しましたように、恩恵を受ける自治体、団体等について、今後の問題として、そういう制度を充実していくという考え方がないかどうか。

恩恵をこうむっているのは、宿毛市が私は一番だと思っております。フェリーの就航によって、重要港湾の防波堤等も着工できました。これは大きなメリットなんですね、将来。だから、市民の皆さん方につきまして、少々の出費については、ご理解がもらえると、私は判断しておりますが、3年後、また新しい援助策があるとすれば、このフェリーの問題については、精力的に内容を充実した援助が必要であろうと、このように思いますけれども、市長はどういうお考えなのか。

この3年間以外にも、何とかこの問題を続行していくという施策、ほかに私の提案以外にあ

るとすれば、お示しを願いたいと思います。

もう1つ、私が市長に聞きたいことは、新聞活字に民間団体が4,000万助成しましょうという形に、私は活字を見たわけでございますけれども、その後の経過等について、市長はどうのうに對応して、どのように認識されておるのか。

私は、この自民クラブ、自民党と商工会議所の会頭以下何名かと懇談会をいたしました。

そのときに、4,000万の1つの枠の中には、その時点では2,600万、皆さんからご寄附をいただいておる。そういう、じかに発言ございまして、やはり、活字に出た以上、その意思が向こうに伝わっておる、こういうことを変更されても、やはり信頼関係が崩れるわけありますから、その努力というものは、行政の長として、今後、対応してほしい、このように考えておるところでございます。

だから、行政の長、市長は、やはり内部的なことでなくして、こういう問題等が直面した場合には、外交官として、誠意を持ってこの問題について対応してほしいと。質問ではありませんが、要望としておきたいと思いますので、そのようにお考えをしておきたいと思います。

続いて、篠山小中学校の問題ですが、市長も答弁をしていただきましたように、経過は十分理解の上で答弁したと思うんですけども、5億円下回る事業になったというその評価について、私は前段申しましたように、評価をしておきたいと思うんですけれども。

その間の経過、内容について、若干、説明するところがあるとすれば、愛南町の町長とも協議の結果、いろいろ協議の内容の中で、このように削減をされてきたということが説明できれば、説明をいただきたいと思います。

また、本体工事の坪単価が75万か76万ということを聞いておるんですけども、これは、

民間の住宅なんかでも、これぐらい出したら、御殿的な住宅が建つんではないかと、このように想像するわけでございますけれども、こういう単価で建設されるという内容等について、説明いただければ、説明をいただきたいと思います。

私は、意地悪く質問するわけではございません。というのは、自民クラブ8人の方々が、今まで論議した形の中で、見直しをせよというような形でありますから、今回、予算として出ておるこの1億800万という貴重な一般財源から捻出する問題について、これは賛否を判断せないかんわけですから、私はこれまで努力してくれば、賛成をして、そして教育効果の上がる施設にしてほしい、そういう気持ちがあつて質問しておるわけでございます。

そこで、二、三点、市長に確認したいと思うんですけども、非常に財政、非常に苦しい教育関係、もとより全般的な予算関係、これを考えたときには、私はしわ寄せがかなりあるんではないかなと。しわ寄せがあるかないかということについて、どれほどのしわ寄せがあるのか、答弁をいただければ、判断材料にしたいと思っております。

市内の小中学校、16校の整合性ですね。この問題にも、私は関係してくる問題ではないか。その点について、市長の考え方をお願いしたいと。

私は、こういう問題を市民に理解を求めるということについては、大変、理解ができる方法を考えるには、大変な問題だと思うんですけども、やはりその時の現場において、理解ができなかったら、人間は反対に回るわけでございますから、その点を非常に心配をいたしております。

というのは、集中プランの中に出ておりますように、教育委員会は、栄喜、小筑紫、そして

田ノ浦、これを合併したいということで、早や投げかけはしたという話を聞いておりますけれども、これをものにするには、大変な問題があるわけですね。気持ちだけが統合するわけではございません。

小筑紫小学校が中心になりますが、これはもう、老朽化して建てかえしなければ、なかなか統合というものに賛同が難しい問題であります。建築費等々含めて、大変な、これは、話すだけでは難しい問題が出てくるだろうと思うわけでございますから、そういう点についても、整合性が保てるかという心配がございます。

それともう1つ、教育委員会、教育長にひとつお願いを申し上げたいと思うんでございますが、今までの同僚議員、議会でも論議したことございますので、余り論議はしたく考えておりません。

しかし、重点的な内容につきましては、非常に少子化が進んでいる、子どもが減り続いていることの状況の中に、私は差し当たって5年間、篠山小中学校の生徒数、これ非常に心配をしておるわけでございます。

であるので、その心配をしておる私の考え方、教育長は改築した場合には、篠山小中学校の学校経営は維持できるというご答弁いただけるかどうか、予算の賛成についての判断材料にしたいと思います。

それと、篠山小中学校の運営については、小中一貫教育、山里留学、あわせてきめ細かい教育といわれて今まで、議員に対しての説明をしてきました。

まず、1クラス最低10人は確保するのが、私は教育効果というものがあらわれるという判断をしておりますから、私の申し上げる目標どおり、主人公は子どもたちの教育環境にあるという念頭によって、教育長がどういう判断をされて取り組んでいくのか、その点についてご答

弁をいただければ、判断材料にしたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど、一般質問の当初におきまして、私、学校の統廃合などにつきましても、地元の賛成を押し切ってできるものではございませんと言ったそうでございまして、これを訂正をさせていただきます。反対を押し切ってまでできるものではございませんということで、まことに申しわけございません。訂正をさせていただきます。

いろいろ行革プランに関しまして、岡崎議員からもいろんなご意見いただきました。

そういったご意見につきまして、尊重させていただいて、対応してまいりたいと思います。

次に、佐伯フェリーでございます。非常に、私にとっては、新しい提案をいただいたというふうに思っております、恩恵をこうむっている地方公共団体、そういったところへの対応ということが必要ではないかということでございます。

まさしく、フェリーの再開の、何と申しますか、再開のためにはということで、防波堤の整備ということでマイナス13メートルの岸壁が、ここで生きるようになったわけでございます。

先ほど、菊地議員の質問にもございました宿毛湾港の活性化というものが、これから始まっているということでございます。本当に、フェリーのおかげで防波堤の整備が緒についたと申しましても過言ではございませんし、そういったことの恩恵ということでのご提案でございます。

このフェリーの存続につきましては、この宿毛市の全員の方々が、存続させていかなきゃい

けないというふうな思いでございます。その面につきまして、市民の思いを、我々は呈して行政をしていかなければいけないということでございます。

具体的に、じゃあどれだということにつきまして、ちょっと今、頭の中の整理ができておりませんが、このご提案を生かして、この考えを生かしました上での宿毛市での対応、もう少しきちんとした対応を考えてみたいと思っております。

それから、もう1つ、民間団体の援助でございます。これ、私も全然わからない部分での民間団体は、その高知西南地域活性化推進協議会たるもののが、新聞にどんどん打ち上げていただいて、私、行政を預かる者としては、フェリーにこれだけ民間団体から援助が来るのかと、本当に、実は心の中で喜んでたわけでございますが、実行がまだなされていないというふうなことを承っております。

これにつきましては、やはりこれは政治家の公約ではございませんが、この協議会が公的な機関として、新聞報道を大々的に打ち上げていることもございます。ぜひ、この件につきましては、実行をしていただきたい。それにつきまして、協議会の方へも、ぜひ、どういった状況になっているのかお聞きをしまして、また、ぜひ履行をしていただきたいというふうなことも申し述べていきたいというふうに思います。

まずは、それがどうなったかは、また皆様に説明する責任も、自分にあろうかというふうに思っております。

それから、篠山小中学校の経緯でございます。

小中学校の経緯につきましては、平成16年の1月に一本松町長から、南宇和郡の定例町村会におきまして、郡内の町村長に対しまして、篠山小中学校校舎建築にかかる組合負担割合の報告をして、これは建築経費は宿毛市が5

0パーセント、今は愛南町でございます、そちらが50パーセントということで、これ、合併の恐らく前の段階だったと思いますが、そこで報告をされて、了解を得たということで、基本設計を、その年度に、16年度に組んだというふうなことでございまして、合併後の愛南町長といたしましては、合併のときの経緯から、先ほど申しました高知県と愛媛県との県境の学校ということで、組合立ということで、小中一貫教育を目指しての取り組みだということで、17年度に実施設計を組んだというふうなことでございます。

その後、宿毛市での議会等で、まだ宿毛市での議論がなされていなかったということでございまして、そのご質問も受けまして、6月議会等で議員の皆様方からいろんなご質問をいただいたという経緯がございます。

そういう経緯を過ごさせていただいて、金額が非常に高額であるということで、愛南町長のところへも行ったりしまして、これは、負担金が非常に、今、財政難の折、それから愛南町といたしましても、聞きましたら、合併をしたからたくさんお金が入ってきたわけではございませんで、その面では、財政的に苦しいのは一緒なんだというふうな話を聞きました。

そんなことで、当初の学校建築計画につきましては、少し、必要最小限のものにしようじゃないかと。人数に応じたというわけではございませんが、校舎の建築面積、それからプール建設というふうなことまで入っておりました。

最終的には、建築面積を、当初は2,541平方メートルから1,951平方メートルにして、次に1,674、それから、最終計画としましては、1,674平方メートルにして、プールの改築、新築につきましては、取りやめるということでの予算としての9億が、4億9,000万ということで、町長とも話し

合いもしまして、こういう形で1億円程度の負担。

実施設計でございますので、宿毛市の負担としては1億を切るんではなかろうかというふうなことを思っております。

そういうことで、3月6日の組合議会に提案したということでございます。

また、3月の組合議会の中でも、今後の学校運営のことにつきましても、議員の皆様からもご質問もございました。そういったことを受けましての、今回、宿毛市への予算提案という形になっております。

それから、本体価格の、坪70万ということで、私どもも一般的に見れば高いんじゃないかなということで、どうしてこう高くなるのかということを聞いたんですが、ちょっと私も専門的なことがわからない部分が、建築部分ございまして、内容をちょっと説明しろというのが、今ちょっと手元に持っておりません。

もし、教育次長が持っておったら、まだ確認はしておりませんが、説明をさせます。

それから、あと、篠山小中学校の改築を行うことによっての教育関係、宿毛市への、全般にわたっての影響ということでございます。

財政、非常に厳しい、厳しいばかり、同じことばかり出してまことに申しわけないんですが、特に大切で、必要な新規事業というものを、やっぱりやっていかなきやいけない。

これには、例を挙げさせていただきますと、各地区でのコミュニティー活動促進事業への助成であるとか、乳幼児医療費の扶助の充実ありますとか、それから、墓地公園の、これは非常に要求が高いものですから、造成事業とか、市民生活にできるだけ影響を及ぼさないような配慮をしていっておりまし、また、教育関係につきましては、午前中の中平議員の質問にもございました、小学校2校への2次診断と実施

設計。それから、大島小学校で雨漏りがございます。咸陽、片島というふうに、雨漏り対策をやってきてまして、この大島小学校の雨漏り対策をしなきゃいけない。

そして、東中学校が、あそこは堤沿いでございますか、道路沿いでございまして、このフェンスを設置して、安全策をしなきゃいけない。

そういったものにも、予定をしております。

統合の問題につきましても、先ほど、岡崎議員から、婦人消防隊の歴史も伺いましたし、やはり学校が建てられた経緯、そこに建てられた経緯というものの、歴史というものがあろうかと思います。

この地域住民の方々の感情といいますか、そういうものも、非常に大切な物があろうかと思います。そういったことを、やはり一つひとつクリアしながら、話し合いをしながら、これを進めていかざるを得ないのかなというふうな思いでございます。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。18番、岡崎議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、篠山小中学校の改築について、坪単価70万を超えると。その単価は高いのではないかと、こういうご質問だろうと思います。

一定、私も技術屋でありませんので、詳しい話はあれですが、一定、木造については、確かに高いということで、ただ木造にやることについては、愛媛県の方からも、やるのであれば木造でということで、そのために2,000万の県の補助金がつくということで、若干、高めになるようございます。

それと、もう1点は、学校は通常の事務所に比べまして、間仕切りが多いというような部分

から、これも若干、高めになるのではないかというようなお話を、愛南町の方から聞いております。

私の情報は以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、18番、岡崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員が言われますように、篠山小中学校は、少子化が非常に進んでおります。そういう傾向にありますけれども、私も、篠山小学校の委員の1人でありますので、今後、篠山組合の教育長、あるいは委員ともに、学校について、地域とともに取り組み、児童生徒の増加、あるいはまた、教育の学力向上、そういういたものに取り組んでいきたいと、そのように思っております。

特に、小規模校でありますメリット、デメリット、このことをしっかりと押さえまして、取り組みを展開していくように、精いっぱい頑張っていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 18番岡崎 求君。

○18番（岡崎 求君） 18番、再々質問を行います。

私が質問いたしましたフェリーの問題については、一部、提言として、頭の中においていただいているようでございますから、私は、これ以上、また、私の提言以外に、またいろんなアイデア等がありましたら、存続のための最善の努力を要請をしておきたいと思います。答弁は要りません。

さて、教育長が今、篠山小中学校の件について、決意表明というように受けとめました。いろんな問題が出てくると思いますけれども、やはり今後の子どもを中心とした教育というものが、大事でありますから、愛南町の皆さんと十分協議して、立派な学校にしていくことを要望しておきたいと思います。

ということではありますから、予算の問題につきましては、理解ができたと、私は思っておりますから、ひとつその意味で、今後ますます御努力をお願いしていただきたいと。

一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（菱田征夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時38分 延会

平成18年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成18年3月14日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程追加 議案第74号 字の区域及び名称の変更について

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次兼庶務係長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君

企画広報課長	小 松 宣 男 君
総務課長	岡 本 公 文 君
市民課長	松 岡 繁 喜 君
税務課長	松 田 雅 俊 君
会計課長	夕 部 政 明 君
保健介護課長	西 本 寿 彦 君
環境課長	谷 本 秀 世 君
人権推進課長	美濃部 勇 君
農林課長	小 島 正 樹 君
水産課長	間 和 海 君
商工観光課長	谷 本 実 君
土木課長	茨 木 隆 君
都市建設課長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	岡 添 吉 見 君
水道課長兼下水道課長	江 口 日出男 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教育長	嶋 統 一 君
教育次長兼学校教育課長	西 尾 諭 君
生涯学習課長	高 木 一 成 君
兼宿毛文教センター所長	
学校給食センター所長	近 藤 勝 喜 君
千寿園長	尾 崎 重 幸 君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番有田都子君。

○3番（有田都子君） おはようございます。

3番、一般質問をいたします。

背中合わせに生きるより、心寄せ合うぬくもりを胸に刻んで生きるとき、輝くあしたが待っている。家康の再来、生まれ変わりともいわれる、良政をしき、庶民に慕われたといわれる8代将軍吉宗のちまたでの行状記をテレビ化した

「暴れん坊将軍」の中で歌われている歌、大切な何かを教えてくれるようで、私の大好きな歌の歌詞の一部です。

人はだれも、ぬくもりや優しさに出会うために生きているはずです。私も、議員生活の今までの日々の中で、職員の皆様初め、多くの方々との出会いがあり、多くの優しさをいただきました。その感謝の思いは、私の心にしっかりと根づき、生きる勇気となっております。

平成18年、新しき年、市長、教育長初め、職員の皆様がより一層、市民の皆様の心に寄り添い、温かく楽しいと思える宿毛市づくりにご努力いただきますこと、お願い申し上げます。

質問に入ります。

まず、初めに宿毛の民具展についてお聞きいたします。

民具は、日本人が日常生活の必要から、技術的につくり出した身の周りの最も近くにある道具です。そして、それは地域による違いもあり、絶え間なく工夫が加えられ、新陳代謝を繰り返すものであります。

1つの民具が調えられて、生まれ出で、用いられ、破壊されて消えていく。その生活行程を

知るとき、その時代時代の人の生きる姿、心模様が伝わってくる思いがいたします。

まきで米を炊く、洗濯板でこすりながら洗濯をする、今の便利さからはほど遠い私どもの幼かったころ、折々の民具とともに温かい親子の、そしてご近所同士の触れ合いが懐かしく思い出されます。

私が今回、民具展を開催してはと思いついたのは、その場を学術的研究の場や、歴史研究の場にというものではなく、ただ今の世、人々の心通わせの薄らいでいるとき、ぬくもりの空間、世代を超えた人たちの心の触れ合いを通わす展示の場として、実施してほしいとの発想からであります。

歴史の表舞台には立つことはなかったであります。しかし、日々懸命に生きた時代時代の庶民の生活を支えた道具、宿毛の民具展をぜひ、この宿毛の地で、文教センター1階部分を使わせていただき、実施していただくことを提案したいのです。

展示期間中には、何人かの高齢者に語り部になつていただき、昔はこんな道具で粉をひいたんだよ。おしめの洗濯が大変でね、等々思い出をつむぎながら、子どもたちや若者たちに民具の説明をしていただければ、そこに世代間の暖かさ通わし、優しさの火がともるよう思えてなりません。

行政視察、政務調査等々にて、各地に存在する民俗資料館にて、大切に保存されている民具を目にし、その都度、感銘を受けてまいりましたが、この宿毛にも驚きの数の民具を集められ、市内外の児童生徒の学びの場を提供されている方がおられ、そのお宅に伺わせていただく機会を、最近、得ることができ、深い感動をもつて見学させていただきました。

その方は、小学校の副読本「宿毛のくらし」の中にも紹介がある平田の浜田茂行氏という方

ですが、氏は、3,000数百点もの民具を集めておられ、その民具をご自分の建てられた2階建ての家屋すべてのスペースに、所狭しと、しかし整然と展示されております。

もちろん、宿毛市東西南北各地の方々の中にも、貴重な民具を集められているやにも聞いておりますし、教育委員会の方でも、市民よりの提供により、数多く集められておられるはずですし、展示に耐えうる数の民具は十分存在しております。

時代を前へ前へと進めて行くばかりに心を使うことなく、立ちどまって、人が人らしく生きることはどういうことなのかを考えてみると、よりよき民俗習慣を後の世に正しく伝えるという重要な意味からも、今まで一度も宿毛市行政の中で実施されなかった宿毛の民具展を、一般行政、教育行政の職員の方々、そして市民のボランティア等の方々とともに考え、汗を流して実行につなげていきたいと、切に思います。

市長もしくは教育長のお考えをお聞きいたします。

次に、2点目、四国八十八カ所遍路文化の世界遺産登録についての質問に入ります。

戦争は、人の心の中で生まれるものであるから、「人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」ユネスコ憲章前文にある言葉です。

今、四国八十八カ所遍路文化を、ユネスコ世界遺産にという声が、運動が、研究が、四国内はもとより、四国外でも種々の団体、靈場会、大学研究所、住民の中から起こっております。

私も、会員の一人ですが、地域の商工会女性会の集まりでもあります会員1,700名弱の四国商工会女性会においても、一昨年10月、高知大会において四国四県が手を取り合って取り組め、地域経済の活性化が図れる事業という点において、遍路道文化の世界遺産登録

を目指すことが、活動方針として決議され、文化庁への申請にたどり着くため、今、会員の懸命の努力が続けられております。

世界遺産とは、ご存じのように、1972年昭和47年のユネスコ、つまり国際連合教育科学文化機関の総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づいて、世界遺産リストに登録された国や民族を超えて、人類が共有すべき普遍的な価値を持つ文化遺産、自然遺産、並びに文化遺産、自然遺産の複合遺産を言います。

この世界遺産リストには、2005年7月現在で、エジプトのピラミッドなどを初め、137カ国にある812件が登録されており、日本としては、文化遺産として姫路城、原爆ドームなど10件、自然遺産としては屋久島などの3件、計13点が登録されております。

四国遍路は、日本に300ほどもあると言われる日本の巡礼路の中で、最も有名な巡礼の道で、弘法大師空海が弘仁6年、西暦815年、42歳の厄年に大師みずからの手によって開かれたとされ、発心の道場としての徳島県の23カ所、修業の道場としての高知県の16カ所、菩薩の道場としての愛媛県の26カ所、涅槃、これ悟りというんですか、涅槃の道場としての香川県の23カ所の88カ所を、時計回りにめぐるその距離、東京から青森間の往復にも匹敵する1,400キロにも及ぶ、世界でもたぐいまれな循環型の祈りの巡礼コースであり、平安末期ころから今日まで、1200年もの長きにわたって、その靈場をめぐる遍路文化が受け継がれております。

また、四国遍路の特徴は、四国靈場88カ寺が特定の宗派に限定されていないばかりか、お遍路さんも特定の宗派に帰依していないというのが大半で、民間宗教的庶民感情ともいうべきものに支えられた精神修業の場として理解され

ているがゆえに、政教分離云々に触れず、1つの文化としてとらえられ、世界遺産にという件についても、知事初め四県の多くの行政の協力を得られているところでもあります。

私自身も、この件については、一議員として、賛同するものであり、また、たまさか前段の高知大会、昨年の松山大会にて、高知県の女性会の意見を伝える任、パネラーとしての任務を受けた者としての責任的思いから、今議会に質問として出させていただきました。

四国遍路の世界遺産化について、可能かについて、今ここで断じることは難がります。しかし、世界遺産総合研究センターを初め、大学の研究班等の方向性としては、可能であると明るい方向性を示しております。

しかし、それには地道で、かつ時間のかかる作業が伴うこと、地元の熱意を全国的、そして世界的に認知させていく努力が必要だとも述べられております。

地球市民として、四国遍路を人類共通の財産として守っていく必要性を、各地域から訴えていく必要が生じてくるのです。

原爆ドームの世界遺産化のために、160万の署名を集められたことなども知るとき、地域の住民の熱意が不可欠であることは否めないです。

今、地域地域でできることから取り組むためには、どうしても市長を初め、各課職員の方々のご協力が求められてまいります。

遍路道の整備、遍路休憩所や遍路案内板の設置、トイレの設置、市民への伝達・啓蒙、清掃、美化活動等々、また遍路文化には、決して欠くことのできないお接待の心があります。すべての方ではなくとも、何らかの苦しみ、悲しみ、重荷を背負って、一歩一歩歩いて旅を続けられるお遍路さんに、また、バスや車で巡られる人たちに対しても、笑顔をひとつ、温かい言葉ひ

とつ、お茶1杯からのもてなしの心を示すことは、受ける側、差し出す側両者の温かい心育てにつながり、無償の行為を示す大人から子どもへの家庭教育にもつながってくるのです。

年間をめぐる人10万人ほどともいわれる遍路文化を守ることは、宿泊、地域の産物の販売、食事等、さまざまな面での経済効果、活性化につながっていることも、また紛れもない事実です。

たとえ世界遺産という終着点にたどり着くことが不可能であったとしても、日常の中の遍路道、祈りの道、道場としての道、地域性のある道の文化、心、四国遍路の文化財、お寺、これから遍路道、自然環境、四国独特の接待の心等々を残し、守り続ける運動を進めていくことは、大きな意味があると信じます。

お遍路さんが気持ちよく通ってくれる、清潔で温かいまちづくり、人づくりのためにも、また地域活性化につなげていくためにも、しっかりとこの目標に目を注いでほしいと願うものです。

登録に向けての事務的努力を行政に求めるものではありませんが、ぜひともご協力の視点をお持ちいただきたいとの思いが強く、提案させていただきました。

市長の、また教育長も思いある場合、お考えをお聞かせください。

続きまして、3点目、児童生徒の生活リズム悪化への対応について、教育長にお伺いいたします。

過去、同じ意図の質問を何回かいたしましたこともあります、長き質問形態は控えたいと思いますが、卒業、入学、進級という非常に児童生徒にとって重要な節目を迎える時期にある今、改めて教育関係の方々が、この課題をしっかりと見詰め、対応していただきたい意から、質問をいたします。

早寝早起き、朝ごはん、外で体を動かして遊

び、夜はごとんぐ。子どもたちの年齢、年齢に合った健全な成長のために、全く当たり前の習慣。生活のリズムが崩れている現実が続いている。そしてまた、その改善のために、先生方、食生活改善委員の方々、保健士の方々等々、多くの機関においてご努力されていることも敬意を持って、認識もいたしております。

しかし、この問題が家庭、社会構造、モラル、数多くの要因が、子どもたちに覆いかぶさっている以上、右から左へとさっと改善し得ない難しさも存在しています。

しかし、子どもたちは、心も体も、日々の生活の土台の中でつくられるものである以上、その土台を健全なものに保つ責任が、大人には課せられているはずです。

難しいからと手を離すことはできないです。夜更かしをして、朝無理に起こされ、短い時間で身支度をし、眠い目をこすり、食べる物も食べずに学校へ出てくる子どもたちに、健康な状態を見ることはできない。

小学校、中学校時代、朝からあくびをする。背中がぐにゃっとして、ピンとしている。目がトロン等々の、何となく不健康な様子ととらえられている状態は、やがて高校時代になると、はつきりした病名のつくもの。例えば貧血、高血圧、心臓病、肩こり、脊椎異常等々に移ってくることが非常に多いという、恐ろしさを東京のある保健室にて、長年、子どもの体のぐあいを見続け、心の中を問い合わせてきたある先生が、書物等で強く訴えております。

体の不健康は、心の不健康を生みます。そして、子どもがその年齢年齢に応じた愛情を、心配りを与えられずに、生活のリズムをくるわせ続けて大人になったとき、そのことを反面教師とすることなく、多くの場合、同じような子育てをしていくと言われます。

そして心が寒いとき、悲しい事件が生まれる

のです。

るこの質問の面の部分を述べさせていただきましたが、質問の点に入らせていただきます。

1点目は、先にも触れましたが、がらっと戸を開けて、「ねえ、先生」と飛び込んでいける場所。身体的な苦痛や不調に加えて、心理的な不安や悩みもそのまま受けとめてくれる場所だと、子どもたちが無意識にとらえている場所といわれる保健室にての、子どもたちを見詰めた宿毛市内の先生方の声の概要。

そして、その声に対しての学校全体の、そして教育委員会としての受けとめ、取り組みの経過等をお聞きしたいと思います。

2点目は、保健室の先生を初め、先に述べさせていただきました日々、子どもの生活習慣、リズムの改善、リズム悪化のために、そのために向けてご努力いただいている機関の方々が、できれば一堂に会して、それぞれの立場からの意見を交換し、改善のためのマニュアル、つまり健全に子どもが育つため、子どもの段階に応じた食事、睡眠、遊び、あいさつ等についての手引書的なものを作成し、入学時、または家庭訪問時に各家庭に、また児童生徒に配布し、温かく指導し、周知徹底に向けて努力していく点について、どうお考えになるかということです。

小さなこと、当たり前すぎることかもしれません。また、既に取り組まれていることかもしれません。しかし、失った生活のリズムをきちんと立て直し、子どもらしい生活を送る、子どもに必要な身体刺激を与えて血行をよくし、栄養もよくして、十分な休養が保障される生活を繰り返していく、その日々のために、学校の教育力と、家庭、地域が結合し、繰り返し繰り返し、また一步でもよい方向へ努力していくことは、忘れてはならないはずです。

2点にあえてこだわることは求めませんが、

生活リズムの悪化への対応についての取り組み、お考えをお聞かせください。

以上、3点の質問、1回目を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

有田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に宿毛の民具展の開催ということでございます。

2月24日、去る高知新聞の方に紹介されました市民の方、先ほど、有田議員からもお話がありました市民の方による実体験を踏まえた常設的な民具紹介という場がありまして、ボランティアの方と、学校現場との交流による学校教育への協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

これが文教センターにおける企画展の開催となりますと、平成18年度から、貸し館業務等の調整を図りまして、19年度以降であつたら、検討は可能かなというふうに思っておるわけでございます。

というのは、文教センター、従前からの使用方法がありまして、また、恐らく18年度もそのような状況で推移していくんじゃないかなと思っておりまして、既にもう、受け付けが始まっています。

そういうことで、19年度以降での開催を検討という形になるんじゃないかなというふうに思います。

と申しますのも、宿毛市において、収集しております民具もあるわけでございます。これ、平田のたしか黒川の方に、収納しておるわけでございます。これが、時々、その場所が移動するものですから、傷んだり、破損しているというか、欠損していると申しますか、そんなものもございまして、同じ物が何台もあつたりということで、きょう、民具展の企画ということでご提案をいただいたわけでございますけれども、

その企画展を開催するというものが、行政の方に、今までなかったものですから。

今までは、少しずつ集めるというふうな状況だけだったものですから、一連の作業を行うような、例えば農作業、道具がそろっていないとか、これ、農作業ばかりじゃなくて、漁業にも民具があるわけでございますし、林業にもあります。そういうことでございますけれども、全体をまとめた台帳等の整理もできない。

行政の怠慢であると言わればそれまでかもしれません、この民具展を開催するに当たつての準備が、かなり要るんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

こんな状況で、18年度から分類作業、整理を行った後じやないと、なかなか難しいんじやないかというふうなことになります。

分類作業とか、整理は18年度行ってまいりたいと思っておりますし、私自身もまだ、民具が収納されている、平田の方と聞いておりますが、そこまだ現場に行っておりませんので、これから、きょうのご質問の趣旨にありましたので、確実に現場に行って見てまいりたいと思っております。

この分類作業とか、整理を行いまして、民具の活用ということには、なかなかならないかもしませんが、こういう民具があるということが、いわゆる学校現場への貸し出しとか、歴史教室での出張講座だとか、そういうしたものに生かしていかなければいいんじゃないかなと。

常設でずっと民具を展示する場所が、今のところはございませんので、企画展というふうな形で検討してまいりたいなというふうに思っております。

今度、開催じゃないんですけど、東洋城が、「宿毛の蔵 東洋城」ということでリニューアル、これからまだまだしていかなきやいけないところですが、これは東洋城さんの方に、まだ

ご了解はいただいておりませんが、例えば、ああいった広いところに、酒蔵で民具もありましょうし、そういったご協力を願うとか、そういった方に、またつなげていけばいいのかなというふうに思っておるところでございます。

次に、四国八十八カ所の遍路文化の世界遺産登録でございます。るる、今、説明をいただきました。これは、四国四県の活性化に効果的に連結するんじゃないかなというふうには思いまして、行政といたしましても、これは歓迎すべき取り組みであろうかというふうに思っているところでございます。

先ほど、有田議員もおっしゃいましたような形で、やはりこの四国八十八カ所遍路文化というものは、それぞれの地域の皆様が、それぞれ遍路文化というものについては、通り道すがら、山の道もあれば、コンクリートの道もあります。アスファルトの道もございます。

そういったところですけれども、やはりその地域の方々が、心からおもてなしをするということが、一番肝要なところではないかなと。そういうところがあつて、初めて四国八十八カ所の遍路文化というものが生きてくるんではないかと。生きてこないものに対しては、世界遺産登録というものも、なかなか難しいと思います。

宿毛市にも、39番札所がございますし、清水の方から歩いてくる遍路道もございますし、三原の方の山からも来る道もございます。

そしてまた、この間は、トレッキング・ザ・空海ということで、愛南町へ行く道、そういったものも、それぞれ皆さんが、この間も500名の人が集まったということでございます。

そういったところで、やはり皆さんのが興味を持って、本当に四国の八十八カ所の方々をめぐる遍路さんをおもてなしをする心というものが、やっぱり表面に出て行かなきやいけない。

39番札所でも、延光寺の入り口の方で、地

元の方々がお遍路さんを接待するというふうな取り組みもされております。いろんな場所で、こういうことができてきます。

また、こういった体制をまずつくること。そして、私が聞いておりますのは、国土交通省の四国運輸局に、これは観光課がございます。この観光課のお話も聞きましたら、やはりこの四国を、いわゆる国際観光という形での売りをしていくんだというふうな意思表明もされております。

そういったことを考えますと、ぜひ、国土交通省の観光部門を担当する国土交通省がそういう国際観光、やはりこれは世界遺産ということでございますから、国際的な方、日本ばかりじゃなくて、日本人の心の文化でございますけど、外国の方々がお見えになつても、非常にこれは世界遺産に値するんだというふうな評価を、やっぱりいただきかなきやいけないというふうに、私自身は思っております。

皆様が、当市を訪れる皆様が、本当に心からのおもてなしを受けたというふうに感じるということが大切だと思います。市民の皆様の協力を、ぜひいただきかなきやいけないということをございますし、行政でできるものは何かということが、これ、八十八カ所ですから、四国全部でございます。

私、今、お話を聞いてまして、四国の市長会なんかでも、これはどういう取り組みをされているのか、このことにつきまして、お話も、ほかの市にも聞いてみたいなというふうな感じを、今、思ったところでございます。

ぜひ、これが世界遺産に登録ということになりましたら、また四国を売る、また宿毛もひとつ、そこの中に入っているということでございますので、非常に大切なことであるというふうに感じた次第でございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、3番、有田議員の一般質問にお答えをいたします。

児童生徒の生活リズムの悪化への対応についてでございますけれども、子どもたちの生活リズムが崩れると、授業での集中力低下や、覇気がなくなるなど、さまざまな影響が考えられます。

早寝早起きや、望ましい食習慣については、各学校において、日ごろより指導しております。

しかし、このような生活習慣は、学校での指導とともに、家庭での習慣づけが大変重要と考えております。

学校では、栄養教諭を中心にいたしまして、学級担任、それから生徒指導担当、そういった先生方が、生活習慣の調査、そういうものを調査票を作成をいたしまして、調査を行い、校長を初めとする職員会で、話し合われておるところでございます。

調査の結果は、保健室だより、あるいはまた、学校通信、学級通信等などで、各家庭にこのことをご報告をしております。

また、教育委員会といたしましては、望ましい食生活を初めとする基本的な生活習慣の確立に向けた取り組みを進めていくために、平成18年度より栄養教諭の配置も行いたく、県教育委員会に要望して、明るい見通しも、現在、あるところでございます。

間もなく新年度を迎えるので、養護教諭の先生方と協力し、家庭訪問などの機会を通じて、家庭での養育力の向上に取り組んでまいりたいと、こういうように思っております。

それから、次に、マニュアルの作成につきましては、子どもたちの個々の状態や、家庭それぞれの状況があろうかと考えますので、先ほどお話しました保健室だより、あるいは学級だより、あるいは生徒指導に關係した便り、そういう

したものと、栄養教諭による取り組みを行っていきたいと、このように思っております。

よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 3番、再質問をいたします。

3点にわたります質問に対して、前向きな、温かいお答え、ありがとうございました。

まず、少しばかり、再質問の点を出させていただきます。

1点目の民具展につきましては、今、市役所、市の方で保管している民具が、いろいろ損傷の点などもあって、それを見て、準備期間も要る。そしてまた、文教センターが非常な予約というんですか、使用の受け付けが開始されて、それがほとんど埋まっている。ですから、19年度以降にということで、全然、前に向いて、見てくださるという意図は伝わってまいったんすけれども、私は、あえて教育委員会の保管を突き詰め、どうしてそういう保管の仕方をしたのであるかとか、またといった、詰めたり責めたりの思いで出させていただいているわけではなく、もちろん市役所で集められている民具の中で、鑑賞にたえ得る物、そして市民の中で、たくさん集められている方、できるだけ多くの方からも、そういう大切なものを出していただいて、一度、こういった市民のぬくもりの通わせの場として、上に歴史の資料館、そして1階で民具の展示をしてはという意図で出させていただいたんですが、その、確かに公民館を、文教センターを使用するという方が予約はめられて、ずっと詰まっているということもよくわかります。

私も、お琴で出演させていただいて、公民館にかかわっておりますが、文教センターがそもそも、これは市民全体の心ででき上がっておりまます。そこを使う、スポーツにしろ、サークル

にしろ、個展にしろ、市展にしろ、使われる方、そしてその発表に対して、市民の皆様が非常に喜んで、和やかな気持ちになる、そのことも事実です。

しかし、まだ一度もそこの部分に文教を使ったことのない方。また、自分の見たい、知りたい分野のものをしてほしいと願っている方もおるはずです。

ですから、文教は、できるだけ多くの市民の、あらゆる考え方、層の方が使う権利があるはずなんですね。

ですから、もちろん予約して、練習の方につかまっているという気持ちもよく、私もわかりますが、でき得るならば、細かい検討をお加えいただいて、できるだけ早い時期に、こういった、本当に心の今、寂しくなっているこの時期に、民具展を1つの方法として、ぬくもり育ての民具展を、できるだけ早くやってほしいというのが、私の願いなのです。

そのためには、私、この間、政務調査で杵築、もちろん歴史の宝庫といわれる国東半島、大分県に行ってまいりましたが、その杵築市にも、上は図書館、下が民俗資料館、民具を整然と並べられておりますけれども、文教の1階よりちょっと狭いくらいでも341点、農耕とか衣食住とか、ずっと分けてやっております。

ですから、例えば浜田さんとこへ3,000数百なんて、もちろん、そっくり持ってこられるわけでもなく、それぞれの多くの立場の方から、いろんな、貴重なものを出していただく。そういう選別をして、少なくとも500点、多くても500点くらいしか出せないと思うんですね。

ですから、そういう選別、搬入、そしてそういう展示会をするという広報、そういう意味において、市民と行政と、そしてそういう歴史、民具にかかわっている方とで、とにかく展示会

に向かって、民具展に向かっての実行委員会、そういう会ができるだけ早く立ち上げていただいて、その準備の検討を細かくしていただく。

そうすることによって、文教センターの使用日数を、長い日にちあけて、準備に使う日にちを少しでも短くできると思います。

そうすることによって、19年度、さきではなくて、できるだけ早い時間に、サークルの方たち皆さんとの譲り合いの気持ちをお持ちいただいて、何日間か、5日でも1週間でも、そういう民具展をしていただくようなご検討をしていただきたいと思います。

その点が、ちょっとご意見があれば、再質問の形とさせていただきます。

それから、2点目の世界遺産のことですけれども、この3月の初めに、私の親類が2度目の、1回目は車で、2回目は歩いて遍路をおいでて、私もちょっと、旅館のお世話とか、もうろろをうちでお接待させていただいたときの言葉の中に、非常に大事な5つのことがありました。

まず、世界遺産ということを、ちょっと入ったんですが、話に。世界遺産ということを話すなら、歩き遍路さんの目には、道端、土手、もうろろのところにおびただしいごみがありますよと。そこから入っていかなければ、世界遺産は無理ですね、という言葉。

それから、宿毛で、小さな果物屋さんで、ちょっと食べてみてくださいといってブンタンを味見したそうです。非常においしいということで、北海道に何箱もおみやげとして送ってくださっております、そういう産物の販売。

それから、ずっと歩いてきて、道しるべが消えていたり、見にくかったりしているところがある。そういう道しるべをきちんとしてほしいですね、という点。

それから、等々、ちょっと今あれですが、そういった経済的な面、それから環境の面、もろ

もうの面の指摘を受けたわけですけれども、そういったことで、今、市長が前向きに、非常に温かく、これは大事なことだととらえていただいたことは、非常にうれしく存じますが、町の美化、それから経済効果、それから今言いましたようなお接待の心づくりの意味で、非常に大切なものだと思います。

それで、2点ほど提案ですが、このお遍路文化に対して、遍路道文化に対して、早稲田大学は1991年から15年、今日まで、非常にプロジェクトチームを立ち上げて、遍路道文化の研究をし続けております。そして、書物であらわしたり、それからホームページを開くというんですか、インターネットにも載せられて、皆様の質問にも答えられておりますが、たまさか、小野 梓という方の、先生とのご縁がある梓立祭などを利用して、そういう遍路道文化とつなげていただいて、講演にそういう大学教授、先生たちにおいてていただくことも、1つの方法である。講演会を持つ。

それから、今おっしゃいましたように、赤龜山39番札所延光寺のご住職のお話をお聞きする。または、ご住職とその早稲田の先生との、世界遺産についてのお話をもつ会を、市民がお持ちいただいて、そしてそれを市民が見るという、そういう1つの計画などもいかがかと思います。

それと、お遍路さんがほとんど持っておりますが、その町のお店や食堂や旅館や、そういうものがしっかりと載った車の道と、しっかりと歩く道とをあらわした、私、ちょっと向こうに置いたんですが、地図がございます。帳面の地図帳が。そこにあります道で、宿毛もきっと、小森の方から抜けて、文教センターから貝塚へ抜けて、松尾峠へ行くという道が、ちゃんと歩く道ができている。道があるのですが、でき得れば、そのきのうも同僚議員が話しておりました

ウォーキングとつなげて、遍路道を子どもたちも含めて、行政の皆さんも含めて、市民の皆さんとともに歩く、そのウォーキング、トレッキングというのは、山歩きというか、ゆったり歩くという意味なんんですけど、そういった歩く、ウォーキングにその四国遍路をつなげた、そういったウォーキングの計画もいかがなものかと思います。

そういった点の質問をさせていただきます。

それから、3点目は、これ本当に釈迦に説法的で、専門的な先生方、そして栄養士の方、保健士の、私がこの質問を出させていただくのは、本当に釈迦に説法的、おこがましいとは思いますけれども、本当に子どもをこの時期に守りたいという、矢も盾もたまらない気持ちのために、こういう質問を出させていただいたわけですけれども。

確かに、マニュアル的なものを新しく云々ということは、子ども子どもの状況によって違うからという、学校だより、また保健室だより、もちろんによって対応するといつておりますけれども、特に私が申したいのは、家庭訪問のときは、1軒1軒して、そのお父さん、お母さんにしろ、家族の人に、しっかりと目を向けて、向かい合って、ただお手紙を配るではなくて、しっかりと目を向けて、このことがいかに大切であるかということを、家庭訪問の場を、特にこの場をチャンス、生かす場所と考えていただいて、伝えてほしいということです。

本当に、体は今、損なわれているということが、本当に知らされておりますので、その家庭訪問時を生かしていただきたい。

それで、ちょっと教育長にひとつお聞きしたいのは、今、眠らない店がふえておりますね。24時間の店とか。

私は、その営業の部分のことに、それほど入るつもりもありませんが、教育界において、こ

の夜通し眠らない店に対しての子どもたちとの影響、そもそもについて、一度でもご討議、ご協議、そして国との全国のそういう教育長会でもあります。そういったときに、お話を出ているものなのか、私はやはり、どれがどうとは言いませんが、環境を大人が守っていくべき責任もあると思うわけですが、その点をひとつ。

本当にあと、どうか取り組んで、栄養士の配置がこの18年度からということで、非常にうれしく存じておりますが、どうか子どもたちのために、よろしくお願ひしたいと思います。

済みません、雑然とした再質問になりましたが、お答えできる範囲、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

民具展の開催でございます。私どもで、質問が、こういうのがあるという通告を受けまして、検討した結果、19年度ぐらいになるだろうということでございまして、今の、またお話を賜りまして、できるだけ早い機会にやっていきたいなというふうに思います。

いろんなものがそろわないといけませんし、それから、中途半端なこともやってもいけませんので、しっかりしたもので、部内で調整をいたしまして、開催に向けて努力をしてまいります。

ただ、文教センターのその貸し館業務の調整でございますが、これについては、今、どういう状況になっているかはつきりわかりませんので、文教センター長の方から、またありましたら答えをさせていただきたいと思います。

それから、世界遺産の八十八カ所の件でございます。思いは同じだと思いますので、いろいろなことが、一つひとつとるよりも、いろんなこ

とが、もう大切なものです。

市民がまず、本当に心豊かになるということが、人が来る最大事の、私自身は要素だというふうに思っております。これは観光にしてもしかりでございます。

そんなことで、できることからやっていく。お金がないないと、よく私、この場で財政的に非常に厳しいということばっかり言わせていたいているんですが、お金がないなら知恵も出さなきやいけないというふうなことも思っておりまし、ただいまのご提言というふうなことを踏まえまして、できることを着実にやっていこうというふうに思っております。

また、これは特に市民の皆様の協力がないと絶対できないことでございますので、この場をお借りしまして、市民の皆様にご協力を、ぜひお願ひしたいというふうにお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

○生涯学習課長兼文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長、3番、有田議員の質問にお答えをいたします。

現在、文教センターの貸し館業務でございますけれども、38のサークル活動が行われております。したがいまして、18年度も、もう既に予定が入っております、満杯の状況になっておるのが実態でございます。

したがいまして、速やかな開催につきまして、既に入っておられます計画を、38のサークルの皆さん、該当するサークルの皆さんとの調整が必要になってまいります。

全く可能、不可能というわけではございませんけれども、実施に向けては、大変厳しい状況にあるということのご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、家庭訪問時にですね、こういうマニュアルを十二分に活用してほしいと、こういうことについてですけれども、もちろん各学校では、先ほどお話したように、家庭での基本的な生活習慣の確立と、こういうテーマで調査をし、そしていろいろな学級での、あるいは学校教育活動の中で出てくる問題を、この個人カルテ等に記録をしまして、これをもとに、家庭訪問して、十二分にそういったお子さんについての学習の面、生活の面、またこういった生活の状況であると、こういった面に食生活も非常に関係しております。

あるいは、テレビの見過ぎでもあると。勉強の時間が非常に少ないと、そういったことを書き込んでおりますので、それをもとに、ともに知恵を出し合って、お互いに力を出して取り組んでいきましょうと、こういうような形の取り組みを展開しております。

それから、24時間の店舗についての学校、あるいは教育委員会等について、そういうことの取り組みについてのお話がありましたけれども、この間も、これは2カ年で生徒指導総合連携推進事業を受けておりますが、これの1つの活動の一環として、子どもたちのそういった生活面を、ひとつ点検しようと、こういうようなことで、各店舗に回って行ったりですか、それから学校でも夜更かし、夜の徘徊、そういったことがありますので、そういった店へ回っていきまして、いろいろ子どもたちの指導もお願いしております。

そういう点でよろしいでしょうか。

○議長（岡村佳忠君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） ちょっと、教育長にお伺いいたしました点は、24時間のお店におい

ての子どもの指導ということではなくて、夜更かしとかいうんじやなくて、そういう店に対して、大きな意味で、そういう店舗のあり方に対して、そういった教育機関で話されたかということをちょっとお聞きしたんですけど。特別ご討議なかつたなら、その点は。

ちょっとその点、あれば。

それ、別に特別に、学校側でしておられないのでしたら、よろしいです。

次の再々質問はいたしませんが、1点目の民具展にいたしましても、今、文教センター、高木課長の方からお話をありましたように、非常に詰まっているけれども、もしかしたら不可能ではないかも知れない。皆さんのがんばり合いの心が、もしかしたら、そういった民具展につながってくるかもしれないということをお話受けましたので、今、そしたら譲って、だれして、どうしてもということをここで言うつもりもありませんが、どうか、できるだけ早い、前向きのご検討をお願いしたいと思います。

それから、四国遍路につきましては、本当にきょうの質問にしても、予算がないと言いますが、決して高額な予算を伴っての質問ではございません。心のありようひとつ、心の持ち方ひとつで、本当に美しい、温かいものが生み出せるための質問をさせていただいたわけですが、本当に命を見詰めるこの四国遍路の道が、本当に地域でもよく理解されて、そしていずれの日か、世界遺産になるための、私ども市民としても、懸命の努力をしていきたいと思いますが、行政の皆様、さらなる、本当にご努力、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、命をすべて、命を大切にという、そういう心の市民の多くふえますことを祈って、質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、一般質問を

行います。

議員としてお世話になって15年、今回が60回目の質問になりました。数よりも、要は内容でございますけれども、執行部の皆さんには、それぞれ質問におきまして、誠意あるご答弁をくださり、ありがとうございます。

今回も、よろしくお願ひを申し上げます。

市長の政治姿勢全般について、通告の順序に従い、質問をさせていただきます。

まず、その大前提といたしまして、今年度の行政方針や、予算編成に関することについて、お聞きをいたします。

今年度の予算編成においては、非常に厳しい予算の中で、大変苦労したことが伺われます。

進めている行政改革については、これは組織の生き残り策ではなく、市民の福祉の向上にとって、厳しい財政だからこそ、今なぜこのような改革をしなければならないのか、このことを市民にわかりやすく示す必要が重要であると考えます。

そうした中で、篠山小中学校の建築予算や、学校の耐震調査費など、学校教育予算や、あるいは陸上競技場や野球場への夜間照明施設の社会体育費、あるいはまた、防火水槽や消防車の購入、消防団員の制服のすべての更新などの防災予算、あるいはまた、入学時までの医療費の無料化など、子育て支援予算等々については、配慮ある予算を組んでいただいたと、私は評価をいたしております。

一方、行政改革プランに基づく補助金や、委託料などが、全体にわたり削減されていること。組織の統合や民間委託の方針については、市長の行政方針の表明や、昨日の質問戦の中でも明らかにされておりますが、私は、以下、通告したことについて、若干の質問をさせていただきたいと思います。

まず、行政改革大綱プランについてでござい

ますが、小泉政権の三位一体の改革によって、都市と地方の経済や、国民の所得格差が拡大していくなど、地方経済は大きな影響を受けております。

この改革は、むだな大規模開発など、アメリカの要求、政策追随による財政負担が根本的な原因であります。今後もなお、この自主性のない政治は続き、特に軍事面でのアメリカ追随は、アメリカ軍の移転、再編に資金面から全面的に支援をしたり、日米によるミサイル防衛システムの構築には、1兆円もの予算支出が予想されるなど、政策の失敗によるつけて、将来にわたって地方いじめ、弱者いじめの国の政治が続きます。

そして、地方交付税や国庫負担金の減額などによって、宿毛市の財政は今後、なお厳しくなることが予想されます。

これを乗り切るために、宿毛市は今後、これから4年間の行政改革の大綱、具体的な改革プランを市民から公募された行革推進委員会に対して諮問をし、昨年12月、委員会は行政改革大綱集中改革プランとして答申を発表いたしました。

この行政改革大綱及び集中改革プランは、多岐にわたり審議され、あらゆる宿毛市の行政事務や、組織機構に対して検討をしたとして、その中から具体的に廃止、あるいは見直しなど、年度を切っての改革の内容を提示いたしております。

一方、この答申には、今後、集中改革プランを市民にわかりやすく明示し、市民の理解と協力を得て推進していくと書かれておりますけれども、答申の公表がされたのは昨年の12月市議会の一般質問通告の後であり、12月議会では、十分な議会での論議がされていないと考えます。

また、市民には、ことしになって各戸への回

覽でのこの内容を公表しましたが、市民への周知は不十分で、そのため、理解も十分得られていないのではないかでしょうか。

現在、宿毛広報でも、いまだ明らかにされておりませんが、プラン策定まで、どのような経過に基づきでき上がったのか、そして、今後どのように周知を図るつもりであるのか、お聞きをいたします。

この改革は、行政全般に及ぶとしながらも、触れられていないものもございます。そうしたものの中でも、例えば隣保館の運営や、あるいは入札制度の改善、また、ごみの減量計画など、このようなことについては、全く記載されておりません。

委員会での論議はなかったのか、お聞きいたしたいと思います。

隣保館についても、廃止とか閉鎖ということではなくて、今後の地域福祉計画との関係や、宿毛市全体から見た今後の効果的運営についてどうするかなど、現状を改革していく提案がなされたのかどうなのか、財政的な面からお聞きをいたしたいと思います。

こうした中で、個々の内容について、若干、お聞きをいたしたいと思います。

今年度に予算化されているものは、その中、質疑でお聞きすることにし、来年度以降の改革の方向性を示しているものについて、4点についてだけお答えをいただきたいと思います。

まず、零細補助金の見直しということで、ひとつくりな形で答申発表されておりますけれども、私は、こういう表現というのは、非常に、今までの、では、補助金はどういう効果があつたのか、その辺からも考えまして、私はやはり、一つひとつきちんと整理をしながら、このような答申、いわゆる公表していく方向を持っていくべきではなかつたのかというふうに考えますが、その点についてもお聞きしたいと思いま

す。

そして、2点目として、各種団体との役割分担の見直し、こういう、そして可能なものから移管をしていくという形があるわけでございますけれども、この役割分担の見直しと、このことの内容が、ちょっと伝わってまいりません。そのようなことについてのご説明をいただけたらと思います。

そして3点目として、西町郵便局の住民票発行を見直すということを書きながら、一方では、支所の統廃合を進めるというふうな形で記載をされております。

このことについても、どうなのか、今後じゃあ、具体的に支所の統廃合をした場合に、その事務はどういう対応をするのか、全く廃止して本庁へ持っていくという形なのか、その辺についてお聞きをいたしたいと思います。

そして、最後に、教育施設の民間委託というのが、給食センターを含め、あるいは文教センターや歴史館、図書館、さまざま書かれておりますけれども、そういう個々についてではなくて、そのような教育施設の民間委託というのが、今後、運営上、あるいは市民に対してのサービスと申しますか、行政事務に関して、マイナス面は起きてこないのか、それをどのようなカバーするというふうな考え方があるのか、その辺について、可能なところでお聞かせをいただきたいと思います。

以上が、最初の質問項目の内容でございます。

続きまして、中筋川ダムと内水洪水ということでの質問を、お願いをいたしておるわけでございますけれども。

ここ数年、大変大きな宿毛市東部の洪水が発生をし、私もこの場で何回か、その対応を求め、または地域住民の皆さん方も、精力的にこれを打開していく要請、あるいは運動を強めてきたわけでございますけれども、これに対して、関

係課それぞれ、このような防災活動に関する機関に対して、強い要望や、また協議を行って、さまざまな改善点などが実現したことを、感謝を申し上げたいと思います。

このようなことについて、皆さんとの現状認識を共有をしたい、そういう意味で、今日までの、非常に取り組んでいただいたことについて、状況も説明をしてみたいと思いますが。

まず、農業用の排水ポンプ、これが新設をされ、今年度の8月には、供用開始するということで、地域の農業災害等にとって、非常に大きな効果があるものと期待をされております。

あるいはまた、排水ポンプ場の近くには、河川の監視カメラを設置していただく。あるいはまた、県管理河川、これは四万十土木事務所と宿毛土木事務所に、それぞれ1, 500万ずつ、河川改修として予算が計上をされたということで、これはしゅんせつ予算という形で、今後、河川水位を下げるために、非常に大きな効果を発揮するのではないかと思います。

そして、先日は、宿毛東部、平田、山奈地区の5区長に対しまして、ダム事務所から説明があつたわけでございますけれども、夏場の洪水期には、ダムの水位を事前に下げると。約四、五メートルを下げて、水量にして1, 000万トン、これを台風が来、増水の可能性がある前には、河川を下げて、これに対応する、こういうこともダム管理者の方から通告があり、区長に対して、説明がございました。

そしてまた、排水ポンプ場の近くに水位計を求めていたんですが、これも昨年の8月に設置をされ、昨年の14号台風には、そのデータも公表をしていただきましたけれども、やはり水位の関係と、今後の河川水位と内水の関係、その相関関係が非常に明らかになってきております。

このことについても、後で若干触れてみたい

と思いますけれども、このような形で進み、さらにまた、横瀬川ダムの設計変更もされたということです。

これは、今まで、ダムはゲートのない放流式のダムであるという、管理責任を問われるために、ゲートのない穴あき式のダムだということでございましたけれども、このたびの説明の中で、ゲートを設置をし、洪水の、これ以上大きな降雨がないと予想されるときには、ゲートを閉めて、放流をとめるというふうな形での設計変更をしたということでございます。

このような点も、さまざま地域の洪水実態に対する関係機関における対応ではないかというふうに思いまして、関係課に対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

しかし、こうした対応をしていただいている中でも、まだまだ、本当に抜本策にはならないというのが現状ではないかというふうに思います。それは、昨年設置していただきました水位計と内水と河川水位との関係、それをデータとして整理をさせていただいたわけでございますが、私は、今まで横瀬川、磯ノ川地点と山田の内水の洪水の関係、相關関係しかデータがございませんでしたので、ダムは大きな堤防の越水の効果を発揮しながらも、一方で、その後半部における内水水位を下げるなどを阻害をしているということで、特にまた、内水の排水時間が4時間から5時間おくれるんではないかということを指摘しておりますけれども、上流においては、さらにそのダムの影響が、中筋川ダムの影響が強いということも予測しておりました。

それが、今回のデータが明らかになったわけでございますけれども、私の推計の部分も入っておるわけでございますけれども、内水のダムの影響による排水のおくれる時間は、約9時間から10時間に達すると。そしてまた、国道冠水、住宅冠水に至っても、7時間ほど、この中

筋川ダムの後半における放流のために、洪水水位がもとの通行可能になるまで時間を要するということも明らかになりました。

このような点を、今後、どういう形で対応していくのか、非常に大きな抜本策をとらなきやいかんわけですけれども、このような状況が明らかになっております。

そしてまた、この水位計の設置によって、磯ノ川地点と山田地先の河川水位は、距離にして2キロぐらいしかないわけですけれども、1メートル近く水位差があるということが明らかになりました。

これは、国の管理河川の部分においては、せいぜい1キロに18センチぐらいの水位差を予測した河川改修をしているわけでございますが、国直轄河川から、即上流の山田地先まで約2キロちょっとですが、その間に1メートル近くの水位差が発生していると。これは、いかに河川による流下速度が遅いか、その辺の河川のさまざまな障害物によって、下流に水が流れないか、こういう関係があると思うわけでございますが、このような点も、また、明らかになってまいりました。

さらにまた、山田のこの洪水に関しては、河川の水位が下がり始めて、排水ポンプ場近くの河川との差ができる、排水可能になった場合には、その排水のポンプをとめて、自然放流に切りかえるわけですが、そのポンプ場のところの排水は、どんどんできるが、一方、雁が池川という大きな水門が、それから400メートル上流にあります。ここのゲートがパッと開ければ、山田の水位は急速に下がるわけですが、ところが、この400メートル上流の中筋川からは、内水に向いて逆流が始まる。それだけこの400メートルの間にも、河川における水位差が大きい。このことも明らかになり、そのために、なかなか洪水地域の水位が下がらない。あるいは

はまた、下がるまでに、水門のゲートが開くまでに、水位は上がり続ける、こういう関係になるわけでございまして、このようなことについても、私は今後、具体的な対策をとっていく必要があるのではないかというふうに思います。

こうした中で、今後、具体的な形で問題になっているのは、現在のポンプ場の排水ゲートの操作というものが、これが現在、手動で行われております。いわゆる河川水位と内水を目視して、もう下がったなと思って放流を始めるということですが、非常に大雨の中であり、水位を正確にはかることはできません。

そういう点で、私はこの操作というのは、やっぱり水位を自動的に閲知をし、効率的な排水が行われるような構造にすべきではないかというふうに考えます。

そして、もう1つ大きな問題は、この中筋川の防災対策というのが、あくまでも国の管理河川、上ノ土居からの、九樹橋からの下流であるために、宿毛市に対しては、防災上の情報が全く来るシステムになっておりません。中筋川の防災時には、情報伝達はまずダム事務所から、これは宿毛にあるわけですけれども、四万十土木事務所を伝わり、そして四万十市に伝わる。宿毛市に伝わってくるという情報システムはございません。

そしてまた、宿毛市からも、水門の管理者の皆さんなどに対して、水位との関係を含めた情報が入ってこないシステムになっておるし、今まで、水位計すらなかったわけですから、このことについては、できなかったわけでございませけれども、私は今後、このような具体的な問題点が明らかになってきておりますので、それに対しての対策を、さらに行行政としては強めていただきたい、このように考えております。

やっぱり、今後の対策といたしましては、私はやはり、この横瀬川ダム、のことだけで河

川の洪水を、治水をしようという考え方は、もうなかなかそれだけでは対応できないのではないか、そういう時期に来ているのではないかというふうにも考えます。

長野県などでも、現在は緑のダム計画、いわゆる森林を整備して、保水力を高め、出水力を下げて、洪水を防ぐということがいわれておるわけでございますが、横瀬川ダムの総工事費は約400億円です。

これのダムによる集水面積というのは、11.4平方キロメートルでございまして、1ヘクタール当たり、単純計算で3,500万円もの、治水のための予算を投入をするという形になっております。

かつて私は、坂本ダムのときにも、このような計算をし、河川ダムのそういうことと同時に、森林整備ということに重点を置くべきではないかというふうな質問もしたことがございますけれども、400億円の工事費の、いわゆる公共的な効果、確かにございますけれども、大手ゼネコンがそのすべてを請け負い、地元は利益は完全に県外に流れて、地元の業者は孫請け、あるいはさらにその下で請け負う形になるわけでございまして、私はやはり、そういう総合的な森林を守って、治水対策をしていくということが必要ではないかというふうに思います。

このようなことも含めまして、先ほど来の、私の方で提案もいたしましたことについて、なかなか唐突で答弁できない部分も多々あるかと思いますけれども、そのようなところを、可能な範囲でお答えをいただきたいと思います。

続いて、ごみの減量対策ということでございます。

行政改革の方でも質問をいたしましたけれども、ごみの問題は、環境問題も含めて、避けて通れない課題となっております。本市においても、コンポストの助成金や生ごみの発酵液の購

入助成が行われております。

また、昨年の広報には、生ごみの処理の仕方等、分別収集等についての市民への広報が載せられておりましたけれども、なかなか抜本的な対策がとられていないのではないかというふうに考えます。

平成17年度のごみ処理に関する主な市費は、幡多クリーンセンターには、負担金として1億5,800万円。あるいは、清掃公社への負担金や委託料は1億6,000万円。あるいは、宿毛市の最終処分場には、2,800万円。その他ごみ袋の購入や販売等で1,500万円など、およそ3億6,000万円ですが、これは市職員の人工費等は別といたしております。

このうち、1億5,800万円の幡多クリーンセンターの運営負担金は、従量制になっております。民間業者も含めた約9,000トンが、宿毛市から1年間搬入されておりますので、1キログラム当たりに換算いたしますと、焼却費、溶融費と申しますか、約、キログラム当たり16円になります。公社への委託料を含めると、約43円。市費や人工費やごみ袋を含めると、1キログラム当たりに、何と50円の市費の負担が要るという形になります。

1袋、例えば10キロを集積場に出すということは、市費として500円もの、10キロで換算しますと500円もの市費を要している、こういう大変大きな費用を支出しながらのごみ焼却となっているわけでございます。

このごみを減量することは、環境問題とともに、財政負担の非常に大きな軽減になるし、また、市民の協力による、最も大きな、私は財政改革でないかと考えます。

もっとごみ処理費の内容を市民に詳しく公表をし、市民の協力を得るべきであると考えます。

そして、ごみの減量化の数値目標を立て、年次計画を立てて、いずれの日にか、ごみゼロ

を最終目標とする計画を、市民にわかりやすく提案すべきであると考えますが、市長の認識をお聞きいたしたいと思います。

こうして年次計画を立て、昨日の中平議員の質問の内容と同じところもございますが、経費の削減した分を、資源の収集や生ごみリサイクル事業の原資とし、これを提案をしたい。さらに、金属などを含めた分別収集などでは、市民のボランティア組織の立ち上げをすることも、このような補助金等によって可能ではないかというふうに考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

また、家庭から出るごみの中でも、生ごみは非常に有効な有機肥料の原料として価値が高く、全国にその実践例は多数存在しています。すくも夢いっぱい会にも、生ごみリサイクル部会がございます。

まず、こうした組織と情報を密にし、収集処理、利活用などの実際に、まず一步から着手すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

私は、かつて生ごみは大切な有機肥料であり、家庭から出る生ごみの焼却処理は、循環農業のサイクルを断ち切る最たるものである。行政が率先して、その範を示せと、みずからの経験を述べ、当時の市長に対応を求めたこともございましたけれども、そのときは、一切、具体的な検討をしていただくことはできませんでした。

生ごみの問題を提案してから10年近くになりますが、生ごみの処理については、大規模なプラントを要するものから、畑に入れ簡易に処理できる技術まで、そのノウハウはたくさんあります。何よりも、生ごみでつくった有機肥料によるおいしい野菜がつくれます。

そのことを、市民にもっともっと知っていたいだきたいと思います。そのためには、市民の出すごみの分析を進め、行政の対応、何が一番効果的な軽減策なのか、この現実から対処してい

く必要があると考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

そして、最後の地域懇談会の開催についてでございます。

現在、少子高齢化等の流れの中で、地域は大変厳しい状況が、問題が山積をいたしております。一次産業や、あるいは少子高齢化などとともに、もう1つ、これから大事なのは、市町村合併等の中でも言われてまいりましたけれども、自立型の地域づくり、やっぱり住民が自主的に地域のかかわりに接していく。地域づくりに立ち上がっていく、こういうことが必要な、今社会情勢ではないかと思います。

今後も、地域福祉計画、こういうものの策定である。あるいは、自主防災組織、また、地域介護支援の組織、そういう点、地域の実情と行政、それを反映していくために、私は積極的に行政が地域に入り、地域の実際の中で、行政の持つ専門的な知識、能力、実践的な力を、私は住民の皆さんにも訴えていただきたいと思います。

こうしたことが、これから行政改革プランにもございます学校の統廃合、あるいは保育所の統廃合、こういうこともきちんと、地域住民の合意が得る、そういう非常に大切な手段になっていくのではないかというふうに思います。

そのような点を、ぜひとも積極的に対応していただき、特にこの市職員の専門性を生かした、積極的な地域活動と、そして特にまた、沖の島、鵜来島などへの具体的な提案、こういうことも含めまして、私はいろんな分野で専門の方々がそろっている、市の職員の皆さんとの、そのような地域に入っていく積極的な対応を求めていきたいと思います。

先日、文教センターで、地域づくりについての1つの講演会がございました。その中で、篠山小中学校を中心としたこの山北正木地域の地

域づくりというお話をございまして、私は非常に感銘を受けたわけでございますが、学校を中心としながら、いかに地域住民が連携をし合い、地域づくりを起こしていくか、皆さんがかかわっていくか、そういう地域が一丸となった方策を、さまざまな形で検討し、実践している姿が発表されたわけでございますけれども、私は、ぜひともこのような地域づくりの方向を、宿毛市全体に広めていく、そういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。

以上、第1回目の質問を終わらせて、答弁をいただきたいと思います。

先ほど、洪水時に1,000万トンの水を事前に放流するという質問をいたしましたが、実際は100万トンの間違いでございました。訂正をいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、最初に行政改革大綱プランでございます。

これは、昨年末に策定をいたしまして、1月に、地区に対して文書をもって、市民への公表を行ってまいりました。

これは、一応、回覧の形になっておりますが、すべてのコピーをすることが、少し間に合わなかつたものですから、ご入用の方はということのただし書きもつけて、回させていただいたわけでございます。

今後におきましても、ホームページであるとか、広報の「すくも」等を通じまして、隨時、内容を公表しまして、周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

その中で、学校の統廃合とか、私、昨日も答弁させていただきましたが、地域の方々のご理解、ご協力がないとできないものというものもございます。これは、事前に地区説明会といっ

たものを開催するなどしまして、地元へ十分な説明を行うということの中で、理解を求めていくような努力をしていかなければいけないと、このように思っております。

いろんな項目がございまして、事前に皆様方に、まだ説明できていない部分もございます。多くにございます。

この改革プランを、集中改革プランを実行するに当たっては、市民の皆様にご理解とご協力をいただきかなきやいけない。これは、市民の代表の中の、民間の方々の委員で構成する行政改革推進委員会へ諮問をした結果でございます。

そういったことで、民間の方々のご意見が多分に生かされているのではないかというふうには思っておりますが、まだまだこれは、実行につきましては、市民の皆様に事前説明をして、ご協力をお願いするという部分が多分にあるというふうに、私自身は認識をしておるわけでございます。

推進委員会の中では、削減をするというだけではなくて、必要な事業には予算を集中投資すべきであるというふうなご意見とか、導入時期等については、細かい指摘とか提言というものがなされております。

大変活発な、民間の委員の方々の議論がなされておりまして、これで12月の5日に答申をいただいたということで、この整理をするのに、少し時間が要しまして、12月議会には、事前にお配りすることができなかつた次第でございます。

ほかにも、まだ本大綱とか、プランに触れられていない項目について、すべきことがあるじゃないかというふうなご指摘もございます。

これは、盛り込まれてない事業だから、何もないというわけではございませんで、これは日々の行政活動の中で、きちんと見直すべき事業等あつたら、その都度、見直して改善をする

のが当然というふうに受けとめております。

さらに、見直しとか廃止をというふうにされている事業についてでございます。相手方との協議というふうなものも控えておりますし、理解が得られているのかということでございます。先ほど申しましたように、事業によりまして、今後、理解を求めていくこともありますし、既に了解をいただいているというところもございます。

このメリハリがあるわけでございますが、いずれにしましても、この大綱、集中改革プランの実施につきましては、市民の皆様のご理解をとにかく得なきやいけないというふうなことが一番大切であるというふうに考えております。

プランを立てましたので、実行をしていかなきやいけない。そしてまた、これを、検証も皆様方にしていただきかなきやいけないというふうに思っております。

どうかご協力を願いたいというふうに思っております。

それから、東部の浸水被害と横瀬川ダムのことで、沖本議員からいろいろ、お話をたくさんございました。

ここは、本当に、きのうは西部の方の冠水のことがございましたし、東部のこの冠水被害というのも、非常に大切、喫緊の課題でございます。

特に、けんみん病院に行く道が、すべて洪水時には閉ざされてしまうというふうなことで、きのうもお話をさせていただきましたが、今、56号の工業高校の前のところにつきましては、国の方で。また、平田1号線の嵩上げを、住民の皆様のご理解を得ましたので、18年度予算でこの嵩上げを実施いたしまして、県民病院へのアクセスを確保するというふうなことに取り組んでおります。

非常に、平田・山奈地域の冠水対策、これ、

中筋川ダム、そして横瀬川ダムというふうな、2つのダムということでの、横瀬川はこれからでございますが、関連ということでございます。

中筋川総合開発工事事務所では、山田排水機場付近に内外水位計を設置をいたしまして、台風の前には、中筋川ダムの水位をあらかじめ下げる計画、これは先ほど、沖本議員の方からもお話がありました。

そういうふうなことを計画として立てまして、流域の地区長さんと事前放流の協議を進めておるというふうな状況でございます。

また、先ほど、沖本議員の紹介にありましたので重複しますが、横瀬川ダムの放流口には、全国でも類を見ないと言われる洪水調節用のゲートを設置するための設計変更が行われたということでございます。

私も、考えるに、これは本来、すべきことじゃないかなと。全国初めて、類を見ないというよりも、こういった洪水調節用のゲートというものは、本来あってしかるべきじゃないか。中筋川ダムにも、こういうものがあつてしかるべきじゃなかつたかなというふうなことは、私自身も認識をしたところでございます。

一方では、宿毛、中村両土木事務所で、県管理区域内でのしゅんせつ、堆積土砂のしゅんせつでございます。これが来年度事業として、実施されるというふうに聞いております。

とにかく、洪水というか、中筋川、どのように傾斜の緩いところでございます。できるだけ川に入る容量を確保しなきやいけないということで、前から、県にもお願いしますし、また、国にもお願いをしておるところでございます。

できましたら、全体を国の管理として、すべてやっていただきたい。河川改修をすべてやっていただきたいという気持ちがあるわけでございまして、こういった要望につきましても、国にはまいっておるわけでございます。

そういう形で、中筋川の維持管理体制を、やっぱり強化する必要が、非常にあるんじやないかなというふうに思います。

沖本議員の指摘によります問題点、多々ございます。今後もできる限りの対策をとっていただく、また、我々も対処をしなきやいけないというふうに思っておりまして、各関係機関へも、強く要請をしてまいりたいと、このように思っております。

それから、ごみの減量対策でございます。

るる、沖本議員が説明していただいたようなことでございまして、非常にごみを減量化することによって、予算が削減できるというふうなことがございます。

ごみの減量化につきましては、広報の「すくも」や、地区回覧文書によって、分別でリサイクルへの転換による減量、それから、ライフスタイルを見直していただいて、例えば詰めかえ用の製品の購入であるとか、マイバッグ運動の促進とか、市民参加のごみ減量化を呼びかけてきたところでございます。

なかなか溶融炉ができたための部分も、反対にあるんではないか。溶融炉は何でも燃やせるから、何でも入れていいんだというふうな風潮が、少し、リサイクルをやってた部分から、もう少しあり、こういうふうに変換があったんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、溶融炉は、全部は燃えますが、溶融炉も限度がございます。受け入れの限度がございますので、ぜひ、このようなごみの減量化について、また、仕訳をすると、リサイクルのできるものについては、リサイクルしていく。資源ごみとして回収していくというふうなことに、市民の皆様が取り組んでいただきたい。

我々行政も、できるだけのことをしていかなきゃいけない。ごみの減量化によって、浮い

た経費につきましては、ほかに回せるというふうなことでございます。

ちなみに、沖本議員が先ほど、10キロ500円というふうな話がございましたが、実は、16年度のごみ処理経費につきましては、収集運搬とか、処理経費が10キロ当たりで426円というふうな数字が出ております。これも、生ごみの水切りとか、リサイクルの分別、こういうふうなことが非常に必要なことだろうと思いますし、生ごみにつきましては、沖本議員もおっしゃいました堆肥化というものについて、取り組まなきゃいけない。

近ごろは、微生物で生ごみを処理して、堆肥化するYM菌であるとか、EM菌であるとかいうふうな取り組みをしているところもございます。

まだ宿毛の中では、その部分がなされておりませんが、皆さんのお知恵を借りて、またこういうものにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、リサイクル団体、そのごみのリサイクル団体の育成とか、回収とともに、やっぱりこれはごみの減量化の結果によって、やっていかなきゃいけない。減量化によってやるんじやなくて、一緒にやっていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

きのうも、中平議員の質問にございまして、答弁させていただきましたが、これは分別収集のとき、いろいろな問題があろうかと思いますが、こういう問題が起きないように、できるだけ皆さんの協力をいただいて、ごみの減量、分別収集というものに努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、あと、生ごみの堆肥化の話でもう一つありますのは、コンポストの設置を補助しておるわけでございます。これも、コンポストも庭なり畑がないと、なかなかできない部分も

ございます。

そういう意味では、全世帯というわけには、なかなかまいらないかと思いますが、ぜひ、皆様方、市民の皆様にこの場を借りまして、ぜひ生ごみの水切りから始める。そして、週2日ある生ごみ収集日について、このごみを少しでも減らしていただく。紙類については、紙の収集日に、そしてまた瓶や缶については、その収集日にぜひ、収集場所に集めていただくというふうなことに、まずご協力を願いたいというふうに思っております。

次に、地域懇談会の開催でございます。宿毛市では、まず、各地区の地区長との懇談会を開催をいたしまして、地域の問題や、行政に対する意見などを提言していただくということで、年1回、市政懇談会を開催しているところでございます。

私も市政を担当させていただきまして2年が経過をしております。地区によりましては、地域の集会所におきまして、区民の皆様と直接、話をさせていただきまして、区長さんがこれを企画されて、ご意見も聞かせていただいたこともあります。

また、いろんなイベントにも呼んでいただきまして、例えば、前夜祭だとかにも参加させていただきまして、郷土料理をごちそうになったり、また、昨年は沖の島へ行って、踊りも、初めて踊りをさせていただきまして、参加をさせていただきました。

一応、そういう形で、住民の方々と直接、触れ合う機会も、全域ではございませんが、一部でやらさせていただきました。

沖本議員からご提案いただきました地域懇談会の開催につきましては、現在、地域の皆様に、地域福祉計画の策定に参画をお願いもしております。元気な地域づくりについて、関心のある方に対して、情報提供とか、共同作業を実施す

る上からも、市民の皆様の声を、直接、聞くということと、行政の直面している課題などを話し合う、そんな機会をつくりたいというふうに思っておるわけでございます。

ぜひ、皆様方からも、地区長さんからいろいろな声もかけていただければありがたいかなというふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

それから、1つ残してました。

市の職員の専門性を生かしたいということで、私、常に思っておりますのは、宿毛市、一次産業中心のところだと思います。やはり、ここで市の職員に今、例えば農林水産の専門家というものがおりません。私自身は、県の方からの地域支援員の方々、今、来ておるわけでございますが、農林水産業の専門家をぜひ、派遣していただければなというふうなことも思っておりますし、ぜひ、市の職員も、その専門性のある形ができればいいのかなと。

市の職員は、大体、行政でございますが、土木技術を含めまして、ほとんどの課を経験するような形になっております。この職務の中で、専門的にずっと配置していい箇所もあるんではなかろうかというふうなことも、実は今、思っております。

そういう形で、ご本人がどういった思いも持ておられるか、その職員の方にも意見も聞いてみなきやいけない。専門的にやってみる気概のある人というか、そういうことも、職員との話の中で考えてみなきやいけないというふうには思ってます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君）　この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前1時43分　休憩

午後1時00分　再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 沖本年男君の質問を継続します。

10番 沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、再質問をいたします。

市長の政治姿勢を問うという通告の中で、執行部との話はできておりますが、先ほどちょっと、欠けておりました地域対策というところの観点から、団塊世代の帰郷支援策という形で準備をいたしておりました。

このことについてから、まず入っていきたいというふうに思いますが、現在、団塊の世代、まさに私なんか、その真ん中にいるわけでございますけれども、全国で、この団塊の世代の皆さん方が退職になっていく。非常に、私などは論外ですけれども、非常に有能な技術や能力を持った皆さん方が、退職をされていく形になるわけですが、このような人たちに対して、今、全国でそれぞれの帰郷を促す、あるいはまた、Iターン、Uターンを含めて、その団塊の世代の皆さん方に対しての呼びかけが強まっており、先日はたしか、全国的なそういう連絡網をつくるというふうな報道も聞いたわけでございますけれども。

宿毛市としても、このような団塊世代の皆さん、ここふるさとを宿毛においている皆さん方に対して、呼びかけをしていく、アプローチしていく方向を検討しているやに聞いております。

そのような点で、現在、どのような対応をなされているのか、これをお聞きをいたしたいというふうに思います。

続きまして、私の先ほどの行革のプランについての再質問でございますが、今後、この大綱やプランへの市民の広報、周知等については、市長の方から、ホームページや広報で積極的に行っていくというふうな答弁がされたわけでござ

ります。

非常に大事なところで、このような市民に一つひとつ、その趣旨を理解していただけるような取り組み、市としての対応を、順次やっていただきたいというふうに思います。

こうした中で、先ほど、個々の内容については、私も再質問の方で求めていくというつもりでございましたが、4点ほど挙げました項目については、各課、関係の、所管の皆さんで結構でございますので、どういう趣旨により、このようなプランを策定されたのかということについて、再答弁という形でお願いを申し上げます。

それと、私が指摘をいたしましたこの改革のプランに入ってない項目二、三点について、具体的に名前を挙げて説明をしたわけでございますけれども、特にこの隣保館の運営とか、入札制度というのは、大事な事業でございまして、確かに補助金等のこともあるし、あるいは、今後の、先ほど出ておりました地域福祉計画、このような観点からも、全体の中で論議していく必要のある内容ではないかというふうに思いました、どうしてこういうものが、こういう中に入れられていないのかなというのを、率直に思いましたので、質問をしたわけでございますが。

入札制度に関しましても、これは非常に、公共事業としての位置づけの強いところもあるわけでございますけれども、しかし、よりその事業を多くこなしていく。業者の皆さん方にも、積極的にそのような事業に協力をしていただくという方向の中で、できるだけ安く、できるだけ多く、そういう方向の入札制度というのは、私は考えていいんじゃないかと。

去年度の決算報告の中でも、ほとんどの落札率というのが、96パーセント、7パーセント、8パーセント、こういう高どまりをしている内容がございます。しかし、それが即悪いという

ことではございません。入札の単価の公表とか、それぞれ国の方針に基づいた、市の方としても対応していることはわかるわけでございますけれども、そのような点について、検討の余地が、私はあるのではないかと求めたわけでございますが、そのような点が、今回含まれていなかつたということについては、そのことに関してだけで結構でございますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

続きまして、この東部の浸水の問題について、市長の方から、私の指摘した点等についての答弁があったわけでございますけれども、やはり、私はこの洪水をなくしていく。軽減をしていく、そのことの抜本策というものが、私はどうしてもららない限り、単なる小手先のとは申しませんけれども、具体的な洪水には、十分な効果を果たせれない、そういう今までの県土木であったり、ダム事務所であったり、そういう形での、今までの対応ではないかと思うわけです。

このような点に対して、私はまず、第1点として、この一昨年、あるいは昨年の大洪水、こういう洪水について、これを中筋川の防災計画にあるような形、いわゆる国の直轄河川の中では、きちんとした洪水対策というのを明示して、取り組んでいるわけでございますけれども、この上流については、全く国が関与をしないと、していないという形になっているわけでございますけれども、私は、上流にダムがあり、しかも市内に2つのダムを完成する計画のある中で、やはり国、県、市によりまして、ここの洪水を抜本的に解消していく、こういう形での、私は検討をしていく必要があるんじゃないかな。

今まで取り組んでいただいたこと、これは大いに評価をいたします。しかし、これではやはり、つけ焼刃と申しますか、私は完全な形には、いずれにおいても、その都度、その都度、洪水の内容というのは違うわけでございますけれど

も、しかし、国直轄河川できちんと指摘しているような内水対策も含めた洪水対策、ここにおいても、やはり私は立案をしていく責任が、國にあるし、県もあるし、そして宿毛市はそれを正当な根拠として求めていく、私は理由があるのではないかというふうに思います。

そのような形の中で、全体を、どのような形でこの地域を洪水から農地や住宅、国道冠水、これを守っていくのかという、私は計画をしていただきたい。

そのためには、もう皆さんも当然、ご理解しておりますこの河川について、國の直轄河川に編入をしていただく、こういうことが、私は非常に大事なことではないかと思います。

この間は、公明党の国会議員の皆さん方も、現地の調査をしていただきまして、あの山田、平田地域の洪水対策についての、地域の皆さんの意見や行政の皆さんの意見も聞いていただけでございますけれども、非常に大きな問題にもなっているわけでございまして、私は、國の直轄河川についての編入を求める。

しかし、それができないのであれば、私は明らかに、その地域に害を与える、そういう今までの、私は指摘しているんですけれども、助長になる部分もあるダムについては、私はやっぱり、きちんとした対応をしていかないと、宿毛市民のこのような財産を守り、そういう災害から守っていく、その責任を私は果たせないんじゃないかな。あいまいな形では、私はいけないんじゃないかなというふうに思います。

そのような点で、このダムと直轄河川の問題を、十分、国にも理解をしていただき、この地域の抜本策を、総合的に取り組む。この国直轄河川の方向を含めまして、検討をしていただくよう、私は強力に要請をしていただきたいと思います。

国にとりましても、400億円という事業を

実施するかどうか、非常に大事な判断を迫られているわけでございまして、宿毛市にとつても、このダムができて、あの緩やかな流れの中で、洪水が起こるたんびに内水の被害が助長される、こういうことが今後、100年も200年も続く結果になるわけでございますので、この辺の内容を、十分検討をしていただきたい、強い、そういう決意を持って、私は市長に臨んでいただきたい、このように考えます。

ゲート式への変更についても、横瀬川ダムです。これは非常に前進面であると同時に、市長は全国で初めて、こういう話をしていただきましたけれども、それは逆に言えば、全国でこういうダムをつくって、一番大きな被害が出ている可能性すらあるということも、これは悪意にもなるわけですけれども、そこまでとつてはいけないかと思いますけれども、私などは現地で、本当に実際の災害に対応している者としては、そのようなところにも行き及ぶ感がするわけです。

そういう点での、非常に、何度もこの問題については、取り上げさせていただきますけれども、ぜひともその決意をしていただきたい。特に山田の小島沖の農地、ここは今回の農業用水の排水にも該当をしません。そして、排水ポンプ場設置の効果もあらわれませんし、逆に横瀬川ダムが、同じような、中筋川ダムと同じような状況が一定あらわれるならば、よりここの洪水被害は助長もされます。非常に地元の人たちは、心配をしております。このような点についても、私は行政として、きちんとこたえていく必要があるのではないかというふうに思いますので、その点についての検討を求めます。

さらに、このごみの減量対策についてでございます。市長の答弁お聞きいたしまして、市長の意欲というのはよくわかります。本当にいろんな形で対応していきたい、こういうことの気

持ちはつながるわけでございますけれども、しかし、これを進めていく手だてというものが、やっぱり市長の決断によって、私は一歩進めていく必要があるのではないかなと思います。

例えば、このようなごみ減量へ向かって、検討委員会をつくり、民間の人たちも含め、行政の皆さんと一緒にになって、このごみを減量する。リサイクルを含め、あるいは活用を含め、本当に私たちのこのむだな負担をなくし、この厳しい財政の折に、10キロを節約すれば、先ほどの市長の答弁でございました426円でしたか、これが節約できる。逆に言えば、このごみをどこかに処理すれば、宿毛市の市費はそれだけふえるわけでございます。ふえるというか、いろいろ職員のこととか、公社への委託料とか、その辺の、多少の量によって変わらないものもあるわけでございますけれども、私は、目に見える形での削減が可能な状態でございますので、ぜひとも市民の皆さんにも、このようなところをご理解いただき、節約だけではなくて、リサイクルによって、非常に有効な利用ができる、こういうことも実証されているわけでございますので、ぜひとも民間の皆さん方、あるいはごみのそういう減量で取り組んでいる皆さん、あるいは農協とか農業者の皆さん、いろんな人たちと一緒にになって、そういう生ごみの対策、あるいは地区長連合会の皆さん方とのこのリサイクルについての取り組み、私は積極的に、この今の行政改革の中で、市民の皆さんと一緒に考えていく課題としては、私は本当に有効なものではないかというふうに考えております。

その辺について、よろしくお願いを申し上げます。

それと、時間があれです、答弁もございます。地域懇談会の開催についての質問をしたわけでございますけれども、職員のこの一次産業の専門者が少ないという形で、今後の対応もいろ

いろ検討していきたいという答弁もいただきました。

私は、そういう形も非常に大事だと思いますし、昨年での市のそういう構成の中で、農林課などには、そういう形の対応も、ひとつにはされた、積極的な側面もあるのではないかというふうに考えますが、今後、本当に地域の皆さんと結びついていきながら、地域に入っていける人を、ぜひともいろんな県の政策と対応しながら、求めていきたいというふうに思います。

それと同時に、先ほど言いました、地域が非常に、これから厳しい状況がございます。共同作業にしても、年寄りでなかなか出て来れない。介護が必要な人がたくさん出てくる。そういう1つの社会問題の中で、国としてのいろんな政策もとられ、市としても対応しているわけでございますけれども、私は、この地域も、逆に今までの、今までそうだったということはありませんけれども、補助金で対応するという見地ではなくて、地域が自立をしていく。その支援を行政にお願いしていく。

お金とかそういうことではなくて、積極的に、能動的な対応をしていく地域というのが、私は必要だと思うし、そういう役割を果たしていくためには、やはり最初の形の中では、行政の皆さん方の支援が必要ではないかというふうに思います。

そのような点も指摘をいたしまして、再答弁の方を、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1つ目に、団塊の世代の帰郷支援策ということでございます。

実は、私も団塊の世代の人間でございますが、都会に暮らしてた折も、本当に都会の便利さにはなれてはきたわけですが、やはり自然回帰と

申しますか、ふるさと回帰というふうな思いも、非常に強くなって、帰ってきたという、自分の経緯もございます。

皆さんも都会に暮らす人は、そういう思いを持っているんではないかなというふうなことを、私自身も思っておりまして、せっかく都会で暮らされた方々が、いろんな知識や技能を持っておられる方々が定年になりますと、そこでその知識が途絶えてしまう。というふうなこともございます。

そういうこともありますて、長年の都会生活に一区切りをつけていただいて、定年のときに、田舎へ帰っていただきたいなというふうな思いをずっと持っていました。

そこで、ふるさとのいわゆる東京宿毛会であるとか、名古屋高知県人会とか、いろんな場所に出かけて行っておりますが、その時にふるさとの方々と話しましたときにも、やはりふるさとはどうなっているのかということを、都會に暮らしている方々には、その質問が一番でございます。

東京の宿毛会という、本当に宿毛市出身の方だけが集まるところもございます。ここでは、30分ほど時間をいただいて、まだ2回でございますけれども、そういう発言の場を設けていただいております。

そういうことで、宿毛市の状況なんかを発信をしておるわけでございます。

私も、そういったことを思いながら、早く、これは都會に暮らす皆様に、宿毛市へ帰ってきませんかというふうな呼びかけを、やっぱり行政からしていくべきではないか。

もちろん、これは都會へ出ておられる方々のご親類の方々であるとか、友人の方々であるとか、そういった身近な方々も声をかけていただきたいとは思いますが、宿毛市の行政としまして、皆さんにこういうことを呼びかけるという

のが、まず必要ではないか。

いろんなホームページとか、いろいろ電子機器も発達しております。そういうことで、これを呼びかけるために、まず先だって、県人会であるとか、東京宿毛会であるとか、いろんな会がございます。その代表者の方々に、まず信書を出しまして、こういった呼びかけの信書を、発信をさせていただきました。

その上で、またこれから、ホームページに掲載しまして、いろいろな宿毛市での、例えば空き屋情報であるとか、産業情報であるとか、そういうしたものについて、たくさん発信していきたいなというふうに思っております。

1点でございますが、宿毛は非常に釣りが有名だということでございまして、ある方から、Iターンと申しますか、宿毛市出身ではございませんし、宿毛市には行ったこともないんだけどということで、問い合わせが1件ございまして、家賃で5万円ぐらいで住むようなところはないかと。もう定年になるので、釣りが好きでたまらないということで、釣りで有名な宿毛市へ行って住んでみたいというふうな問い合わせも、今、あります。

このような形で、Iターンであるとか、Uターンであるとか、そういった方々がふえるんではないかなというふうに思います。

非常に自然の豊かな宿毛市でございますので、皆様方が本当に帰っていただきたい。また来ていただきたい、定住していただきたいというふうにも思っておる次第でございます。

それから、あと、行政改革の問題でございます。先ほど、答弁がちょっと抜けておりました。ご指摘がございました4点でございます。これは、担当の課長から、詳しく説明をさせていただきます。

それから、先ほども、入っていないものもあるんじゃないか。隣保館であるとか、入札制度

であるとか、もろもろのものがあると思います。

先ほどの答弁もさせていただきましたけれども、全くこれが、集中改革プランがすべて、全部網羅されているとは、なかなか限らないと思います。まだまだ見直すべき課題もありましょうし、気づかなかつた部分もありましょうし、また、1年間通じて、ここはこうした方がいいんじゃないいかということがたくさんあると思います。

そういうことについては、これはその都度、見直しを図っていかなきやいけない。その図るときには、また皆さんにも情報公開という形でしていかなきやいけないと思います。

また、先ほど、入札制度のことがございました。公共事業、徐々に徐々に、もう減っているわけでございますが、私はこの宿毛市においては、公共事業がまだ必要なところだと思っております。本当に道路の問題、それからがけ崩れであるとか、まだ整備しなきやいけないところは、都会はもう整備は済んでいると思いますが、まだこの宿毛市においては、インフラ整備というものは、まだ必要だということで、本来なら、これを減らせるべきじゃないと思いますが、こういった財政状況の折でございまして、それに応じた形での公共事業を、予算化をしておるわけでございます。

そういうことで、入札制度につきましても、国の入札制度の改革なんかもございました。いろいろ変えていかなきやいけない部分もあろうかと思いますが、要は、これは適正な価格で、適正な業者さんに、適正にやっていただくというのが、公共事業の務めであろうかと思います。

今、国の方では、指名競争入札もありますが、単価と言いますか、予定価格の低いものについては、指名競争。それからもっと低いものについては、随意契約とか。そしてまた、高くなつてきますと、一般競争入札。そして、公募型競

争入札、そしてまたその中でも技術情報募集型であるとか、総合評価方式とか、いろいろな試みがなされておりまして、そういったものを、どの工事に適用していくか、そういったものを、一応の目安というものは、国においてはあります。ただ、宿毛市において、このぐらいの公共事業で、どの入札制度が一番適しているのか、そして入札の仕方をどうすればいいのか。今、予定価格が公表されております。

ことしは最低制限価格は未公表という形での進め方をさせていただいております。これは、一応、ダンピング防止ということでやらせていただいているわけでございます。

そういった形と、あと、宿毛市内の業者さんに、やっぱり仕事をしていただきたいという思いもございます。

そういったもろもろのことを考えながら、入札制度につきましても、きちんとした対応をしていかなきやいけないというふうに思っております。

次に、中筋川の関係でございます。これは、沖本議員が先ほどおっしゃったとおりの話でございまして、ダムの直下まで国で、そのあと県管理、そしてまた、その下から、下流から国管理というふうな、国、県、国というふうな中筋川の管理区分。管理主体が違っているわけでございます。

これにつきましては、やはり我々としては、国直轄の河川に編入していただきたいということで、国土交通省の方にもお願いにも行っておりますし、この中筋川の洪水の状況につきましても、国土交通省まで行きまして、こういう状況ですから、ぜひ国直轄管理でやっていただきたい。河川改修、そして上流にまたダムができるようとしておりますということで、この洪水の状態を、今までずっと放置しておきますと、住民にとって、大変なことなんだとございますとい

うことも、るる説明してまいっております。

こういったダム建設の前に、住民対策、そしてまた、この洪水対策、抜本的なものを考えてもらわなきやいけない。

最高の技術陣がおる国土交通省でございますので、そういったことについては、専門家がいると思います。そういった方々に、ぜひこの洪水対策についての知恵を出し合っていただきて、抜本的な対策をしていただきたいというのが、私の強い気持ちでございます。

次に、ごみの減量化でございます。これは、本当に真剣に取り組んでいかなきやいけない。

昨日も、中平議員からもこういうご質問もございます。ぜひ、これは市民の皆様と共同体制をつくらなきやいけないというふうに、私、思っています。

また、府内でも、職員一人ひとりがこういう認識を持っていっていただきなきやいけないし、また、職員の家族の皆様、それから市民の皆様に、どんどんどんどんこれを広げていっていかなきやいけないというふうに思っておりますので、ぜひ、皆様方のご協力をお願いをしたいと思います。

先ほど、地域懇談会のお話もございました。こういったごみ減量化の問題につきましても、やはりこういった地域懇談会の中で、いろんな話をする中で、ぜひ重点的に皆さん、取り組んでいただきたい。

財政のことを申しますと、こういう形で財政についても、寄与できるわけでございます。ということを、皆様にも説明もしていきたいなどいうふうに思っておるわけでございます。

ぜひ、こういったことを進める上で、市民の皆様のご協力、またここにおられる議員の皆様が率先してご協力願えれば、ありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） 総務課長、沖本議員の一般質問にお答えをいたします。

行政改革大綱集中プランの中で、4点ほどの個別にご質問がございました。

まず、1点目の零細補助金の見直しについてでございますが、この零細補助金の中には、数千円といった補助金もございます。その数千円の補助金で、その補助の目的が達せられておるか等も含めて、内容を検討する中で、またその中には廃止もありますし、見直しもあるということで、今後、検討していくことでございますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点、各種団体との役割分担の見直しについてという分でございますが、本市の場合、先ほどの補助金も含めて、かなりな団体に対する補助金もございます。

その補助金を出した団体の事務を、補助金を出した担当課が会計事務まで行っているというようなものが、かなり見られます。

そういう部分を、会計事務、それからその他の事務局も含めて、補助する団体の方で行っていただけるよう、見直しをするということでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

もう1点、西町郵便局の諸証明の発行事務の見直しについてでございますが、この西町郵便局につきましては、今までの大綱の中でも、支所の統廃合というのはうたわれておりました。

そうした中、郵政管署法が改正されまして、郵便局で諸証明が発行できるということになってまいりました。

その支所の統合も含める中で、試験的に西町の郵便局の方で、諸証明の発行をさせていただいておりました。

ちょうど20年が、15年から20年までの機器のリース契約が5年間ということで、20

年度に終了することとなっておりますので、そこも存続かも含めて、内容をまた検討していかたいということでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 10番、沖本議員の再質問にお答えをいたします。

教育施設の委託についてでございますが、教育関係のうち、文教センターなど、公の施設の外部委託の基本的な考え方につきましては、民間のノウハウを利用できる分野は民間にお願いをします。

その際、市民サービスが低下するといったことがあってはならないのは当然であります。そのため、契約等を結ぶ際には、市民に対するサービス低下を招くことのないよう、十分留意をしてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 時間もまいりましたので、簡単に再々質問をさせていただきます。

団塊世代の帰郷支援対策について、市の方も、積極的に、これから対応をしようと、またしてきてているということでございます。

このような点については、いろいろ、とにかく情報が、ますすべてでございますので、このような点についての取り組みを、市民の皆さんに知っていただき、そういうことがいち早く取り組んでいただきたいし、それこそ、私なども団塊世代の真っただ中でございますので、例えば同窓会であるとか、そういうグループというのは、皆さんそれぞれ持っております。

そういうところに、構わない範囲、個人的な関係に入らないのであれば、私はそういう皆さん方に対して、メールを送ったり、あるいはそういう市長の信書を送ったりと、例えば、いうふうな形なども、私はそういう団体の同意があ

れば、できるのではないかというふうに思います。

そういう点で、創意と工夫を生かしながら、この人口減の続いている宿毛市に、再びこの団塊の世代がふえてくるというふうな取り組みについて、積極的な対応をしていただきたいと思います。

先ほど、この行政改革の点についてでは、すべてではないと。例えば、気がつかなかったような部分もあるのではないかというふうな形でのお話もございまして、ぜひともそういう点、指摘したことについての検討は、いろんな形で、積極的に対応していただきたいと思います。

これについて、入札制度についても、国の方針等の中で、そこの範囲内で、各自治体さまざまな入札における工夫した取り組みが進んでおります。

決して、これは業者に安く請け負っていただくという観点ではなくて、業者を育てながら、事業もふやしていく。地域の皆さんとの協力も得ていく。そういう地元産業を守りながら、進めていくという観点は失ってはなりませんし、そういう中での積極的な対応を、今後もしていただきたいというふうに思います。

洪水の問題に関しては、非常に市長のかたい決意、そういうふうな点が伺えました。今後もこういう形で、いろいろな事態が発生されることが予想されますし、そして、私が最初の端に指摘いたしました防災対策等の件での周知、連絡網、防災上の、あるいは水門の水位の周知、そういうきちんと内水ができるだけ早く排水に移し、そして災害を軽減をしていく、そういうことは今回のこの水位計の設置によって明らかになったところでもございます。

そのような点で、水門管理者との連絡体制を密にするとともに、そして国のそういう決めている直轄河川における防災対策の中に、宿毛市も組

み入れて、そういう総合的な体制で事に当たっていく体制、こういうことについても、ぜひとも、答弁なかったわけでございますけれども、検討を求めておきたいというふうに思います。

以上、全体的な形での答弁をいただきました。私も、今後のいろんな活動の中にも生かすし、行政としても、そのような取り組み、積極的にやっていただこうことを求めまして、私の再質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、一般質問を行います。

今議会に示されました行政方針、教育行政方針を踏まえた中で、質問をさせていただきたいと思いますが、7番目になりますので、できるだけ、今まで質問された議員との重複は避ける形でしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、行政方針についてお聞きをいたします。

1番目として、橋上地域の振興について、お聞きいたします。

橋上地域につきましては、宿毛市の3割以上を占める面積を持っております。しかしながら、その人口は年々減少をいたしまして、現在は800人を切っているというふうになっております。

その中にあって、JA高知はたの橋上出張所及びガソリンスタンドは、この地域にとって、特に公共の交通機関がなくなつてからの地域の高齢者にとっては、生活の大きなよりどころがありました。

ところが、昨年末に行われましたJAの総代会におきまして、機構改革が行われまして、宿毛市においても、本年5月13日をもちまして、橋上、小筑紫、平田の出張所の廃止、橋上、小筑紫、山奈のガソリンスタンドの廃止というよ

うに、農家、組合員だけではなく、地域の生活に直接影響するような改革が行われます。

とりわけ、橋上地域においては、地域の唯一のストアであり、ガソリンスタンドであることを考えると、地域住民の生活に大きな影響が出てくることが懸念されます。

行政は、空洞化の深刻な中心市街地の活性化だけに目を向けるのではなく、その周辺に起こっている過疎化、地域の消滅といった危機的な状況に対しても、もう少し真剣に取り組むべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

2番目に、林業振興について、お聞きをいたします。

宿毛市には、83.6パーセントを占める森林があります。人工林率でいうと65パーセント、そのうち46.7パーセントが生育途上の35年以下の若齢林であります。

森林については、木材の生産という経済活動というよりも、近年では国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止というように、その多面的な機能が大きく取り上げられております。

森林所有者、林業経営者にとっては、長引く木材価格の低迷等、採算性の悪化による生産意欲の減退は、間伐、保育といった適切な施行を行わない森林の荒廃が、このごろ目立ってきております。

今回の機構改革によって、一次産業の振興部門を産業振興課という形にまとめようということになっておりますが、海を守り、川を守り、地域の環境を守っていくには、まず山を守っていかなければいけないのじゃないかというふうに思いますが、今後の森林行政について、どのように進めていくのかをお聞きいたします。

次に、介護保険についてお聞きをいたします。全国的に高齢化が進む中で、高齢者の健康維持や、推進に向けたさまざまな取り組みが進められております。平成12年より始まった介護

保険も、本年4月より第3期の事業が始まります。

要介護認定の重度化の防止や、高齢者が要支援、要介護状態になることを防止するために、予防重視型システムへの転換を目指した内容に法改正され、地域包括支援センターが設置されるとともに、地域支援事業や新予防給付などの介護予防事業が新たに展開されると聞いております。

現在、本市における高齢者及び要介護認定者の数をお聞きするとともに、具体的な介護予防事業の内容及び事業を、どのような年次計画を立てて取り組むのか。また、地域包括支援センターの設置と、役割についてをお聞きいたします。

次に、介護保険料基準額が、現行の月額3,250円から4,890円に大幅に改正されようとしていますが、その要因をご説明願います。

また、保険料段階が5段階から6段階に変更になった理由についても、あわせてお聞きいたします。

次に、教育行政についてお聞きいたします。

まず、情報教育についてお聞きをいたします。

現在、市内すべての小・中学校において、小学校では2人に1台、中学校では1人に1台の割合でパソコンが配置されております。高度情報化社会に対応できる生徒の育成に、各学校で努力をしているところではあると思いますが、パソコン導入から10年近くを経過し、そろそろ更新時期にくる機種も出ているのではないかと思います。

台数の多さからも、計画的に更新をしていくことが重要になってくるのではないかと思いますが、委員会としての方針をお聞きをいたします。

第2に、橋上中学校の統合問題について、お聞きをいたします。

平成17年度を初年度とする行政改革大綱が、先ほど示されました。具体的な数値目標を定めた集中改革プランの中に、橋上中学校の統廃合が明記されたことは、さきの12月議会でも質問をしたところですが、教育長の答弁の中に、18年度中に地域に対して説明に入っていくとの答弁がありました。

ところが、今議会に示されました教育行政方針には、具体的な行動計画がなく、保護者、地区住民の理解を得て適正規模化に努めると、短く2行にまとめられております。

宿毛市教育委員会の考える中学校の適正規模とは、どのような規模なのか、まずお示しを願いたいと思います。

あわせて、橋上中学校の校区に対して、どのように認識しているのかをお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

地域の振興ということは、非常にこの地域にとって、中心市街地ばかりでなくて、非常に宿毛市全体にとって、振興策というのはしなきやならない難しい問題じゃないかなというふうに、私、実は認識しております。

本市の状況におきましては、住宅需要により進められてきました新興住宅地の整備によりまして、住宅地が整備された地域に人口が集中してきた傾向がございます。

現在の本市は、全体として人口の減少傾向にございまして、国勢調査が昨年行われました。これによりましても、1,500人の減少になっております。

そういうところでございまして、人口が増加するところがありましたら、それに比例するよう、減少するところが生じておるのが現状でございます。

その減少傾向が顕著にあらわれているのが、いわゆる中山間地域であるというふうな認識も持っているわけでございます。

こうしたことから、中山間地域の活性化のためにも、主要産業でございます農林業について、これは衰退させないような振興策を検討していくかなきやならないというふうに考えております。

なかなか特効薬というものが、今、ないのが現状でございます。

特に、農業集落としての機能を維持するために、水路や農道の管理、農地の管理を、だれがどのようにするのか、また、できるのかとかの話し合い。それから、意欲のある農業者とか、営農組織を支えていく仕組みづくりが重要になってきておるわけでございます。

集落営農組織としての維持が、最終的には理想でございますが、当面は担い手の育成、支援、女性リーダーの掘り起こしなどを行うということとともに、既存の農作業受委託組織等に対する支援を図りながら、耕作放棄地の増加を食いとめる。

それから、受委託の促進によります余剰労力を活用した園芸部門への拡大、多角経営化による農家経営に対する支援を行いまして、経営の安定と、所得の向上を図りたいというふうには考えておるわけでございます。

これらの農村集落づくりにおける支援の1つとしては、それぞれの地域のつながりを強めて、地域の自主性、地域の独自性を構築するために、地域住民の方々が主体となって取り組まれるコミュニティ活動などの取り組みに支援を行ってまいる予定でございます。

今後とも、各地域の地域づくりへの取り組みとか、特に中山間とか、人口が減少している集落や地域の取り組みへの支援について、地域住民の方々とも話し合いながら、知恵も出し合いながら、進めていかなければならぬというふ

うに思つておるところでございます。

次に、林業振興でございます。寺田議員ご指摘のとおり、まず山を守ることが必要ではないかというご指摘でございます。

おっしゃるとおり、森林が大部分を占めている土地柄で、森林は災害の防止とか、大変重要な役割を果たしているところでございます。

近年、外材の輸入などを要因として、国産材の価格が低迷をしておる、そういうふうな影響を受けまして、森林所有者の林業経営意欲の減退というものにもつながっているんじゃないかなということで、荒廃した森林が増加をして、森林の持つ水源涵養、国土の保全、林産物の供給等の多面的な機能が十分に発揮されていないのが実情でございます。

このような状況にかんがみまして、平成17年度におきましては、高知県緊急間伐総合支援事業と、森林環境税を活用しました高知県森林環境緊急保全事業におきまして、面積で369.42ヘクタールの間伐事業を実施したわけでございます。

18年度におきましては、面積で386.35ヘクタールの間伐の実施を予定しておるところでございます。

また、新しい取り組みと申しますか、宿毛市森林組合が18年度から実施します高知県森の工場づくり推進事業におきまして、久礼ノ川地区の550ヘクタールの森林を団地化しまして、効率的な保育及び収入間伐を行うことを目標にしまして、高性能林業機械の導入とか、作業道の開設などの基盤整備を実施をいたします。

今後も、森林の持つ多面的な機能を発揮させるために、さまざまな事業の活用をして、森林の整備を行うことが肝要かというふうに思っております。

また、今週でございますが、17日につくも湾漁協主催によりまして、小学生、漁業関係者、

林業関係者が連携をして、坂本ダム周辺に森づくり、これはドングリの苗を200本植栽するというふうに聞いておりますが、こういった事業の実施とか、18年度も、間伐材を利用して、アオリイカの産卵床の設置や、海と山の連携などを推進していきたいというふうに考えております。

次に、介護保険でございますが、昨年6月に介護保険法が改正されまして、高齢者が要支援、要介護状態になることの防止と、軽度の認定者の重度になることを防止するために、地域支援事業と新予防給付などの新規事業が展開されているわけでございます。

ご質問の詳しい内容につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 保健介護課長。

○保健介護課長（西本寿彦君） 6番議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど、市長が答弁いたしましたように、12年度スタートした介護保険法が、昨年6月に大幅な改正をされました。

既に、昨年の10月から実施されております介護保険の施設の入居者に対する在宅生活者と同様、食費、居住費は保険の対象となること。そして、ことしの4月から、要支援、要介護になる恐れのある老人を、水際で防ぐ地域支援事業。そして、要支援の軽度の老人が、重度化に移行しないように支援する新予防事業と、このような事業が展開されます。

議員の質問は、宿毛市の65歳以上の高齢者及び要支援、要介護の認定者数について、介護予防事業の内容、及び事業の年次計画と取り組みについて、そして地域包括支援センターの設置及び役割、そして、基準額が3,250円が4,890円になった理由、要因、そして、介

護保険段階が、5段階から6段階になったについての質問があったと思いますが、答弁をさせていただきます。

宿毛市の65歳の高齢者数は、3月1日現在で6,357人でございます。うち、要介護、要支援の認定者は、65歳以上の第1号被保険者968人で、40歳から64歳までの第2号被保険者については18名、計986名となっております。

介護保険の改正によりまして、宿毛市におきましても、本年4月から要支援、要介護状態になる前から、介護予防を推進し、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化する観点から、地域支援事業を実施します。

地域支援事業につきましては、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業からなっております。

介護予防の具体的な内容といたしましては、65歳以上を対象に、現在、実施しております基本健康診査に、生活機能評価に関する血液検査、基本チェックリスト、体力測定などの検査項目を追加いたしまして、高齢者人口のおおむね4パーセントを特定高齢者として把握を行い、把握された特定高齢者を対象に、包括支援センターにより、個別の対象者ごとに作成をいたしました介護予防プランに基づき、運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善などによる通所型介護予防事業を実施します。

18年度におきましては、運動器の機能向上、口腔機能向上事業に重点をおきまして、両事業合わせて特定高齢者を35名から40名を対象に、保健士、理学療法士、歯科衛生士を中心に、運動器の機能向上事業は週1回、3カ月、筋肉向上を図る運動を行い、口腔機能向上事業については、2週間に1回、2カ月間、口腔体操、ブラッシング指導を11月より実施します。

また、全高齢者を対象とした介護予防に関す

る知識の普及啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成、支援を実施します。

19年度、20年度におきましては、平成18年度に行った運動器の機能向上事業と、口腔機能向上事業に加えまして、栄養士による栄養改善事業と、保健士によるうつ病、認知症、閉じこもり予防、支援を目的とした訪問型介護予防事業を実施します。

次に、包括的支援事業についてでございますが、地域包括支援センターが実施する事業で、特定高齢者の個々の対象者ごとに、介護予防プランを作成する介護予防マネジメント事業、地域の高齢者の実態把握、医療、福祉のサービスとの調整、総合を行う総合相談事業、虐待防止、早期発見などに取り組む権利擁護事業を行います。

6月から実施します新予防給付のケアプラン作成も、あわせて行います。

地域包括支援事業の運営については、宿毛市社会福祉協議会に委託を行います。

次に、任意事業についてでございますが、要介護の高齢者を介護する家族に対して、家族介護知識、技術を修得することを内容とした教室の開催や、介護による家族の身体的、精神的、経済的な負担軽減と、在宅生活の継続、向上を図ることを目的に、家族介護者への慰労金及び介護用品の支給を行う家族介護支援事業を行います。

次に、介護保険基準額4,890円に改正された理由について、お答えをいたします。

介護保険料率は、介護保険法129条により、介護保険事業計画に定める介護給付費と、対象サービスの見込み量に基づいて算定した保険給付に要する費用の予定額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予定額、財政安定化基金の借入金の償還に要する費用の予定額、並びに国庫負担金の額をもとに、おおむね3年間の

財政の均衡を保つように設定するものとされております。

第3期の改正額については、国から示された第1号被保険者の給付費見込み額のシート、及び介護保険料の推計シートを用いて、18年度から20年度までの3カ年の第3期介護保険事業計画期間における居宅サービス、地域密着サービス、及び施設サービス給付費等を推計し、介護保険料基準額が月額4,800円となったものでございます。

続きまして、介護保険料月額3,250円から大きく伸びた理由についてございますが、総人口が減少しておるにもかかわらず、65歳以上の第1号被保険者が急増していること。そして、介護保険制度の浸透や、第1号被保険者の伸びに伴う要介護認定者数、及びサービス利用者数が増加していること。

平成15年度から17年度の第2期の介護保険事業計画内に、グループホーム及び介護療養型医療施設の計画値を大幅に超えた増床。第2期介護保険事業計画値を超える大幅な伸びによる財政安定化基金からの貸付金による償還金の発生などの要因によって、介護保険料基本額が、月額4,800円となったものであります。

なお、第3次保険料の基準額の決定に当たりましては、福祉、保健、医療、被保険者、費用負担代表者、及び行政委員24名で構成いたします宿毛市介護保険事業計画策定委員会を4回開催いたしまして、十分な精査をいただき、承認をいただいております。

続きまして、介護保険料が5段階から6段階に変更したことについて、お答えをいたします。

低所得者の保険料軽減を図るために、現行の保険料2段階を細分化することを目的とした介護保険法施行令第38条第1項が改正されたことによって、保険料段階を5段階から6段階にするものでございます。

なお、保険料段階及び保険率の設定については、第4段階を保険料率1.0を基準額としたしまして、第1段階保険料0.5、第2段階0.5、第3段階0.75、第5段階保険料1.25、第6段階保険料が1.50と設定をしてます。

今後におきましても、高齢者がいつでも、住みなれた地域で、健康で安心した生活を維持するため、適正な介護サービスの提供と、介護給付の確保に努めるとともに、福祉、保健、医療、介護の連携を一層強化し、介護保険に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 6番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

情報教育についてでありますが、児童・生徒用のパソコンにつきましては、市内小・中学校すべてにパソコン室を整備し、設置をしておるところでございます。

中学校におきましては、平成12年度に176台を設置しております。小学校は、翌平成13年度に118台の設置をしております。

したがいまして、設置して、既に五、六年が経過をしております。しかしながら、橋上小学校につきましては、パソコンの取り組みが早く、平成10年の導入となっております。

議員ご指摘のとおり、電子機器の進展は日進月歩であり、最新機種と比較すれば、能力の落ちるパソコンとなっております。能力の高いパソコンであるに超したことはありませんが、費用が伴うものであることから、設置については、十分検討していかなければならないと、このように考えております。数年後には、パソコンの入れかえをしなければならない状況となると考えております。

次に、橋上中学校の統合問題について、お答

えをいたします。

橋上中学校の統合については、宿毛市行政改革大綱集中プランにございますように、来年度より地区説明会を始めてまいります。統合の目標年度を平成21年度としておりますが、あくまで地元の理解を得る中で、統合を進めてまいり所存でございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

さて、教育委員会の考える中学校の適正規模でございますが、平成17年3月に、県におきまして小・中学校適正規模検討委員会が、このことにつきまして答申をまとめております。

それによりますと、適正規模につきましては、教育効果の観点からは、学級規模は20人程度、学習教育条件の観点からは、25人程度以上が望ましいと、こういうようになっております。

また、学校経営上の観点からは、学校規模は6学級程度が必要であるとしております。

この適正規模から申しますと、宿毛市の状況としましては、市内中学校6校中3校が条件を満たすということになります。しかし、適正規模につきましては、地域の実情を踏まえ、個別にメリット、デメリットを検討比較する中で、考えていく必要がございます。

したがいまして、ここで申し上げた適正規模は、学校のあり方を考える上でガイドラインであると考えております。

次に、橋上中学校に対して、どのように認識しているのかについてでございますが、橋上中学校校区につきましては、地域全体で子どもを育てようとする教育的風土があり、地域と一体となった学校運営ができていると考えております。

また、自然環境にも恵まれ、学校全体が家庭的な雰囲気で、一人ひとりの子どもの実態にそくした、きめ細かな指導がしております。

一方、集団の中で多くの人の交流を通じ、

多様なものの考え方触れたり、あるいはまた、多様な経験を踏むことができにくく、学習刺激が少ないとといったこともございます。

あるいは、少人数がゆえに、クラブ活動種目が限定されるといったこともございます。

今後は、将来を担う子どもたちが、望ましい教育環境で学び、育つために、橋上中学校のあり方につきましては、地域保護者の皆さんとともに、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問を行います。

まず、1番目の地域振興策の部分につきまして、昨日、菊地議員の方からも、質問の中にちょっと出てましたが、北海道のシーニックバイウェーということが出てましたが、去る11日に四国南予とのシンポジウムの中で、基調講演の中で出た話なのですが、県道4号線というのが、南予と四万十地域を結んだ道としてあります。橋上に走っている道なんですが。

この中には、市長が行政方針の中にもうたい込んでますが、出井の甌穴という、市長いわく、これは全国でも類を見ない、貴重な自然遺産やというような話も聞きましたが、その甌穴、また篠山のアケボノツツジとか、いろいろとすばらしい環境というか、があるわけです。

あと残る5キロ余りの道路整備がなされれば、この地域の観光面、居住面に関しても、もっと改善されるんじゃないかというふうに思うわけですが、いかんせん、県道4号線はこしも余りするような予定になっておりません。

この路線については、前々から、私はこの場でも質問をし、市の行政をただしてきたところであります。56号線の補完路としての役目も担っているという面でいえば、宿毛市としても、もっと力を入れていくべきじゃないかとい

うふうに考えております。

この点について、市長がご答弁いただければ、お願ひしたいと思います。

それと、今回、先ほど沖本議員の中で、団塊の世代の話が出てましたが、私も橋上地域というのは、今、高齢化が非常に進んでますので、耕作を放棄したというか、休耕田、休耕畠がかなり目立ってきております。ここら当たりを、団塊の世代、まだ60歳といえば、普通、農家でいえば働き盛り。今からもう一花も二花も咲くというような年代やと思うわけですが、その人たちの憩の場とか、生活の第二の人生のスタートの場所として、整備するべきじゃないかと。また、提供することができるんじゃないかなと思っていますが、そういうネットワーク、市長も、先ほども言ってましたが、情報を発信する拠点を、やはりその地域につくり、またそこの地域の中から、そういう集まる場をつくることによって、雇用の場も創設できるんじゃないかなというふうに思いますが。

ただ単に、民間がやりたいと言っても、ノウハウも持った人も少ないのでし、その点でいえば、市の行政の中に、そういうプロがいるべきでないかというふうに思います。

いろいろな面で、アドバイスなり、情報を収集する手段は、行政にあると私は思ってますので、ぜひそういうセクションをつくっていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険についてお聞きいたします。

非常に詳しい説明をいただきましたので、2点だけ補足説明をしていただきたいと思いますが。

要介護認定、支援を入れての認定者ですが、986名というふうに説明を受けましたが、介護度別の内訳が、どのようになっているのか、簡単にご説明を願いたいと思います。

もう1点、介護保険事業について、高齢者の

把握を行うということを言っておりましたが、実態把握について、どのような方向で行っていくのか、この2点について、簡潔にご説明を願いたいと思います。

次に、教育行政について、お聞きをいたします。

パソコンについては、小中合わせまして約300台、今の台数でいくと、更新をしなくてはならないというふうに思うわけですが。確かに私、特に橋上小学校の実態を知っていますので、宿毛市というのは、県内でも有数の情報教育に力を入れた地域やというふうに認識しているわけですが、その中で、やはり機械が、教師、生徒の負託にこたえれん機械になってきてているというふうに思うので、この部分について、順次やっていくという部分でいいのかなと。計画的にやっていくというふうに、教育長は言いましたが、実際に今回示されました教育行政方針の中に、非常に大ざっぱな書き方と言ったらおかしいですが、あんまり踏み込んで、ことはこれをしますよみたいなもんがないわけですよ。

やはり、もっと教育行政、今、わかる形であらわすべきじゃないかというふうに思うんですが、その部分について、教育長のご答弁をいただければと思います。

次に、学校の統廃合の部分につきまして、橋上中学校をとらえて、今回、質問したわけですが、昨日、中平議員の質問の中で、小筑紫3小学校のことについて、後で質問をするのでというふうにふられましたので、私、一言だけ聞かせてもらいます。

現在、小筑紫、栄喜、田ノ浦の3校で、17年度で143名の生徒がおります。昨年度の大綱が出て以降でしょうが、地元説明会には一度入っているようですが、この3校については、耐震診断を行っておりませんね。やはり、保護者としては、耐震診断もせずに、統合の話、い

きなり、いきなりでもないでしょうが、来ても、校舎の安全性について、非常に不安があると思うんですよ。

その部分について、この統合の話の中で、どのような説明をされているのか。また、この統合計画がどのような形で進むのか。統合計画を地域に対して示していれば、その計画をお聞きしたいと思います。

次に、橋上の現状ですが、橋上は現在、楠山地域からスクールバスが出てますが、今現在、一番奥の楠山地域の子で、7時前にバスに乗ってます。これが仮に、宿毛なり東なりという、現在ある学校へ統合されるということを想定して考えますと、6時半とかいう時間にバスに乗らなければいけない。ということになると、その家族は5時台。それも5時の早い時間に、5時台の早い時間に起きて、子どもを出す。子どもも5時半ぐらいには起きて、準備をせんといかんというような形になると思いますが、そのような状態が、実際に教育現場として普通なのかというのを、教育長の認識をお聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの地域振興の関係で、県道4号線の整備の状況でございます。

これが、遅々として進んでないというのは、私も承知しております。

我々、宿毛市域での道路整備、私、先ほど、ほかの方の答弁でもしましたように、まだまだインフラ整備というものはおくれているというふうな認識を持っております。

国道ばかりじゃなくて、3けたの国道もございます。また、3けたの国道でも、土佐清水の方は、すごく整備がなされている部分ある。と

ころが、こちらの部分は、ない部分もございます。

いろいろな部分で、道路整備、インフラ整備というものが必要であるというふうに思っております。また、県道4号線につきましては、特にかけ崩れのありそうな場所でもあるということも認識をしておりまして、県に対しても、この4号線の整備につきまして、早急にかかっていただきたい。

愛媛県側については、非常に早急な整備がなされているところでございますが、いかんせん、高知県側の県道整備がおくれているというのが実情でございます。これにつきましては、我々としても、県の方に要望、土木事務所と一緒にになりました形での、県に対する要望をしてまいりたいというふうに思っております。

また、愛媛県側に行く国道56号の補完の道路としましては、非常に重要な路線でもあるというふうに思っておりますので、その辺も含めまして、県の方に要望してまいりたいというふうに思います。

それから、団塊の世代の関係での情報発信でございます。これ、皆様方、各地域の方々からいろんな情報をいただいて、発信をしなきやいけないというふうにも思っておりまして、地区長さんにも、この面についてはご協力を願わなきやいけない。

例えば、空き家が、こんなのがあるよとか、休耕田があるよとか、船にしても、少しこんなもんもあるよとか、そういう情報をいただいて、発信をしていくのが行政の役目であろうというふうに思います。

地元にプロがいないというふうなことでございますけれども、これはプロがおるべきで、そのセクションをつくれということでございますが、なかなか今のところ、新たなセクションをつくるわけにはまいりません。

ただ、そういった専門職員を育てていくということは、必要なことだろうというふうに思います。

こういった形で、行政と地域の方が一緒になって、取り組んだ方が、より効果が上がるんではないかというふうに思います。

ぜひまた、地区長様方のご協力もいただきながら、どういった形でこの情報発信ができるかということにつきまして、協議もさせていただきたいと、このように思っております。

それから、介護保険でございます。補足を2点ございますが、これ、保健介護課長に、簡潔にしていただきますように。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 保健介護課長。

○保健介護課長（西本寿彦君） 6番議員の再質問に、簡単にお答えいたします。

要支援、要介護認定者数の986人の内訳、ランクと言いますが、についての質問でありましたが、要支援が183名、要介護が273人、要介護2が116名、要介護3が105人、要介護4が136人、要介護5が173人の計986人となっております。

もう1件の高齢者の実態把握。具体的にどのように把握しておるかという質問でございましたが、地域支援事業における介護予防事業は、あくまでも高齢者の実態把握が、私は基本と思うてます。

実態把握としましては、現在、高齢者数は、先ほど答弁させていただきましたように、6,357人おります。そのうち、認定、要支援、要介護認定しておるのが968人、そして市が実施してます基本健診で、受診者1,300人。約4,000人の高齢者の実態把握が困難になっておるわけですが、市長が行政方針で述べられましたように、18年度から65歳以上を対象としたはつらつ健診を実施いたしまして、未

受診者については、奨励通知を行って、保健介護課の保健士等が、地域で健康相談、健康教育を行って、高齢者の実態把握に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、パソコンの導入についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、大変、費用が伴うものでありますので、パソコンの更新につきましては、各学校のパソコンの状態、そういうものを把握した上で、押さえた上で、考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

現在、宿毛市では、幡多管内の中でも、本当に情報教育というのはトップに立っておるといいますか、すぐれた取り組みを展開しております。

今後は、教材いいですか、教育指導の中で、各先生方が、どれだけ活用できるか、そういう点で取り組んでおるわけですけれども、そういう面でも、まだ影響は出ておりませんので、そういう状況をとらえて、検討をしていきたいと、こういうように思っております。

それから、そういう取り組みを、行政方針に具体的になされていないというようなお話をありましたけれども、教育行政方針というのは、あくまでも大きくとらえた1つの方針でありますので、具体的には、特に記入はしていないところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

それから、小筑紫の統合問題については、次長の方にお答えさせていただきます。

それから、橋上中学校の統合になったときに、非常に通学バスといいますか、スクールバス、これになりますと、5時とか6時半に出発しなければならないとか、そういう問題については、

統合時点で地域の皆様と一緒に、知恵を出し合うて考えていきたいと、こういうように思っておりままでの、よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。寺田議員さんの一般質問にお答えをいたします。

小筑紫小学校、栄喜小学校、田ノ浦小学校の耐震診断についてあります。

先月から今月にかけて、3校に一定のお話をさせていただきました。そのときのお話の内容として、3校の統合を含めて、設置場所。例えばこんな話がありました。設置場所はどこにするのぞと。今の小筑紫では、津波が来たら浸かるのじゃないかと。場所はどこなんだぞという話もありました。

そして、例えば今の学校をそのまま改修をするのかと。あるいは、田ノ浦やったら、津波は来ないというような、いろんな話があります。その中で、改築になるのか、改修になるのか、そういう統合の話の中で、将来的にどうするかが決まった段階で、耐震診断が必要であればやっていきますし、改修ということであれば、別のところへ、改築ということであれば、耐震診断はもう必要ないのではないかというふうな考え方を持っております。

そういう話を、地域の説明の中ではさしていただいております。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問を行います。

市長には、非常に、今後まだこれについては検討していっていただきたいということをつけ加えて、市長への質問は終わります。

次に、教育委員会ですが、教育部分で、私、教育行政方針の中にうたつたらと言ったのは、

統廃合も特にそうなんですが、実際、今、教員の資質を高めるための研修会というのを、結構、年に何回かはやってます。

その研修会が、主に平日、それも学期中の平日、午後とかいう形で、よく行われてますが、そのたびに、子どもたちは自宅学習という形で、家へ帰されるわけですね。

これが、例えば夏休みとか、冬休みとかいうところで行われるならば、今、よく言われる時数の問題とか、ということは、そこでもかなり改善されるんじゃないか、いうふうに考えるわけですが、その部分、できるができないか。そういうもんも、やはり教育現場と話しながら、この時期にしましょうよという形であれば、皆さん、賛同が得られるんじゃないかというふうに思います、そういうことも話されてないのかなと。そういうことが感じたので、もっと踏み込んだ教育行政方針が書けるんじゃないかと。

何も、お金の問題をどうこうあるので、書けとか書かんとかいうがやなしに、委員会内で話をすれば、もっと詳しく、市民に対しても説明できる行政方針が、教育行政方針が書けるんじゃないかというふうに、私は感じてますので、その点について、教育長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 寺田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

教育委員会は、授業時数を大事にして、学力の向上に向けた取り組みを展開されておる。

がしかし、その研修、質の向上、資質の向上の面でのいろんな研修会ですね、これを夏休みとか、冬休みとか、あるいは土日とか、そういうような形で、そのところで研修会をやれば、授業時数も確保できるしと、こういうお話でございますけれども、5日制になりまして、夏休み、休み期間中、そういったところに、かなり

そういう問題を、授業が抜けるというふうな形で、大事にしなければならないと。そういう取り組みとして、夏休み中に、かなり、今までの研修の約6割近いくらいは、そういう形で県教育委員会も、また宿市教育委員会も、そういうことを大事にして、研修に取り組んでおります。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 余りよくわからない答弁でしたが。

教育というのは、子どもが主人公なんですね。子どもを抜きにして考えているように、今の答弁、感じたんですが。そうじゃないですか。

本当に、教育委員会として、市内16校ですか、ある学校を、子どもの教育の場として目を見張っていくというのが教育委員会の仕事やと思うんです。

その中で、教師の資質を高めていく。それは最も重要な事項やと思うんですが、今、教諭も忙しいのは、僕も学校へ出入りしますので、保護者として、わかりますが、夏休みは決して、全員の教師が研修等でそろることは少ないですよ。全員の教師が、みんなそろって学校に、夏休み中にいるという状態は少ないです。県外の研修等、そのときしかできんという話も聞きますので、一生懸命勉強しているんじゃと思いますが、やはり、学期中の平日に研修をするのは、子どもだけじゃなしに、保護者にも負担かかるんですよ。特に低学年の子どもがいる場合には、そういう部分について、教育委員会として、現場と平日のやつを、夏休みにするとかいう検討は、特に研究集会とか、研究大会とかいうのが年に二、三回ありますが、その部分について、検討をなされたことはありますか、ありませんか。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、再質問にお

答えをいたします。

今も申し上げましたように、研修会というのは、教師の研修会というのは、子どもを中心に考えて、子どもの生きる力、確かな学力と豊かな心、そういうものを育てていく。教師がそういうものを身につけてないと、指導力を身つけてないと、なかなか思うような成果は上げれませんので、そういうことで、いろいろな研修会が催されておるわけです。

今も言いましたように、授業時間を確保していくために、そういう休み期間中に随分と、研修会を通常の日やなくて、そういう形に精いっぱいもっていっている。それで宿市の教育委員会においても、そういうのを大事にして、精いっぱい選択し、検討を加えて、そういう方向に、以前と比べると随分、そういう授業が抜けると、先生が、授業が抜けるというような形は避けるような形で、取り組みをしております。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 検討しているという答弁やと理解して、宿市の教育現場がより一層、よくなることを願いながら、この問題については、まだ終わったわけではないですので、続けて見ていきたいと思います

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

—————・—————・—————

午後 3時03分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番、中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、中川です。ただいまから一般質問を行います。

ただいま、3時を回りまして、4時までが一

応、時間制限になっておりますので、なるべく時間内に終わりますように、努力したいと思いますので、ご答弁の方も、ぜひ簡潔に、明瞭にお願いしたいと思います。

まず、最初に雇用対策と地域再生計画について質問を行います。

昨年12月の雇用状況が、1月31日、厚生労働省から公表をされております。

全国の平均の有効求人倍率が13年ぶりに回復したということで、1倍となりましたけれども、高知県におきましては、全国で低い方から3番目の0.48倍になっております。

名古屋の年間平均1.64倍と比較いたしますと、高知県下は今なお、厳しい雇用環境にあることが、改めて示されたわけであります。

また、幡多管内におきましては、さらにもつて悪く、0.41倍という結果となっております。

こうした不安定な生活環境の中で、仕事を求める多くの市民、住民からは、仕事につきたくてもなかなか就労先が見つからないことに対しまして、悲鳴の声が上がっておりまます。

宿毛市はこれまで、高知西南中核工業団地の企業誘致や、大型共同作業所へのアパレル企業の誘致などで、一定の成果も上げてきておりますけれども、バブル崩壊とともに、倒産や撤退する企業が続出しておまりまして、宿毛市を取り巻く雇用環境は悪化の一途をたどっております。

今、行政に求められますのは、こうした状況を打破し、閉塞感の漂う地域経済の浮揚と、雇用環境を改善するための基本戦略を持つことはないかと考えます。

私は、そのための具体的な一例として、厚生労働省が2005年度、平成17年から19年までの申請を認めております地域再生計画に基づきます地域提案型雇用創造促進事業、略称パッケージ事業と申しておりますけれども、こう

した制度の活用を提案をしたいのであります。

この事業の認定を受けますと、1地域、年間2億円を上限に、最大3カ年にわたって雇用創出メニューなどに交付金が交付されることになっております。

特に、高知県は雇用促進のために、厚生労働省から特別雇用対策の重点地域に指定されておりまして、本制度を有利に活用できる指定地域として、手厚い支援が受けられることとされております。

この地域再生計画に対しましては、厚生労働省のメニューだけではなく、ほとんどの省庁で、各種支援メニューが用意されております。要は、これらの制度や交付金を生かすかどうかにつきましては、自立を目指す地方のアイデア次第ということになっております。

民間のアイデアと行動力に、行政のこうした支援プログラムがうまく融合すれば、新たな雇用の場が生まれ、宿毛市内の若者が定住できる条件として不可欠な雇用拡大が期待できます。

そうなれば、相乗効果として、人口がふえ、地域経済や地域文化の交流も活性化し、必然的に行財政の健全化にもつながるものと思われます。

宿毛市は、いまだにこの地域再生計画の認定申請をしておりませんけれども、厚生労働省のメニューは、2007年までの申請が認められておりまして、2006年、つまり18年度に取り組みを行えば、十分、この支援策を利用できると思われます。

せっかく準備された各種地域おこしのメニューを、宿毛市の活性化と雇用拡大のために、積極的に活用する考えはないか、市長にお伺いをいたします。

2点目に、公契約の入札制度の見直しについてお聞きをいたします。

宿毛市では、総務省の指示によります新行政

改革大綱並びに行政改革集中プランに基づきまして、2005年度から2009年度までの5カ年で、行財政改革を断行しようとしております。

再建団体への転落を回避するための努力は、当然、執行部、議会ともに惜しむべきではありませんし、現在の宿毛市のおかれている財政状況を見ましたときに、行政運営の適正な規模を目指すことは当然のことです。

しかしながら、行財政改革でまず手をつけるべきは、行政運営のむだを省くことであります。住民に対する最低限の行政サービスや、行政の業務にかかる労働条件をなし崩し的に引き下げるとはすべきではないと考えるところです。

今回の質問で、私が具体的に指摘し、抜本的な改善を求めるのは、宿毛市が発注する業務の公契約のあり方です。

公契約の中でも、業務委託契約では、やすければよいとする見積入札制度がほとんどございまして、これが、先ほど市長も申しましたダンピングにつながって、低価格によって公正労働、契約業務の履行、業務上の安全管理、サービスの品質保証が担保できなくなる恐れがあります。

これまでの労務提供型の委託契約では、入札制度は安ければよいというものが中心でありましたけれども、2002年、平成14年ですが、3月25日の地方自治法施行令の改正によりまして、最低制限価格制度や、低入札価格調査制度を導入することが可能となりました。

公正労働を確保し、契約履行を担保することが自治体の判断ができるようになったわけでございます。

また、さらにそれよりさかのぼって、1999年、平成11年の地方自治法施行令の改正では、入札制度への総合評価方式が導入されまし

て、これまで価格だけで入札を決定していた方法から、総合評価入札制度への転換が可能となっています。

現在、全国各地で自治体に対しまして、人権、環境、福祉、公正労働、男女共同参画、障害者の雇用などを入札条件に盛り込んだ公契約制度の条例化などを求める動きが活発化してきております。

とりわけ、公正労働基準の遵守は重要な要素でありまして、公正な競争や契約内容を担保するために、発注者として最低価格をチェックできる制度設計を行う責任があると考えます。

このように、従来の価格入札から、自治体として社会的価値の実現を図ることを条例や規則などで明示する政策入札に転換し、落札者を決定する基準やルールを設けることによって、公正で質の高い業務契約が確保できるのではないかと考えます。

宿毛市として、適正な公契約制度の確立に向けまして、総合評価入札制度の導入による条例化などを含めました入札制度の抜本的な見直しを行う考えはないのか、お聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初は雇用対策と地域再生計画でございます。

中川議員が申されますように、本市も含めまして、雇用環境は大変厳しい状況にございます。改めまして、高知西南中核工業団地の雇用創出がいかに重要か、認識もしておりますし、また、宿毛湾港の工業物流団地などの企業誘致に対しましても、積極的に取り組んでまいる所存でございます。

議員からご提案のありました地域再生制度の取り組みでございます。地域経済の活性化であ

るとか、地域雇用の創出を目的としたものでございます。

地域再生制度でございますが、これは補助金制度の見直しとか、行政サービスの民間開放、権限委譲も対象としまして、地域が行う自主的、自立的な取り組みによる地域経済の活性化や、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生を推進しようというもので、これは財政的な支援措置があるというふうに認識をしております。

この自主・自立・自考の取り組みのための地域再生制度における特別措置、支援措置が展開をされておるわけでございます。地域再生計画の認定制度に基づく特別の措置でございますが、1つには、地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例、それから、地域再生のための交付金の活用、そして補助対象財産の転用、手続の一元化、迅速化といったようなものがございます。

また、地域再生計画と連携しました支援措置としましては、地域再生計画に基づく目的別、機能別交付金の総合的な実施。その他、地域再生の認定に基づく支援措置といったものがございます。

また、支援措置のメニューの中に利用したいものがない場合には、みずから新たな地域再生構想をこちらから提案することによって、メニューに加えるということもできます。

いずれにしましても、市としましては、メニューによりましては、市の財政負担が生じるという課題もありますが、この活用につけての検討は行ってまいらなければいけないのかと。

この雇用創出ということでございます。地域再生計画というものが非常に、国の制度として有用な制度であるというふうに認識はしておりますが、ただ、これに見合うメニューが、どういうものを出せばいいのかという知恵を、少し

時間がかかるんじゃないかなと。今のところ、これに見合うものを、一度、出そうとしましたが、ちょっと、このメニューに合わなかった部分がございます。

そういうもので、このような、市としては国のこのような制度を再認識をしまして、活用できるものを活用していかなければいけない。それには、このメニューに合う施策というものを、どういうものが合うのかということを、きちんと把握をしなきやいけないのかなというふうな感じで思っております。

それから、次に、公契約の入札制度の見直しでございます。

本市の契約方式は、ただいまは指名競争入札と随意契約、これは見積入札でございます。こういうことで行っているわけでございますが、建設工事と業務委託に関しましては、価格競争で無謀な低価格での落札を回避するために、最低制限価格を設定しまして、品質の確保、それからダンピングの防止、公正労働の確保、業務の履行、そして安全管理に努めておるところでございます。

業務委託の一部で、管理業務委託とか清掃業務委託などでは、設計がない業務でございまして、これには最低制限価格を設定しないで、競争入札、見積入札を行っている状況でございます。

この入札におきまして、落札金額が適正価格を大幅に下回る場合には、落札業者と面接を行いまして、見積内容、それから業務計画内容、そして業務の履行などを確認した上で契約の締結というふうなことにしております。

お話をいたしました総合評価入札方式の導入でございますが、各工種、工事ごとの評価項目、評価内容などを審査する人材の確保が要る。また、手続に伴います時間と業務量の増大など、数々の課題はございます。

今後におきまして、業者の技術力の活用であるとか、技術力の高い受注者を選定するに当たりまして、すべてではございませんが、技術提案を求めるような高度な工事、あるいは一定以上の工事につきましては、導入に向けた検討もしていかなければならぬかなというふうに思っております。

なお、今、市の方では、指名競争入札、工事関係でございますが、国の方の基準では、一般競争入札、指名競争よりも高い金額については、一般競争入札、そして公募型指名競争入札であるとか、技術情報募集型とか、その上で6億以上にかかるものについては、このような総合評価方式の導入が図られているところでございます。

大きな金額の工事が、1本でこういう総合評価方式というものを入れた形のものが、まだ宿毛市にはございませんが、先ほど申しましたように、一定規模以上のものについては、総合評価をしていくというふうな形の入札も必要になってくるのではないかというふうに思います。

要は、適正な価格で適正な入札をしなければならないというふうに思っておるわけでございまして、これを条例化を含めたというふうなお話でございましたが、要綱の中でやるかどうかについても、国等の基準等に合わせた形で、少し考えさせていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 再質問を行います。

雇用の問題、雇用対策と地域再生計画の関連でございますが、市長からの答弁で、余り具体的な、目新しい、期待した回答はいただけないよう思いますので、若干、指摘をさせていただきながら、再質問でお答えを願いたいと思います。

実は、この地域再生計画、その前にちょっと、実例を紹介しておきたいと思うんですが、さきの国勢調査によりまして、一定の統計としてまとめられたものが、速報値として発表されましたけれども、県内の全体の各市町村の完全失業率などは、まだ発表されておりませんで、前回の国勢調査の結果しかわからないわけですが、これも以前ご紹介したと思うんですけども、そのときの事例を言いますと、県内の完全失業率、市町村で、9市の中で、室戸市が非常に高うございまして、9.3パーセントになっております。宿毛市は6.3パーセント、完全失業率がそういう数字になっております。県下で2番目という数字です。

これが、今回の国勢調査でどのように変化しているのかわかりませんけれども、いずれにしても、先ほど言いましたように、雇用の問題が非常に大きな問題として、住民からいろいろ相談を受ける中では、多いわけであります。本当に、宿毛の町を歩いていまして、知り合いの方に会いますと、仕事はないのかという話をよく聞きます。しかし、なかなか紹介することができない。これがじれったいわけですが、事実でございます。

そうした宿毛市の雇用環境は厳しいという状況を踏まえながら、この地域再生計画の関係をちょっと、いろいろ勉強しましたので、お話をさせてもらいたいわけですけれども。

実はこれ、平成17年、今年度、昨年の4月1日の施行になっておるわけで、地域再生法という法律が。それまでは、なかつたわけですね。地域再生本部を、平成15年の10月24日に内閣閣議決定いたしまして、その後に、平成16年2月27日に、地域再生本部の決定によりまして、地域再生推進のためのプログラムが策定をされました。その後、平成17年3月現在で、278件の地域再生計画が、全都道府県か

ら生まれております。その後、この具体的な取り組みを進めていく枠組みをつくるということで、地域再生法が、平成17年4月1日に施行ということになっておるわけです。

これの大きな特徴は、行政が一方的に進めるという手法ではなくて、地域住民だれでも、アイデアさえあれば提案ができる、そういう制度になっております。

その提案した内容を、具体的に取り上げて、地域再生計画として、国に対して認定申請を行うのは自治体になってます。

したがって、行政が一方的にやることだけではなくて、住民とともに、地域の再生のいろいろなアイデアを募っていただいて、その中で、メニューに合致するものがあれば、積極的にそれを計画に取り入れて、国に申請していくということができるわけであります。

したがって、この地域再生本部ができてから、法ができて今日に至るまでの間、府内でどれだけこれを論議してきたのかというのが、ちょっとわかりません。また、地域住民に対して、こうした地域再生計画という新たな計画づくりのメニューが国から示されて、皆さん、どうぞ活用してくださいということが、行政の側から、地域住民、特にきのうからきょうにかけて、一般質問でもたくさん出たと思うんですが、一次産業から観光産業、また文化、スポーツ、あらゆる分野に至る、そういった計画が可能になっているわけです。

こうした地域住民の自立した、自主的な取り組みを応援する、支援するプログラムとして、国が予算をつけて、各省庁にまたがって、いろいろな制度を準備して、メニューを準備して、待っているという状況であります。

ですから、宿毛市のこの府内だけで頭をひねるということではなくて、住民とともに、いろんな知恵を出し合って、アイデアを出し合って、

ぜひまとめ上げて、国へ申請したらいかがですかということを、ご提案をしておるわけです。

先ほど来からの一般質問の中で、いろいろ提案がありました内容の中でも、恐らく活用できるものもあるのではないかというふうにも思われますので、積極的な、これは利用をお願いしたい。

ちなみに、高知県内でこの制度を、現在、申請しておるところが、幡多郡内では、現在まだ黒潮町になっておりませんので、大方町が既に申請をしておりますし、それに先立って、既に四万十市になりました西土佐村の段階から、西土佐ではもう既にプログラムを進めています。

これは、ちょうど先ほど提案させてもらいました厚労省の地域提案型雇用創造促進事業ですね、パッケージ事業、これを有効に活用して、大方町ではテレワークという1つの分野を特化させた取り組みとして、申請しております。

県内でも、この2月段階で申請しておる、第3回の申請で4カ所、大方町を入れて4カ所、申請がされております。

そういった先進地もありますし、焼酎特区じゃないですかね。特区じゃなくて、焼酎の、乙種の製造免許がいただけたということがニュースになっておりますが、またこうした取り組みとリンクさせて、タイアップして、この制度を利用して、積極的に取り上げていくということも、1つの大きなメリットがあるんではないかというふうに思いますので、ぜひ、もうちょっと情報を開示して、情報を皆さんに提供して、住民にもこういった制度ありますよということをどんどんアピールしていただきながら、現場からのいろいろなアイデアの積み上げをしていく中で、計画づくりに持って行ってもらいたいんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ、これは積極的に取り組んでいただきたい。もう一度市長の、前向きになるのか、後ろ

向きになるのかわかりませんが、取り上げるかどうか、ご回答を、もう一度お願ひしたいと思います。

続きまして、公契約における入札制度の見直しでございますけれども、これにつきましては、ちょっと指摘をさせておいてもらわんといかんと思いますが。

現在、契約として一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約、それからせり売りという4つの契約がありますよね。

その中で、宿毛市は指名競争入札と随意契約という手法を用いられて契約をしておるということですが、私、今回、取り上げたのは、大きな公共工事の分野はさておきまして、業務委託について、絞って質問をしているわけです。

といいますのは、例えば清掃委託とか、ちょっと形が違いますけれども、指定管理者制度として、今、新たに契約をしてやろうというところもございますが、そういう業務を委託する場合に、先ほど、市長もおっしゃいましたダンピングの心配が、どうしてもつきまとうわけです。

具体的に、ちょっと言いますと、最低制限価格という数字は設計してないからわからない、これは当然です。内容を見ると、仕様書では、とても数字は示されておりませんし、各、それぞれの業者の見積をもって、入札で落札を決めている状況だというふうに思います。

その場合に、仕事をどうしても、自分たちが取りたい、そういうことでかなり安く札を入れて、落札をしているケースがあるのではないかと心配するわけです。

そしたら、その落札した価格が適正であるのかどうかということを、先ほど明らかに、大幅に下回る場合には、落札価格を大幅に下回る場合には、業者と話をさせていただいて、決定しておるというふうな言い方でございましたけれ

ども、その大幅に下回るという数字が、どこを基準にしているのかいうのは、全くないわけです。

したがって、具体的に、ひょっとすると落札したところも、ボランティアでかなりなところをやっておるんではないか。そういう中で、例えば最低賃金がきちんと守られておるのか。それから労働条件、それからいろいろな労働保険の関係なんかも入ってくるかもしれませんけれども、きちんとそういったものが保障されておるのかどうかということがチェックできんのではないかというふうに思うわけです。

そういう、絶対にできない価格から下で落札をしたことによって、その仕事は取られて、業務はきちんとやらなければならないということになっておりますけれども、いわば正当な基準ではじき出した入札に入ったその業者から言いますと、ダンピングに近いのではないかというクレームがついても、おかしくないんではないかというケースも考えられますので、そういう心配や恐れのないような、そういう基準づくりで、ひとつ他市の例もありますので、やっていただきたい。

例えば、桑名市であるとか、広島市とか、いろいろな市町村、先進の自治体ではやっているところもあるわけです。

ぜひ、そういう公正な入札ができますように、配慮をしていただきたいし、そういう制度のきちんとした確立をお願いをしたいわけです。

例えて言いますと、国の方の国会答弁もあるがです、小泉さんのありますけれども、今回ちょっと、県の総務委員会の答弁の紹介をさせてもらいますが、平成15年12月です。県の総務委員会で、管財課長が答弁をされた内容でございますが、高知県におきましては、平成15年3月に、高知県の契約規則を改正をしており

まして、庁舎等の清掃業務、機械警備を除く庁舎等の警備業務、及び設備保守業務の3つの業務について、最低制限価格を設けることということになっておりまして、しかし、清掃業務につきましては、政府調達の分が、その制度に適用にならないということで、低入札価格調査制度を導入することにしたという説明をされておりまして、契約が履行できないような入札を防ぐ仕組みを準備したというふうに、答弁をしております。

そのために、清掃等については、4月当初から実施する必要があって、そういう意味で、4カ月ぐらいの準備期間等が、審査期間等が要りますので、12月議会に提案をして、可決されたという経過のようあります。

県においても、そういった制度改正をして、規則としてそういう改正をしてきたということですので、宿毛市でもできないことはないと思います。法的にできることになっておりますので。

ちなみに、今までの随意契約のやり方でいきますと、底なしということが可能になる。例えば、100万で、本来でしたら、100万のお仕事をせないかんのを50万でやったりとか、10万で取ったりとかいう、ちょっとあり得んとは思いますけれども、それもやろうと思えばできないことはないことに、今はなっております。

したがいまして、だれが見ても適正な価格で仕事ができるような業務委託契約を、きちんと保障していく。そういう制度設計をちゃんとすべきではないかというふうに思いますので、再度、市長からのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つは、地域再生計画のことでございますが、中川議員からのご提案ございました。これ、地域の方々からの自主自立ということもございます。その面につきましては、宿毛市として、行政として、ちょっと怠っている部分がございます。これは、反省をさせていただきまして、いわゆるこの怠ってたということは、地域の方々から、このアイデア募集ということについての手法をとっておりませんでした。

そういうことに対しましては、これは皆さんに情報開示いたしまして、ぜひ皆様方からいいアイデアを出していただいて、これを地域再生計画に乗っけていくようなことに取り組んでまいります。

この面につきましては、今のお話の中で、ただ行政だけの方でやってたという部分がございます。これは反省して、取り組んでまいりたいと思います。

それから、公契約の今のお話でございます。私自身も、本当に見積を出してもらうときに、本当にこれが適正な価格かどうか。例えば、清掃を1年やっていただくときに、清掃員が毎日来て、1人以上は来てやってくださいというふうな、いわゆる入札条件をついている、そういうことであれば、例えば1日の最低賃金が、この地域で幾らということがわかって、その上で365日来れば幾らというような基準が出るわけですが、見ますと、すべての契約、ちょっと市長決裁まで来ませんが、この部分が1つの基準値になるのかなと。

それより安ければ、少しこれは契約を履行ができない。それを引き受ける方を泣かすことになるんじゃないかなというふうなことも考えております。

余り安値見積が、本当に適正であるかどうかということについては、きちんとした、標準的なものを持つとかなきゃいけないのかな。

また反対に、見積入札を取っている部分がございまして、これがまた高いんではないかというふうなものもございます。この高い金額が、本当に業者数社から出させて、同じような金額が出てくる場合もございます。

感覚的に高いんじゃないかなというふうに思うときもありますが、これは同じものでやつたら、同じ金額を出すんだろうとは思いますが、例えば、店のディスカウントショップへ行けば、こういうものを買えば、もうちょっと安くなるんじゃないかなとか思ったり、そういうふうな契約にも出くわすこともございます。

今の見積の関連につきましては、早急に、どういった形でチェックができるかと。適正な価格をどういうふうな形で契約ができるかということにつきましては、改めてまた、庁内でも検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） どうも、市長ありがとうございます。

1点目の雇用の問題につきましては、地域再生計画は、ぜひ住民とともに、協働で、パートナーシップを発揮されて、取り組んでいただきたいというように思います。

2点目の、公契約の入札制度の見直しにつきましては、これはILO94号条約で、これ日本まだ批准していないようなんですが、ここでも自治体などの労働条項として、公契約の労働条項としていわれておりますておりまして、公的機関が事業を委託する場合においては、当該地域の同種の労働の賃金相場等を調査して、委託先の労働者の労働条件が、調査による基準を上回るよう設定、契約しなくちゃならないとうたっておるわけですね。

これ、日本の実情に合わないのかどうか、まだ批准をしてないようですが、現在、先ほど言

いましたように、大阪府、そして千葉県なんかにおきましても、それから全国各地でこういった総合評価方式を取り入れて、例えば女性を必ず雇用しなさいよ。それから、環境問題あれば、ISO14001の認証を受けてないとダメですよ、ということを入札条件で提示してやつたりしておるとこもあるわけです。

そういうよいやり方をしているとこの参考も、ひとつ事例としてあるわけですから、どんどん検討に、ぜひ値する問題だと思いますので、また、今回は一応、提案ということで終わらせていただきますが、ぜひ今後の取り組みに期待をして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） これにて一般質問を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま、市長から議案第74号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議案第74号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議案第74号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、追加ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号は、字の区域及び名称の変更についてでございます。

宿毛湾港工業流通団地開発事業による開発区域について、今後、企業への土地分譲などを行うに当たって、大字界を新設し、小字を合筆す

る必要があります。

また、大字界新設に伴い、池島の一部に飛び地が生じるため、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域及び名称の変更を行おうとするものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） これにて提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時48分 散会

平成18年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成18年3月15日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案
第74号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から
議案第74号まで

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次長 小野正二君
兼庶務係長
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君

収入役	中上晋助君
企画広報課長	小松宣男君
総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長	高木一成君
兼宿毛文教センター所長	近藤勝喜君
学校給食センター所長	尾崎重幸君
千寿園長	

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日までに陳情3件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託をいたします。

日程第1「議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで」の67議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） おはようございます。

4番、質疑を行います。

国は、厳しい財政の中、地方公共団体に対し、行政改革の推進のための新たな指針を示し、地方公共団体に対して、一層の行政改革の推進を強く求めています。宿毛市においても、職員給料の一率3パーセントカットを初め、各補助金の削減を余儀なくされ、厳しい予算編成を、市長初め各担当課長はとりました。その中で、質疑をさせていただきます。

まず、初めに議案第13号別冊、平成18年度宿毛市一般会計予算、ページ50ページ、2款11目の国土調査費、13節の地籍調査事業委託料88万8,000円についてお尋ねをします。

昨年の予算では、2,529万7,000円を計上いたしまして、本年度は1,380万4,000円となっています。中を見れば、ほとんど人件費にお金の方は出ているんですが、その中で調査事務委託料として88万8,000円

を計上いたしております。この88万8,000円は、どこの国調をするのかをお聞きしたいと思っております。

次に、ページ85ページ、3目の農業振興費、19節中山間地域等直接支払交付金415万4,000円。直接支払交付金となっておりますので、個人に支払いするのか、説明をしていただきたいと思います。

次にページ90ページ、5款の19節宿毛市水産業総合支援事業558万3,000円と、同じくすくも夢いっぱい会の25万円についての説明を求めます。

そして、最後にページ122の9款教育費、19節の建設工事費1億867万4,000円についてお聞きいたします。

この件につきましては、篠山小中学校の建設費なんですが、同僚議員が一般質問に立ち、説明を受けましたが、坪75万と聞いていますが、具体的な説明を求めます。

以上、4項目です。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、4番、浦尻議員の質疑にお答えをいたします。

議案13号別冊、平成18年度宿毛市一般会計予算、ページ50ページ、国土調査の中で、13節の委託料の地籍調査事業委託料88万8,000円の事業内容ということで、一昨年、昨年と事業費をして、国土調査をした中で、今回、事業費が少ないと、事業内容ということでございますが、まず、国土調査事業につきまして、行政改革大綱集中プランにおきまして、見直しをしまして、現在、行っております山田地区の国土調査が17年度から19年度までなっておりまして、20年より新規事業休止となっております。

今回、18年度に予定しております88万8,000円の内容につきましては、平成17年度

+

に地籍調査の現地調査におきまして、1筆調査をはかりました戸内、芳奈、山田地区の地籍の測定、地籍図、地籍簿の作成と、その情報につきまして、数値情報化をはかる計で88万8,000円を計上しております。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 農林課長。

○農林課長（小島正樹君） 農林課長、4番、浦尻議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、ページ85ページの款項目が5・1・3の19節、中山間地域等直接支払交付金の支払い先というご質問だったと思いますが、支払い先につきましては、8集落と協定を結んでおりまして、集落に対して交付をいたします。

この事業の内容につきましては、現在、人口の減少、それから高齢化の進行、それから傾斜地が多く農業条件が不利なことなどから、後継者の減少や不耕地の増加などが進んでいるため、農業生産活動等継続、それから増進するものに対して、交付金を交付する制度であります、対象面積につきましては、40.3ヘクタールで、集落協定を結びまして、集落で水路、農道の管理をするとともに、この事業の目的であります耕作放棄の防止、景観の向上、環境保全等の多面的機能の向上を図ります。

交付金の額につきましては、急傾斜地が2集落であります。それから、緩傾斜といいますか、緩い傾斜が6集落、内容によりまして、10アール当たり2万1,000円から6,400円の金額を交付します。

集落としましては、8集落ですが、山北地区で4集落、それから天神、それから西竹石、芳奈、黒川の8集落を対象としております。

実際、集落に対して交付をしますが、その後の支払いにつきましては、集落の中で取り決めをして、個人に、例えば田役等に出た場合は、

個人に支払いする場合もあるでしょうし、農機具等共同購入する場合もありますが、基本的には、集落の中で決めていただいて、配分をするということになっております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（岡村佳忠君） 水産課長。

○水産課長（間 和海君） 水産課長、4番、浦尻議員さんの質疑にお答えします。

議案第13号別冊、ページ90ページ、5・3・2の水産業振興費の宿毛市水産業総合支援事業補助金558万3,000円と、すくも夢いっぱい会補助金の25万の説明でございます。

私、最後の議会になりました。身内の議員さんから、激励のお祝いでどうか、そういうような気持ちで質疑に立たさせてもらったんじやないかと思っております。

実は、この質疑、ちょっと長くなりますが、ピアールさせてもらってよろしいでしょうか。

水産業総合支援事業の558万3,000円でございますが、これにつきましては、カツオ一本釣り生餌の畜養販売促進事業費、これ375万円と、魚類防疫土育成事業33万3,000円、それから宿毛湾養殖ブリ、土佐ブリですが、流通販売促進事業の150万からなっております。

まず、カツオの生餌の畜養販売促進事業費の説明でございますが、私が言うまでもなく、宿毛湾は全国でも有数のイワシ、カタクチイワシの生産地であります。

近年、イワシの漁獲量の減少から、カツオ一本釣りの生餌がカタクチイワシに変化してきました。これを受けて、研修を、鹿児島県の錦江湾の方で研修をしてきました。カツオ一本釣り生餌の畜養販売体制を確立して、産地流通拠点市場として開設いたしましたすくも湾中央市場へのカツオ船団の水揚げを誘致するために、すくも湾漁業が事業主体となって行うものであ

+

ります。

これによりまして、新たな収入源の確保、並びに現在、カタクチイワシの加工原魚が低迷しておりますが、それに対する生産調整の役目も果たすのではないかと思っております。

3番目に、近海カツオ船団の誘致によりまして、すぐも湾中央市場への販売、取り扱い手数料の収入を確保すると。

4番目に、黒潮牧場等、宿毛湾で活躍する事業者が、土佐黒潮牧場近辺でカツオの一本釣りなんかをしておりますが、その効果的な、効率的な運用ができるんじゃないかなと思っております。

それと、もう1つ、カツオ船の誘致によりまして、食料等の仕込みもできるのではないかなどということで、漁協の方では期待をしております。

続きまして、魚類防疫士の育成事業でございますが、これは3年間の事業で、18年度が最後の年になりますが、魚類、魚病ですね、養殖の魚、ブリ等、タイ等ですが、その魚病の診断を柱とした防疫指導を確立して、養殖生産効率の維持と、あわせて安全・安心の流通改善を図るために、取り組んでおります。

これも、漁協の職員が3年間で魚類防疫士の資格をとって、18年度、最後になりますが、養殖業者の皆さん方に対応していこうというもので、一生懸命、若い職員の方がやっておられます。

3番目に、土佐ブリ、宿毛湾養殖ブリの流通販売促進事業でございますが、ご承知のように、宿毛湾の魚類養殖は、県下では須崎市の野見湾、野見、大谷湾と並ぶ最大の養殖基地であります。

土佐の魚流通販売促進事業補助金を受けまして、水産業総合支援事業として、事業者の支援をしようとするものでございますが、近年、養殖魚の生産技術や、品質は、大幅に改善されて

おりますけれども、昨年来、浜値価格が大幅に低迷をいたしまして、厳しい養殖経営に至っております。この低価格を解消するために、より消費者ニーズに沿った生産流通販売体制を構築していこうということで、今回、宿毛湾ブリ養殖協業体グループというものを立ち上げまして、生産者グループが協業化することによって、生産から流通、販売までの新たなルートを開拓し、魚価の向上と養殖経営の安定に取り組んでいこうというものでございます。

事業内容といしましては、トレーサビリティによる生産履歴とか、飼育基準の管理を一貫して行い、消費地周辺に畜養施設を持つ出荷・加工業者と提携し、量販店、加工業者等に注文販売や量販店での実演販売等を行う予定でございます。

続きまして、すぐも夢いっぱい会補助金の25万円でございますが、今、ことしはアオリイカが大変とれおりまして、ブームになっておりますけれども、アオリイカが、地方名ではモイカといわれることは皆様ご承知のことと思いますが、藻場に集まって産卵することに由来して、モイカといわれるようでございます。

このアオリイカは、沿岸域で漁獲される魚価の高い魚でございまして、高齢漁業従事者の大きな収入源にもなっているようでございます。

言われますように、森は海の恋人とも言われますが、この山林関係者やNPO法人との協力を得まして、スギ・ヒノキの間伐材を活用して、アオリイカの産卵礁を設置し、生態系や産卵状況の研究を夢いっぱい会の海に生きる部会ですが、これ、17名で構成されておりますけれども、この部会、海に生きる部会の方で研究をしていこうということでございます。

以上でございます。長時間、済みませんでした。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課

長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長、4番、浦尻議員の質疑にお答えをいたします。

平成18年度一般会計予算、ページ122ページでございます。

篠山小中学校の改築にかかる分担金1億867万4,000円についてのご質問でございます。

この分担金につきましては、18年度篠山小中学校の改築として、17年度実施設計を予算計上いたしまして、設計があがっております。

当初の設計が9億1,800万ということで、建築面積が2,541平米、そしてプールが265平米の9億1,812万円という設計がありました。

その時の財源といたしましては、国庫補助金が1億8,973万7,000円、それから起債、そして一般財源が5億6,600万。その2分の1が2億8,300万が宿毛市の負担金という状況でございました。

その後、種々検討する中で、8月の段階で事業費として6億2,600万、宿毛市の負担金が1億7,400万ということで、事業費として約3億、それから面積として600平米ぐらい、減額をいたしております。

ただ、それでもまだ、やっぱり大きいのではないかということで、種々、愛南町、それから設計業者と協議をいたしまして、当初予算に計上いたしております1億867万4,000円が、事業費といたしまして4億9,980万、校舎面積が1,674平米ということで、予算計上をさせていただいております。

この財源といたしまして、国庫補助金が1億2,225万2,000円、県の補助金が2,000万円、起債が1億4,020万円、一般財源として2億1,734万8,000円。そ

して、宿毛市の負担が1億867万4,000円という状況でございます。

ただ、これはあくまでも当初予算の段階でありまして、この6日に組合議会でもはかられましたが、予算はそうですが、その後、最終的にもう一度、いろんな部分で検討いたしまして、現在の最終の計画、実施計画として4億9,035万円、面積はそのまでございますが、プールは一定、今回は計上しないという形の中で行なっております。

宿毛市の一般財源が1億394万9,000円という状況になろうかと思います。

したがいまして、当初の計画から言いますと、事業費として4億2,000万、約4億3,000万の減額と、一般財源としまして約1億7,000万ぐらいの減額という形であります。

面積としましても、当初の面積から比べますと、867平米の減という状況であります。

続いて、現在の最終の4億9,035万円の中身でございますが、本体工事が3億8,798万8,000円、約506坪でございます。そして、屋外附帯工事、舗装工事とかスロープ、渡り廊下、それから排水、夜間照明の移設、そういうものを含めまして3,400万。合併浄化槽、運動場の整備、そして仮設校舎、それから既設の特別教室の改修等、それが解体撤去に2,100万とかいう形がありまして、合計4億6,700万。それに5%の消費税、2,335万円加えまして4億9,035万円という形になっております。

この本体工事3億8,798万8,000円、506坪で割りますと、坪単価として76万6,000円という形になります。

確かに一般住宅と比べて高いかもしれません、その理由といたしまして、木造建築については、コンクリートに比べると、一般的に割高になると。そして、愛媛県として建築について、

+

木造を推進している経緯もあります。そのため、愛媛県としては、県産材の使用することについて、2,000万円の補助をするというような状況もございます。

そして、鉄筋で建てます、例えば大きな事務所、庁舎等に比べますと、間仕切りが多くなること。それから、例えば一般住宅と比べて、大きな木造建築になると、間仕切りは少ないけれども、柱と柱、あるいは壁と壁の間が広くなりまして、耐震等の構造上、強化する必要があること。そして、一般住宅と比べまして、大きな建築になると、使用する柱やはりなどの部材も大きくなる。また、基礎工事も強化する必要があるということことで、現状の76万6,000円の建築単価という形になっております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） どうもありがとうございます。

1点だけ、再質疑をしたいと思います。

都市建設課の国調、国土調査費の事業なんですが、この集中改革プランが、20年に、先ほど課長が説明したように、休止になってます。けど、21年には何も入っておりません。見直しとか、そういうふうなものが、今後できたら一番いいなとも思っているんですが、この事業につきましては、国の補助金、県補助金を交えまして、25パーセントが市の持ち出しだと思っていますが、今後、課長として、この、やはり国調を待っている地域がたくさんある中で、今、プランは出ているんですけども、課長として、やはりこれを20年以降にはどうしてもやり上げていかないとかいう形の気はないか、そこら辺をちょっと聞きたいんですけど。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、

4番、浦尻議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど、浦尻議員さん言われましたように、国土調査事業の必要性につきましては、1筆ごとの土地の境界が明確になり、現地の復元ができる地図の整備ができ、地図の混乱地域が解消されるということで、必要性については、十分、認識しておりますと。

しかし、宿毛市を取り巻く財政事情は非常に厳しい中で、事務事業の見直しをしておりまして、特に緊急度、優先度の高いものから、効率的に進めていかなければと。

国土調査事業につきましては、昭和57年度からやりまして、平成10年度、17年間で約、それと17年間で約20キロ平方をやりまして、国体があったときの11年から14年、4年間休止いたしまして、15年から国土交通省の中村宿毛道路にかかるとこを、15年、16年、17年と利用してきました。今回、こういう財政事情の中で、新規事業を20年から休止するという中で、今、浦尻議員さんが言われましたように、必要性は十分認めております。しかし、これから宿毛市全域を国土調査するのに、まだ約30年余りかかるということで、どうしても緊急度のことを考えますと、休止がやむを得ないという状況でございます。

財政状況がよくなれば、当然、やっていきたいと、要望もしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） 今、課長から答弁をいただきました。なかなか財政が厳しい、削減をしなくてはいけないもの、よくわかります。

だけどまあ、今後、厳しい財政の中で、市長を中心として新たな発想を持った歳入を目指して、歳入がふえれば経費の方も、別に出しているところがありますので、今後、お願いをいたしまして、質疑を終わります。

+

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、質疑を行います。

私が質疑をしようとしているのは、議案第10号、平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について、そして議案第13号、平成18年度宿毛市一般会計予算について、そして、議案第14号、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計の3議案についてでございます。いずれも予算議案でございますけれども、関係各課長、厳しい予算状況の中で獲得した現在のこの予算の内容について、詳しく、そして簡潔にお答えをいただきたいというふうに思います。

それでは、第10号の補正予算について、国民宿舎運営事業特別会計補正予算について、質疑を行います。

ページ7ページです。歳出の中で、国民宿舎費として、国民宿舎運営費、その中で負担金及び補助金と、交付金ということで、宿毛市観光開発公社に1億2,000万円補助をするという予算が計上されております。このことについては、かつて国民宿舎を管理委託しております観光開発公社による不正な借り入れ等が発覚をいたしまして、もうそろそろ7年になるのではないかと思いますけれども、そうした中で、この議会もあげまして、特別委員会をつくり、その原因究明等に対応してまいりまして、そして市民の皆さんからも、この公社の会計等につきまして、非常に大きな批判も出、そこで発生した不正な借入金については、公金の投入というのは、さすべきではないという世論もあり、そして行政もそのような形で、今まで対応してきました。

こうした中で、当然、観光開発公社としては、独自にその利益を上げるために、さまざまな再生計画を立てて、今まで運営をしてきたとこ

ろだと思いますけれども、なかなか社会情勢厳しい状況の中で、みずからの経営の中、運営の中で、このような借入金を返済するということに至らないまま、今回の指定管理者制度に乗りまして、「椰子」の委託が民間の企業が参入する、そういうことに伴いまして、今回、きちんとこの問題についてけりをつけようということの補助金であると思うわけでございますけれども、こういう形で現在、1億2,000万も支出するということについては、市民の皆さんも非常に关心も高い内容でございますので、ここに至った経過等を含めまして、なぜ今、こういう形での補助金必要なのかということについての観光課長の方からのご答弁をいただきたい、このように思います。

続きまして、第13号別冊の18年度宿毛市一般会計予算についてでございます。

まず、25ページ歳入についてでございますけれども、国庫支出金、国庫補助金の中の衛生費国庫補助金の中で、600万円、循環型社会形成推進交付金という形で歳入なっておりますけれども、これは、どこの事業に使われるのか、ちょっと調べてみましたけれども、わかりませんでしたので、その内容について、ご明示をいただきたいと思います。

さらに、財産収入として、33ページにあります、千寿園跡地の売払いの収入が4,591万2,000円計上されております。これについて、現在の広さであるとか、あるいは坪単価等、それから現在、そういう買い手がどういう状況にあるのか、その辺のここを売払うに当たっての、そういう現在の状況等について、ご説明をいただきたいと思います。

37ページ、これも雑収入ということですが、最後の端、ページの、市町村情報基盤整備事業費補助金ということで、54万1,000円入ることになっておりますが、このことの内容に

+

について、ご説明をいただきたいと思います。

続きまして、歳出の方に移りまして、47ページ。総務費の総務管理費の中で、補助金負担金というところで、和田の地区に対して、緑化整備事業補助金180万円予算化されておりますが、このことの内容をお聞きをいたします。

続きまして、49ページ、総務管理費開発推進費というところの中で、ここも負担金になるわけですが、鉄道経営助成基金負担金という形で1,575万8,000円ということになっており、また、その以前にも、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会負担金ということで、くろ鉄に対しての支出があるわけでございますけれども、こうした支出されながら、くろ鉄の1つの運営のあり方の中で、例えば市民の皆さんからも、非常にくろ鉄、また四国内での割引き制度が、いろんな形であるのに、実際、市民には1つも、1つもということはありませんけれども、知らないと。せっかくの割引制度等があるのに、こういうものについて、公表されていないではないかという話も聞くわけですが、そのような広報等について、くろ鉄自身の取り組みという形の中で、こういう形のものも含まれているのかどうなのか。そして、宿毛市としても、独自にこういうことを考えておるのではないかと思いますが、その辺のことについて、お願ひをしたいというふうに思います。

例えば、くろしお鉄道の割引制度、こういう中でも、宿毛から大阪に行くと、非常に安い制度というのがあるわけです。そういうものとか、それからもう1つ、四国内のエンジョイクラブ会員ということで、年会費1,500円、これを払えば、例えば男性で60歳以上、女性55歳以上の人は、四国内の切符、特別料金、特急料金も含めて、すべて30パーセント安くなるという制度もあると聞いております。

この制度を利用すれば、宿毛から高知へ行っ

て帰る往復運賃だけで、約3,000円くらいは安くなるわけですから、十分、会費の1,500円がもとをとれるというぐらいな形で、非常に、昨日、地区長連合会がございましたけれども、そこの中でも、こういう話も出して、ぜひひととそういう関係の形での予算が計上されているのかどうかというふうなことも含めまして、質疑の話もございましたので、今回、そういう形で質疑をさせていただきたいと。全体のそういう割引制度というのがどういう形であるのか、それをどう公表しようとしているのかについても、関連の内容としてお答えいただいたらというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

続いて、87ページになります。農林水産業費で、林業費、ここの中の林業振興費ということで、こここの19節の中に、高知県森と緑の会会費10万。それから、ふれあい緑の感謝祭補助金1万5,000円。それから、森林整備活性化事業支援交付金1,268万8,000円、さらに緊急間伐材総合支援事業費補助金3,319万3,000円。そして、その次にも、次のページ、88ページにも、間伐等森林整備促進対策事業補助金2,850万。非常に、山を守っていく、林業振興ということの中で、貴重な、そういう事業が交付金として、あるいは補助金として計上されているわけですが、非常に大事なことだと思います。

この辺の事業内容等、補助金ということの中でご説明をいただきたいというふうに思います。

続きまして、98ページ、土木費、道路占領費ということの中で、地方道整備事業費になるわけですが、ここでの工事請負費が1億4,670万1,000円、予算化されておりますが、これについて、主なものについて、何点かで結構でございますので、私が考えている事業がどうかということの確認したいわけですから、ち

よつとその辺、主な事業について、お願いをしたいと、ご答弁をお願いしたいと思います。

続いて、102ページ、土木費の住宅管理費、この中に、市営住宅の修繕工事費として160万計上されております。聞くところによると、現在、入居を新たにしてないような住宅の中では、非常に住宅が荒れてといいますか、きちんと管理してなくて、隣は空き家になっているけれども、なかなかきちんと管理がされてないような状況があるじゃないかという話も聞くわけですが、こういう形の中で、160万ということで、このような住宅に対しての管理という形の、手が行き届くかどうか、この辺についてお聞きをいたしたいと思います。

続いて、議案第14号、宿毛市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

11ページになります。事業費の中で、建設改良事業費といたしまして、沖の島地区に認可設計業務委託ということで、700万計上をされております。これは、今までの説明の中では、沖の島全体の水道施設を統合して、対応するという形のところまでは聞いておりますけれども、全体として、どういう事業内容を目標として、その認可設計を受けようとしているのか、このことについて、課長の方からお答えをいただきたいと思います。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長、10番議員の質疑にお答えをいたします。

ご質問の箇所につきましては、議案第10号別冊、平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算書7ページ、19節宿毛市観光開発公社補助金1億2,000万円の増額補正につきまして、今回、一般会計予算投入をもつての予算計上に至る経緯等につきまして、ご質問を賜りました。

毎回、私、議会答弁が大変長いということで、議員各位のひんしゅくを買っているところでございますが、議員ご指摘のとおり、今回の補正予算につきましては、平成11年度発覚の不正借入金の残額6,250万円を含みますところの「椰子」の赤字解消予算として、補正計上を申し上げておる関係から、議員各位はもとより、広く市民の皆さんのご理解を賜るべく、この後、当該経緯等につきましては、真摯かつ詳細にわたり、ご説明を申し上げます。

大変答弁時間をとることになり、恐縮に存じますが、冒頭、ご容赦をいただきますよう、ひらにお願いを申し上げます。

答弁に入ります。

議員ご指摘の平成11年発覚の公社職員による不正借り入れ事件につきましては、議員各位はもとより、市民の皆さんに多大なご迷惑をおかけしてきた経緯にございまして、当時の状況を引き継いでおります現公社事務局としての商工観光課といたしましても、ここに改めて心よりおわびを申し上げたいと存じます。

事件の概要及びその顛末等につきましては、これまで過去、開催された議会は当然のことといたしまして、各年度における市政懇談会等を通じまして、前任課長等から、その詳細につきまして、ご報告を申し上げている経緯にございますが、特に市議会におかれましては、事件発覚後、原因究明のための調査特別委員会が設置される中、徹底した調査を実施いただいた経緯にございます。

また、当時の公社理事会はもとより、現在の公社理事会には、3名の市会議員さんにご参画を賜る中、大変なご苦労とご心労を、これまでおかけした経緯にございまして、この場をお借りいたしまして、理事を初めとする議会の皆様方に対しまして、心からなる敬意と感謝の意をあらわせていただきたいと存じます。

+

また、「椰子」の開設者でございます宿毛市といたしましても、当然のことながら、公社ともども、その原因究明に努めた結果におきまして、当該事象の解決に向けましては、刑事事件及び民事事件といたしまして、関係者を告訴した経緯を含め、その後における警察当局における捜査及び司法判決といたしましては、当方の申立てが、ほぼ全面的に認められる中、刑事事件としての判決がなされ、また、民事事件につきましては、高松高等裁判所からの調停案をもっての和解勧告を受け入れる中で、事件発覚後の約3年を経過した平成14年6月時点をもちまして、事件としての法的な決着はすべて終了したものでございます。

また、不正借り入れがなされた原因につきましては、ご質問議員ご承知のとおり、過去数年にわたり減少していた「椰子」の売り上げをカバーする等、粉飾決算を主たる目的といたしまして、当該行為がなされた旨の判断が、警察当局並びに司法当局によってもなされているところでございます。

なお、当時、発覚をいたしました借入金8,309万円につきましては、それらの流れを受けまして、当事者並びに当事者の遺族からの和解金並びに弁償金等の受け入れに伴いまして、その額は現存する6,250万円まで減少した経緯にございます。

また、当該残存する借入金につきましては、各種調査の結果におきましては、当時の「椰子」の運営管理に使用されたことが十分想定されるものの、確証には至らず、「椰子」を運営する公社といたしましては、当該借入金残額を抱える状態をもって、以後の運営管理を余儀なくされ、現在に至っているものでございます。

また、当該借入金の返済につきましては、先ほど、議員ご指摘のとおり、これまで議会を初め、市民の皆さんに対しまして、その返済は公

社経営たる「椰子」の営業努力、いわゆる売り上げをもって返済をなす旨の表明が踏襲されてきた経緯にございます。

歴代、公社事務局といたしましては、その方向性に立ちまして、公社現場職員とともに、誠心誠意努力してまいった状況にはございますが、長引く経済不況はもとより、国内の旅行形態が、手軽で大きな魅力を秘めた海外旅行へと移行する中、全国の国民宿舎同様、当市の「椰子」におきましても、その後、売り上げが減少傾向の一途をたどる状況下におきまして、その返済のめども立たず、まさに危機的状態をもちまして、公社としての運営管理がなされてきた経緯にございます。

現在における公社運営を、このまま継続することは、今後、さらなる当市財政への悪化を招くことが強く、また大きく懸念される現状におきまして、公社を統括いたします理事会といたしましては、「椰子」運営からの撤退が決定された状況を踏まえまして、これまた、先ほど議員ご指摘のとおり、「椰子」の開設者でございます宿毛市といたしましては、去る12月定例市議会でご承認を賜りましたとおり、国が定める地方自治法に基づく指定管理者制度を導入する中で、「椰子」の運営管理は、本年4月1日付をもちまして、民間企業にゆだねる結果と相なったものでございます。

今回の赤字補填策といたしましての一般会計予算の投入につきましては、これまで、「椰子」の経営に携わってまいりました公社には、既に議員各位、十分ご承知のとおり、一切の残有能力なき状態をもちまして、当該一般会計予算の投入関係につきましては、法律判断を前提といたしまして、専門家たる弁護士並びに税理士からも意見を求める中、公社撤退における累積債務解消におけるその弁済責務は、当然として「椰子」を開設し、また、その運営をゆだ

ねる公社を設立した宿毛市が、その責務を負うものであることも、法律判断として確認もいたしているところでございます。

また、一般会計予算の投入以外、ほかに方策なきものとの行政判断も打ち出す中で、今回の補正予算計上に至ったものでございます。

何とぞ、当該状況をご理解の上、今回の補正予算を、ぜひぜひお認めいただきますよう、衷心よりお願いを申し上げる次第でございます。

なお、議会を初め、市民の皆さんに多大なご迷惑をおかけいたしました一時借入金相当額につきましては、一たん、今回の補正予算によりまして、一般会計からの繰出金から当該返済をなすものではございますが、今議会の初日冒頭における市長からの当該議案説明がなされましたとおり、新年度以降、「椰子」の事業収入として、指定管理者から受け取ります使用料収入900万円につきましては、議会の皆さんはもとより、市民の皆さんからのご理解を得るべく、補てん措置といたしまして、そのうち500万円を今後13年間、一般会計にお返しし、宿毛市財政調整基金へ積み戻しを行うとともに、残る400万円につきましては、そのうち200万円を今後における国民宿舎施設整備にかかるわる対応予算といたしまして、新たな基金を創設する中で、当該基金へ充当申し上げる措置といたしております。

また、残る200万円につきましては、平成27年までの間、返済を義務づけられております「椰子」建設時における起債返還金等に充当してまいる形をもちまして、対応させていただく予定と相なっているものでございます。

以上、補てん措置含め、議会のご理解を賜るべく、今回、補正計上を申し上げておりますので、ぜひぜひ、お認めいただきますよう、重ねて、重ねてお願いを申し上げまして、大変長くなりましたが、答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 環境課長。

○環境課長（谷本秀世君） 環境課長、10番議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号、平成18年度宿毛市一般会計予算、別冊の25ページ、4款2項3目衛生費国庫補助金、金額は600万、循環型社会形成推進交付金について、ご説明申し上げます。

これは、昨年まで浄化槽設置整備事業補助金という形で計上させていただいております。内容につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業に関するものでございまして、国から600万、県から600万、宿毛市負担が600万で、1,800万で事業を実施しようとするものでございます。

1基当たり30万円の補助をして、60基を予定いたしております。

なお、この浄化槽設置の事務につきましては、このたび、課設置条例を改正するようにいたしておりまして、浄化槽に関することが環境課の事務ということになりますので、こういう形で提案させてもらっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） 総務課長、10番、沖本議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号、ページ33ページ、財産売払い収入についてでございますが、千寿園跡地の売払い収入として、4,582万2,000円を計上をさせていただいております。

この単価、現状についてということでございますが、面積にいたしますと、5,390.77平米ございます。平米当たりの単価は8,500円、坪にいたしますと、2万8,050円の単価となっております。

この売却につきましては、3月の広報にも一定、掲載させていただいておりまして、数件の

+

問い合わせが、現在、あっております。

4月に入ってから、公売というような形をとりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 企画広報課長。

○企画広報課長（小松宣男君） 企画広報課長、
10番議員の質疑にお答えをいたします。

私も、今期が最後でございますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

議案13号別冊、平成18年度一般会計予算、ページ37ページの市町村情報基盤整備事業費補助金につきましてでございますが、これは、総合行政ネットワークにかかる情報基盤の整備及び公立学校等の情報基盤整備を行ったものに対しまして、財団法人高知県市町村振興協会より、ケーブルテレビ専用接続費と接続機器等の保守点検料として、補助金がいただけるものとなっておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、ページ47ページ、2款1項3目の19節、和田地区の緑化整備事業補助金でございますが、この件につきましては、財団法人自治総合センターが実施しております緑化コミュニティ事業によりまして、和田地区が地域の交流の場となるように、松田川左岸の文珠橋より下流、稗田川の合流点における約3キロの堤防下に草花のスイセン、これは、スイセンの草花の栽培をする苗代等を補助するものでございます。

続きまして、ページ49ページの、これは2点にまたがっていると思いますが、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会負担金と、鉄道経営助成基金負担金の1,575万8,000円でございますが、この1,575万8,000円につきましては、高速道路の開通、供用開始などにより、利用客の減少に伴い、経営が圧迫

され、基金が枯渇していることにより、基金の再造成を、平成17年度より5カ年間で6億の造成を行うものでありますが、負担配分につきましては、今現在は7カ市町村になりますが、7カ市町村で3億。高知県が2分の1の3億、計6億円をもって、高知県西南地域における交通運輸体系の核となる鉄道の維持整備を図るとともに、長期安定経営を確保し、鉄道利用者や地域住民に対するサービスの向上に寄与するものでございます。

なお、土佐くろしお鉄道中村宿毛線の運営協議会負担金30万円につきましては、沿線関係7カ市町村で組織し、7カ市町村で100万円、高知県補助金として100万円の合計200万円をもって、健全経営の確保を目的に、利用促進のピーアールや、イベント活動を行おうとするものでございますが、議員さんの申しましたように、確かに現在、土佐くろしお鉄道と、JRが協働いたしまして、会員割引切符や、往復割引切符、各種利用のしやすい切符といいますか、そのようなものの実施を行っております。

その上で、協議会といましても、平成17年度に利用促進のイベント、そしてまた、鉄道関係の情報、協議会の情報とかを、ホームページ等でも発信しております。

なお、18年度につきましても、このような情報の発表等をしてまいりこととなっておりますので、なお、議員さんが申されましたように、市民に向けてのこういう切符の内容とか、等を含めまして、広報をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 農林課長。

○農林課長（小島正樹君） 農林課長、10番議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、ページ87ページですが、

+

款項目、5・2・2の19の付記説明の中で、5点ほどの質疑だったと思います。

まず、1点目の高知県森と緑の会会費の10万円の内容ですが、この会費につきましては、社団法人高知県森と緑の会というのが高知市にありまして、会員的には、県内の市町村等で107団体が会員となっております。

事業内容としましては、緑化事業とか、それから緑の募金事業とか、それから木の文化圈構想等の普及、それから森づくりや緑を守り育てるための事業などをしております。

それと、2点目につきましては、ふれあい緑の感謝祭補助金1万5,000円の内容ですが、支出先につきましては、宿毛市木材需要拡大推進協議会、事務局は四十万森林管理署にあります、メンバーにつきましては、県の林業事務所、それから宿毛市森林組合、農林課等で組織をしております。

事業の内容につきましては、年に1度、こしにつきましては、正和隣保館で実施しました。前年度は、栄喜小学校です。

それから、19年度につきましては、今のところ、小筑紫小学校を予定しておりますが、木材の需要拡大いいますか、小学生を対象に、森林教室、シイタケのコマ打ちとか、それから土地によっては、巣箱づくり等で、そういう活動をしております。

3点目の森林整備地域活動支援交付金1,268万8,000円の内容につきましては、この事業につきましては、平成14年度から平成18年度までの5年間、宿毛市と宿毛市の森林所有者が協定を結びまして、森林の現況調査、施行実施区域の明確化いいますか、境界を設定したり、歩道等の整備などをする事業に対しまして、1ヘクタール当たり1万円を交付する事業です。

ただ、この対象が、面積、大規模いいますか、

30ヘクタール以上ということがありまして、皆さんだれでもというわけにはなっておりません。

対象としましては、高知県森林整備公社が1,226.2ヘクタール、それから、株式会社であります中野林業さんが42.6ヘクタールの42万6,000円の交付金であります。

財源につきましては、国費が50パーセント、県が25パーセント、市が25パーセント。この25パーセントについては、交付税で財源措置があるというふうに聞いております。

それと、4点目につきましては、緊急間伐総合支援事業費3,319万3,000円の内容ですが、宿毛市森林組合が事業実施する間伐の面積が340.0ヘクタール、それから高知県森林整備公社が36.35ヘクタール、計376.35ヘクタールの間伐を実施したいと考えてます。

なお、この事業につきましては、県の補助金のつぎ足しがこの額でありますので、国費、それから受益者負担とかみ合わせますと、全体事業では4,550万程度を予定しております。

それから、ページ88ページの間伐等森林整備促進対策事業補助金2,850万の内容でございますが、宿毛市森林組合が平成18年度から実施する高知県森の工場づくり推進事業において、実施地域は、久礼ノ川地区で、森林面積550ヘクタールの森林を団地化をして、効率的な保育いいますか、それからまた、間伐につきましては、収入間伐を行うことを目的にして、高性能の林業機械、ちょっと横文字ですが、フォワーダですか、それからハーベスター、スイングヤード。これは林内作業車とか、枝打ちとか、それから集材等に対する高性能の機械でありますが、その機械の導入や、作業道の開設などの基盤整備を実施したいと考えてます。

+

作業道の開設につきましては、3,000メートル、これは750万、それから林業機械の導入につきましては、主3つの機械で4,000万、合計4,750万ですが、補助は、これに対する60パーセントの補助金として2,850万となっております。

財源につきましては、国費が50パーセント、それから県が10パーセントであります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 土木課長。

○土木課長（茨木 隆君） 土木課長、10番、沖本議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成18年度宿毛市一般会計予算、ページ98ページ、7款2項4目15節工事請負費1億4,670万1,000円の事業内容についてですが、本年度は、一応、土木課としては3路線の市道の整備を計画しています。

まず、1路線目は、当初の行政方針にも述べております市道平田1号線の道路改良事業費です。幡多けんみん病院のアクセス道を確保するための冠水区間となる現道を嵩上げする道路改良工事ですが、嵩上げによる改良区間は、中村宿毛道路の入り口の交差点付近より、延長約220メートル区間。一番低いところで、95センチ程度上げる計画としています。

2点目が、市道大島中央線道路改良工事です。中間部の延長90メートル区間の切り土と、それからのり面成型等、計画してます。

3路線目が、市道宿毛線の道路整備工事です。これは、宿毛高校の前より、小僧寿司に交差点の両サイドの歩道が狭くて、住宅への乗り入れ口を確保するために、急勾配な歩道で、歩行者が歩く部分が非常に狭い歩道となっておりますので、この歩道を整備したいと計画してます。

整備区間は、延長約400メートル程度計画しています。事業費につきましては、平田1号

線が5,359万。それから、大島中央線が5,840万、市道宿毛線が3,471万程度を合計しまして、1億4,670万1,000円を計上させていただいてます。

よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、10番、沖本議員の質疑にお答えいたします。

議案13号別冊、平成18年度宿毛市一般会計予算、ページ102ページ。1の住宅管理費、15節工事請負費160万円、市営住宅修繕工事費160万円で、古い住宅、空き家もある中で、維持管理ができるかというご質問でございます。

まず、15節の工事請負費の工事内容を、まざご説明させていただきます。

15節では、与市明団地の屋根の葺きかえ、田ノ浦団地7号、屋根と外壁の修繕で160万円を見ております。

住宅の修繕につきましては、11節需用費465万7,000円のうち、390万円で住宅の修繕を予算計上しております。先ほど言いましたように、古い住宅、新田団地、萩原団地、樺団地等については、建設年度も古く、老朽化が激しいということで、現在、入居をとめておりまして、将来、廃止と、取り壊しという方向性で入居をとめている関係で、古い住宅について、余りお金をようかけない状況でございます。

11の修繕費につきましては、現在、入居している中で、雨漏り、床のへたり、流しの悪いこととか、漏水等どうしても、必要なとこをやっていく中でやっておりますので、古い住宅について、空き家について、余りお金をかけていない状況でございますが、何とぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 水道課長兼下水道課長。

○水道課長兼下水道課長（江口日出男君） 水

+

道課長兼下水道課長、沖本議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算、ページ11ページの中の委託料、沖の島地区認可設計業務委託料700万の内容であります。

ご承知のように、沖の島地区には、現在、母島簡易水道施設、それから弘瀬簡易水道施設、古屋野飲料水供給施設、長浜飲料水供給施設ということで、4カ所の水道施設があります。

この施設につきましては、昭和34年から昭和48年にかけて整備をされておりまして、非常に老朽化しております。現在、維持管理に関する費用が年々増加しておる状況でございます。

また、4カ所にあります水源施設に、滅菌剤の運搬、それから食品、水質検査等についても、地元の皆様にいろいろとご協力を願っている状況であります。

こういう状況を踏まえまして、平成17年度に、各施設の統合を視野に入れた基本計画を策定しております。内容といいたしましては、沖の島地区に水源施設を1カ所つくりまして、母島、弘瀬、長浜に排水をしていくということで、コンサルタントの方に入っていただきまして、水質の量等も検討した結果、そういう基本計画ができております。

今回、認可設計委託業務につきましては、国の認可を受けて、18年度に認可を受けまして、19年度以降、事業実施するために700万を計上しております。

より安定した水、それから安全な水の供給を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 再質疑を行います。

それぞれの答弁、ありがとうございました。特に、国民宿舎の問題につきましては、丁寧な説明をいただきまして、本当にありがとうございます。この問題につきましては、議会だけではなく、広く市民の皆様にも、こういう内容を知っていただきたいし、私ども、よりこのことについて、広い理解をしていきたい、こういう形で質疑をさせていただいたわけでございますけれども、現状の中では、この方法しかないという形の答弁でございました。そのような点を判断をしながら、我々も対応していくなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、何点かだけなんですけれども、まず、土木の平田1号線のけんみん病院へ至る道路の嵩上げ工事5, 350万計上されているということなんですが、これについては、国の制度による補助金でやる形にはなっているんですが、その国土交通省の方からも、その予算については、特に東部地域の冠水対策としての事業もあるということで、国の方からの説明も、私は受けまして、そういう形で、どういう国の措置がこここの予算の中に計上されているかなということでお聞きしたわけでございますけれども、一般的な地方道整備事業としてやるのか、特別、そういう形での国のこの予算に対する対応があるのか、このことについて、再度お聞きしたいと思います。

さかのぼりますけれども、そのくろ鉄のことについてでございます。

確かにくろ鉄のホームページもありまして、そこに割引切符等についてのページもございまして、閲覧をすればわかるようにはなっておりますわけでございますが、ぜひとも、今より多くの市民の皆さんのが、この列車を利用していただくためにも、そういう形だけじゃなくて、行政も直接、関与する形の中で、広報でという話は

いただきましたけれども、いろんな宿毛市としての行政チャンネル等もございますし、いろんな形でこれを宣伝広報していただければ、利用者、相当ふえるんじゃないかというふうに、自分も考えておるんですが、その辺についての、もう少し、そういう対応ということは、こういう予算の中で考えれないのか、もうちょっと、その辺だけ、もう1点お聞かせをいただいたらというふうに思います。

あと、都市建設の住宅のことについてでございます。

先ほど、その修繕費ということの中で対応しているということなんですが、空き家の、もう入居者がいない部屋等の中までの整備とかいう形ではなくて、戸が破れたり、窓が破れたままであったり、非常に美観上も、隣の人が暮らしているということから見ても、新たに住むということの対応ではなくて、一般的な、そういう環境対策という形の中でも、こういう予算措置というのが考えられているのではないかなどというふうに思うんですが、その辺のことについて、質問ではございません、質疑でございますので、執行部の方のそういう予算の内容ということの中でお聞かせをいただければと思いますが、よろしくお願ひをいたします。

○議長（岡村佳忠君） 企画広報課長。

○企画広報課長（小松宣男君） 企画広報課長、10番議員の再質疑にお答えをいたします。

広報、ピーアールの件につきましては、宿毛市におきましても、マイレール意識と、また乗って残そうというような件につきましても、広報で掲載しておりますし、また、民間団体でも、支援ネットワーク会議等も立ち上げがなされておりますので、今後また、広報の、言われました有利な切符関係等につきましても、宿毛市でも広報してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 土木課長。

○土木課長（茨木 隆君） 土木課長、10番議員の再質疑にお答えいたします。

この地方道整備事業の中で、平田1号線の改良に対して、補助金の助成の件ながですけど、うちが上げる計画に当たりまして、国道連絡調整会議、その冠水対策含めて、各関係機関と協議している中で、国交省とうちの話が持ち上がりまして、そのときに、国の方は、工業高校の前を上げる。となると、うちの方が、国が済ませても、平田1号線が通れらたら、アクセスにならんがやないかという中で、うちの市長の方からも、国にその会の中で、国の方で、これは市のあれじゃないではないかと。公共医療機関の道路を上げることであるから、国の方でも対応をお願いしたいというあれも、お願いしました。

そういう中で、国は国として、国道をあれする以上、縦割り言うたらおかしな話になるがでけんど、どうしても市道にかかる部分については、市でお願いしたいという話になりまして、うちの方が、地方道整備事業でやるという結果にはなってます。

ただし、その後も、うちの方としても、県に対しても、国に対しても、良い助成制度、もしくは何か市に対して補助が当たる部分の制度がないか、ずっと、引き続きお願いはしていきよう経過がございます。

ただし、現時点の計画を上げる時点では、道路としては、市道を整備するという形の中で、地方道整備事業の補助制度を導入して、計画させていただいてます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、10番、沖本議員の再質疑にお答えいたします。

空き家等ありまして、戸が壊れておるとかい

+

うご質問でございます。当然、空き家等で、戸も壊れて、隣の方に迷惑かかるとか、雨が入ってくるとか、いうのは直していかないかんと考えておりますが、維持管理費が390万、対象戸数が387戸、中でどうしても優先順位的に緊急度、必要性応じて対応していきますので、隣家の人に迷惑がかからんような中で対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 10番、沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 1点だけ、先ほどの平田1号線ですか、ここの工事のことについてでございますけれども、私も、てっきり国からの予算的な措置、バックがあって、あの道を嵩上げするものだと思ったし、また、そういう国土交通省の担当者が、私ども東部の5区長に説明したときにも、国土交通省の方から、こういう事業をすると。平田1号線の嵩上げと、さらにそれからつながる国道の工業高校の前の浸水する、この2カ所を改修をして、けんみん病院へ洪水時でも行けるようにするという話を、私どもはそこから聞いておりましたので、当然、この宿毛市の単独、補助上の整備事業の形ではありますけれども、そういうものとは全く思っておりませんでした。

そういう点で、例えば、宿毛市としては、山田の市営住宅も、今回の洪水時が多発するということで、取り壊しし、いわゆる洪水の被害ということでの被害者ということになっているわけですけれども。それは確かに、天災という形の中で、一概に言えない部分、補償等は言えない部分はあるわけですが、今回のこの道路整備に関しては、私は、あらゆる手法を用いて、ここに宿毛市の予算を投入するような事業内容では、私はないし、緊急性も、宿毛市にとってはないわけですよ。

いわゆる高規格道路から四万十市、あるいは

清水の方からの緊急の、そういう救急車が入ってくるということのために、主、国というものが動き出したわけでございますから、私はその辺について、市長も含めて、こういう状況については、あそこの洪水の問題、私も一般質問でもずっと言うてきた経緯があるわけですけれども、国土交通省、これは河川の方になりますが、非常にそういう、まだまだ解明されていない部分、この状況というのは、調査していない部分があつて、こういう浸水被害に対しての特別な対応がされてないという状況でございますので、私は、この事業については、再度、強く国に対して、あるいは当然、県もそうですけれども、強い対応を求めるべきではないかなと思います。

そういう点で、私の今の質疑に対して、もう1度お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（岡村佳忠君） 土木課長。

○土木課長（茨木 隆君） 10番議員の再々質疑にお答えします。

議員さんおっしゃるとおり、十分、うちも認識しています。

それと、今的地方道整備事業自体が、補助率55パーセント受けてますので、その残りの起債、それからまた単独いうものがありますので、そのうちがお願いしているのが、単独にかかる部分を何とか助成してもらえんろかというお願いで、ずっと取り組んでますので。

そのことは、声あるごとに、ずっと声かけてますので、もういくかいかんかは別として、これからも事業再開に当たって、現時点では非常に困難だという形の返答はもううちようがすけんど、声かけていくつもりですので、十分、認識してますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

+

午前11時37分 休憩

----- · ----- · -----
午後 1時22分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 14番、質疑を行いたいと存じます。

同僚議員2名によって、いろんな形で、角度から質疑されておりまし、私、総務委員会の関係ということで、総務の関係は、また総務委員会等で対応できますので、ほかの委員会関係を含めまして、若干、六、七点になろうかと思いますけれども、質疑させていただきます。

まず、第1は、議案第2号、一般会計補正でございますが、ページ18ページ。今回の3月補正では、ずっと減額が至るところに見られる中で、生活保護費の負担の関係がプラスという形で、県及び国の方から2,000万近いものが補正されているわけでございます。

そして、ページ41ページの、じゃあ生活保護費、どういう形に出てるんかなというところを見ますと、医療費というものが、いわゆる歳出の12パーセント近くを含む3,400万云々の補正がありまして、補正の中でダントツというような状況が見られます。

景気等を含めまして、生活保護がふえているというような状況も考えられるかなという思いもしましたし、けど、そうした中で、特にこの医療費の増加という当たりは、どのような流れが、保護の中で起きているのか、その変動について、ちょっと知りたいという意味におきまして、いわゆる変動状況について、福祉事務所長にお伺いいたしたいと存じます。

それと、ページ19、国庫支出金、国庫補助金の中での民生費補助児童福祉費ですが、570万円、歳入補正にされているんですが、次世

代育成支援対策交付金という形で、次世代育成ということで、子育て支援という意味合いがあろうかとは思いますけれども、3月補正の中で、そういう対策交付金と銘打って交付されると。えらいこの時期に、遅いにどうしたことかなというような、今まで、何か動く中でのこういう名前を使った補てんなのか、どういう形に、この交付金が出て、使われるために出でたのか、その説明をいただきたいと存じます。

そして、ページ53ページ、土木の河川費ですけれども、松田川親水公園の関係で、地方債の990万を含めまして、1,000万の減額補正がされているわけですけれども、松田川の親水公園整備についての現在の状況、ご説明願いたいと存じます。

続きまして、議案13号、18年度の当初予算につきまして。

ページ64ページ、民生費の社会福祉費で、委託料の関係、13節委託料の関係につきまして、今回、新しい名前というか、地域元気クラブ活動事業委託金350万、そして食の自立支援事業委託料970万という形で計上されておりますが、元気クラブは、ちょっと私、あれなんですが、食の自立といえば、今まで、17年度では、配食サービスで1,552万5,000円出てた、その当たりの変更、減額変更の関係じゃないかという思いがいたしますが、その件につきまして、ご説明お願いいいたします。

それと、94ページ、商工費のさくらの里推進事業費になりますが、今回も公有財産購入として、大島桜公園用地購入で6,720万5,000円が計上されておりますけれども、非常に財政条件が厳しい中での、依然として桜公園の用地購入ということなんで、大島中央道の関係で、道路の関係の購入ということならばわかりますけれども、公園事業の関係で、用地という形の緊急度合い等、気になりますので、今回、

+

購入される面積、そしてこの桜の関係における公園用地の今後の動きということについて、ご説明願いたいと存じます。

そして、同じく商工の関係、今の94ページ、少し上なんですけれども、アイランダー事業費補助金として58万出ておりますが、この事業内容をご説明願いたいと存じます。

それと、ページ101ページ、都市計画費の中で、公園費が出ておりますが、工事請負費で、総合運動公園遊歩道整備工事費として4,302万円が計上されておりますが、以前の質問でしたら、1周1,290メートルですか、それを15、16、17年かけて工事し、18、19において舗装とか展望と、工事をするというような流れであったように思うんですが、そうすると、今回、4,300万の金額が舗装に集中されるのか、その事業内容についてお伺いいたします。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長、14番、田中議員の質疑にお答えいたします。

まず、初めに議案第2号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算のページ18ページでございます。

生活保護費負担金等の予算が、補助金が増額になっておるということで、その原因をということでございます。

現在、宿毛市の生活保護世帯は132世帯の156名で、保護率で6.2パーセントで、当初予算とほとんど変わってないという状況であります、在宅でござされておった方々が、最近、特に入院されることが多くなりまして、医療費扶助が増額になっております。

その関係で、今回、補正をさせていただいたものでございます。

それから、ページ19ページの14・2・

2・3の次世代育成支援対策交付金、この時期に、なぜ計上したのかということでございますが、現在、子育てに問題のある家庭を支援するために、山田、貝塚、すみれの3園で、家庭支援推進保育事業を実施いたしておりますが、これまで、県より家庭支援推進保育事業費県補助金として補助を受けておりましたが、制度改正によりまして、補助金の名称が変わるとともに、国の補助金となりましたので、今回、補正をお願いいたしておるところでございます。

当初予算に計上いたしておりました家庭支援推進保育事業県補助金は、ページ21ページで減額させていただいております。

この補助金の額でございますが、1園当たり190万で、3園でございますので、570万計上させていただいております。

続きまして、議案第13号別冊、18年度一般会計予算のページ64ページでございます。

64ページの13委託料の中の地域元気クラブ活動事業費委託料、それと食の自立支援事業委託料の内容等でございますが、地域元気クラブ活動事業費の委託料350万につきましては、これまでミニデイなど、生きがい活動支援通所事業として実施をしておりましたが、補助制度がなくなりまして、この事業見直しをいたしました。

この事業は、各地域において、介護予防の観点から、それぞれ自主的に生きがい活動を実施するものでございます。

内容につきましては、月1回開催を原則、沖の島の場合は、月2回予定をいたしておりますが、1人500円を補助するものでございます。委託料でございますので、宿毛市社会福祉協議会に委託をしたいと思っております。

それから、もう1点の食の自立支援事業委託料についてでございますが、これは、議員が言われましたように、俗に配食サービスと言われ

+

る事業でございます。調理が困難な高齢者、おむね65歳以上の方ですが、そんな方や、地理的環境、調理未経験者等により、食事の提供が望ましいと思われる方に対して、栄養のバランスがとれた食事を定期的に提供して、住みなれた地域での生活に対して、支援を行うものでございます。

それと同時に、当該利用者については、安否の確認も、その際、いたしておる事業でございます。

この事業も見直しをいたしております。これまで、一律自己負担金が300円ということではやっておりましたけれども、やはり所得に応じて利用者負担を決めなければいけないのではないかということで、18年度からは、それぞれ所得によって利用者負担が違ってきております。

生活保護の受給者については、1食750円で委託をしておるわけですが、そのうち、350円を負担していただくと。

それから、市民税の非課税世帯については、年金の収入額が80万以下の人については400円、それから、80万を超えて266万未満の方については450円、それ以外の方は600円をいただくということにいたしております。

委託先につきましては、月から金曜日につきましては中央支援センター、それから、土日につきましては、西町の山崎さんということになっております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 土木課長。

○土木課長（茨木 隆君） 土木課長、14番、田中議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算の第8号のページ53ページ、7款7項1目河川整備事業費の15節工事請負費1,000万円の減額につきましてですが、あわせてまた、整備状況ということですが、松田川の

洪水敷地を利用した親水公園を整備しているところですが、本年度は園路、それから多目的広場の拡張、それから公衆トイレを整備する計画で実施しています。

実施に当たりまして、河川を管理している県と、市はこれだけの整備をことしはやりますよという現地協議を行いました。

県では、協議の結果、県では河川内の河床の整備が一部残っているということで、工事車両が通行する区域の園路、約540メートルぐらいあるのですが、それを工事車両が通りますと壊れてしましますので、除くことで1,000万円減額となっています。

また、整備状況につきましては、園路の延長891メートルと、それから多目的広場、約2,300平米と、それから、今現在もやってます公衆トイレを整備と、それから一部外構工事を整備して、今月末には事業を完了したいと考えています。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長、14番、田中議員の質疑にお答えいたします。

私も、今回の議会が最後になります。長年、大変お世話になりました。

それでは、ご答弁申し上げます。

まず、第1点目の質問につきましては、議案第13号別冊、平成18年度宿毛市一般会計予算、94ページ記載のさくらの里推進事業費といたしましての、大島桜公園用地購入費、6,720万5,000円につきまして、お尋ねをいただきました。

この関係につきましては、議員既にご承知のとおり、平成2年度を初年度といたしまして、スタートをいたしました宿毛市さくらの里推進事業の展開に伴いまして、桜の重点植樹地域といたしまして、選定がなされました市内、大島

+

の標高 6 6 メートル、遠見山頂周辺約 1 5 ヘクタールにつきまして、大島桜公園用地として、宿毛市土地開発公社に先行取得を依頼する中で、これまで用地取得が継続されてきた経緯にございますが、今回の予算措置の内訳といたしましては、本年度、平成 17 年度におきまして、土地開発公社が先行取得した面積合計 1 万 5, 931 平米、金額 1, 368 万 373 円。

また、既に桜は植わっておりまして、用地取得が展開されなければならない関係でございますが、具体的には、当該用地の相続登記が未了になっていた該当地、この関係につきまして、相続登記が完了いたしまして、平成 18 年度当該用地の購入を余儀なくされた土地面積 2, 469 平米、金額 246 万 9, 000 円。

また、これまで、土地開発公社が平成 5 年度、並びに平成 6 年度に先行取得いたしまして、現在まで、公社としての保有が継続されておりました既存の公社取得分、面積 2 万 1, 255 平米、金額 4, 605 万 5, 584 円の合計数値といたしまして、面積合計 3 万 9, 655 平米、金額 6, 220 万 4, 957 円。

なお、これに加えまして、今後、平成 18 年度に想定をされております相続登記等の完了に伴う用地購入予備費といたしまして、先ほど申し上げた金額に加えまして、500 万円を合わせた合計金額 6, 720 万 5, 000 円を、予算措置させていただこうとするものでございます。

なお、この関係をもちまして、先ほど申し上げました宿毛市土地開発公社に、市が先行取得依頼をいたしております 1 5 ヘクタールのうち、既にこれまで 1 0 ヘクタールにつきましては、約 1 0 ヘクタールにつきましては、取得が完了いたしておりますが、残る 5 ヘクタール分につきましては、先ほどから申し上げております登記面、いわゆる相続登記が何代にわたって、

遅延している関係をもって、なかなか変更ができないというような状況等々から、未買収の状態が現在、存在しているということでございます。

なお、これらの購入につきましては、議員既にご承知のとおり、すべてこれまでふるさと創生資金、これを原資、財源といたしておりますが、当該基金残高につきましても、平成 17 年度末、いわゆる 18 年 3 月 31 日を見越しましての残高は、1 億 9, 200 万円余りと検証をいたしております。

加えて、先ほどご指摘のとおり、当市におきましても、大変厳しい財政状況をもって、推移をいたしている関係から、今回、発表がなされた行革大綱におきましても、19 年度分以降につきましては、当該用地購入予算の計上につきましても、当然、桜が植わっておる地権者との兼ね合いは、トラブルは必然的に生じてこようかと思いますが、そもそもの財政状況等々をもちまして、19 年度分以降の予算計上については、中断含めた慎重な検討協議を実施すべきものであると考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、ご質問 2 点目の同予算書 94 ページ記載の、観光費といたしましての 19 節アイランダー事業費補助金 58 万円につきまして、ご説明を申し上げます。

当該事業補助金につきましては、新年度の新たな観光行政の展開といたしまして、新年度行政方針にも市長の方から表明がなされているところでございます。

具体的には、毎年、東京をステージといたしまして、全国に存在する 85 に及ぶ島々の関係者の皆さんと、一堂に集う中で、離島サミットといたしまして、その名称をアイランダーと称する中で、大々的なイベント事業が、国交省及び国の外郭団体でございます財団法人日本離島

センターを主催者といたしまして、例年、継続開催がなされている状況にございます。

当該イベントにつきましては、離島が持つ特有の伝統文化や、すばらしい自然や特産品、また島で生活されます島民の皆さんとの豊かな人間性に、国民の多くの皆さんに触れていただくことを主眼といたしまして、当該イベント事業が継続開催されている状況にございます。

当市におきましても、全国に誇り得るすばらしい景観美を誇る沖の島を、全国にピアールするための取り組みといたしまして、今期開催がなされますアイランダー2006に参加するとともに、今後における沖の島の活性化に向けた入れ込み客増加を期すための積極的な方策を、当該主催者のお力添えもいただく中で、展開してまいりたいと考えているところでございます。

なお、当該補助金につきましては、地元関係者のイベント派遣旅費といたしまして、3名分、現在のところ。総額34万9,560円、東京会場における各種特産品等の展示物作成費用といたしまして20万円、また、物品、特産品等の物品輸送料といたしまして約3万円、それらの合計金額といたしまして58万円を、地元沖の島観光協会に補助する形をもって、当該イベント参加を期してまいりたいと考えておりますので、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、14番、田中議員の質疑にお答えいたします。

議案13号別冊、平成18年度宿毛市一般会計予算、ページ101ページ、公園費の15節工事請負費、総合運動公園遊歩道整備工事の4,320万円の工事内容として、舗装が主なものであるかというご質問でございますが、本整備工事につきましては、平成15年から19年ま

でということで、事業計画を進めておりまして、15年から17年、本年度まで用地買収、主だった道路形成ができておりまして、あと、残事業としまして、排水路1,200メートル、舗装3,000平方メートル、柵400メートル、あとのり面の保護、修景施設等、あと展望台への階段と残っております、18年。済みません、先ほど、工事請負費4,302万円でございます。

これで、残り18年、19年という事業計画でございますが、非常に財政厳しい中、事務事業の見直しを迫られ、今回、事務事業の見直しを行う関係で、むだを省き、緊急度、優先度の高いものから、効率的に進めていく観点から、現在、予算計上しております4,302万円で残りの残事業を済ませて、供用開始して、事業を完了するということで、計画を今、変更しております。

舗装につきましては、当初計画、間伐材を使ったウッドチップの舗装を計画しておりましたが、試験的に何業者かに現地へ置いておりますけれども、非常に耐久性の問題と、効果ということで、それを見直して、今の事業費の中で事業完了できるように、計画変更しているところでございます。

○副議長（菱田征夫君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 詳しい説明をありがとうございました。

これで終わります。

○副議長（菱田征夫君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（菱田征夫君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち

+

「議案第1号から議案第25号まで」の25議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長（菱田征夫君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第25号まで」の25議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第26号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで」の42議案は、お手元に配付しております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、3月16日、及び3月17日並びに3月20日、3月22日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長（菱田征夫君） ご異議なしと認めます。

よって、3月16日、及び3月17日並びに3月20日、3月22日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月16日から3月22日までの7日間休会し、3月23日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時56分 散会

+

陳 情 文 書 表

平成18年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第41号	平成 18. 1.30	公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出について	団 体	総 務
第42号	18. 3. 1	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	団 体	総 務
第43号	18. 3. 6	違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書の提出について	団 体	産 業 建 設

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成18年3月15日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

+

議案付託表

平成18年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務常任委員会 (17件)	議案第26号	宿毛市国民保護協議会条例の制定について
	議案第27号	宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例の制定について
	議案第28号	宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の制定について
	議案第29号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定について
	議案第33号	宿毛市課設置条例の全部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第37号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第39号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第40号	宿毛市延滞金徴収条例の全部を改正する条例について
	議案第57号	宿毛市民交通傷害保障条例を廃止する条例について
	議案第61号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について
	議案第62号	高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
	議案第64号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について
	議案第74号	字の区域及び名称の変更について
	議案第31号	宿毛市しあわせ長寿祝金支給条例の制定について
	議案第32号	宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について
	議案第41号	宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	宿毛市少年補導センター設置条例の一部を改正する条例について
	議案第43号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

+

教育民生 常任委員会 (20件)	議案第44号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について
	議案第45号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第46号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	宿毛市下水道審議会条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第53号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第54号	宿毛市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
	議案第55号	宿毛市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第56号	宿毛市簡易水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第58号	宿毛市同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について
	議案第59号	宿毛市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について
	議案第60号	宿毛市しあわせ年金支給条例を廃止する条例について
	議案第71号	土佐清水市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を土佐清水市の住民の使用に供させることについて
	議案第72号	黒潮町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を黒潮町の住民の使用に供させることについて
産業建設 常任委員会 (5件)	議案第30号	宿毛市国民宿舎施設整備等基金条例の制定について
	議案第47号	宿毛市公衆便所条例の一部を改正する条例について
	議案第48号	宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第73号	市道路線の認定について

平成18年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成18年3月23日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで

(議案第1号から議案第25号まで、討論、表決)

(議案第26号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から
議案第74号まで、委員長報告、質疑、討論、表決)

第2 陳情第34号外6件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び
金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する
法律」の改正を求める意見書の提出について

意見書案第2号 幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出につ
いて

意見書案第3号 違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書の提出について

+

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から
議案第74号まで

日程第2 陳情第34号外6件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで

日程追加 議案第75号から議案第77号まで

議案第75号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第76号 宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

議案第77号 宿毛市議會議員定数条例の一部を改正する条例について

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君

2番 中平富宏君

3番 有田都子君

4番 浦尻和伸君

5番 菊地徹君

6番 寺田公一君

7番 菱田 征夫 君	8番 宮本 有二 君
9番 濱田 陸紀 君	10番 沖本 年男 君
11番 西郷 典生 君	12番 岡村 佳忠 君
13番 佐田 忠孝 君	14番 田中 徳武 君
15番 山本 幸雄 君	16番 中川 貢 君
17番 西村 六男 君	18番 岡崎 求 君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治 君
次兼庶務係長 小野 正二 君
議事係長 岩本 昌彦 君
調査係長 乾 均 君

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二 君
助役 西野 秋美 君
収入役 中上 晋助 君
企画広報課長 小松 宣男 君
総務課長 岡本 公文 君
市民課長 松岡 繁喜 君
税務課長 松田 雅俊 君
会計課長 夕部 政明 君
保健介護課長 西本 寿彦 君
環境課長 谷本 秀世 君
人権推進課長 美濃部 勇 君
農林課長 小島 正樹 君
水産課長 間 和海 君
商工観光課長 谷本 実 君
土木課長 茨木 隆 君
都市建設課長 豊島 裕一 君
福祉事務所長 岡添 吉見 君
水道課長 兼下水道課長 江口 日出男 君
教育委員長 奥谷 力郎 君

+

教 育 長 嶋 統 一 君
教育次長 兼
学校教育課長
生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長
学 校 給 食
センター所長
千 寿 園 長 尾 崎 重 幸 君

+

(賛成者起立)

午前10時35分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで」の67議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号から議案第25号まで」の24議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第2号から議案第25号まで」の24議案を一括採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第25号まで」の24議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第26号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで」の42議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中徳武君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第26号、27号、28号、29号、33号、34号、35、36、37、38、39、40号、57、61、62、64、74号の17議案であります。順次報告させていただきます。

議案26号は、宿毛市国民保護協議会条例の制定についてであります。

平成16年6月18日に公布された武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、略称国民保護法の規定により、市町村は、都道府県の国民保護計画に基づき、市町村国民保護計画を策定しなければならないことになっております。

また、計画策定に当たりましては、市町村国民保護協議会を設置して、諮問しなければならないことになっておりますので、宿毛市国民保護協議会条例を制定しようとするものでございます。

議案27号は、宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。

国民保護法の規定により、武力攻撃事態及び大規模テロ等の緊急対処事態において対策本部を設置する必要があるため、宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例を制定しようとするものでございます。

+

以上、2議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審議した結果、いずれも原案を適当であると認め、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

議案第28号は、宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の制定でございます。

情報格差の是正とともに、地域の利便性を図る目的から、平成16年度より整備しております携帯電話用通信施設が、橋上町坂本に完成いたしましたので、地方自治法214条の2第1項の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

議案第29号は、宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定についてでございます。

宿毛市の大変厳しい財政状況を踏まえ、職員の給料を平成18年4月分から3年間、3パーセントカットする条例を制定しようとするものでございます。

議案第33号は、宿毛市課設置条例の全部を改正する条例について。

改正の主な内容につきましては、農林課、水産課、土木課及び都市建設課の事業部門を建設課に、振興部門を産業振興課に再編をし、また、水道課と下水道課を統合して上下水道課に、企画広報課を企画課に名称変更するとともに、離島振興係を新設し、定期船に関する事務も行うことになっているものでございます。

議案第34号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございますが、平成17年の人事院勧告に基づく給与構造改革に伴い、昇給期間の短縮等の措置が、期間でなく、号給調整に改正されたことにより、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬を、40の特別職において、平成18年4月1日より減額改正しようとするものでございます。

議案第36号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、人事院勧告の給与構造改革に伴い、給料表の水準を平均で4.8パーセント引き下げること、及び勤務実績を給与に反映させること等が主な改正の内容でございます。

議案第37号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員退職手当の一部を改正する法律が、本年4月1日より実施されることに伴い、国に準じて、条例の一部を改正しようとするものでございます。改正に伴い、今後の退職金支給額は減少いたします。

議案第38号は、宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例、並びに議案第39号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例、及び議案第40号は、宿毛市延滞金徴収条例の全部を改正する条例についてでございます。

この関連3議案につきましては、これまで分担金や手数料についての各所管によって、督促手数料等の徴収に関する取り扱いがなされていたことから、宿毛市延滞金徴収条例を延滞金として一括するという意味合いからしまして、宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金、及び滞納処分に関する条例として全部改正をし、延滞については、各課においての取り扱い規定を統一しようとするものでございます。

議案第57号は、宿毛市民交通傷害保障条例を廃止する条例についてでございます。

市民交通傷害保険の制度につきましては、昭和50年から実施して現在に至っておりますが、年々加入者が減少しておりますし、代替する保険制度も、民間あるいは諸団体において取り扱

われておりますので、平成17年度より中止しようとするものでございます。

議案61号は、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約、並びに議案第62号は、高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

この2議案につきましては、幡多広域町村圏事務組合と、高知西部環境施設組合が平成18年4月1日に統合し、幡多広域町村圏事務組合になることに伴う高知県市町村総合事務組合の規約の一部改正及び財産の承継について、議会の議決を求めるものでございます。

議案64号は、こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約についてでございます。

平成18年1月1日に中土佐町が、同年3月1日に香南市、香美市が市町村合併により誕生したことに伴い、規約の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後、議案第74号は、字の区域及び名称の変更についてでございます。

宿毛湾工業流通団地開発事業による開発区域について、今後、企業への土地分譲などを行うに当たって、大字界を新設し、小字を合筆し、新たに分筆する必要があります。また、大字界新設に伴い、池島の一部に飛び地が生じるため、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域及び名称の変更を行おうとするものでございます。

以上、15議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審議した結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案につ

いての報告は終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（沖本年男君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました合計20議案について、審査報告をいたします。

まず、最初に議案第31号、宿毛市しあわせ長寿祝金支給条例の制定と、この議案に関連する議案第60号、宿毛市しあわせ年金支給条例を廃止する条例について、ご報告いたします。

議案第60号は、昭和49年からしあわせ年金として、毎年9月1日に、87歳以上の老人全員に5,000円を支払う条例でございますが、この条例を廃止し、9月1日現在で87歳に達した方、及び100歳以上の方を対象とするしあわせ長寿祝金支給条例を、第31号として制定しようとするものでございます。

本市の財政改革大綱集中改革プランとして策定された中にも、しあわせ年金条例の廃止がうたわれおりました。

続きまして、議案第32号、宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について、ご報告いたします。

本件は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、高知県知事の権限に属する事務のうち、個人墓地の経営の認可に関する事が、本年4月1日から宿毛市長に権限委譲されることになったため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第41号、宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご報告いたします。

本件は、現在、宿毛市教職員住宅として管理している44戸のうち、沖の島の母島にある13戸を除き、本年4月からすべて空き家となります。残り31戸は老朽化が激しく、今後も利用計画がないことから、宿毛市の普通財産とし

て管理しようとするものでございます。

続きまして、議案第42号、宿毛市少年補導センター設置条例の一部を改正する条例について、報告いたします。

改正しようとする内容は、宿毛市の組織機構の見直しに伴い、宿毛市少年補導センターの名称を、広く親しみやすい「宿毛市青少年育成センター」に改めるものでございます。

調査した四国四県でも、補導センターの名称は、順次変更されてきております。

続きまして、議案第43号、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

昨年、第3回定例会におきまして、福祉医療費の高知県の市町村に対する助成に関する県の条例改正により、宿毛市は、県の助成対象に上乗せをし、3歳未満児に限り、所得制限を設け、入院、通院いずれも全額を助成する宿毛市の福祉医療の助成に関する条例が改正された経緯がございます。

しかし、改正された条例でも、なおかつ子育て中の保護者の負担が大きいこと、他市町村の多くで単独助成が行われていることなどを勘案し、入院医療費に限って、就学前、6歳児まで全額助成に拡充しようとするものでございます。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、施設に入所する障害の方も、福祉医療費の助成対象となることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第44号、宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

昨年、第2回定例会において、施行をことしの4月1日と定めた宿毛市デイケアセンターの設置及び管理に関する条例が全部改正されておりましたが、その後、新たに介護保険法の改正

により、本年4月から中央デイケアセンターの在宅介護支援センターの運営事業が廃止され、福祉センターの地域包括支援センターに事業が移行することから、全部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第45号、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

介護保険法施行令及び介護保険関連の政令改正に伴い、保険料の段階を、これまでの5段階から6段階にふやし、介護保険料の基準額を月額4,890円に改定しようとするものであります。

まず、保険料段階については、第1段階は従来どおり、第2段階を年金収入等が80万円以下を新第2段階、80万円以上で住民税非課税者内を新第3段階とし、従来の第3、第4、第5段階は、それぞれ第4、第5、第6段階と区分けをし、新第2段階の保険料を第1段階と同じく、基準額の50パーセントにしたことによる改正でございます。

第1被保険者の保険料の改定は、介護保険における18年度から20年度までの3年間における保険給付費等の費用を推計し、これに対する同3年間の国の定めた負担割合に基づく宿毛市の第1保険者、65歳以上の方の保険料を算定した結果、過去3カ年、3,250円が平成18年4月から3年間、基準額を月額4,890円と決定したことによる改正でございます。

さらに、この改正により、保険料の激変緩和の特例を設ける条例でございます。

続きまして、議案第46号、宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご報告いたします。

宿毛市環境管理センターに持ち込み処分する廃棄物については、幡多クリーンセンター並みに10キログラム当たり30円から40円に改

正しようとするものでございます。

続きまして、議案第50号、宿毛市下水道条例の一部を改正する条例と、議案第52号、宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、報告いたします。

これらの議案は、いずれも議案第40号、宿毛市延滞金徴収条例の改正に連動して、改正するものであります。延滞金の徴収等については、各所管によって取り扱いが異なっていたものを、統一しようとするものであります。

これにより、宿毛市下水道条例や、都市下水道事業に関する使用料の督促に関する条項は不要となり、これを削除しようとするものであります。

続きまして、議案第51号、宿毛市下水道審議会条例の一部を改正する条例と、議案第54号、宿毛市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について。さらに、議案第55号、宿毛市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

これらの議案につきましては、いずれも市の組織機構の見直しであります議案第33号、宿毛市課設置条例の改正により、水道課、下水道課を上下水道課と名称を変更することに基づく改正でございます。

続きまして、議案第53号、宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、さらに、議案第56号、宿毛市簡易水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

本議案は、田ノ浦地区に開設されたすくも湾漁協の市場が本格稼働することに伴い、夏場など、運営により一時的に水道水が大量に要することが想定され、宿毛上水道からの送水では、近隣需要に影響が出る可能性が危惧されるため、

田ノ浦地区においても、小筑紫簡易水道から送水が可能となるよう、条例を一部改正しようとするものであります。

さらに、市課設置条例の改正に伴い、水道課を上下水道課と改めるものであります。

宿毛上水道と小筑紫簡易水道は、以前から非常時を想定して接続は完了しております、使用料においても、同額であります。

続きまして、議案第58号、宿毛市同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例についてでございます。

同和小口資金の貸し付けは、生活の安定と自立更正を図ることを目的とした制度であります。が、平成13年度以降は貸し付けの実績がなく、同様の貸付制度が社会福祉協議会に存在することから、制度を廃止しようとするものであります。

続きまして、議案第59号、宿毛市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について、ご報告いたします。

本件は、障害児の保護者に対して、児童1人につき、月額1,000円を支給しているものであります。が、助成額が小額でもあり、他の助成制度もあることから、平成18年度より事業を中止しようとするものであります。

最後に、議案第71号、土佐清水市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を土佐清水市の住民の使用に供されることについてと、議案第72号、黒潮町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を黒潮町の住民の使用に供させることについて、ご報告いたします。

これまで、幡多広域10カ市町村で、幡多郡内の公立保育所の使用に関する協定書を締結し、園児の広域入所を行っておりましたが、大正町及び十和村が窪川町と合併したことに伴い、広域の協定の存続が困難になったことから、それ

ぞれ個別に協定書を締結しようとするものであります。

なお、大月町、三原村、四万十市の締結は、事務手続き上のこともございまして、今議会で先決により可決いたしております。

以上、20議案について、所管から詳しい説明を受け、慎重に審査をいたしました。

いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案20件についてのご報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浦尻和伸君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第30号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第73号の5議案であります。

議案第30号、宿毛市国民宿舎施設整備等基金条例の制定について。

本件は、宿毛市国民宿舎「椰子」の管理運営を、4月1日より指定管理者に行わせることになったが、大規模な施設修繕等は宿毛市が行うこととなっており、その財源に充てるため、基金を設置しようとするものであります。

議案第47号は、宿毛市公衆便所条例の一部を改正する条例について。

本件は、松田川親水公園河川環境整備事業の一環として、平成15年度より、多目的広場や駐車場等の整備を行ってきたが、本年度末には、宿毛大橋上流右岸側に整備をしていた公衆便所が完成することに伴い、市民の皆様に幅広く利用していただくため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第48号は、宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について。

本件は、宿毛市の組織、機構の見直しにより、都市建設課の事業部門が建設課に再編されるこ

とに伴い、審議会の庶務を、都市建設課で行っているものを建設課に改める条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第49号、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

現在、高齢者等の単身者が市営住宅に入居する場合の面積要件が29平米となっており、該当する住宅は2団地に限定されており、そのうち1団地については、新たな入居を停止している状況であります。

面積要件を35平米に改正し、入居可能な市営住宅を確保するため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第73号は、市道路線の認定について。

本件は、都市計画街路事業で整備をしていた街路片島線が、一部区間を除き、4月から通行可能になることから、延長780メートルを市道として認定しようとするものであります。

以上、5議案については、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第26号及び議案第27号」の2議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、

+

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第26号及び議案第27号」の2議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡村佳忠君） 起立多数であります。

よって「議案第26号及び議案第27号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第28号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで」の40議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第28号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで」の40議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第28号から議案第62号まで及び議案第64号並びに議案第71号から議案第74号まで」の40議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第34号外6件」の7件を一括議題といたします。

これより「陳情第36号及び陳情第39号から陳情第43号まで」の6件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中徳武君） 総務常任委員長

本委員会に付託されました陳情は、2件でございます。陳情第41号及び陳情第42号の2件でございます。

まず、第41号でございますが、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出についてとして、者……………

……………より提出されました陳情でございます。

審査の結果、政府、あるいは自治体は、公共サービスにおける経費の節減と、サービス効果を考えて、民間活力に期待し、民営化や指定管理者制度を進めているのであり、現段階で企業の儲けの場にされる懸念があると、民間開放にブレーキをかけることはいかがなものかと考えます。

また、文中、「画一的な公務員の純減」、いわゆる減らすことはやめ、とのことでありますが、もちろん財政が許せば、人員が多い方がよいわけですけれども、770兆円ともいわれる借金体制に至ったことへの改革として、人員の縮減に取り組んでいるわけでございます。

陳情の要旨にある所得や、地域間においての格差社会の拡大、進展の中で、住民の利便性や権利保障の後退を招かぬようにということは当然であり、国民、あるいは住民として、民間開放については注目し、監視していくことは必要でございます。

ここに至ったことは、過去の為政者の決定結果でありますけども、その構成員たる公務員の主張としてはいかがなものかとも考えます。

よって、本41号の意見書を提出してほしいという陳情は、賛成少数で不採択と決しました。

第42号につきまして、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の

規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について、……………より提出されました陳情でございます。

昨今、サラ金等による多重債務で自己破産がふえておりますし、多重債務者を生み出す要因の1つには、高金利が上げられます。

現在、公定歩合が0.01パーセント、銀行の貸出約定平均金利は、年2パーセントという低金利状況の中、出資法の上限金利は年29.2パーセントで、異常なまでに高い状態でございます。

貯蓄のない家庭が2割を占め、所得の安定が確保できにくい環境のもと、突発的資金需要には借金をせざるを得ず、高金利で借金すれば、返済困難に陥ることは目に見えております。

したがいまして、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利、15から20パーセントまで引き下げることや、貸し金業規正法43条の債務者が制限利息を超えて利息を任意に払った場合、有効な利息の支払いとみなすなし弁済規定が違反金利での貸し付けを助長しているので、これを撤廃すること、及び、日歩貸し金業者や電話担保金融に対する年54.75パーセントという特例金利を廃止することについての意見書を提出してほしいとの陳情でございます。

この陳情第42号につきましては、全会一致で意見書を提出することに可決いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（沖本年男君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託された陳情は、陳情第36号、陳情第39号、陳情第40号の3件であります。

最初に、陳情第36号、宿毛市立野球場夜間照明施設の設置についてであります。

この陳情は、閉会中の継続審査となっている

案件でございましたけれども、陳情者からその目的が達しられたとして、取り下げの申し出がありました。全会一致をもって、これを承認いたしました。

さらに、陳情第39号、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出についてであります。

これも、閉会中の継続審査となっていましたけれども、陳情者の理由によりまして、これを取り下げるとの申し出がございましたので、同じく全会一致をもって、これを承認することに決しました。

続きまして、陳情第40号、幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について、ご報告いたします。

本件につきましても、平成17年第4回定期会からの継続審査となっている案件であり、担当課からの説明、関係者からの聞き取り調査等を委員会で行い、これを踏まえて慎重に審査してまいりました。

審査の過程では、地域や保護者からの具体的な要望があるのか、あるいは、地域で生かせる資格が取得できるなどのメリットがあるか、こういった意見も出されました。大方高校という既存の施設を活用した施設であり、新たな財政負担を要しないこと、また、地域おこし的な効果も期待できること、そして何よりも、幡多に大学教育の場が必要であるとの認識では一致していることから、全会一致で採択することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情3件についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浦尻和伸君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第43号、違法伐採問題への取り組み強化を求める

意見書の提出について。

我が国の林業不振は、いまだ脱出のきざしさえ見えない状態が続いている、地球温暖化対策としての森林整備も、財政問題がネックになり、事業の推進が大きな困難にぶつかっている。

林業不振の最大の原因となっている違法伐採された外材の輸入をなくし、我が国の林業振興を図り、国際的な公約とした森林整備を早急に進めることを強く求めるものであります。

外材の輸入による木材価格の低迷と、林業を取り巻く現状は大変厳しく、危機的な状況にあることにかんがみ、委員会で慎重に審査をした結果、全会一致をもって採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第36号及び陳情第39号並びに陳情第40号、陳情第42号、陳情第43号」の5件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第36号及び陳情第39号並びに陳情第40号、陳情第42号、陳情第43号」の5件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第41号」について、討論に入れます。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第41号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

+

「陳情第34号」については、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件については、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、西村六男君ほか7名から「議案第75号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第75号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議案第75号」を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって、「議案第75号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第75号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第75号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。
よって、「議案第75号」は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、西村六男君ほか7名から「議案第76号 宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第76号 宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議案第76号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま議題となっております宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。

宿毛市議会においては、平成15年第1回定期例会において、報酬を減額し、現在に至っております。

しかしながら、地方自治体を取り巻く状況は依然として非常に厳しく、加えて国の三位一体改革による地方交付税等の見直しにより、今までにない財源不足が生じてきており、積極的な意識改革が求められているところであります。

このように、厳しい市の財政状況の中で、行政経費の削減を図り、また、関係機関に対しても、意識改革を共有するという観点からも、議員みずからが議員報酬を見直すべきではとの考え方のもと、本議案を提案いたしました。

各議員の賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありません

+

ので、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって、「議案第76号」は、委員会の付託を省略することに決しました。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。
これより、「議案第76号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。
よって、「議案第76号」は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。
ただいま、西村六男君ほか6名から「議案第77号宿毛市議會議員定数条例の一部を改正する条例について」が提出されました。
この際、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第77号「宿毛市議會議員定数条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。
「議案第77号」を議題といたします。
この際、提案理由の説明を求めます。

17番西村六男君。

○17番（西村六男君） 17番、宿毛市議會議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

まず、行政に対する市民意識の変化について、申し上げます。

家庭用固定電話の普及はもとよりのこと、携帯電話の個人普及率が促進された上に、市民のインターネット利用率も急激に増加し、市民の情報収集力が大幅にアップして、行政に対する住民の関心が高まっています。

そのために、市民と行政、すなわち市の各担当職員及び市会議員、各種団体等との意思の疎通はもとよりのこと、その信頼関係は数年前と比較して、比較にならないほど格段に増強し、確実にその目的を双方が理解し、達成できる社会になっていると思います。

また、近年は行政に強い関心を持ち、積極的にボランティア活動を通じ、行政に直接参加する住民も多くなりまして、まことにうれしい限りであります。

特に、交通事情が大変よくなり、離島を除く市内のどこからでも、車であれば30分ないし50分以内で市役所に来ることが可能になり、訪庁する時間差、すなわち時間距離が非常に短縮されました。

また、財政面で見ると、平成7年は127億500万であった当初予算が、平成18年度、本年は99億7,000万と、この10年間で何と23パーセントもの縮小がなされている、極めて厳しい財政状況となっています。

ゆえに、市の条例では、職員定数を437名と定めていますが、現在は363名と74名も減員された人数で日常業務を遂行しております。

なおかつ、本年は消防職員を除く退職者数が17名に対し、新規採用はわずか5名という、わずかな補充の中で、職員は努力をしている現状であります。

+

議会の構成で見れば、議員定数条例を18名にした3年前の平成15年には、宿毛市の人口は2万5,097名であったが、平成18年度現在では、2万4,318人と、この3年足らずの間に700人の人口減となっており、少子高齢化の人口自然減と不況とが相まって、税収の減少につながって、極めて厳しい現状であります。

また、市町村合併でいえば、残念ながら、合併には至らなかったが、大月町との4回にわたる合併協議会、及びそれに関連する宿毛市議会特別委員会、議員協議会等で論議を重ね、検討した結果、合併のあかつきには、宿毛市側より選出の議員数は2名減の16名で十分に活動ができると合意していた経過等々をかんがみ、18人の議員数を16名にしようと提案するものであります。

宿毛市議会の少数精鋭による運営と議会構成を図り、なおかつ、種々の情意をいましめ、市民に理解と、より一層の協力を求め、市の職員にその範を示し、地方に対するいじめではないかとさえ思われる三位一体改革を克服し、格差を乗り切って、栄ある不滅の宿毛市であるために、同僚議員諸氏のご賛同を心よりお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、宮本有二君。

○8番（宮本有二君） ただいま提案された議案第77号、提案理由の説明を受けまして、若干、質疑をさせていただきます。

まず、第1に、議会は弁論の府であり、良識の府でありますから、動議を提出されることは、それは議員一人ひとりの権利でございますので、

それは決してとめるものではありませんが、議会の運営委員長は、議会を円滑に、スムーズにという責務がございますが、先の協議会の中で、意見調整がなかなかつかない部分があると。その部分について、例えば執行部の出された議案であるならば、この本会議において質疑、討論、採決と、表決というのが議会の本分でありますけれども、議会意思の決定にかかわる事項を、あえてただいま提案理由の説明を聞きましたけれども、本会議に持ち込んだ理由について、それだけの緊急性があったものかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、16名に減員するという案でございますが、前段の協議会では、いろいろな意見が出て、17名という会派もございましたが、賛同者、西村さん以下6名ということでございますから、すべて16名に同意をされておりますが、その他会派の変更になられた理由、お一人おひとりにお聞きしたいんですが、提案者の方から説明ができればお願いを申し上げます。

それから、報酬の減額、財政が悪化をしておると。ちょっと控えますと、平成7年から18年までに23パーセント、127億5,000万から99億7,000万へと、財政は確かに逼迫状態で悪化をたどっておりますが、財政が苦しいときには、議会は議員の報酬を下げるべきであって、人口とか財政規模も関係ありますけれども、やはりその定数の削減というのは、民主主義の、代表制の民主主義の根幹に触れるところでございますから、その法の趣旨、例えば自治法の91条に定められた法定数、各市はそれぞれ規模がばらばらですので、ある程度、変化がありますが、26名以下で条例定数を定めなさいよという法の趣旨は、お金がないから議員を減すということになりますと、議会は間接民主主義の代弁者でございますが、少しおかしな理屈になってくると思うんですが、そのあた

りの提案者の見解についてもお聞きをさせていただきます。

それから、人口が3年間700人とおっしゃっておりますが、現在、2万4,000数百名の我が市は、この議員手帳で見てみますと、合併から取り残されて、全国で3万人未満の市は58ございます。平成15、6年の合併までは80ぐらいあったと思いますが、全体で3,000余りあった市町村は、40パーセント減の1,822にくくられましたが、その中で、市は660有余から745にふえました。当然、小さな町がくつついでふえたわけですから、宿毛市のように、合併がならなかつた、あるいは合併をしなかつたところは58、3万人未満はございますが、その間の、その市の定数は、私の記憶の範囲では、58のうちに、宿毛市と同じ3万人未満で18議席をとっているのが11、それから、19から22議席ぐらいまでが39、そして、全国745市の中で、わずかに9市だけが定数17以下でございます。

残念なことに、これからは室戸も、そして土佐清水も、その数字に入れておりまして、745市中9市が2万人を割っております。宿毛市は、議員定数18は、2万4,000人の人口からすれば、全国から比べても決して大きい数字ではないんですが、確かに議会の定数を減すことには、この法的な考え方は別として、率先して減していくという考え方は、将来にわたって、持つておかなければなりませんけれども、今、それをやらなければならぬという理由について、もう少しお伺いをしたいと思います。

1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 17番、西村六男君。

○17番（西村六男君） 宮本議員の質疑にお答えいたします。

まず、最初に議運の委員長は、議会を運営をスムーズにやるべき立場な者が、こういう提案

はどうかというお尋ねでございましたが、西村は議運の委員長である以前に、議員・西村六男でありますし、また、平成会の会長でもあります。

そういう立場から、平成会の同僚議員の推を受けて、私がここで立たせていただきましたので、あえて議運の委員長、ここに立つのはだめだという考えは毛頭持っておりません。

次に、いろいろな意見があつたが、16名になったのはどういう経過かといいますが、十人十色、いろいろな意見も出てまいりました。しかし、最終的に、歳費と議員定数は別個に結論を出そうではないかという全員の協議会の意見がまとまりましたので、前段の16名が17名になるか18名そのまんまかというようなのは、すべて水に流して、先に歳費の方が話をまとめましたので、今度、減員の件のみ話しましたので、16名ということになったわけでございます。

そして、財政と定数の問題でございますが、これは、こういう財政が逼迫したときに、やはり議員としても、ふえればそれだけ必要であります。反対に、議員が積極的に勉強し、研究し、むだをなくして、どんどんどんどんこの行政に対して協力体制がしけるのであれば、まことに結構でございますが、いかんせん、なかなかそのような望むべく活動も、私においてはかないませんので、私としては、やはりここは議員を減すべきだという考えに立っております。

他市と比べてどうなるかということでございますが、これは議員数ですかね。これは、私が16名に、若干長くなりますが、16名に考えが及んだところについて、ちょっと話させていただきたいと思います。

宿毛市は、昭和29年4月に誕生いたしました。そのときは、平田、山奈、橋上、宿毛、小筑紫、沖の島、6つの村が合併して、定数30

+

人で始まったわけでございますが、30人の定数は1回、2回、3回とやりまして、4回目の昭和41年4月24日の選挙から26人になりますて、6回選挙をやっております。

その途中の53年4月に、私は当選いたしまして、岡崎議員は45年の4月に当選しておりますが、それで今度、昭和58年4月24日の選挙に、昭和62年4月26日の選挙から22に、一気に4つ減そうということになりました。

そのときに残っておるのが、岡崎、中川、山本、私の4人の議員でございますが、一気に4人も減すということで、いろんな意見が出てまいりました。いろいろな心配もありました。

しかし、やってみれば、本当に思うたよりスマーズにいったと。今、宮本君が言われる行政、財政よりは、議員の数が多い方がいいのではないかという、もっともな意見もありましたけれども、思ったより生むが易しだったなということで、今度、2回目の削減を昭和62年4月26日の第10回目の選挙になりました。そのときも、やはりいろんな意見が出ました。しかし、それもやってみればうまくいったと。ただ、変わったのは、委員会が4つあったのを3つにしたと。思ったより、生むは易しだったなという、そういう考え方等もありまして、私は、市民の声を吸い上げるということは、非常に大事なことですございますけれども、今までのこの議員定数を削減していく経過をかんがみて、決してこれは運営ができないのではない。16人にはすれば、委員会構成も心配だなと思いますけれども、委員会を2つにして、会期が1日、2日延びる程度であるのでは、それでもいいのではないかということで、私は18の議員の数よりは、少しでも財政に寄与する方というとらえ方をさせていただきました。

特に、他市と比べてどうであるかと、大変、

宮本議員が広い見聞からご意見をいただきましたが、私は、全国的に見ても、今、こうして話しておるその時点で、ほかの市町村も減す、減さないの話もしておるかもしれないから、そういう遠くを見ずに、近くの高知県だけを参考にさせていただきましたので、それをちょっと話させていただきたいと思います。

当然、議員の定数については、経済だけではありません。人口、面積、企業の立地、一次、二次産業の形態、あり方、交通、文教、観光等々、あらゆる面を考慮して決めるべきはもともではございますけれども、議員申されましたように、5万人以下の市は、26名以下であれば、自由にその市で決めてもいいんですよという法律がありますので、これは当然、使うべきだという気持ちを持っております。

ちなみに、高知県内の例を申しますと、土佐市が現在、議員は20人でございますが、議員1人当たりの市民は1,516人、それで18年4月、ことしの4月には間に合わないけれども、22年の選挙には、また減そうではないかという動きがあるということも耳に入っています。

そして、須崎市が18年11月、ことしの11月の選挙より、須崎市が18人に減します。それが、同じく議員1人当たりの人口は1,499人。そして、お隣の四万十市が、面積は宿毛市よりずっと広いわけですが、ただいま選挙の真っ最中でございまして、18年4月の選挙でございますが、26人になります。それが、議員1人当たりの人口が1,469人。そして、宿毛市が16人にしたら、1人当たりの人口は1,519人。

実に、1,469人の四万十市と1,519人の宿毛市の間に、わずか50人の差で宿毛、土佐市、須崎市、四万十市が入ります。

だから、16人にとっても、宿毛市は決して少

なくない。お隣の市町村と同じ人数である。

一番わかりやすいから人数で言いました。またほかの件も言うべきでありますけれども、なかなか統計がとれませんので、人口で言いますと、それだけお隣の市町村とのバランスがとれておる。

特に参考までに申しますと、高知市は議員が42名おりますけれど、1人当たりの市民は7,847名、南国市は22名おりますが、1人当たりの市民は2,309人でございまして、我々のいう16人よりは、市民の数はぐっと上がります。

そして、お隣の清水市は、ことしの9月の選挙より16人にします。そして、室戸市も、来年の4月より16人にいたします。人口の少ないところは、既にもう前取り、前取りをやっておる。どうしても、私はこういう数字を見ると、やはり市の職員にも無理を言う限りは、我々が身を切って範を示すべき、そういう考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 8番、宮本有二君。

○8番（宮本有二君） ただいま、るる説明を受けたわけでございますが、ちょっとと言い間違いがあったようにも聞こえたんですが、財政がよくなればふやすとかという話も聞きましたが、それはしんしゃくして聞きますが。

人口の程度については、大体似たような説明を受けましたけれども、この会派の中、前段、協議会の中で、そらもう水もんやからという話も聞きましたが、この17名を主張された組も16名になって、賛同者になっておりますが、あの段階では、大体、報酬を、先ほど議決をされた1万5,000円下げようじゃないかと。当然、職員の皆さんも下げておる。特別職も、市長を初め、皆さん下げておる中で、議員だけが無傷でいられるわけではないじゃないかという思いで、それは皆さん合意をしたんですが、

その定員の幅については、例えば、大体18名、現状が大勢を占めておるなというようなものを見計らいながら、16名を出したのではないかという、私自身の思いがあるんですが、変わられるときに、本当に16名がいいんだと、みんなが。17名の人も、いや、よく聞いたら、西村さんの話をよく聞いたら、これは16名やないといかんねといったものなのか、そこら辺はどんなもんなんでしょうかね。

もう一度、私にわかるようにおっしゃっていただきたいと思います。

それから、この少数精銳でやっていくというのは、非常に聞こえがいいんですが、自治法の法の趣旨というのは、少数精銳というのは、議会は住民の代弁者ですから、最小の経費で、少人数でやることは最も、これは望ましいことなんですね。しかし、余りにもそれを、財政が苦しいからというものを表にして少数にしてしまうと、十分な議論が、じゃあできるのかなど。執行部に対しても、牽制や、均衡とバランスですね、そういう牽制とその均衡、そういうものがとれるのかなと。議会の使命は、チェックをし、バランスを保ちということもあるが、余りにも少人数になっていくと、そこで議論も行われずに、まあまあ主義になったり、あるいは議会内で1つの横暴が始まったり、少数ゆえにある弊害もたくさんあるわけですね。

そのあたりと、実際、選挙で、じゃあ少数精銳が選ばれる土壤が、このことはどのように判断なされるのか。

例えば、俗に言う葬式議員と申しますが、葬式があるから行く、議会活動はある程度そっちのけで、少数になることによって、選挙のハードルが高くなる。新人も出にくくなる。そうすれば、議会の活動よりも、選挙の活動に埋没する議員も出るという弊害があるんですが、その高得点を取った方だけが、じゃあ議会で優秀な

議員であるかといえば、非常にそれは比例しないんですね。

高得点を取る方は、とにかくそういうことに必死にもならなきやいけない。もちろん、議会は率先して、最小の人数で最大の効果を上げて、執行部と両輪になっていかなきやならんのですが、この少数というものが、これは1つの考え方として、こういう言葉が出ましたので。

例えば、100年待っても水が清くならないという、あの「百年河清のごとし」という言葉は、あれはずっと、中国の黄河を流れる水が赤土で濁っているんですね。これ、何年待っても清くならないんですが、そういう例えもあって、これは議会の常識として、百年河清を待つ思いで待っても、この選挙がある以上は、少数精銳は非常に難しいという議論もあるんですが、そのあたりのお考えもお聞きしたいと思います。

あとは、よくわかりましたので、あと、私と見解の違いもございますけれども、まずそのことについて、もう一度お聞きをいたしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 17番、西村六男君。

○17番（西村六男君） お答えいたします。

少数精銳という言葉に何らかのかかりがあるようでございますが、やはり選ばれる方が多ければ、だれかがやってくれるだろうと、どうしても人は思います。そして、やはり群れが大きくなつて、しまりがなくなります。

しかし、少なくなければ、おれがやらなければ、だれがやる。執行部に笑われないような質疑するためには、勉強しなければならない。今までには、だれかがやるから、一般質問もやらなくてよかつた。質疑もしなくてもよかつた。しかし、数が少なくなれば、やはり切磋琢磨して、自分の発言をしていくようになると思います。私は、それがあえて、少なくなるから全員いいとは思いません。西村六男は少なくなつたらだめです。

ばかですから。ばかと言っちゃあいけませんかしません、とにかく知恵が足りませんから。しかし、他の皆様方は、私は少なくなつても、十分に私はそれに、市民にこたえていくのではないかと思います。

そして、今もう1つは、少なくなったのをどうして選ぶかと。私たちのグループがどうしてその16人に賛同したのかということでございましたが、いろいろなお考えも、先ほども申しましたように、十人十色あろうかと思います。そして、市民の中でも、いろいろなご意見がおありではないかと思います。

しかし、市民の代表12名が審議した宿毛市行政改革推進委員会の2名の減の答申の尊重、及び世論に謙虚に耳を傾けた結果が、この16名に皆さんのが、私らの会派が賛同したもではないかというふうに、西村は理解しておりますので、どうかご理解のほどをお願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 8番、宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 最後の質疑をしますが、もう1点だけ教えくれますか。

その人口の対比もよくわかりましたし、それから、十分、16人でもやっていけるんだと。少数精銳にも功罪がある。多くいえば、だれかがやってくれるという話もわからんでもありませんが、言わんとするところは、それより深いところにあると思うますが、時間も制約されておりますので、最後に1点だけ。

2名減じることによって、例えば、報酬を500万であるとすれば、1年間で1,000万円減額になります。

そこと、議員の報酬を、例えば18名の議員が適正であるという考え方なら、この2名を減じることじゃなく、2名も住民の代表であるから、やはりその住民の利益を守るために、ここにはむだな方は1人もいないと思うんです。そのことを是とすれば、口封じにもなるわけですから。

+

これは、みんなが痛みを分かち合って、例えば年間1,000万であるならば、18人が1人五、六万報酬を下げれば済む話でありますから、そのこととの整合性は、西村さんはどのようにお考えになっておるかを、最後にお聞きをいたします。

○議長（岡村佳忠君） 17番、西村六男君。

○17番（西村六男君） ご熱心なご質疑をいただきまして、ありがとうございます。

私の心の思いが聞けていただきまして、本当に幸せに思っておりますが。

今、宮本議員の言われました全員の歳費を下げてでも18人を確保することは考えなかつたかというご意見でございますが、額は申しませんが、私たちの会派は、それも考えまして、きょう決まりました1万5,000円の減額を、もう少し額を上げたらどうかという考えに至つておったことも申し上げておきたいと思います。

そして、今、議員が説明されましたように、1年間では、大体1,000万でございます。今月の3月末までは、大体、530万、年間30万ぐらいでした、1人当たりがね。今回から1万5,000円減りますので、大体、1年間で500万くらい、ちょうどになりますので、2人引けば1,000万と。4年で4,000万というぐらいになるわけですが、たった4,000万かとお思いになるかもしれませんけれども、宿毛市の負担金を20パーセントとしてやれば、4億円の、2人減ったことによって、4億円の事業ができると。これはやはり、今の宿毛の財政からいえば、減る痛みもあるけれども、この魅力もあるなというふうな考え方も、私はしておりました。

ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 8番、宮本有二君。

○8番（宮本有二君） ちょっと、やめようと思つておつたのが、わからなくなりましたが。

お金の話はもういいですわ。私たちの会派は、その上に3万円でしたか、そういうものも考えておつたと。

相当額を考えておつたと言われますが、最初に戻つて失礼ですが、水もので、いろいろ変わると言いますけれども、最初は、2人減ずれば報酬はそのままだと。それから、二転三転して、3万円の話も出たんですが、ここでおっしゃつておることとちょっと違つたものがございまして、やっぱり根本には、議員は住民の代弁者であるから、十分に意見を言っていただいて、金額にたまたま直して4,000万ためれば4億の工事ができる、これは余りにも、我々の商売人の感覚ではないかなと。それよりも、住民の声、これは議会がどうとらえていくのか、これがお金にはかえることのない、現代のデモクラシーの根本になつておるところは、私と少し見解が違いますけれども、これ以上、2人がやりあうわけにはいきませんので、あとは討論なり何なりでやりたいと思いますので、もう1回聞きたかったんですが。

西村議員、その会派の中での「水もの」というあたりは、もう少しあわるように言えますでしょうか。

（小休にして質疑継続）

○8番（宮本有二君） ほぼ聞きたいことも聞けましたので、質疑の方はこれで終わります。

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありますので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第77号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

13番佐田忠孝君。

○13番（佐田忠孝君） 13番、議案第77号、宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、私は賛成の討論はしたことがありますが、反対の討論は初めてですが、反対の立場から討論を行います。

私も、現在の議員数に対して、多いのではないかとの市民の声を聞いたことがないでもありませんが、その方たちにとっては、大変耳ざわりのよい提案ではないかと思います。

しかし、本市の場合、法定数26名であります、26名を22名に、さらに20、平成15年には現有18議席に減員してきた経緯があります。

当時は、近隣の議員数に比べて、少し拙速ではないかとの議論もありましたが、将来を見据えて18名にしてきましたところであります。

今回、また、16名にとの提案でありますが、本市の状況を考えるとき、人口2万4,000余名に対して、18名は他市に比べて決して多い数ではありません。

当然のことながら、議員定数は人口推移、財政状況、近隣市町村にかんがみて、議会が率先して、改めていかねばなりません。全国的に見ても、現在の18名は適正規模であり、県下の室戸市や隣接する土佐清水市は、2名減員して16名にしようとしている動きがありますが、いずれも1万8,000人前後と人口が激減しております。先ほども、西村議員さんが1人当たりの数字をおっしゃってましたけれども、室戸市は、ちなみに16名にすれば1,173名

であります。

そしてまた、土佐清水市は16名にして、1,080名であります。

既に財政厳しい現実を踏まえ、行政視察の取りやめ、今議会においても5パーセントの報酬カットを決議したところであります。

言うまでもなく、議会は執行部への監視、市民福祉への向上、各種産業振興への協調体制、公正・公平な各常任委員会の議案、予算の審査、特別委員会や陳情、請願の取り扱いを行うには、現在の18名は最低限必要であります。

経費の節減を短絡的に定数に求めることは、残った議員の報酬確保につながりはしないか。組織力、強力な後援会など、既に持つ現職有利の構図をつくることは、新陳代謝を必要とする議会にはあるまじきことであります。

しかも、選挙時における新人、有能な若手の立候補の足どめになりはしないかを危惧をいたします。

今後、さらに財政状況の悪化、また人口減少に歯どめがきかない場合は、定数削減も余儀なくされることもありますが、今回は、現状の今まで多くの新人の立候補を望むものであります。

以上をもって、反対討論といたします。同僚議員のご賛同を、心からお願いを申し上げまして、終わりにします。

○議長（岡村佳忠君） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

—————・—————・—————

午後 3時39分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、本日提出されま

+

した議案第77号、宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例に、賛成の立場から討論いたします。

まず、この議案の趣旨は、先ほど、提案者である西村議員より説明がありましたが、私も、なぜ賛成の立場をとるのか、理由を申し上げたいと思います。

我が国の行財政を取り巻く環境は、改善がある程度見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、政府は、行財政改革を引き続き、強力に推進しております。本市においても、他の地方自治体と同じく、財政状況は厳しさを増しており、特に昨年、市町村合併の破綻もあり、地方交付税、国庫支出金などの依存財源が3億円余り減少するなど、三位一体改革の波をもろにかぶる、大変厳しい状況になっております。

地方自治体が自立し、生き残るためにには、これまで以上に改革を進め、すべての面で見直しをしなければならないと考えます。

本市では、行政改革大綱と、そのための平成17年度から平成21年度までの5カ年にわたる集中改革プランを発表しております。

この中で、事務事業、組織等機構、外郭団体、第3セクターの見直し、民間委託の推進、職員数や給与、手当の適正化などが作成されております。

特に職員数についても、向こう5年間で32名の削減、そして一般職も本年度より給料を5パーセント削減するなど、これまでにない一歩踏み込んだ内容になっております。

すべての部分で、まさに痛みを伴う、年次ごとに数値目標を決めた集中改革プランとなっておりますが、財政危機を乗り越えるためには、聖域を設けることなく、諮問された行革審では、附帯意見として議員報酬と議員定数の削減を提言しています。

議員定数2名削減の附帯意見については、当

然、可否それぞれ意見や考え方にはあります。私は、厳しい経済不況の中で、必死に頑張っている一般市民の声に、真摯に耳を傾け、一議員として大変厳しい決断ではありますけれども、いまだかつてない財政危機に対応するためには、議会としても、そこまで踏み込むべきではないかと考えまして、この議案に賛成の意を表明いたします。

同僚議員諸氏のご賛同をお願いしまして、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 8番、77号議案ですか、反対の立場から討論をいたします。

大体、西村議員との質疑の中で、私も一般質問並みの、自分の意見を申し上げましたので、ほぼ言いたいことは言い尽くしたんですが、1対1のやりとりで、なかなか聞きそくった部分もあれば、理解しにくかった部分もありますけれども、まず、行革審の答申というのが、西村議員からも菊地議員からも出ましたが、議会は行革審をどうこういうわけでもありませんけれども、どこの答申も待たずして、議会みずからが、最高の権威を持って決めることが、まず鉄則でございます。住民組織に言われたからとか、あるいは、どこぞこの地区長会に言われたからとか、そういうことは参考意見ではありますが、やはり議会人としてどうあるべきかということを、主体性を持って考えねばならんと思っております。

そういう意味からすると、私は、18名というのは、いろいろ人口比較もされましたけれども、決してダブついた議員数ではないと。平成15年に、先を見越して、佐田議員も申されましたが、18名、拙速ではないかという思いもあったが、まず18名でやっていこうじゃないかということから、わずかにまだ3年ぐらいでございますから、3年たたずでございますから、

それほど社会状況が変化したとも思っておりません。

そういう意味からすると、本来ならば、ここは、先ほども申しました。自治法の91条に定められた住民の代弁者としての我々の果たす役割は、種々さまざままでございますから、単にお金に置きかえて話をするというだけでは、議会は、じゃあ何のためにあるんだということにもなりかねません。

いわゆるデモクラシー、デモスとは民衆、そしてクラシーとは統治をすること。民が統治をする代弁者として、議会に出てきている以上は、皆さんそれぞれ、自負を持って、報酬をいただいた分は仕事の対価として、我々は決して生活給ではありませんけれども、いわゆる責任給としていただいておるわけでございますから、その分を、職責を果たしておる18名の議員ばかりだと思います。

そういうことからすれば、18名みんなが財政の苦しいこともわかっておりましますし、職員の給与、きのう、きょう入った、希望に満ちた方も3パーセントカットしているんですから、先ほども言いましたように、議会が無傷ではいられない。しかし、票をいただいて出てくるというこのシステムである以上は、住民の代弁者は多いほどいいんです。本来ならば、経済がこれほど悪化しなければ、議会の機能を発揮するためには、市長は、市民代表として出てくる。その市長が、本当に公約どおりの政治をしておるのかということを見きわめるのは、議会の第一の役目ですから、これを果たすには、みんながそれぞれ報酬に見合った、それ以上の責任を果たすべきであります。

しかし、非常に生活、宿毛市の財政が苦しいならば、思い切って5万とっても、全員が残つて合併に取り残された我々が、全国でわずか58しかない、745も市があって、3万人以下

は58しかない。しかも、1万人未満の町村が488残っております。3,000有余の市が1,822に再編をされて、実に日本の自治体は40パーセント減りました。

そこで、我々は取り残されて、三原も大月もその488の1万人未満の自治体です。新法の合併は、恐らくこの3年以内にガイドラインが出て、知事は我々に申し上げる日がくるでしょう。そのときに、先ほど、16人でやっていけるんだ。合併のときには16人を提案したと言いますが、それは大月を含めて22名の中の16人ですから、全体では22名の議員がいるわけです。

そういう意味からもすれば、現在の18名は、先ほども申しましたが、16に減じた、17人以下は、この日本745の自治体の中で、わずかに9市、しかもこの58の、数を少し間違ったかもしれません、残された3万人以下の58の市町村、市ですね。これは、北海道が13ございます。四国は、高知県だけ5個、そして九州に19ですか、58の38、9は、60パーセントは北海道と九州と四国です。

これは何を意味するのか。我々18名の議員は、市政発展のためには、これを真剣に受け取って、2名減よりも、報酬を、痛みを分かち合って、どうやったらこれは、宿毛市はようなるぞということを真剣に話し合うためには、ダブついた人数がおればカットすればいい。しかし、全国的に見ても、ぎりぎりの線で、平成15年に再編成をしたことを思えば、余りにも短絡的に、4,000万あれば4億の事業ができるから、こういうふうに置きかえたのでは、電卓で叩くようには、人の心は進みません。

どうやって、この宿毛市を盛り上げていくのか。

この間、大阪のある社長と話しましたが、確かに都会は景気がよくなりました。求人倍率も

+

1から1. 6に上昇し、愛知県が一番いいらしいですね。大阪の八尾のある社長は、宮本さん、求人しても人が来んようになった。昔は、事務員1人に100人来よったけど、今は梅田で働くというたら人は来るが、八尾じゃこんでと。

宿毛で工場をふやすと。これは絶好のチャンスでもないかなと思ったんですが、アジアにシフトをしておった日本の企業も、企業秘密の漏洩があり過ぎて、乗っ取られるかもわからないと。職種によっては、日本のどこかでやつた方がいい、こういう考え方の方々も、企業家としてふえてまいっておりますから、やっぱり私は、現在の18名、次も18名、佐田議員が言ったように、有能な新人にも、余りにもハードルを高くしないように、そして議会人が議会活動に専念できるように。それはいろいろあります。少数精鋭の考え方もありますが、そんなに多い数でない18名を、わざわざ、短絡的に削って、職員の給料を下げたから、議会も下げるというのは、法の趣旨に照らして間違っております。

議会は、本来ならば、人数を守って、痛みを分かち合って、お金を減せばいい。そういう意味では、私はこの77号議案には反対をするものでございます。

しかし、ここにきたいきさつ、協議会での話、いろいろここに出せないこともあります、本来ならば、佐田議員のように、重ねてお願いをするところでございますけれども、私も非常に自分勝手な話もいたします。しかし、自民党の議員、私の同会派の議員の方々には、私の心の奥にあるものを察知いただいて、みずからの判断で立つか座るかをきめていただきたいと思います。

この辺で終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、議案第77号に反対の立場から討論をいたします。

通告はいたしておりませんでしたけれども、提案者の説明、そして質疑、それに対する賛成、反対の討論の皆さんのご意見等をお伺いをいたしまして、どうしても日本共産党の会派からも、明確にその立場を明らかにする必要がある、こういうことを自覚をいたしましたので、時間の計画はなかったと、議長は思いますけれども、簡単にこの討論に参加させていただきたいと思います。

私は、この提案者の皆さんや、討論の中、質疑の中で感じたのは、非常に議員の中でも意見が大きく分かれているやに感じます。

このような議会の果たす役割を、市民に対し、また対執行部との行政との関係の中で、どのような役割を果たしていかなければいけないのか、そういう観点からも、私はやはり議会ができるだけ一丸となって、この定数の問題についても同意をしながら進めていくことが必要ではないかというふうに、私は思います。

ここで意見が分かれているのは、これはまた、市民の意見の反映でも、私はあると思います。

さらに先ほど、行革推進委員の皆さん答申と申しますか、答申した内容からではなくて、その意見として出された内容の中にも、12人の委員の皆さんの中から、委員長を除き、11人の方が発言をされております、この定数の問題について。

よく検討して、その内容を見ますと、はつきりと5名ずつの方は、現状18名でえいという意見。そして、反対に、定数を16名に減員すべきだという議論がございました。

ただ、1名については、どちらともつかない意見が出されてたように、議事録、会議録を読

+

みまして感じていたわけでございますが、こういう形の中でも、非常に意見の分かれているものでございます。

ですから、私は、この定数の問題については、実際、これを適用するのは来年の次期の選挙からでございます。定数をどうするかという問題については、議会だけではなく、市民の皆さんも非常に关心を持っているし、またこの議会に対して、意見を述べたい、こういう方々も私はおられると思います。

かつてこの議員定数の問題で、ここで公聴会を開き、市民一般、皆さんからそのご意見を伺う、こういう機会を設けたこともございましたし、当時、私も傍聴したことがあります。こういう形で、市民の皆さんとの意見をより議会に反映する手段をまだ取り入れる、その時間的な余裕もあるわけでございます。

ですから、私は今回はこのように議会が二分した中、そして市民の皆さんも大きく意見が分かれた中で、どちらか一方ということではなくて、とりあえず現状の中で進め、さらに6月議会、あるいはいろんな形ありますけれども、できるだけ早い時期にこの問題について、議会として結論を出す、こういう方向で議論を進めたいと思います。

というふうに意見を持っております。そういう立場から、今議会に提出された77号の議案については、反対でございます。

以上、同僚議員の賛同を求めまして、反対討論といたします。

○議長（岡村佳忠君） ほかに討論はありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第77号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 起立多数であります。

よって、「議案第77号」は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る3月8日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきました。結果、ご提案申し上げました74議案すべてを原案どおりご決定いただきました。まことにありがとうございます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をして、市政の執行に反映させたいと考えております。

平成18年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、大変厳しい財政状況が続く中、新たに策定しました行政改革大綱、及び集中改革プランに基づき、経常経費の節減、むだの排除に努めますとともに、防災対策や少子高齢化対策、産業振興については、積極的に推進していかなければならないと考えております。

また、先ほどは極めて厳しい財政状況を踏まえ、議会におかれましても、みずから議員報酬等を削減いただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜ります

+

ようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成18年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時01分 閉会

+

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

宿毛市議会副議長 菱田征夫

議員 西村六男

議員 岡崎求

+

平成18年3月17日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 田 中 徳 武

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第26号	宿毛市国民保護協議会条例の制定について	原案可決	適 当
議案第27号	宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例の制定について	原案可決	適 当
議案第28号	宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第29号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定について	原案可決	適 当
議案第33号	宿毛市課設置条例の全部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第34号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第37号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第38号	宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第39号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第40号	宿毛市延滞金徴収条例の全部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第57号	宿毛市民交通傷害保障条例を廃止する条例について	原案可決	適 当

+

議案第61号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第62号	高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適 当
議案第64号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第74号	字の区域及び名称の変更について	原案可決	適 当

+

平成18年3月17日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第31号	宿毛市しあわせ長寿祝金支給条例の制定について	原案可決	適 当
議案第32号	宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について	原案可決	適 当
議案第41号	宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第42号	宿毛市少年補導センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第43号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第44号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第45号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第46号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第50号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第51号	宿毛市下水道審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第52号	宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第53号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

+

議案第 54 号	宿毛市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 55 号	宿毛市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 56 号	宿毛市簡易水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 58 号	宿毛市同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第 59 号	宿毛市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第 60 号	宿毛市しあわせ年金支給条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第 71 号	土佐清水市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を土佐清水市の住民の使用に供されることについて	原案可決	適 当
議案第 72 号	黒潮町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を黒潮町の住民の使用に供されることについて	原案可決	適 当

+

平成18年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第30号	宿毛市国民宿舎施設整備等基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第47号	宿毛市公衆便所条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第48号	宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第49号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第73号	市道路線の認定について	原案可決	適 当

+

平成18年3月17日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 田 中 徳 武

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第41号	公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出について	不採択	不適当
第42号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	採 択	妥 当

+

平成18年3月17日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第36号	宿毛市立野球場夜間照明施設の設置について	取り下げ	
第39号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出について	取り下げ	
第40号	幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について	採 択	妥 当

+

平成18年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第43号	違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書の提出について	採 択	妥 当

+

平成18年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第34号	排水ポンプ機の取替えについて

2 理 由 今後なお審査を要するため

+

平成18年3月17日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 田 中 徳 武

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

+

平成18年3月17日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 教育問題について
 - (2) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (3) 下水道事業の運営管理状況について
 - (4) 老人対策の状況について
 - (5) 保育施設の管理状況について
 - (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

+

平成18年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 市営住宅の管理状況について
 - (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

+

平成18年3月23日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

議会運営委員長 西 村 六 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

+

意見書案第1号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年3月23日

提出者	宿毛市議会議員	田中徳武
賛成者	宿毛市議会議員	浅木 敏
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	西郷典生
〃	〃	佐田忠孝

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。 +

また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8897人にものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という）上の、上限金利は年29.2パーセントであり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法【貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法】制定の際、同法施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。

現在、わが国の公定歩合は0.10パーセント、銀行の貸出約定平均金利は年2パーセント以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2パーセントという出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさを感じ取れない。年収が100～200万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実

情である。突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げる必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。

従って、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取り立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく、日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年54.75パーセントという特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75パーセントという特例金利も直ちに廃止すべきである。

については、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要望する。

記

1 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき

- (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げる。
- (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止する。

2 「貸し金業の規制等に関する法律」の改正につき

- (1) 現行法43条のみなし弁済規定を撤廃する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月23日

高知県宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

内 閣 総 理 大 臣 殿

金 融 担 当 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

法 務 大 臣 殿

----- · · ----- · · -----

意見書案第2号

幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年3月23日

提出者	宿毛市議会議員	沖本年男
賛成者	宿毛市議会議員	有田都子
"	"	寺田公一
"	"	菱田征夫
"	"	中川 貢
"	"	西村六男

+

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書

幡多地域は香川県を上回る面積があり、歴史的にすぐれた人材を輩出してきた風土をもっています。幡多地域への大学設置の要望は各方面からありましたが、財政問題、高卒者減少期を迎えるなどで困難とされ、実現されませんでした。

しかし、昨年より、県私学・大学支援課と幡多に大学をつくる会が共催し高知女子大学、高知大学、高知工科大学が後援する体制で「幡多アカデミー」が実施され、大学の講義と地元実践者の発表、地域実習を結び付けた実践的な学習が実現しました。幡多地域に今年度約900名の高校卒業者があり、約160名の県内就職希望者がいます。大学進学者にとっても地元で通学できることが可能になれば、家庭への負担は軽減されます。県立の施設にサテライトが設置されれば、系統的・継続的な大学教育を受ける機会が保障されます。また、自治体職員、各種団体、NPOなどの職員研修としての活用も考えられます。地域づくりのプランナー、インストラクター育成が求められており、地域活性化を担うリーダー研修の場と社会人の生涯学習の場として、幡多の県立大学サテライトの設置と充実を求めます。

記

- 1 県立大方高校をセンターとして、県立大学サテライト（学習拠点）を設置し、高知女子大学、高知短期大学、高知大学、高知工科大学等のインターネット講義が幡多地域で広く受講できるようにされたい。
- 2 学びたい科目を選んで履修する科目群履修制度をとり、各大学の単位を取得できるようにされたい。
- 3 インターネット講義と共に、幡多地域への大学講師派遣により、土、日の連続講義や夜間の集中講義などを行い、長期計画で希望者に大学卒業資格がとれる長期履修制度を導入されたい。
- 4 各自治体職員、各種団体、N P Oなどの系統的研修や社会人の生涯学習が出来るよう聴講生制度を導入されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

高知県宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

高 知 県 知 事 殿

高知県教育委員会 殿

----- · · ----- · · -----

意見書案第3号

+

違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年3月23日

提出者 宿毛市議会議員 浦尻和伸

賛成者 宿毛市議会議員 中平富宏

〃 〃 菊地 徹

〃 〃 宮本有二

〃 〃 山本幸雄

〃 〃 岡崎 求

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書

我が国の林業不振は、未だ脱出の兆しさえ見えない状態が続いている。地球温暖化対策としての森林整備も、そのための財政問題が大きなネックになって、事業の推進が大きな困難にぶつかっている。

もともと森林整備を温暖化対策にカウントすることは、我が国が強力に主張して議定書のなかに盛り込まれたものである。自ら求めて国際的な公約をした我が国はこのことの実現を果た

さなければ、それこそ国際的な非難の的となり、世界中の国の信用を失うこととなりかねない。

森林の整備は温暖化対策の全てではなく、二酸化炭素を吸収して成長した木材を伐採して生活に利用していくことで、さらにその成果を大きなものにしていくのであり、林業不振を早急に克服していくことが、強く求められているのである。

そのような道に大きく立ちはだかっている最大の問題として、我が国に大量に流入している違法伐採された外材の問題がある。このことは世界中の大きな批判のひとつとなっており、一日も早い解決が求められている。この問題はいまや国際的な大問題となっており、先のイギリスでのサミットでも大きく取り上げられている。

我が国に流入してきている違法伐採された外材の量は、輸入材の二割を占めていると言われている。この量は我が国の国産材の量に匹敵する程の量である。この問題は今や我が国の林業不振の最大の原因になっている。国とこの違法伐採された外材を輸入している商社の責任はきわめて重い。

については、違法伐採された外材の輸入を直ちに無くし、我が国の林業の振興を図り、自ら求めて国際的な公約とした森林整備を急速に進めていくために、次のことを実行されるよう強く要望する。

記

- 1 政府は違法伐採された外材の流入を無くすため、輸入商社と共に徹底した調査を行いその姿を明らかにし、流出元の国との交渉を強めること。
- 2 政府は輸入商社に対して、これが違法伐採された外材ではないことの証明を求め、これの証明のないものの輸入は取り止めるように求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

高知県宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

内閣総理大臣殿
外務大臣殿
経済産業大臣殿
環境大臣殿
農林水産大臣殿
林野庁長官殿

+

一般質問通告表
平成18年第1回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	2番 中平富宏君	1 リサイクル（3R）への取り組みについて（市長） 2 西地区道路冠水について（市長、担当課長） （1）与市明川河川改修について （2）駅周辺土地区画整理事業について 3 小中学校耐震改修について（教育長）
2	1番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）行政改革大綱について （2）国民保護法について （3）地元木材の利用促進について （4）生活保護行政の改善について
3	5番 菊地 徹君	1 宿毛市の活性化について（市長） （1）宿毛湾港を活用した活性について （2）ウォーキングの推進について 2 観光行政について（市長、担当課長） （1）四国西南地域の広域観光と本市独自の観光戦略について （2）市内観光コースの整備と宿毛歴史館の内容充実について （3）咸陽島公園の整備について （4）産業観光について 3 教育行政について（教育長） （1）スクールガードの養成について
4	18番 岡崎 求君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）集中改革プランについて （ア）補助金の考え方について 2 宿毛佐伯航路について（市長） （1）運航状況について （2）運航助成について （3）今後の対応について 3 篠山小中学校改築について（市長、教育長）

+

5	3番 有田都子君	1 宿毛の民具展について（市長、教育長） 2 四国八十八ヶ所遍路文化の世界遺産登録について （市長、教育長） 3 児童・生徒の生活リズムの悪化への対応について（教育長）
6	10番 沖本年男君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 行政改革大綱・プランについて (2) 宿毛市東部の浸水被害と横瀬川ダムについて (3) ゴミの減量対策について (4) 地域懇談会の開催について
7	6番 寺田公一君	1 行政方針について（市長） (1) 橋上地域の振興について (2) 林業振興について (3) 介護保険について 2 教育行政について（教育長） (1) 情報教育について (2) 小中学校の統合計画について
8	16番 中川 貢君	1 雇用対策と地域再生計画について（市長） 2 公契約の入札制度の見直しについて（市長）

+

平成18年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	3月23日	同 意
第 2 号	平成17年度宿毛市一般会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 3 号	平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 4 号	平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 5 号	平成17年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 6 号	平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 7 号	平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 8 号	平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第 9 号	平成17年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第10号	平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第11号	平成17年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第12号	平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月23日	原案可決
第13号	平成18年度宿毛市一般会計予算について	3月23日	原案可決
第14号	平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第15号	平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第16号	平成18年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第17号	平成18年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月23日	原案可決

+

第18号	平成18年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月23日	原案可決
第19号	平成18年度宿毛市老人保健特別会計予算について	3月23日	原案可決
第20号	平成18年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第21号	平成18年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第22号	平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第23号	平成18年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月23日	原案可決
第24号	平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月23日	原案可決
第25号	平成18年度宿毛市水道事業会計予算について	3月23日	原案可決
第26号	宿毛市国民保護協議会条例の制定について	3月23日	原案可決
第27号	宿毛市国民保護対策本部及び宿毛市緊急対処事態対策本部条例の制定について	3月23日	原案可決
第28号	宿毛市移動通信用施設の設置及び管理に関する条例の制定について	3月23日	原案可決
第29号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の制定について	3月23日	原案可決
第30号	宿毛市国民宿舎施設整備等基金条例の制定について	3月23日	原案可決
第31号	宿毛市しあわせ長寿祝金支給条例の制定について	3月23日	原案可決
第32号	宿毛市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について	3月23日	原案可決
第33号	宿毛市課設置条例の全部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第34号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決

+

第37号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第38号	宿毛市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第39号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第40号	宿毛市延滞金徴収条例の全部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第41号	宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第42号	宿毛市少年補導センター設置条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第43号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第44号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第45号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第46号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第47号	宿毛市公衆便所条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第48号	宿毛市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第49号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第50号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第51号	宿毛市下水道審議会条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第52号	宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第53号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第54号	宿毛市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決

+

第55号	宿毛市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第56号	宿毛市簡易水道事業設置に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第57号	宿毛市民交通傷害保障条例を廃止する条例について	3月23日	原案可決
第58号	宿毛市同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について	3月23日	原案可決
第59号	宿毛市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について	3月23日	原案可決
第60号	宿毛市しあわせ年金支給条例を廃止する条例について	3月23日	原案可決
第61号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	3月23日	原案可決
第62号	高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	3月23日	原案可決
第63号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	3月8日	原案可決
第64号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	3月23日	原案可決
第65号	高知西部環境施設組合の解散について	3月8日	原案可決
第66号	高知西部環境施設組合の解散に伴う事務の承継について	3月8日	原案可決
第67号	高知西部環境施設組合の解散に伴う財産処分について	3月8日	原案可決
第68号	四万十市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を四万十市の住民の使用に供させることについて	3月8日	原案可決
第69号	大月町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を大月町の住民の使用に供させることについて	3月8日	原案可決
第70号	三原村立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を三原村の住民の使用に供させることについて	3月8日	原案可決
第71号	土佐清水市立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を土佐清水市の住民の使用に供させることについて	3月23日	原案可決

第72号	黒潮町立保育所を宿毛市の住民が使用すること及び宿毛市立保育所を黒潮町の住民の使用に供させることについて	3月23日	原案可決
第73号	市道路線の認定について	3月23日	原案可決
第74号	字の区域及び名称の変更について	3月23日	原案可決
第75号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第76号	宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決
第77号	宿毛市議会議員定数条例の一部を改正する条例について	3月23日	原案可決

+

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第36号	宿毛市立野球場夜間照明施設の設置について	3月23日	取り下げ
第39号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出について	3月23日	取り下げ
第40号	幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について	3月23日	採 択
第41号	公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出について	3月23日	不採択
第42号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	3月23日	採 択
第43号	違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書の提出について	3月23日	採 択

+